

Indigenous Peoples, Colonialism and 'Decolonisation' : The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples in International Law

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 昭俊 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003948

先住民, 植民地支配, 脱植民地化 —国際連合先住民権利宣言と国際法—

清水 昭 俊*

Indigenous Peoples, Colonialism and ‘Decolonisation’: *The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples in International Law*

Akitoshi Shimizu

2007年9月に国際連合(国連)総会は国際連合先住民権利宣言を採択した(国連総会決議61/295)。国連がその公的な意思として採択し表明した初めての先住権に関する包括的な規定である。国連の下部組織である作業部会がこの宣言の最初の草案を起草したのは1993年だった。総会が決議するまでに14年もの間隔があるのは、宣言の内容について国連加盟国が合意に達するのに、それだけ長期間を要したからである。その間、国連の外部では、1993年の起草案は先住権に関する事実上の国際標準として機能してきた。国際法の専門家のみならず、先住民運動の活発な諸国では一般の間で、さらに国際機関や各国政府においてさえも、そのように受けとめられてきた。さらに、先住民組織はその運動を通してこの文書の影響を高めてきた。この文書は事実上、先住民自身が発した一つの宣言—「1993年宣言」と呼ぶべきもの—と見ることができる。これら状況的条件に加えて、この1993年宣言は、先住権をその根拠とともに包括的に述べる均整のとれた構成と、よく練られた法的言語の表現によって、それ自体が説得力に富む文書である。1993年宣言は2007年決議に対しても、それを評価する標準となりえている。1993年宣言を参照すれば、2007年決議が多くの修正を受けたものであること、その修正は加盟国政府の国内先住民に対する利害と懸念を反映したものであることが、判明する。

この論文で私は、2007年決議ではなく1993年宣言を取り上げて、宣言が先

*東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所フェロー、神奈川大学日本常民文化研究所特別研究員、国立民族学博物館名誉教授

Key Words : peoples, the collective right of existence, peoples' right of self-determination, ethnocide, cultural genocide, decolonisation, colonialism, the Belgian Thesis, the ILO definition of 'indigenous peoples'

キーワード : 民, 民の集合的生命権, 民の自己決定権 (自決権), ジェノサイド, 文化絶滅 (文化的ジェノサイド), 脱植民地化, 植民地支配, ベルギー・テーゼ, 「先住民」のILO定義

住権を要求するその構造を分析する。分析の焦点は三つのテーマ、つまり、先住民としての権利、民としての基本的権利、復権のための国際的および国内的な制度的枠組みである。要求する権利の全体は、一つの独自の民に保障されるべき「民の集合的生命権」を構成する。この権利を先住民は拒絶されてきた。1993年宣言は条文で先住民の権利を網羅している。それが可能だったのは、先住民の歴史経験を総括して「民族絶滅と文化絶滅」と認識するからである。1993年宣言は国際法規を目指した文書であり、そこに述べる権利要求は、民としての集合的生命権の要求を初めとして、先住民に関わる既存の国際法の体系に変革を要求する。しかし、2007年決議はこの種の変革を達成してはいない。逆に国連加盟国は、条文の文言を操作することによって、1993年宣言の権利要求の構造を曖昧にすることに成功している。2007年決議はもはや先住民の歴史経験「民族絶滅と文化絶滅」に言及してはいない。

論文の第二の課題として、国際法において先住民が彼らの権利を奪われ、彼らの存在が不可視にされた歴史を、歴史を遡る方向で追跡する。とりわけ国連と国際労働機構（ILO）が採択した国際法規が考察の焦点である。その後の歴史で先住民を不可視にした分岐点は、1950年代初めにベルギー政府の主張した所謂「ベルギー・テーゼ」をめぐる論争だった。このテーゼによってベルギー政府は、国連の脱植民地化の事業について多数の加盟国が選択しつつあった実施形態に、異議を唱えた。「反植民地勢力」に対抗して、ベルギー・テーゼは国連の脱植民地化の事業の基底にある特性を暴いていった。ベルギー政府が全ての「非自治の先住の民」に平等の処遇を要求したのに対し、国連は脱植民地化の対象を「非自治の地域」つまり欧米宗主国の海外植民地に限定した。ベルギー・テーゼによれば、「反植民地勢力」が追求する脱植民地化のモデルはラテンアメリカ諸国の「革命」経験だった。それは、植民地が宗主国支配から解放される一方で、国内に先住民に対する植民地支配を持続させるモデルであり、実際、1950年代以降に独立したアジア・アフリカの多くの新興国が、このモデルに従って、国内に先住民支配を持続させた。この国連による脱植民地化が再定義した国家像は、国内に先住民支配が埋め込まれた構造の国家だった。

国連の素通りした「非自治の」先住民を対象として、ILOは107号条約を採択し、「統合」政策を推進しようとした。107号条約は、「先住」諸人口に法的定義を与えた最初の国際法である。植民地征服という歴史的起点に言及して「先住」諸人口を捉えるこの「ILO定義」は、その後の先住民に関する概念的な思考に影響力を発揮し、先住民自身の先住民に関する思考でさえ拘束した。107号条約は国家に「後見」役を与え、「被後見」の先住民を「より発達した国民共同体」に統合することによって、国家に先住民「文化絶滅」政策を推進させようとする。ILOの統合政策は植民地主義の第二次世界大戦後における形態である。

1993年宣言は、国連とILOによる脱植民地化の政策を含めて、植民地支配の歴史からの回復を要求する。この論文で行う先住民の権利の歴史的考察は、共通に受け入れられている「先住民」の定義について、見直しが必要であることを示唆する。先住民の決定的な示差的特徴として、植民地征服に言及することは不適切である。1993年宣言は、国家その他の外的エージェントによる「先

住民」の定義と認定を、拒否している。「先住民」の定義と認定は先住民自身の自己決定権に属すべきである。それと同時に、1993年宣言は先住民を、「民族絶滅と文化絶滅」を被らされてきた民と描いている。1993年宣言は先住民に対する呼びかけを含意している。1993年宣言は先住民運動の用具であるに留まらず、運動自体の容器でもある。

In September 2007 the United Nations General Assembly adopted the Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (GA Resolution 61/295), the first comprehensive instrument of international law on the indigenous rights that the UN decided and issued as its official will. The initial draft of the Declaration was issued as early as in 1993 by a working group of a lowest organisational status in the United Nations (UN). A long period of fourteen years since then was necessary for member states of the UN to arrive at the final agreement on the text of the Declaration. During that time, on the other hand, the initial draft of 1993 has been functioning as a *de facto* international standard for the indigenous rights. The 1993 draft was broadly accepted as such by academic specialists of international law, by the public in those countries where indigenous peoples were active in their movements, and even by international and national authorities. Indigenous organisations through their movements have invested the draft with influence, to the extent that it now deserve to be called *the 1993 Declaration* proclaimed by indigenous peoples themselves. Besides those situational conditions, the draft itself is plausible and persuasive in the coherent composition of the text, which elucidates the whole variety of indigenous rights, together with their reasonable bases, in deliberately selected legal language. The 1993 declaration may even be referred to as a standard for assessing the 2007 resolution. This comparison reveals that the latter has received quite a few changes, which reflect the interests and anxieties held by the UN member states concerning their domestic policy on indigenous peoples.

In this paper, I will take up the 1993 Declaration, instead of the 2007 resolution, as the primary data and analyse the structure of the indigenous rights as stated in the declaration. The analysis will focus on three themes: the rights specific to indigenous peoples, the rights equally fundamental to all peoples, and the national and international framework for the implementation of the proclaimed rights. The whole set of those rights should be categorised as *the collective right of existence as a distinctive people*. The right has been categorically refused to the indigenous peoples. The 1993 Declaration enumerated those rights in a thoroughly comprehensive way, a feature based on the recognition of *ethnocide and cultural genocide*, the historical experience shared by indigenous peoples. The 1993 Declaration explicitly demands a reform in the current regime of international law circumscribing the indigenous peoples. The 2007 resolution failed to attain this sort of reform. On

the contrary, the UN member states successfully obscured the right-claiming structure of the 1993 Declaration by manipulating the language used in the resolution. Thus, the ‘ethnocide and cultural genocide’, representing the whole historical experiences of suppression against indigenous peoples, has been entirely deleted from the final resolution.

As the second objective of this paper, I will trace the historical process, in a retrospective way, how indigenous peoples have been deprived of their rights and made invisible in international law, particularly in the legal instruments enacted by international organisations, the UN and the International Labour Organisation (ILO). One of the crucial points of departure for the subsequent history of deprivation is found in the way the debate on the so-called *Belgian Thesis* was concluded in the early 1950s in the UN. Through this set of arguments, the Belgian Government contested against the way majority member states liked to implement the program of decolonisation, one of the major missions of the nascent UN. Confronting the ‘anti-colonial block’, the Belgian Thesis unmasked quite a few fundamental features of the decolonisation conducted by the UN. Whereas the Belgian Government requested equal treatments of all ‘non-self-governing *indigenous peoples*’, the UN decidedly concentrated its efforts of decolonisation on the ‘non-self-governing *territories*’, i.e. the overseas colonies of imperial powers. The Belgian Thesis suggested that Latin American countries demanded liberation of those colonies just in the way they themselves had been liberated from their metropolises. According to this model, all colonies should attain liberation from the colonial regime; but at the same time, the newly independent states should inevitably inherit from the former regime the colonial rule of indigenous peoples within their domestic jurisdiction. Actually many countries in Asia and Africa that attained independence in the 1950s and thereafter followed this model and maintained the colonial rule of indigenous peoples living within their territorial borders. Thus, the program of decolonisation conducted by the UN redefined the idea of the sovereign state, which structurally comprises indigenous peoples under colonial suppression within its territory.

Targeting at those non-self-governing indigenous peoples left aside by the UN, the ILO enacted Covenant no. 107 and proposed a coordinated framework of *integration* policy for those peoples, who were now identified as ‘*indigenous* and other tribal and semi-tribal populations in independent countries’. Covenant no. 107 for the first time gave a legal definition to ‘indigenous’ populations in terms of the historical moment of colonial conquest. This definition, which may be named ‘the ILO definition’, has been exerting an enduring influence and constraining even indigenous peoples themselves in their thought on the concept of ‘indigenous’ peoples. The ILO’s policy of integration represented a post-WWII version of colonialism, assigning the role of *guardian* to the states and guiding them to cultural genocide of

the *ward*, indigenous peoples, by way of ‘integrating’ those peoples into ‘more advanced national communities’.

The 1993 Declaration demands that the history of colonisation, including the policies of decolonisation conducted by the UN and the ILO, should be undone. The historical review conducted in this paper on the rights of indigenous peoples suggests that a revision is necessary for commonly accepted definitions of the term ‘indigenous’ peoples. The ILO definition of the ‘indigenous’ peoples, particularly the reference to the initial moment of colonial conquest, turns out to be irrelevant for conceiving the indigenous peoples. The 1993 Declaration refuses any trial of the states and other external agents to define and identify ‘indigenous peoples’; the definition and identification of ‘indigenous peoples’ should belong to the right of self-determination of the indigenous peoples themselves. At the same time, the 1993 Declaration represents indigenous peoples as those peoples who have been subjected to *ethnocide and cultural genocide*. The 1993 Declaration connotes a calling to indigenous peoples. As such, it provides indigenous peoples not merely with a tool of indigenous movements. It provides the conceptual framework for their indigenous movements.

序	IV 国連による脱植民地化と先住民の消去
テーマ	4-1 民の「主権, 自己決定, 独立, 領土的統合」——植民地独立供与宣言(1)
方法と用語について	4-2 「いまだ独立を達成していない地域の民」——植民地独立供与宣言(2)
I 国際連合における先住民権利宣言	4-3 非自治地域, 信託統治地域——国連と植民地
II 1993年宣言	4-4 脱植民地化の制度形成
2-1 内容の構成	4-5 「情報送付の義務を決定する加盟国指導原則」——国連総会決議1541(xv)
2-2 「民族絶滅と文化絶滅」の拒絶	V 先住民消去の軌跡
2-3 「独自の民」としての存立——生命権の拡大	5-1 ベルギー・テーゼ
2-4 先住民としての諸権利	5-2 国家と国境の再定義——脱植民地化の「強いメッセージ」
2-5 権利実現過程に関する規定	5-3 もう一つの脱植民地化——持続する植民地主義国家像
2-6 権利要求の枠組み	5-4 「地域」か「民」か——脱植民地化の認識枠組みと先住民
2-7 1993年宣言のメッセージ	5-5 再びベルギー・テーゼ
2-8 1993年宣言以後の混迷	5-6 国家の脱植民地化, 先住民の植民地化
2-9 国連における諸国家の障壁	5-7 国際法における「先住民」概念の切り出し——ILO107号条約
2-10 2007年決議	5-8 「植民地化以前の…」——ILO107号条約による定義
III 国際法のコンテキストにおける先住民	5-9 ILO定義を乗り越えて
3-1 国際法の枠組み——先住民の不在	VI 結論
3-2 国際法における概念規定と概念操作の政治	6-1 第二次世界大戦後の国際機関による先住民抑圧
3-3 先住民に対する「統合」政策——ILO107号条約	6-2 「民族絶滅と文化絶滅」——先住民の歴史経験
3-4 一元的統合からの転換——ILO169号条約への改正	6-3 植民地支配
3-5 ILO169号条約の先住民保護政策	6-4 1993年宣言と「先住民」の実践的定義
3-6 先住民の「保護, 承認, 尊重, 適切な考慮」	
3-7 後見国家の言語——パターナリズム	
3-8 「先住」の「民」の「同意」——改定案審議の争点	
3-9 先住民不在で決定した先住民「尊重」	
3-10 先住民権の国際法における不適合の位置づけ	

序

テーマ

2007年9月に国際連合総会は「国際連合先住民権利宣言」を採択した（国連総会決議61/295¹⁾）。国際連合（以後「国連」と略記する）が初めて採択する先住権の包括的な規定である。国連の下部組織である先住諸人口作業部会が先住民の権利に関する国際連合宣言の作業部会案を決定したのは、それに先立つ14年前の1993年だった。この間、この宣言（ないしその草案）の姿は国連の内と外とで大きく異なっていた。

出来事はそれ自体で歴史的な出来事になるのではない。特定の出来事は、時空上の異なる位置で生起する他の出来事と関連させることによって、歴史的な意味を帯びる。過去の同一の出来事であっても、現在時に現す姿は時とともに変転する。国連の場においては、先住民の権利に関する国連宣言が、1993年草案のままの形を保っていたのは、起草後の短期間にすぎない。1993年の時点では、宣言草案の決定それ自体がひとつの記念すべき出来事であり、同時に、同年の国連による「国際先住民年」の取り組みと連結して、先住民に対する国際的関心の高まりを反映し、それを一層促進させることが期待される出来事だった。国連においては、内部の組織系統を段階を踏んで上昇し、最終的には国連総会決議として採択されて、国連の意思を表明する公的文書となるべき期待を、負っていた。しかし、この種の文書に共通の手続きに従い、条文検討のために新たに設置された別の作業部会に送られた。そこで改訂の手が加えられた時点で、1993年草案の全体は、その後成案を得るべき改訂案のための踏み台としての役割を終えて、つまり国連における公的文書としての役割を終えて、公文書館に送られた。

国連の外では、国連における1993年草案のこのような姿は、国連総会が最終の改訂案を国連宣言として採択し公布するまでは、不可視のままに隠されていた。1993年草案が世に出て以来、国連宣言が採択されるまでの14年の間、国連内での姿とは対照的に、国連の外では、国連が準備中の先住民権利宣言は1993年草案の形（条文と内容）で伝えられ、先住民の権利に関する事実上の国際標準として機能した。1993年草案は、先住民の権利をその根拠とともに包括的に述べる均整のとれた構成と、よく練られた法的言語の表現によって、それ自体が説得力に富んでいる。後に見るように、国連の下部組織であるとはいえ、先住諸人口作業部会の審議には、権利宣言が国連総会決議として採択される現実性を見越した多くの国連加盟国が、広範な先住民組

織とともに参加し、意見を闘わせていた。この審議過程が1993年草案に非公式ながら権威を与えていた。先住民の権利を国際的な視野で考察する研究者は、1993年草案が国連ではその役割を終えた後でも、それを先住民に関わる最新の国際法規資料と扱い、考察を行っている²⁾。先住民運動が活発な国々では、一般の人々も、また政府部内でさえもが、1993年草案を、先住民の置かれた状況を判断する標準として受けとめていた。最も重要なことに、先住民は国際的な運動を通して、1993年草案を彼らの権利要求を表明する文書として、それもしばしば「国連先住民権利宣言」の名で広報し、この文書に影響を与えてきた。国連先住民権利宣言は国連ではいまだ未完だったが、先住民運動の影響と相乗して、1993年草案が実質的な一つの権利宣言として機能してきた。国連の内と外での対照的な姿は、1993年草案が国連という場の制約を離れ、それ自体で影響力をもつ自立した文書——先住民が先住民の声として表明する「1993年宣言」と呼ぶべき文書——へと成長したことを示唆する。

再び視線を国連に戻せば、2006年、改訂作業を経た最終案を人権理事会が理事会案として国連総会に提案し、総会でさらに修正をめぐる交渉を経て、2007年9月、国連総会本会議が総会決議として採択した。採択された総会決議61/295に添付された「国連先住民権利宣言 United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples」(以後「2007年決議」と呼ぶ)は、この長い期間に多くの変更と加筆を受けて、1993年宣言の重要な特徴が削ぎ落とされている。今後、国連先住民権利宣言は、2007年に採択された決議の内容で、国連総会の権威を帯びて機能していくはずである。しかし、1993年宣言から多くの権利要求を削ぎ落としたという2007年決議の出自は、削ぎ落とされた内容とともに、先住民組織の記憶に刻まれるはずである。国際的な視野で見て、先住民組織が2007年の決議をどのように受けとめるのか、なお今後の推移を見守る必要がある。

この論文で私は、1993年宣言を論考の主題として取り上げる。2007年に採択された決議ではなく1993年宣言を主題とするのは、次の理由による。二つの文書の今後は、いまの時点では未知である。2007年決議が国連総会の権威を背景として、先住民をめぐるさまざまな政治の場で効力を発揮するかもしれない。あるいは、多くの国連総会決議がそうであるように、国連の名目のみが顧慮される文書で終わり、先住民の現実に対しては影響力を持たないかもしれない。確かに、先住民政策の歴史が長く、国際的にも先住民政策について影響力の強い北米二国とオーストラリア、ニュージーランドが、国連総会では決議案に反対票を投じ、国連総会決議には法的拘束力がないとの確認を表明している。いずれにしても、今後の推移は未知であり、それゆえ、

2007年決議ではなく1993年宣言を主題とするのは、私が2007年決議の将来を否定的に予想しているからではない。私が1993年宣言を重視するのは、そのテキストと内容である。1993年決議は、先住諸人口作業部会での審議の成果を一つの決議案へと編集したものであり、後述するように、審議では、先住民組織と国連加盟国政府という、利害の対立する参加者がそれぞれの立場から意見を述べていた。1993年宣言の条文には、それゆえ、互いに整合しない見解が織り込まれている。事情は2007年決議でも同じである。しかし、両者を比べれば、1993年宣言の方が明らかに内的によく統合されている。2007年決議では、他の条項の規定に制限を加える保留条項が目につく。1993年宣言と照合することによって、こうした制限条項が、1993年宣言に加えられた変更であることが判明する。1993年宣言との照合は、宣言全体の中で重要な位置にある条項について、明示的な条文が2007年決議では曖昧にぼかされていることも明らかにする。テキストの性格上、2007年決議は1993年宣言に対する反論書あるいは少なくともその修正版であり、2007年決議を読解するには、1993年宣言を参照することが不可欠である。1993年宣言との対話として読むことによって、単独に2007年決議を読むのでは読み取れない多くの内容を、読み取ることができる。仮に、今後の先住民をめぐる国際的な政治の場で2007年決議が権威を獲得していくとしても、その内容を把握するためには、1993年宣言の予備知識が必要である。

第二の理由は国際標準としての能力である。1993年宣言は、先住民の権利を保障するための国際標準 international standard を目指したものだ。国際機関と諸国家における先住民の処遇を判定する標準としては、1993年宣言と2007年決議のいずれも参照可能である。国連にとっては、総会の採択した2007年決議がこの機能を果たすべきであろう。しかし、上に見たように、内容がより包括的で標準としてすぐれているのは、1993年宣言である。それは、この二つの文書を互いに照合することによって、容易に判明する。1993年宣言は2007年決議を評価することができる。その逆は真ではない。後に見る国際労働機関 (ILO) の二つの条約についても同様であり、1993年宣言はこの二つの条約を評価できるのに対し、後者はいずれも、1993年宣言を評価する尺度としては、役に立たない。政治的な権威は別として、標準としての能力でいえば、1993年宣言は、2007年決議の出現にも関わらず、この決議を含めて国連など国際機関と諸国家における先住民の処遇を判定する国際標準として、権威を保つはずである。

この論文で私は、第一の課題として、国連総会が国連先住民権利宣言を決議した2007年秋という時点から1993年宣言を振り返り、一つのテキストとして読み解くこ

とを試みる。この課題にとって、1993年宣言がその後に国連で受けた逆風は、宣言のより根底的なメッセージを読み取らせるガイドでもあった。1993年宣言は、「民族絶滅と文化絶滅」の歴史経験を踏まえて、三つのテーマ——先住民としての権利、民としての基本的権利、復権のための国際的および国内的な制度的枠組み——に沿って要求を述べている。1993年宣言は国際法規を目指した文書として、既存の国際法の体制に変革を迫るものである。そこで、1993年宣言の読解に続いて、第二の課題として、先住民の権利要求の歴史的背景を探り、第二次世界大戦後の国際機関と国際法における先住民の処遇の歴史を振り返る。国連における脱植民地化、国連の制定した国際人権規約、さらにILOの二つの条約、これら先住民に関連した国際的事業は、国際法規の整備を通して先住民から権利を剥奪し、先住民の存在を不可視にしてきた。植民地の自立、主権国家、国家間関係、各国国内における差別防止と人権保護、これら国際法と国際秩序を構成する枢要な部分が、同時に、先住民を取り囲み、先住民から権利を剥奪する枠組みだったことが判明する。先住民の権利を宣言する1993年宣言は、この国際秩序の歴史的枠組みと対峙し、その変革を求める要求書でもある。この第二の考察は、先住民の処遇の考察を通して、「先住民」の概念のみならず、先住民の問題を超えたより普遍的な視点から、国連による脱植民地化、それによって再定義された国家像、これら貫く植民地支配など、先住民の権利を消去した諸要因について、再検討を促すはずである。この第二の課題は、道筋を探索しながらの探求であり、予め全体像が確定しているわけではない。考察対象を大まかに見取り図に整理すれば、図1のようになる。

方法と用語について

1993年宣言は、その重要さに応じてすでに十分に考察されてきた。とりわけ国際法との関連について上村（2004）が、挑戦的なタイトルとともに、見通しの良い位置づけを与えている。この論文で取り上げるテーマはいずれも、私の専門的研究としての準備は十分ではない。とりわけ国際法はそうである。しかし、上に述べたように、1993年宣言という同一の文書であっても、現在時におけるその歴史的意味は刻々と変化している。2007年秋という時点からの考察として、このような私の専門をはみ出した包括的な考察を試みる価値はあると期待したい。

国際法と国際関係については、個々のテーマ——国連における脱植民地化³⁾、人権に関わる国際法、ILOの条約——を扱った、概論と詳論を兼ねた優れた文献に、出会うことができた。しかし私の印象では、いずれも、これら複数のテーマを包括した視野

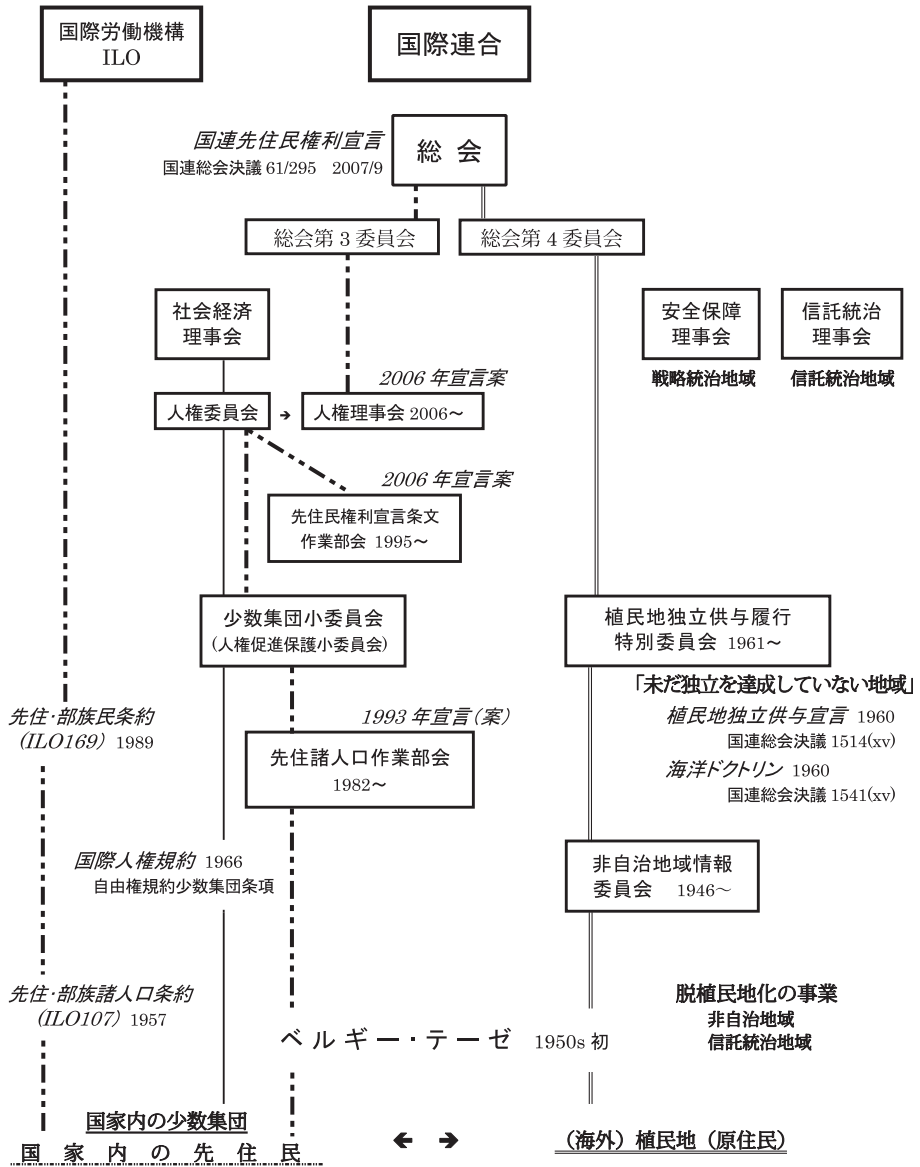


図1 国際秩序の展開, 先住民の位置

での理解を示すものではなかった。私の観察では、国際機関の視野から先住民が消去された主な要因の一つは、国際機関による事業がいずれも部分的であり、先住民の権利問題を素通りして、先住民をいわば国際機関による複数の事業の狭間に放置したことにある。それはとりわけ国連における脱植民地化と人権促進の二つの事業に顕著である。国連がその発足当初から推進した形態での脱植民地化は、1960年代から70年代にかけてが最も活発であり、国連が先住諸人口作業部会を設置して先住民の権利問題を再検討させた80年代以降、脱植民地化の対象地域は急速に減っていく。脱植民地化に関する国際関係の専門的研究もほぼ同じ軌跡を描いたようであり、国連による脱植民地化を跡づけた研究者は、この過程から排除された先住民の権利問題を、脱植民地化の未完の課題として引き続き注視してはいない。他方で、国連は先住民を少数集団の人権保護というコンテキストで扱ってきた。国連は先住民の権利要求に、脱植民地化によって確定した国家像を前提にして対処したのであり、問題の淵源を脱植民地化にまで遡って掘り起こすことはしなかった。現在の国際法の専門家も、同じ視野で、つまり人権保護のコンテキストで、先住民の権利問題を考察している。1993年宣言はこの制約を突破しようとする。私の認識では、国際的環境における先住民の権利問題を理解するには、脱植民地化に対する関心を80年代以降にも延長させ、同時に、人権保護の関心を脱植民地化の過程にまで遡らせて、この二つの関心を総合する必要がある。

以上のようなテーマ設定から、この論文の考察対象は主に国連など国際機関の事業と国際法に絞られる。考察の素材は決して人類学的とはいえない。また、先住民社会の特定の民族誌的状况を念頭に置いた考察でもない。先住民に関する人類学研究が、個別の先住民社会を対象とした民族誌的事実の経験的把握に基礎を置くとすれば、この論文の位置取りは、個別の先住民社会が置かれたグローバルな環境にある。個別の先住民組織による権利要求の運動は、運動の国際的連帯の拡大と相関して展開してきた。上に指摘した国際法と国際機関の事業における先住民の消去は、先住民の権利要求にとって最大の障碍であり、先住民の国際的運動にとって最大のターゲットである。この論文は、より総合的な視点から先住民の国際的環境に接近することによって、この国際的環境から先住民が消去された様相を探ろうとする。それによって個別社会の民族誌的研究に資することを期したい。

専門外の者として国際法と国際関係の専門的研究に接すれば、違和感とともに欠陥と感ずるところも少なくなかった。国際法と国際関係に関して個別のテーマを追求する専門的研究は、研究対象が同一で連続的であるにもかかわらず、それぞれ異なる歴

史的時期に考察の視野を限り、さらに、分野ごとの理解を互いに異なる語彙で表現している。この論文で私自身の思考を表現しようとして、非常に困難に感じたのは、国際法と国際関係の両分野から専門用語を借用したのでは、統一的な用語法による論述ができないという制約である。

法律用語は、現場で出来事を構成する実践的概念に対応し、それは同時に、学術的概念を表現する用具でもある。法的概念の体系は、法規群に新たな法規が追加されるたびに、累積的に変化する。国際法では、この概念上の変化を表現する言語的慣習が、国際法の原語——この論文が関わる範囲では英語——と、それを翻訳して使用する日本語とは、まったく異質である。原語では、同一の用語を継続して使用しつつ、新たな法規が概念内容に変化を加え、あるいは新たな意味を追加していく。用語とそれが表す概念との関係は固定的ではなく、一つの用語の表す概念内容は柔軟に変化する。しかし日本語では、その法的概念内容の変化を、異なる用語を充てることによって、追補してきた。原語では同一の用語が表す（時とともに変化した）概念が、日本語では異なる用語で表現されてきた。原語では、同一用語が表す概念的な広がりであるものが、日本語では、異なる用語が表す異なる概念としてしか読めず、歴史的には同じ用語による同じ概念であり、それゆえ概念内容に連続的な関連が維持されているという、理論的には重要な歴史的経緯が、日本語の用語法からは判読できない場合がある⁴⁾。さらに、用語の選択が時期によってまた専門分野によってさまざまであり、用語と概念の体系が不整合に陥っている例も少なくない。

その典型として、peoples とそれに関連する nation (national), tribal, ethnic, minorities など一連の用語について、問題を指摘し、その対策としてこの論文で採用する用語法について、説明しておきたい。国際法の一般的な翻訳は、複数形の peoples を一貫して「人民⁵⁾」と訳している。先住民関係者は先住民のみに関して、peoples を「民族」と訳している。他方で、国際法に限らないより広い日本語の用法では、「人民」は、国家内の権力関係のコンテキストで意味を成す概念として、権力と対峙する集合、強いて分類すれば階級的な集合を表し、英語では単数形の people に対応する。たとえば、「人民の、人民による、人民のための of the people, by the people, for the people」。後に詳述するように、国際法のコンテキストでは、とりわけ先住民と少数集団をめぐっては、複数形の peoples の語が決定的な意味を持ち、それゆえ各国政府はこの語の使用を極力避けようとする。それは、peoples が日本語の用法での「人民」を意味するからではない。国際法の規定では、複数の peoples は権利において互いに平等であり、個々の people(s) は自己決定権の集合的 collective 主体であり、個々の people(s)

はこの権利に基づいて政治的地位を、国家的独立を含めて「自由に決定する」。「人民」という訳語では、この *peoples* にとって最も重要な属性が的確に表現されない。国際法の想定では、*peoples* は、「人民」のように国家と階級の枠によって可視的になる集合ではなく、国家の枠とは別個にそれ自体の区画を持つ集合の単位である。

nation は、国際法のコンテクストでは、国際連合の名称が *United Nations* (諸国連合) であるように、主権国家であるが、脱植民地化のコンテクストでは、形容詞の *national* とともに、「民族自決」などとして「民族(的)」の訳語が充てられてきた。このコンテクストではむしろ「国民(的)」と訳すべきだった。*ethnic* は国際法では「種族的」と訳されるが、現在の人類学・社会学などでの用語としては、「エスニック(な)」あるいは「民族(的)」が一般的である。*tribal* も国際法では「種族(的)」と訳されていた。むしろ「部族(的)」とすべきである。そして、この論文にとって最も重要な *indigenous peoples* については、一般に「先住民族」の語が使われている。しかし *peoples* は、*national*, *tribal*, *ethnic* など一連の形容詞と結びつくことのできる包括的な語であり、「民族」という訳語に固定させることは、*peoples* あるいは *indigenous peoples* という概念の持っている広い外に開かれた特徴を、削いでしまう。

日本語における用語の相互関係が、英語における用語群と対応せず、混乱した状況にあることが、了解されよう。日本語の「民族」はそれを使用する時期と関心によって、*nation* (*national*), *peoples*, *ethnic* に対応してきた。さらに、国際法が *peoples* とは認めていない *minorities* を、日本語の公定訳は「少数民族」としている。それゆえ、例えば「少数民族は人民ではないゆえに、自決権を有さない」、あるいは「先住民族は他の全ての人民と同権であり、それゆえ自決権を有する」という、国際法に特有の文体での文章を与えられても、そこから法的意味を正確に読み取ることは、きわめて困難である。仮にこの二つの例文から何らかの意味を読み取ったとしても、それは、「*minorities* は *peoples* ではないので、*self-determination* の権利を持たない」、あるいは「*indigenous peoples* は権利において他の全ての *peoples* と平等であり、それゆえ *self-determination* の権利を持つ」という、元の文章の意味とは懸け離れているだろう。おそらく、国際法の法規集が提供する日本語訳だけを資料として国際法を参照したのでは、国際法で最も重要な概念群を的確に把握することは困難である。

これらの条件を考慮して、この論文では、国際法その他における慣習的な用語法に適宜変更を加え、この論文としての用語法の一貫性を確保することにしたい。最も重要な *peoples* については、それに当たる適切な日本語がないことを考慮して、「民」の語を導入することにする⁶⁾。それと連動して、*indigenous peoples* は「先住民」ないし

「先住の民」と表示する。慣用語と異なる用語を採用したものについては、初出の箇所、あるいはさらに適宜必要と思われる箇所で、「自己決定（自決）」などと、丸括弧（）内に慣用語を併記することにする⁷⁾。ちなみに、この論文で採用する用語法で先の例文をいいかえれば、「少数集団は民（つまり少数民族）ではないので、自己決定権を持たない」、「先住（の）民は権利において他の全ての民と平等であり、それゆえ自己決定権を持つ」という表現となる⁸⁾。

「民 *peoples*」は、国際法の規定では、政治的および経済的自己決定権を行使する集合的主体である。このように国際法は、自己決定権など民の属性については規定しているが、「民」という概念自体には定義を与えていない。他方で、「先住民」については、後に考察するように、ILOの169号条約（1989年採択）が、先行する107号条約（1957年採択）の「先住諸人口」概念を修正して、保留条件つきながら定義を与えている。しかし、当時すでに権利要求の運動を活発に進めていた先住民組織は、ILO169号条約が与えた保留つきの定義を、批判し拒絶した。1993年宣言は、先住民の権利を述べるものでありながら、「先住民」の定義を与えていない。それは、やはり後に考察するように、「先住民」の概念定義は不要という先住民組織の主張を反映した選択である。それに代えて、1993年宣言は、「先住民」という認定を先住民の権利としている。つまり「先住民」の定義と認定は個々の先住の民の自己決定権に属す。

このような輻輳した状況を考慮して、この論文で用いる「先住民」の語について、あらかじめ私の考えを述べておきたい。叙述を簡便にするために、名詞形と形容詞形を区別せずに述べれば、「先住（の）*indigenous/indigene*」は、辞書が示す語義では、「原住（の）*native, aboriginal/aborigine*」の同義語と見なしてよい。ここで「原住」の訳を与えた語は、植民地で植民者が支配の対象である現地人を指して使った慣用語であり、このコンテキストでは、日本語の「土人、土民」に相当する侮蔑的語感を伴っていた。これに対して「先住民」は、これとはまったく異なるコンテキストで異なる意味をもって形成された言葉である。それは、おおよそ1970年代以降に形成された先住民運動の国際的連帯のコンテキストで、先住民の権利を要求する集合的主体の意味で使われた。1993年宣言には確かに、「先住民」の概念を直接に定義する条項はない。この定義しないという選択には、定義という行為が持ちうる拘束力を拒否するという意味が、込められている。しかし、1993年宣言はその全体を通して、「先住民」に明確な像を与えて、実質的に「先住民」を定義している。私の解釈では、1993年宣言は、そのテキストで言及する「先住民」を、現在にいたる歴史において「民族絶滅と文化絶滅」を経験してきた民、そして現に経験しつつある民と描いている。1993年

宣言によれば、この歴史経験を通して奪われた民の集会的生命とその条件を回復し発展させることが、「先住民」の権利であり、この歴史経験を踏まえて「先住民」と自己認定し、「先住民」の権利を要求する民が、「先住民」である。

I 国際連合における先住民権利宣言

国連における先住民の権利の審議経過を追ってみたい(図1)。先住民の権利に関する国連宣言の草案の起草を担当したのは「先住諸人口⁹⁾に関する作業部会 Working Group on Indigenous Populations」(これ以後は「先住諸人口作業部会」と略称する)であり、国連社会経済理事会に属す「人権委員会 Commission on Human Rights」の、さらに下部組織である「少数集団の差別防止と保護に関する小委員会 Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities」(これ以後は「少数集団小委員会」)に設置された(1982年)。作業部会は5名のメンバーが構成し、先住民について人権の保護促進状況を審査することなどが任務だった。作業部会の初期の最大の成果が、いずれは国連総会決議として採択されるべき先住民の権利に関する国連宣言案の起草だった。作業部会はこの宣言案起草に向けてオープンな討議の場を組織し、これには世界各地の先住民組織と国連加盟国の政府がオブザーバーとして参加した。参加した先住民について国連の広報サイトは、「オーストラリアからアボリジナルとトレス海峡諸島民、ニュージーランドからマオリ、南北アメリカから先住アメリカ人、極北からイヌイット、北欧からサーミ、日本からアイヌ、そしてアジア・アフリカとロシアからの諸集団が参加した」と述べている(OHCHR 2001a: 5)¹⁰⁾。ここには言及していないが、ハワイ人も参加した。作業部会は、先住民組織と国連加盟国政府の見解を総合して、先住民の諸権利¹¹⁾に関する国際連合宣言の草案を起草し(1993年, Daes 1993a)、上級の少数集団小委員会に送った。小委員会は作業部会の宣言案を承認し、小委員会案としてさらに上級の人権委員会に送った(1994年, Sub-Commission 1994)¹²⁾。人権委員会は、国連宣言案を準備する国連の通例に従って、先住民の権利に関する宣言案についても条文を検討する作業部会(宣言案作業部会)¹³⁾を設けて、宣言案の審議を継続させた(1995年, Commission on Human Rights 1995)。宣言案が起草された1993年の時点では、国連の意思として決定されるまでには、人権委員会、社会経済理事会、そして最後は国連総会と、国連の組織系統に沿って順次に段階を登り、承認を得ていく必要が予定された。国連総会で採択されるまでは、その間に改訂を重ねていく文書は草案 draft に留まるのであり、国連の決定としての公的権威を持

たない¹⁴⁾。なお、1993年に宣言案を起草した先住諸人口作業部会は、その後も存続して、先住民の人権状況を審査するなどの活動を行っている。また、この先住諸人口作業部会の提言などを受けて、社会経済理事会は16名のメンバーから成る常設の助言機関「先住民問題常設フォーラム Permanent Forum on Indigenous Issues (UNPFII)」を設けている(2000年、UNPFII 2006)。

このように、国連の間では限定的な草案に留まっていた間、先住諸人口作業部会の最終案は、先に述べたように、討論に参加した先住民の要求と願望を表明するもの、あるいは国際的な先住民運動の目標を表明するものとして、国際的な影響力を発揮してきた。国連の構成員は国家である。国連の組織系統を上に登るほど、先住民組織が関与する余地は制限され、加盟国政府の利益が前面に出てくる。それとは対照的に、国連の最末端の下級組織である先住諸人口作業部会では、先住民組織が直接に討議に参加し、加盟国の政府見解と対話した。これだけの国際的規模で先住民組織が参加し、先住民の権利について要求を持ち寄った機会は、他にない。作業部会は、先住民組織の提起とともに、加盟国が寄せた見解をも考慮に入れて、草案を起草しているので、宣言案は先住民組織の意見のみを反映しているのではない。それにもかかわらず、宣言案は「先住民の権利」——「先住権 the indigenous rights」とも呼ばれる諸権利——の概念を明確に提示し、その内容を包括的に網羅している。作業部会がこの宣言案を起草した以後は、先住民の権利について述べる見解は、この草案に言及することなく表明することが、事実上不可能になっていた。その意味でこの草案は、先住民の権利のための事実上の国際標準として機能してきた。2007年決議の出現によって、個々の先住民の状態と彼らの権利要求を判定するためのすぐれたチェックリストでありえていることは、上に述べた通りである。

このような宣言案の地位を反映して、宣言案を指示するのに、従来は二つの表示が使われてきた。「先住民の諸権利に関する国際連合宣言の草案」という記述的な表示と、固有名に相当する「国際連合先住民権利宣言」である¹⁵⁾。ここで私が記述的表示と見なしたものに関連して、国連のサイトは「この宣言案には未だ公式の名称がない」と述べていた(OHCHR 2001b: 1, n. 1)。記述的表示は国連の公式文書で使われてきた¹⁶⁾。他方で、先住民組織はおおむね固有名の表示を採用し、さらにしばしば「草案 draft」の語を外して表示してきた。この宣言(案)は固有名を持つ権利宣言であるとの主張を含んだ表示であり、この用法が宣言(案)そのものの情報とともに広がった。先住民組織は、国連のコンテキストを超えて、1993年宣言(案)を彼ら自らの権利宣言として掲げ、彼らの運動を通して彼らの宣言としての権威を付与して

いったといえる。

人権委員会に設置された宣言案作業部会は、審議の結果をまとめた議長案を上級の人権委員会に報告した（2006年3月，Chávez 2006）。その直後に人権委員会が格上げして改組された「人権理事会 Human Rights Council」¹⁷⁾は、宣言案作業部会議長の報告した議長案を承認し、「国際連合先住民権利宣言」の理事会案（以後「2006年宣言案」）として第61回国連総会に提案した（2006年6月）¹⁸⁾。国連総会の第三委員会（社会・人権・文化を扱う）は、アフリカ諸国の意向を受けたナミビア提案を承認して、条文を再検討すること、総会での採決を会期末まで先送りすることを決定した（2006年11月，Tesar 2006）。その会期末に、宣言案の共同提案国（67か国）とアフリカ諸国グループ（53か国）の間で修正の合意が成立し、その最終案が国連総会本会議で61/295決議として採択された（2007年9月，UNPFII 2007b）。大多数の国家（142か国、日本、中国を含む）が賛成したのに対し、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカ合衆国の四国が反対し、ロシアを含む11か国が棄権した（UN 2007）。

「国連先住民権利宣言」には、国連の内部組織の階層序列を反影して、ここで「1993年宣言」と呼ぶ先住諸人口作業部会案（少数集団小委員会案と同一のもの）、ここで「2006年宣言案」と呼ぶ人権理事会案（宣言案作業部会議長案と同一のもの）、そしてここで「2007年決議」と呼ぶ国連総会決議の、三つの文書があることになる。1993年宣言と2006年宣言案の間には大幅な差異がある。それだけ宣言案作業部会では加盟国政府からの反発が強く、加盟国政府の意見が宣言案に織り込まれた。2006年宣言案と最終の2007年決議との差異は多くない。それでも、国連総会の場で2006年宣言案を「ブロック」（Tesar 2006）したアフリカ諸国が、その主張を2006年宣言案に挿入させて、最終決議の内容となった。これら1993年宣言と2006年宣言案および2007年決議との異同については、1993年宣言の予備知識なしにその意味を読み取ることは困難である。全ての考察の基礎として、先ず初めに1993年宣言の内容を把握することにしたい。

II 1993年宣言

2-1 内容の構成

1993年宣言は法律の形式に従って前文と本文（条文）から成り、前文は19のパラグラフ、本文は9部45条の条項で構成される。記述の便宜のために、前文のパラグラフには番号をつけることにする。

1993年宣言は、その名「権利宣言」にふさわしく、条文と前文の大半が、先住民として主張し要求する諸権利を述べている。しかし、その中には、権利要求という文体を取りながら、他の権利の前提を述べるもの、他の権利を実現するための条件を述べるものがある。つまり宣言の内容には部分と部分の間に構造的関係が読み取れる。この構造的関係に沿って宣言を読み解けば、宣言の内容は次の三つのテーマに分けて考えるのが適当である。

- (1) 先住民として要求する権利
- (2) 権利を実現する過程, 民の基本的権利
- (3) 権利を追求する制度的枠組み

第一第二のテーマに関わる諸条項が先住民の権利要求を述べるのに対して、第三テーマの諸条項は、国連を含む国際機関および関係国家について述べる。第一テーマの諸条項が述べるのは、先住民という個別性に結びついた内容の、その意味で先住民に特殊の権利であるが、第二テーマの諸条項は、先住民を含む民一般としての基本的権利を述べる。内容においても第一テーマの諸権利と同列ではなく、第一テーマの諸権利を実現する過程に関わる権利要求を述べる。1993年宣言は全体として、国際的な制度的枠組み(第三テーマ)を整えた上で、民一般として要求すべき権利(第二テーマ)を媒介として、先住民としての個別の諸権利を要求する(第一テーマ)という構成をとっている。第三テーマの国際的視野と関連づければ、第一および第二テーマの諸条項が国際秩序—国際法と国際機関と国際(国家間)関係が構成する秩序—に対して革新的な権利要求を行っていることが了解されよう。

2-2 「民族絶滅と文化絶滅」の拒絶

第一のテーマは、先住民として宣言し要求する諸権利である。それは、「独自個別の民として自由・平和・安全に生きる集合的権利」という、ごく簡潔な表現で示されるような権利である。先住民が「民」であるとの主張は、次の第二テーマで扱うべき項目である。1993年宣言の多数にのぼる条項は、この簡潔な表現にまとめられる権利要求を、具体的に述べることに当てられる。簡潔で包括的な権利要求を具体的な権利要求へと展開させる媒体に、1993年宣言の核心的な特徴がある。1993年宣言はそれを「民族絶滅と文化絶滅」と表現した。「民族絶滅と文化絶滅」は「自由・平和・安全に生きる集合的権利」の全面的な否定であり、集合的に生きることの対極に位置する暴力である。1993年宣言は、先住民に固有の歴史経験が「民族絶滅と文化絶滅」

だったことを示し、その拒絶を通して、「独自個別の民として自由・平和・安全に生きる集合的権利」の具体的内容を述べていく。1993年宣言のこの認識構造を念頭に、個別の条項を見ていきたい。1993年宣言の述べるどの権利も、多かれ少なかれ、ここで取り上げる第一のテーマと関連している。その中でも第II部の諸条項は、先住民として宣言する個別の諸権利を包括する用語で提示しているのだから、まずこの部から見たい。

第II部 [独自の民としての存立]¹⁹⁾

第6条 「先住民は、独自〔個別〕の民 distinct peoples として自由・平和・安全に生きる集合的 collective 権利、ジェノサイドその他いかなる暴力の行為も受けない十全の保障の権利を持つ。〔この暴力の行為には〕いかなる口実によるにせよ先住民の子どもをその家族と共同体から移動させる行為も含まれる。加えて先住民は、人 person [として] の生命・身体的精神的統合・自由・安全に対する個人的権利を持つ。」

第7条 「先住民は民族絶滅と文化絶滅^{エスノサイド ジェノサイド}を被らされない集合的および個人的権利を持つ。これには次の諸項目の防止と賠償が含まれる。

- (a) 先住民から、独自〔個別〕の民としての統合を、あるいは彼らの文化的諸価値ないし民族的 ethnic アイデンティティを奪う目的で行われる、あるいはそのような影響のある全ての行為
- (b) 先住民から彼らの土地・領土・資源を奪う目的で行われる、あるいはそのような影響のある全ての行為
- (c) 先住民の権利を侵害する目的で行われる、あるいはそのような影響のある全ての形態の人口移動
- (d) 法・行政その他の措置で強制された、他の文化ないし生活様式への、全ての形態の同化ないし統合
- (e) 先住民に向けられた全ての形態の否定的プロパガンダ

第8条 「先住民は彼らの独自のアイデンティティと特徴を維持し発展させる集合的および個人的権利を持つ。これには、自らを先住民と認定 identify し、〔他から〕先住民と認められる〔先住民として承認 recognized される〕権利が含まれる。」

第9条 先住〔の〕民および個人が特定の先住民共同体ないし先住民国 nation に、当該の共同体ないし国 nation の伝統と慣習に従って所属する権利。「この権利の行使によっては、いかなる種類の不利益も生じてはならない。」

第10条 「先住民は彼らの土地ないし領土から強制的に移動させられてはならない。関係する先住民の自由なかつ情報周知 informed された同意なしに、移住が行われてはならない。公正で公平な補償に関する事前の合意、可能ならば帰還の選択権を伴う合意 [が必要である。]²⁰⁾

第11条 武力紛争時において特別な保護と安全を求める権利

1993年宣言には、重複する内容の条項が少なからず含まれている。上に引用した条項でも、アイデンティティ、土地・領土とそれからの移住について、それぞれ2か

所で言及している。国連の少数集団小委員会事務局が用意した1993年宣言(案)に対する技術的コメント(Sub-Commission Secretariat 1994)が指摘するように、1993年宣言の条文は国際法の条文として十分に整理されていない。確かに法律文では、複数の条項の述べる内容が重複していれば、同一の事項について複数の曖昧な解釈を導くおそれがある。しかし、通常の文書であれば、同一内容への言及が文書内の異なる箇所でも繰り返して現れることは、むしろ自然である。内容の重なる文章であっても、それぞれの位置で異なる機能を担っているのであれば、内容の重複をいとわずに繰り返すことは、むしろ必要である。1993年宣言を法律文としてではなく、通常の文書として読むならば、宣言に散見される内容の重複は、宣言の内容構成をより容易に読み取らせてくれる。

上に引用した第II部は、先住民の「民」としての存立を求め(第6条)、そのための必須要件を述べる(第7条)。それを述べるのに、1993年宣言は「ジェノサイド、民族絶滅、文化絶滅(文化的ジェノサイド)」という強い表現を採用した。次節で述べるように、「ジェノサイド」はもともとは民の存立に対する攻撃を包括的に意味する概念として創案されたものであるが、国際法は物理的攻撃の意味で使っている。日本語の公定訳はさらに狭い「集団殺害」としている。しかし、1993年宣言は「ジェノサイド」の語を包括的な意味で使っているので、この語を物理的攻撃や「集団殺害」の意味で解してはならない。ここで述べる「ジェノサイド、民族絶滅、文化絶滅」²¹⁾は、先住民の民としての存立を^{トータル}総体的に否定する極限的な行為であり、この二つの条項はその内容を具体的に示すとともに、そのような「民族絶滅と文化絶滅」を拒絶する。第8条以下は、第6条および第7条と部分的に重複しつつ、独自個別の民としての存立と存続に関わる権利を敷衍している。

1993年宣言には、先住民の歴史に直接に言及する条項は含まれていない。上に引用した諸条項も他の条項と同じく、未来にありうる権利侵害を抽象的に想定する法律の文体で、先住民の要求する権利を述べている。宣言はその「未来にありうる権利侵害」を「民族絶滅と文化絶滅」に集約して、それを総体として拒絶する。未来に「民族絶滅と文化絶滅」を想定するのは、先住民にとってそれが抽象的な可能性である以上に現実的なおそれだからであり、その現実感覚は先住民に固有の具体的な歴史経験に裏づけられている。宣言は僅かに前文の二つのパラグラフで、先住民の歴史経験に触れている。

前文5 「先住民がその人権と基本的自由を奪われてきたこと、このことがとりわけ植民地支配 colonization と彼らの土地・領土・資源の没収とをもたらし、とりわけ彼

- 前文 8 「自身が必要と利益に従って発展する権利を妨げてきたことに配慮し、」
 「先住民が彼ら自身を組織して政治的・経済的・社会的・文化的な向上に努め、あらゆる形態の差別と抑圧を、それが生起しているところでは撤廃させるよう努力していることを歓迎し、」

この前文が示す歴史認識は、第II部の条項が述べる「民族絶滅と文化絶滅」の内容とあまりにも懸け離れている。1993年宣言はもともとは国連宣言を意図した文書であり、全体を貫いている想定では、条文は国連総会が代弁して先住民の権利要求を宣言するのに対して、前文は、国連総会を主語と想定した文体で——それゆえ上に引用した前文で「配慮、歓迎」する主体は国連総会である——国連総会がそのような宣言を行うにいたった背景の認識を述べる。条文と前文の示す歴史認識が、互いに懸け離れているのは、先住民と国連総会との認識の差異を——それもあくまで起草当時の先住諸人口作業部会の想定という範囲内のものであるが——映し出しているからである。前文が列挙する過去の「人権と基本的自由の侵害、植民地支配²²⁾、土地・領土・資源の没収、発展の阻害、あらゆる形態の差別と抑圧」は、先住民に対して行われた「民族絶滅と文化絶滅」の一部分、国連の加盟国政府がその許容範囲で認識し表明する僅かな部分に過ぎない。

1993年宣言の形で先住民が権利要求する最大の動機は、つきつめれば、第II部の条項が示すように、彼らが過去に経験してきた「民族絶滅と文化絶滅」の拒絶だった。1993年宣言はしかし、この「民族絶滅と文化絶滅」を行う（行った）エージェントを、明示しない。先住民の権利要求に応えるべき義務を負う存在として、宣言の条項が言及する「国家 the State」²³⁾は、そのように明示してはいないが、宣言が示唆する先住民抑圧のエージェントである。「民族絶滅と文化絶滅」のエージェントが「国家」であると了解すれば、「文化絶滅」の同化政策が先住民をそれへと「統合」しようとする「他の文化」（第7条d）が、この「国家」の支配的文化を指していることも、了解される。

2-3 「独自の民」としての存立——生命権の拡大

上に引用した条項の文言を個別に解釈すれば、第6条は、先住民が「自由に平和にかつ安全に生きる」権利つまり生命権 the right of existence を、「独自個別の民」の集合的権利として主張し、第7条は、この生命権の総体的な否定である「民族絶滅と文化絶滅」の拒絶を、やはり集合的権利として主張している。少数集団小委員会事務局の技術的コメントは、生命権を掲げる国際法として世界人権宣言と国際人権規約を挙

げている (Sub-Commission Secretariat 1994, para. 35)。しかし、これらが認めていたのはいずれも、個人の権利としての生命権だった。1993年宣言の第6条はそれを集合的生命権として主張する。後続の節で述べることを先取りして補足すれば、「独自個別の民として」の集合的生命は、自己決定権に基づいて「政治的地位を自由に決定し、経済的・社会的・文化的な発展を自由に追求する」営み、先住民が伝統的に占拠し所有する「環境総体」と統合的な「先住民の独自の政治的・経済的・社会的・文化的特徴を、維持し強化する」営みである。

少数集団小委員会事務局の技術的コメントは第7条に関連して、「民族絶滅と文化絶滅を被らされない集合的および個人的権利 the collective and individual right not to be subjected to ethnocide and cultural genocide」を掲げる規定は、既存の国際法には存在しないと述べている²⁴⁾。第二次世界大戦後に国連で採択し発効した「ジェノサイド罪の防止と処罰に関する条約」(1948年)は、集団の物的な側面、つまり成員自体および成員の維持過程に対する破壊行為を禁止していた。国際法学者 Thornberry によれば、国際刑法上の罪として「ジェノサイド」の概念を提唱したのは Lemkin であり、彼は1933年という早い時期に、ナチスの政策を参照しつつ、自国の強大化と並行して行う他集団への包括的な攻撃を概念化して、次のような種別を見出した。他国政府を破壊し、ナチスの行政組織を押しつける「政治的ジェノサイド」、国民的な精神的資源とりわけ知識人層を攻撃する「社会的ジェノサイド」、地域語の使用を禁止し図書館を焼き討ちするなど、文化全般を攻撃して、ナチス国家社会主義を教化する「文化的ジェノサイド」、国家国民の経済生活の基礎を破壊する「経済的ジェノサイド」、相手集団の出生率を低下させ、ドイツ人の出生率を高める施策による「生物的ジェノサイド」、大量虐殺、食料配給の人種差別などによる「物理的ジェノサイド」、相手の宗教を否定して国家社会主義を教化する「宗教的ジェノサイド」、そして、飲酒を奨励しボルノグラフィーを配布するなどして、精神的退廃を誘導する「道徳的ジェノサイド」。「ジェノサイド」が国際的犯罪として問われたのは第二次世界大戦後のドイツ軍事裁判においてであり、文化的、社会的、宗教的な「ジェノサイド」を訴追対象に含めていた。しかし、1948年に採択された上記の「ジェノサイド罪の防止と処罰に関する条約」では、「ジェノサイド」の範囲を縮小し、Lemkinの用語でいえば「生物的」および「物理的ジェノサイド」に限定した (Thornberry 1991: 60-67)。

このような国際法における「ジェノサイド」概念の歴史的背景を考慮するならば、1993年宣言が「ジェノサイド」を、「民族絶滅と文化絶滅」という表現の下に包括的かつ統合的な意味で再定義していることが分かる。Lemkinのもともとの構想と種

別に即していえば、1993年宣言が拒絶する「民族絶滅と文化絶滅」には、Lemkinが列挙した種類の「ジェノサイド」をほぼ網羅している。1993年宣言は、それを総体的に否定することによって、民の集合的生命権を最も広い意味で定義しているといえる。それゆえ、1993年宣言が国連宣言として採択されていたならば、それは国際法における生命権を、独自個別の民の集合的生命権として最も広い意味で定義するという、画期的な貢献を成したはずだった。

2-4 先住民としての諸権利

第7条の後半は、先住民が歴史的に被ってきた「民族絶滅と文化絶滅」の打撃の中でも、最も深刻なもの、そのように先住民が認識するものを、挙げていると解釈される。第8条以下はそれをさらに敷衍している。独自個別の民としての「統合性」、民族的アイデンティティ、個別の民に「特徴」的な文化（「文化的価値」とも「文化ないし生活様式」とも表現している）、「土地・領土・資源」（後の条項では「環境の総体」とも表現している）、この「土地・領土」との結合（その否定が「人口移動」である）、そして彼らの文化に従った「共同体、国」などの政治的結合。「民族絶滅と文化絶滅」の攻撃が集中したこれらの要素は、いいかえれば、独自個別の民としての生命を構成する必須の要素でもある。さらに、これらの要素に対して国家その他の「植民地支配」のエージェントが現実に行った、「人口移動」、「同化ないし統合」、「否定的プロパガンダ」、「武力紛争」²⁵⁾などの歴史的行為を想起すれば、それぞれの要素について先住民から奪われたものを具体的に列挙することが出来る²⁶⁾。

第II部に続く諸部が述べる先住民として要求する権利の多くは、第II部が独自個別の民としての生命権の必須要素として明示する諸要素について、それぞれさらに具体的に細目を述べたものである。

第III部 [文化]²⁷⁾

第12条 文化的な伝統・慣習を実施し活性化する権利、文化財 cultural manifestations [文化を体現する有形無形のもの]を維持し発展させる権利、奪われた文化的・知的・宗教的・精神的財産に対し賠償を要求する権利

第13条 精神的・宗教的な伝統・慣習・儀式を表明し実施し発展させ教育する権利、宗教的・文化的な施設 site を維持し保護し私的に立ち入る権利、儀式に使うものを使用し管理する権利、人の遺体の返還を求める権利

第14条 歴史・言語・口頭伝承・知識哲学・表記法・文学を活性化し使用し発展させ、次世代に伝達する権利、地域社会・場所・人を固有名で表示し、固有名を維持する権利

- 第 IV 部 [教育と情報]²⁸⁾
- 第 15 条 (先住民の子どもが国家の [供する] 全ての水準の全ての形態の教育を受ける権利)²⁹⁾, 先住民の教育体系と施設—先住民の言語で教え, 彼らの文化的な教育学習方法に適した方式で教育を行う—を設立し管理する権利
- 第 16 条 彼らの文化・伝統・歴史・目標について, その尊厳と多様性が全ての形態の教育と公的情報において適切に反影される権利
- 第 17 条 先住民の言語による先住民自身のメディアを設立する権利, (全ての非先住民メディアを平等に利用する権利)
- 第 18 条 [後に参照する]
- 第 VI 部 [環境総体—土地・領土・資源・財産]³⁰⁾
- 第 25 条 先住民が伝統的に所有ないし占拠 occupy ないし使用してきた土地・領土・水資源・沿海その他の資源に対する彼ら独自の精神的・物質的な関係を維持し強化する権利, これら資源に関わる彼らの次世代に対する責任を果たす権利
- 第 26 条 先住民が伝統的に所有ないし占拠ないし使用してきた土地と領土—土地, 天空, 水, 沿海, 海水, 動植物, その他の資源からなる環境の総体を含む—を所有・開発・管理・使用する権利, 資源の開発と運営のための彼らの法, 伝統と慣習, 土地制度体系, 制度を, 十全に承認される権利
- 第 27 条 先住民が伝統的に所有ないし占拠ないし使用してきた, しかし彼らの自由なかつ情報周知された同意なしに没収・占拠・使用・破壊された土地・領土・資源について, 返還 restitution を求める権利, 返還が不可能の場合に公正な補償を求める権利。「関係する先住民がそれ以外の措置に自由に同意する場合を除いて, 補償は質・規模・法的地位において同等の土地・領土・資源の形で行われなければならない。」
- 第 28 条 先住民の土地・領土・資源の環境総体とその生産容量について, 保全・回復・保護を求める権利
- 第 29 条 先住民の文化的・知的財産に対し, 十全な所有・管理・保護の承認を受ける資格 [権利]。彼らの科学・技術・文化財—これらは人体その他の遺伝的資源, 種子, 薬物, 動植物資産の知識, 口頭伝承, 文学, デザイン, 視覚芸術, 身体芸術を含む—を管理し発展させ保護するための特別措置 [を国家に求める] 権利
- 第 30 条 先住民の土地・領土その他の資源の開発と使用について優先順位と戦略を決定し発展させる権利, (彼らの土地・領土その他の資源に影響を与えるいかなるプロジェクトについても, とりわけ鉱物・水その他の資源の開発・利用・採取に関連して, 国家が承認を与えるのに先立って, 国家が先住民の自由なかつ情報周知された同意を得よう要求する権利。「このような行為に対し, 関係する先住民の同意に従って, 公正で公平な補償が成されなければならない, 悪質な環境的・経済的・社会的・文化的ないし精神的影響を緩和する阻止がとられなければならない。)

第一のテーマ「先住民としての権利」を述べる条項は, 上に見た三つの部に限られない。ただし, それらの条項は, 第二第三のテーマに関わる内容が主であり, それと

の関連で先住民としての権利に言及しているの、上に見た三つ部の条項ほど直接的な表現をとってはいない。この点に留意しつつ、過去の「民族絶滅と文化絶滅」によって、とりわけ「同化」と「統合」の政策によって侵害された権利を述べる条項を、見ていこう³¹⁾。

第 I 部

第 4 条 先住民の独自の政治的・経済的・社会的・文化的な特徴を、法的体系を含めて、維持し強化する権利、(その一方で、先住民が選択するならば、国家の政治的・経済的・社会的・文化的な生活に十全に参加する権利)

第 IV 部

第 18 条³²⁾ 国際労働法および国内労働法制の制定した全ての権利を十全に享有する権利、先住の個人が労働・雇用・賃金でいかなる差別も受けない権利

第 V 部

第 21 条 先住民の政治的・経済的・社会的な制度を維持し発展させる権利、彼ら独自の生業 *subsistence* の手段および開発の手段を安全に享有する権利、彼らの全ての伝統的その他の経済活動に十全に従事する権利。「過去に生業 [生存] および開発の手段を奪われた先住民は、公正かつ公平な補償を受ける資格 [権利] がある。」

第 22 条 先住民の経済的・社会的条件——雇用、職能の訓練・再訓練、住宅、衛生、保健および社会保障の諸分野を含む——を直ちに有効かつ持続的に改善する特別措置の権利

第 23 条 先住民の開発発展の権利を行使するための優先順位と戦略を決定し発展させる権利、とりわけ全ての保健・住宅その他の経済社会的措置を決定し発展させる権利、可能な限りこれら措置を彼ら自身の制度を通して運営する権利

第 24 条 先住民の伝統的な医術と健康法の権利、不可欠の医薬的な植物・動物・鉱物を保護する権利、(同時に、全ての医療制度・保健サービス・医療措置を差別なく受ける権利)

第 VII 部

第 33 条 先住民の制度的構造と彼らの独自の司法的な慣習・伝統・手続き・実施方法を、国際的に認められた人権標準に従って、推進し発展させ維持する権利

これらの条項には、先に見た第 III 部および第 IV 部 (文化・教育・情報を扱っていた) と第 VII 部 (土地・領土・資源・財産を扱っていた) の条項と重複して権利要求しているものも少なくない。新たに、政治・経済・社会の分野で独自の制度を維持し発展させる権利、そして「同化」および「統合」政策によって劣化した生活水準の回復と改善を要求している (第 22 条、第 18 条)。

第 4 条は、後に見るように、先住民の権利要求の制度的な位置を述べる条項である。

上の引用からカッコ内の条文を除いた前半部は、「先住民の独自の…特徴」を要求する。その特徴を述べる一連の形容詞「政治的・経済的・社会的・文化的な」は、1993年宣言が民の営みを分野別に分類して述べる定型句である。ここでいう「文化」は、政治、経済、社会と並列される狭い意味での文化であり、この四分野全てを包括するのが、民の集合的生命の営みつまり広い意味での文化である。第4条は、民の集合的生命として求めるものが、民の営みの全ての分野に及ぶ包括的なものであり、なおかつそれが、一般的な「政治的・経済的・社会的・文化的」営みではなく、独自の民の個別的な特徴を帯びたものであることを述べる。

第III部は狭い意味での文化を扱うが、教育と情報に関わる第IV部、環境総体に関わる第VI部はいずれも、第III部とともに、広い意味での文化つまり集合的な生命の営みに関わっている。民の集合的な生命の営みを表現するのに、現代の法的・経済的な言語は適切な言語であるとはいえない。しかし、1993年宣言は法的な権利宣言であり、権利を要求する対象（国家と国際秩序）と通約性のある言語で、自己の要求を表現しなければならない。ここに引用した諸条項は、先住民の文化に対する要求を、国家と国際秩序の言語に翻訳して表現したものであり、統合的な文化（集合的生命の営み）を個別の権利へと分解して表現している。法律文による断片化された個別の権利要求の束は、それだけを表明しているのではなく、法的言語による表現の壁の向こう側に存在する独自の民としての統合的な文化に対応していることに、留意したい。

この観点から個別の条項を振り返れば、とりわけ特徴的なのは、「環境の総体」を扱う第VI部である。第26条は先住民に、「彼らの」土地・領土・資源に対する「所有・開発・管理・使用する権利」つまり全面的な支配権を与える。第27条は、先住民が権利を主張する「彼らの」土地・領土・資源について、過去の「没収・占拠・使用・破壊」の歴史に遡って返還を求めている。第26条は第27条とあいまって、国際法でいう領土の「天然の富と資源に対する永久主権」つまり経済的自己決定権（宮崎1979b: 55）に相当する主張を行っている。記述を簡便にするために、「先住民が伝統的に所有ないし占拠ないし使用してきた土地と領土——土地、天空、水、沿海、海水、動植物、その他の資源からなる環境の総体を含む」（第26条）を「環境（の）総体」と置き換えるならば、その環境とは、個々の先住民が過去の歴史を通して伝統的に所有し占拠してきた特定の地理的空間の地学的かつ生態的環境の全体である。第25条が述べる「環境の総体」との「独自の精神的・物質的な関係」は、法的な言葉での「経済的自己決定権」に還元されるものではない。上の諸条項が個別の権利へと分解

して法的言葉で表明した範囲で見ても、多くの条項から環境総体との「精神的関係」を読み取ることができる。第13条が「維持し保護し私的に立ち入る権利」の対象として述べる「宗教的・文化的な施設」は、同条の述べる「精神的・宗教的な伝統・慣習・儀式を実施」する場であり、つまり「精神的・宗教的な伝統・慣習・儀式」と「環境総体」との「精神的」結合を示す一つの物的媒体である。特定の民の独自の「精神的・宗教的な伝統・慣習・儀式」は、「農事暦」などの概念で示されるように、その民が営んできた「独自の生業、伝統的経済活動」（第21条）と分離不可能に結合している。そして、この「独自の生業、伝統的経済活動」は、その民が伝統的に所有占拠してきた特定の環境の総体の中で、その生態的特性に即して発展させてきたものである。第14条の述べる「歴史・口頭伝承」、「地域社会・場所の固有名」は、民の営みが歴史的に特定の地理的地点と空間つまり環境との結合を通して形成されてきたことを示す。第29条が列挙する「科学・技術、種子、薬物、動植物資産の知識、口頭伝承、文学、デザイン、視覚芸術、身体芸術」などは、民としての独自の（狭い意味での）文化を、個別の文化的・知的財産権に分解して述べた表現であり、特定の環境における集合的な営みの中で形成してきた要素が多く含まれている。このように特定の環境総体との関係を通して形成された「精神的・宗教的な伝統・慣習・儀式」、「独自の生業、伝統的経済活動」、「歴史・口頭伝承」、「地域社会・場所の固有名」、「科学・技術」などの文化的・知的財産は、いずれもが統合的に参与して、「民としての統合、文化的諸価値、民族のアイデンティティ」（第7条）を構成するはずである。

要約すれば、1993年宣言は民の集合的生命つまり「独自の民として自由・平和・安全に生きる集合的権利」（第6条）を求める。それは「民族絶滅と文化絶滅」の歴史経験を踏まえた要求であり、この歴史を拒否した第7条は、それが特に集中した対象として、民としての統合、文化的諸価値、民族的アイデンティティ、環境総体（土地・領土・資源）との不可分の結合（土地などの奪取と人口移動の拒否）を述べていた。これらの項目をさらに具体的に精査することによって、上に見たように、条項を複数の部に分類しうるほどに多くの個別的権利として、具体的な表現を得た。これら個別的権利は広い意味での文化を構成する全ての分野を網羅している。いいかえれば、先住民の被ってきた「民族絶滅と文化絶滅」がそれだけ包括的だったということである。諸条項が述べる分解された個別の権利から、権利を相互に連結させる関係のネットワーク、とりわけ特定の環境総体との不可分の結合を読み取ることによって、これら多数の個別的権利の束が、内的に統合された文化、とりわけ先住民が伝統的に所有し占拠してきた特定の環境の総体と統合的な文化を映し出していることが、了解

される。それが、1993年宣言の諸条項が提示する先住民の独自の文化であり、個別の民としての集合的生命の姿である。

以下、先に引用した諸条項について若干の補足をしておきたい。第26条は「天然の富と資源に対する永久主権」つまり経済的自己決定権を主張する。しかし、第30条が土地・領土・資源に関する開発などのプロジェクトについて「国家」による承認を容認しているので、1993年宣言が一貫して、先住民の土地・領土・資源に対する先住民の全面的な支配権を述べているのではない。

それぞれの条項が述べる権利には、実現の要求のみならず、過去の「民族絶滅と文化絶滅」による毀損に対し、補償ないし回復を要求していることに留意したい（第21条、第27条、そしておそらく第12条、第13条、第14条、第28条）。

2-5 権利実現過程に関する規定

1993年宣言は、第一のテーマに即して見たように、多岐に互る権利を主張する。宣言はこの権利要求を実現する政治的過程に関しても、権利要求の言葉で主張している。それらは、第一のテーマで見た先住民としての権利要求と一連のものであるが、先住民ゆえの特徴が内容に加わるものではない。むしろ後に見るように、「他の全ての民」と平等の資格において要求する権利であり、先住民としての権利要求と見るのは適当ではない。

権利の実現過程に関わる条項は第VI部と第VII部にまとめられている。さらに、次に述べる第三テーマの制度的枠組みと関連する第I部の条項が、実現過程についても述べている。

第I部

第3条 「先住〔の〕民は自己決定権を持つ。この権利のゆえに、先住民は彼らの政治的地位を自由に決定し、彼らの経済的・社会的・文化的な発展を自由に追求する。」

第4条 先住民の独自の政治的・経済的・社会的・文化的な特徴を、法的体系を含めて、維持し強化する権利、その一方で、先住民が選択するならば、国家の政治的・経済的・社会的・文化的生活に十全に参加する権利

第8条 「先住民は彼らの独自のアイデンティティと特徴を維持し発展させる集合的および個人的権利を持つ。これには、自らを先住民と認定 identify し、〔他から〕先住民と認められる〔先住民であると承認 recognize される〕権利が含まれる。」

第V部 「決定過程への参与」³³⁾

第19条 先住民が選択するならば、先住民の権利・生活・運命に影響を与える事柄に関する全ての水準の決定過程 decision-making に、彼ら独自の手続きに従って彼ら

が選んだ代表を通じて十全に参加する権利、同時に、彼ら自身の自前 indigenous の意思決定制度を維持し発展させる権利

第 20 条 先住民が選択するならば、先住民に影響を与える立法ないし行政措置を講ずる過程に、彼らが決定した手続きに従って十全に参加する権利。「国家は、このような措置を採用し実施する前に、関係する民の自由な情報周知された同意を得なければならない。」

第 21 条 [2-4 節で参照した]

第 22 条 [2-4 節で参照した]

第 23 条 [2-4 節で参照した]

第 24 条 [2-4 節で参照した]

第 VII 部 [自己決定権と国家]³⁴⁾

第 31 条 「先住民は彼らの自己決定権を行使する一つの特定の形態として、彼らの内的・地域的な事柄——文化、宗教、教育、情報、メディア、保健、住宅、雇用、社会福祉、経済活動、土地・資源の運用、環境、外来者の入域、またこれら自治機能のための財政的方法手段を含む——に関する自治 autonomy ないし自治政府 self-government の権利を持つ³⁵⁾。」

第 32 条 先住民の慣習と伝統に従って彼ら自身の市民権 citizenship を決定する集合的権利。「先住市民権は、先住の個人が彼らの住む国家の市民権を得る権利を妨げるものではない」。先住民の諸制度について、彼ら自身の手続きに従ってその構造を決定し、成員権を選択する権利

第 33 条 [2-4 節で参照した]

第 34 条 個人の共同体に対する責任を決定する集合的権利

第 35 条 [2-6 節で参照する]

第 36 条 [2-6 節で参照する]

第 3 条は、慎重を期して、条文全体を翻訳した。1993 年宣言には、そこで述べる諸権利を要求する主体が「民 peoples」であることを規定する条項はない。「先住 (の) 民 indigenous peoples」という主語の表示が、それを主張している。第 3 条は、1993 年宣言が述べる権利要求の主体が「民」であることに基づいて、「自己決定権」を要求する。このように主張する根拠は、次節で述べるように、第 2 条が国際法を参照して構成していた。国際法では、自己決定権は政治と経済の二面で構成される。上に見たように、第 26 条は、それとは明示しないが、経済的自己決定権に相当する権利を主張していた。1993 年宣言が「自己決定権」の言葉で意味するのは、主として政治的自己決定権である。「自己決定権」と「政治的地位を自由に決定」する権利を述べる第 3 条は、第 2 条とともに、1993 年宣言を国際法のコンテキストに繋ぎとめるインターフェイスである。国際法のコンテキストでは、民の自己決定権は国家的主権つまり国家的独立を包含する。1993 年宣言は、「先住 [の] 民」もまた、その自己決定

権を持つ民であることを主張する。

1993年宣言の要求する「自己決定権」には、もう一つ別の側面がある。この権利に基づいて、先住民は「経済的・社会的・文化的な発展」、つまり生活のあらゆる分野における発展を「自由に追求する」。「政治的地位を自由に決定」する自己決定権は、他の分野で「自由に追求する」営みの基盤である。前節で見たような、第一テーマに沿って1993年宣言の諸条項が個別に述べる先住民としての権利は、いずれもこの第3条の包括的な規定に含まれる。多岐に互る先住民としての権利は、いずれも政治的な自己決定権の確保の上で追求することが可能となる。その意味で、第3条の述べる「自己決定権」は、上述のように国際法とのインターフェイスであると同時に、1993年宣言の要求する諸権利を実現するための権利（諸権利のための権利）である。先住諸人口作業部会の議長として1993年宣言を取りまとめたDaesによれば、多くの先住民組織は、自己決定権が1993年宣言の諸規定全体の「支柱」であり、宣言に統合性をもたらす概念であるとの見解を表明し、それゆえに、なんらの制約も保留条件もつけることなく、この権利を要求したという（Daes 1993a: 18）。

ただし、第3条の条文の主語は「先住民」であるが、それに続く条文は国際法の規定を参照した一般的な「民」の権利であることに留意したい。先住民が独自の民として追求するのではない「経済的・社会的・文化的な発展」もまた、「自由に追及する」のであれば、この第3条の規定の範囲に含まれる。しかし、先住民がこの1993年宣言を通して求めるのは、このような一般的な発展ではない。それゆえ、続く第4条では、この一般的な表現をさらに具体化して、二つの選択肢、つまり一般的发展の追及とともに、「先住民の独自の政治的・経済的・社会的・文化的な特徴を…維持し強化する権利」を述べている。先に見た先住民としての権利要求は、国際法とのインターフェイスである第3条と、それを先住民に個別的な権利へと特定化する第4条、この二つの条項を介して、国際法に繋ぎとめられている。

上に引用した諸条項はさらに、自己決定権に基づく政治的な権利を述べている。第3条は、国家的独立を含む十全の形で自己決定権を意味しながらも、これら諸条項は、第3条も含めて、「国家」の中に位置して「国家」と結ぶ関係という、別のコンテクストを構成する。国家との関係も次節で改めて考察するが、支配的な国家の中に取り込まれた従属的な地位が、先住民にとっての現実であり、彼らの運動の出発点だった。第3条の述べる国際法の普遍的原則は、それ自体が一つの要求であると同時に、国家に対する他の権利要求を正当化する根拠として、1993年宣言に組み込まれていると考えられる。

このような総括的な権利要求を踏まえた上で、しかしながら、第19条以下の諸条項が具体的に述べる国家との関係は、むしろ多様であり、拡散的である。第32条の注記「先住民市民権は、先住の個人が彼らの住む国家の市民権を得る権利を妨げるものではない」は、生活一般に関する権利を述べた第4条の注記「その一方で、先住民が選択するならば、国家の政治的・経済的・社会的・文化的生活に十全に参加する権利」、第15条の述べていた「先住民の子どもが国家の〔供する〕全ての水準の全ての形態の教育を受ける権利」、医療について述べた第24条の注記「同時に、全ての医療制度・保健サービス・医療措置を差別なく受ける権利」と同じく、先住民が所属する国家の政策と制度に、先住民が十全の資格で参与する権利の保証を求める。自己決定権の要求との対比でいえば、その対極にある選択肢である。しかし、自己決定権を貫いて先住民が彼ら独自の制度を維持し発展させた場合、それが国内で先住民に対する新たな差別を生み出さないよう、国家の制度と政策にも同時に参与する権利を留保するものと解釈される。

一方で自己決定、他方で国家への市民としての参与という、二つの形態を両極として、1993年宣言は先住民の権利をさらにいくつかの制度形態の下で実現しようとする。第31条が要求する「内的・地域的な事柄に関する自治ないし自治政府」は、第9条の述べていた「先住民共同体ないし先住民国」であり、それに対応して国家に対しては、先住民の内政自治体をその内部に包含する国家形態、その限りで分権的な国家形態が求められる³⁶⁾。第19条の述べる、先住民に関わる「国家」の「決定過程に、彼ら独自の手続きに従って彼らが選んだ代表を通じて十全に参加する権利」、第20条が述べる「国家」の「立法ないし行政措置を講ずる過程に、彼らが決定した手続きに従って十全に参加する権利」は、自己決定としてはもっとも弱い形態のものであり、国家の政策決定過程にかろうじて先住民の意思決定制度あるいは代表制度を通して参与することを求めている。

整理すれば、1993年宣言は、先住民の権利の実現過程として、少なくとも4種類を見分けることができるほどに多様な形態を、提示している。

- (a) 民としての自己決定、政治的地位の自由な決定
- (b) 内的・地域的事柄の自治ないし自治政府
- (c) 国家の決定過程への（自治的）参加
- (d) 国家に市民として参加³⁷⁾

これらは互いに整合的とはいえない。仮にこれらを同時に要求するならば、それは互

いに矛盾した要求でありうるような多様さである。上に言及したように、また後に改めて考察するように、先住民は先住民としての権利要求を、直接には彼らの所在する国家に対して行うことになる。権利の実現は国家との交渉に委ねられ、最終的には国家との力関係の前に妥協を強いられることも、十分に予想される。権利要求の宣言としては、多様な形態の要求を列挙することによって、先住民の現実の権利要求により多くの選択肢を提供しようとしたと解釈される。

2-6 権利要求の枠組み

1993年宣言の第三のテーマは、先住民の諸権利を追求する制度的枠組みである。前節で宣言の第二テーマ「権利の実現過程」に関連して、一方で、他から拘束されない主体として自己決定権を主張しつつ、具体的には国家に従属する位置から権利——可能な限り自己決定に近い内容の——を要求するという、先住民の二面的な位置関係を指摘した。第一テーマで見た先住民独自の諸権利は、先住民という特殊性を表す語彙で表現されていたが、宣言はこれら権利の実現過程に関わる諸権利を、先住民のみに適用される特権として位置づけているのではない。宣言を審議したのは国連であり、国連は国際法の主要な形成の場の一つである。宣言は先住民をより普遍的な国際法の上に根拠づけ、普遍的な権利の枠の中での個別の権利として、先住民独自の権利要求に法的正当性を与えようとする。ただし、国際法が掲げる普遍的な原則に忠実であるならば、その普遍的原則を述べれば十分であり、1993年宣言のように特に先住民に言及して、権利要求を、それも細部に互って網羅的に述べる必要はない。この1993年宣言の自己矛盾は、国際法の普遍的原則を制限されるという、先住民の矛盾した状況を反映するものである。先住民に対して普遍的原則の適用を制限しているのは、先住民をその内部に包含して従属的な地位に置いている国家である。先住民にとって国家は、国際法との間に介在して、その直接的な適用を遮断する。そこで1993年宣言は、権利要求を正当化する根拠を国際法に求め、国際秩序に支援を期待するとともに、国家との交渉を通して権利を追求しようとした。

先住民の権利要求を制約する国家と国際秩序の制度的枠組みを、おおよそこのように概観した上で、個々の要素を見ていきたい。このテーマには第I、第VII、第VIII部の諸条項が関わっている。

第I部 [国際法の裏づけ]³⁸⁾

第1条 「先住[の]民は、国連憲章、世界人権宣言、および[他の]国際人権法に認められた全ての人権と基本的自由を十全かつ有効に享有する権利を持つ。」

- 第2条 「先住の個人および民は自由であり、尊厳と権利において他の全ての個人および民と平等である」。あらゆる敵対的な差別とりわけ先住民ゆえの差別から自由である権利
- 第3条 「先住[の]民は自己決定権を持つ。この権利のゆえに、先住民は彼らの政治的地位を自由に決定し、彼らの経済的・社会的・文化的な発展を自由に追求する。」
- 第4条 先住民の独自の政治的・経済的・社会的・文化的な特徴を、法的体系を含めて、維持し強化する権利、その一方で、先住民が選択するならば、国家の政治的・経済的・社会的・文化的な生活に十全に参加する権利
- 第5条 全ての先住の個人について、国籍 nationality の権利
- 第VII部
- 第35条 「先住民は、とりわけ国際的境界によって分割されている先住民は、境界を越えた他の民との接触・関係・協力—精神的・文化的・政治的・経済的・社会的な目的のための活動を含む—を維持し発展させる権利をもつ。」
- 第36条 国家と結んだ条約・合意その他の建設的取り決めについて、承認・遵守・実施を求める権利、国家にこれら条約類を讃え honour 尊重するよう求める権利。「他の方法では解決しえない紛争と紛糾は、全ての当事者が合意する有能な国際機関に委ねるべきである。」
- 第VIII部 [宣言に対する国家と国連の義務]³⁹⁾
- 第37条 「国家は、関係する先住民と協議の上、この宣言の規定に十全な効力を与えるべき有効かつ適切な措置を講じなければならない。ここに認められた諸権利は、先住民が現実にこれらの権利を行使しうるよう、国内法制に採用し組みこまなければならない。」
- 第38条 先住民の政治的・経済的・社会的・文化的・精神的な発展を自由に追求し、この宣言で認められた諸権利と自由を享有するために、国家および国際協力から適切な財政的・技術的援助を受ける権利
- 第39条 国家との紛争・紛糾の解決のための、ともに賛同しうる公正な手続きを使い、それによって速やかな決定にいたる権利、先住民の個人的および集合的権利に対する全ての侵害について、有効な救済策を求める権利。「これらの決定は関係する先住民の慣習・伝統・規則・司法体系に配慮しなければならない。」
- 第40条 「国際連合その他の国家間機関の諸部門および専門機関はこの宣言の諸規定の十全な実現に寄与しなければならない。…先住民に影響する課題について、先住民の参加を保証する方策を確立しなければならない。」
- 第41条 「国際連合はこの宣言の実現を保証するために必要な手続きを取らなければならない。」
- 第IX部 [宣言について規定]⁴⁰⁾
- 第42条 「ここに認められた諸権利は世界の先住民の生存・尊厳・福利のための最低限の標準を構成する。」
- 第43条 「ここに認められた全ての権利と自由は男女に平等に保証される。」
- 第44条 「この宣言のいかなる個所も、先住民の既存の権利および将来に先住民が獲得し

うるべき権利を、縮小ないし喪失させると解釈してはならない。」

- 第45条 「この宣言のどの個所についても、いかなる国家・集団・個人に対してであれ、国際連合憲章に反するいかなる活動であれ、従事ないし実施するいかなる権利をも示唆すると、解釈してはならない。」

前節で見たように、第3条に続く第4条以後の条項は、視線を国家内に向け、国家の中での先住民という政治的位置づけで、先住民の権利を述べていた。ここに引用した諸条項は、この第4条以後の国家内に視線を向けた条項を念頭にして、冒頭の第1条から第3条までの条項を振り返り、その延長上で第VII部第35条以下の条項に視線を向ければ、1993年宣言の国際的な位置取りが理解される。

第1条は、世界人権宣言（1948年）など国際人権法を参照して、先住民に「人権と基本的自由」を認めるよう主張する。ここでは主語を「先住〔の〕民」とのみ述べて、第2条のように「先住の個人」に言及していない。第1条が言及する国際人権法は、個人の人権を述べているので⁴¹⁾、1993年宣言は、集合的権利としての「人権と基本的自由」を追加している。第2条も同じく人権の基本的原則に言及して、「尊厳と権利」における「平等」を加えている。第2条は「民」に言及している。既存の国際法と照らしあわせれば、第2条の主眼は、「民」として「他の全ての民と平等」であるという主張にあることが分かる。先に、1993年宣言は、既存の国際法における生命権について、集合的な生命権の主張を加えようとしたことを見た。第1条と第2条はさらに敷衍して、国際人権法に集合的権利としての人権を加えようとしている。

第3条は自己決定権を主張し、それゆえに「自由に」つまり制約なく政治的地位を決定する権利を宣言していた。自己決定権は1993年宣言の要求する諸権利の「支柱」だった。先に1993年宣言を国際法に繋ぎとめるインターフェイスであると述べたように、この第3条は国際法規を踏まえている。第3条は、1966年に国際連合が採択した国際人権規約の共通第1条1項、および1960年に国連総会が採択した植民地独立供与宣言の第2項とほぼ同一の条文であり、これら国際法規⁴²⁾の規定に自己決定権の根拠を求めている。後に詳しく見るように、植民地独立供与宣言は「民」の概念を「主権、自由、独立、領土的統合（領土保全 territorial integrity）」の権利複合と結合させた。このようにして1993年宣言は、国家を超える国際秩序に定位して先住民の権利要求を構成し、諸国家と国際秩序に対し先住民の権利要求に応えるべき義務を規定して、国家—先住民の権利要求を国内の内政事項として囲い込もうとする国家—に対する国際的な介入を期待していた。

しかし、1993年宣言に応えるべき諸国家は、1993年宣言の国際法とのインターフェ

イスである第3条、政治的自己決定権を求めるこの条項に、最も強く反発した。後に詳しく見るように、先住民を「先住(の)民」と表現し、「民」と認めた最初の国際法規は国際労働機関(ILO)の169号条約である。しかし、1989年に採択されたこの条約は、制限条項を設けて、国際法で「民」に認められた諸権利から先住民を遮断していた。この制限条項を要求したのは諸国家の政府である。1993年宣言の審議過程でも、審議に参加していた加盟国政府からは、とりわけ先住「民」の用語と自己決定権の規定に危惧と批判が示されていた(Daes 1993a: 16-17)。その後の宣言草案の改訂過程でも、また2006年宣言案を審議した国連総会でも、加盟国政府から最も執拗にかつ強硬に異論が出されたのは、政治的自己決定権の要求だった。国連先住民権利宣言をめぐる国連での議論は、つきつめれば、先住民の権利要求を国際法と国際秩序に定位させるか、国家が内政事項として取り込むかの争いだった。

1993年宣言の条項の検討に戻ろう。先に第一テーマに関連する条項を引用した際には省略したが、先住民が「国家」に要求する権利を述べる条項では、それに応えるべき「国家」の義務を、「国家は…有効な措置を講じなければならない」という第37条と同じ定型的な文体で述べていた(第12条~第17条、第28条、さらに第35条)。第37条はそれを一括し、改めて国家の義務として規定している。第35条、第36条、および第38条以下の第VIII部の条項は、国際連合、国際機関、国際協力など、先住民と国家との関係に介入すべき国際環境について述べる。第36条が扱う国家との条約類は、先住民を国際関係と国家の内政事項との狭間に位置づける。その意味については、次節で2006年宣言案との異同を考察する際に、考察しよう。第IX部は宣言についての規定であるが、国連憲章との関係を述べてもいるので、併せてここに引用しておく。

2-7 1993年宣言のメッセージ

1993年宣言がその後の国連で切り刻まれた様相を見る前に、その権利要求の要点をまとめておきたい。1993年宣言は国連という国際機関に定位して、国際法の普遍的な原則に根拠を求めつつ、先住民の属す国家に対する先住民の要求を代弁する。先住民は「民」であることによって、民の集合的生命権と自己決定権を要求する。1993年宣言は、民としての自己決定権に含まれる「経済的・社会的・文化的な発展を自由に追求する権利」を、「先住民の独自の政治的・経済的・社会的・文化的な特徴を維持し強化する権利」へと特定化して、国際法の原則に依拠する基本的なしかし一般的な権利要求を、先住民の独自の権利要求として展開する。それを先住民に求めさせた

のは、先住民の現在時に置かれている権利剥奪状況と、それにいたる苛烈な歴史経験であり、1993年宣言はそれを「民族絶滅と文化絶滅」と把握する。1993年宣言は、この「民族絶滅と文化絶滅」という過去の歴史経験を未来に向けた権利要求へと反転させて、国家に要求すべき権利を具体的に精査した。1993年宣言の多数にのぼる条項は、それぞれが個別の権利を述べている。それは多岐に亘り、政治・経済・社会・(狭義の)文化の全ての分野に及んでいる。断片化された個別の権利は、相互に関連し、その関係のネットワークは、民の集合的生命の営みが統合的な文化であること、とりわけ先住民が伝統的に所有・占拠してきた土地・領土その他の特定の環境と統合的に結合した統合的文化であることを示す。1993年宣言は、先住民が権利として要求する集合的生命を、民が特定の環境において形成してきた独自の統合的な文化として描いている。先住民に対する現在にいたる「民族絶滅と文化絶滅」は、この統合的文化を破壊し、環境との統合的結合を切断した。1993年宣言は、民としての生命権と自己決定権に基づいて、この独自の統合的な文化の回復と発展を要求する。

1993年宣言は、国連を介して国家と国際秩序に向けて、大略このような先住民の権利を宣言し要求する。それと同時に、先住民に向けてもメッセージを発している。それは、1993年宣言が黙して語らなかった「先住民」の定義に関わっている。このメッセージは論文の最後で改めて取り上げることにして、ここでは1993年宣言に対する国連での応答を見ていきたい。

2-8 1993年宣言以後の混迷

この論文の冒頭で、国連における経過を概観して述べたように、1993年に先住諸人口作業部会が起草した権利宣言案は、その後、上級の人権委員会の下で宣言案作業部会が改訂し、作業部会議長が報告した議長案を人権理事会が採択して、人権理事会案として総会に提案した(2006年宣言案)。人権理事会での採決に際して理事国が意見を述べ、採決ではカナダとロシアが反対した。国連総会第3委員会では、人権理事会案に懸念を示すアフリカ諸国の提案で、採決の延期と条文の再検討が決まった。そのアフリカ諸国の主張を容れた修正案が、第61回国連総会の会期末に採択された(2007年決議)。

ここでは、これらの過程を通して1993年宣言に加えられた変更を考察し、2007年決議を位置づけておきたい。両者の間の差異は、1993年宣言と2006年宣言案との差異、そして後者に加えられた変更、この二段構えで把握される。

1993年宣言と2006年宣言案の間には大幅な差異がある。1993年宣言の内容を見た

のと同じ三つのテーマに沿って見ていこう。第一テーマ「先住民としての権利要求」を述べる条項では、重要な変更として、先住民としての権利要求の歴史的根拠だった「民族絶滅と文化絶滅」という象徴的表現が削除され、「強制された同化ないし彼らの文化の破壊」に置き換えられている（第7(7)条—以後、2006年宣言案の条項番号に、対応する1993年宣言の条項番号を丸括弧（）内に併記する）。さらに、同じ条項で、「民族絶滅と文化絶滅」の具体的内容を列挙し、その「防止と賠償」を求める条文が、国家の義務を述べる条文に変えられていて、2006年宣言案の条文では、国家が「防止」すべき事態が、先住民に対する重大な「民族絶滅と文化絶滅」であるという概念上の連絡が、切断されている。集合的生命権を民の基本的権利と位置づけるという、1993年宣言が国際法に対して行おうとした貢献は、適切な法的表現を失ってしまった。さらに、先住民として要求する諸権利を、先住民の歴史経験を踏まえて精査するという、1993年宣言の権利要求の内的構造が、2006年宣言案では完全に崩されてしまった。新旧の条項の異同が読み取れるよう、1993年の条項からの削除（取消線）と2006年宣言案での追加（下線）とを、添削の手法で表示しよう。

- 新8(7)条(1)「先住の民と個人は民族絶滅と文化絶滅彼らの文化の強制的同化ないし破壊を被らされない集合的および個人的権利を持つ。これには
- (2) 国家は次の諸項目の防止と賠償が含まれるのための有効な機構 mechanisms を提供しなければならない。
- (a) 先住民から、独自〔個別〕の民としての統合性を、あるいは彼らの文化的諸価値ないし民族のアイデンティティを奪う目的で行われる、あるいはそのような影響のある全ての行為
- (b) 先住民から彼らの土地・領土・資源を奪う目的で行われる、あるいはそのような影響のある全ての行為
- (c) 先住民の権利を侵害する目的で行われる、あるいはそのような影響のある全ての形態の強制的な人口移動
- (d) 法・行政その他の措置で強制された、他の文化ないし生活様式への、全ての形態の強制的な同化ないし統合
- (e) 先住民に向けられた、人種的あるいは民族的差別の促進ないし扇動を目的とした、全ての形態の否定的プロパガンダ」

この構造的な変更に加えて、個別には、第25条の「先住民が伝統的に所有ないし占拠ないし使用してきた土地・領土・水資源・沿海その他の資源に対する彼ら独自の精神的・物質的な関係を維持し強化する権利」の内、「物質的關係」が消去され否定された。これによって、先住民の「土地・領土・水資源・沿海その他の資源」に対する先住民の経済的権利は、先住民権利宣言による保証を失うことになる。

第26条の「先住民が伝統的に所有ないし占拠ないし使用してきた土地と領土を所有・開発・管理・使用する権利」を述べた条文から、権利の及ぶ「土地と領土」の範囲を明示した条文「土地, 天空, 水, 沿海, 海氷, 動植物, その他の資源からなる環境の総体を含む」が削除された。権利の及ぶ対象を「土地, 領土, 資源」と拡大しているものの, おそらくこの変更によって, この条文が述べる権利は「土地」権と地表の資源に限定されることになる。不当に「没収・占拠・使用・破壊された土地・領土・資源」について返還ないし補償を要求する第27条は, 新28条としてほぼ同じ内容で維持されたが, その前に新27条が挿入されて, 国家に「彼らの土地・領土・資源に関わる先住民の権利を承認し裁定 adjudicate する, 公正で独立した偏向のない開かれた透明な手続きを設立し実施する」ことを義務づけている。この規定は, 第26条が主張していた経済的自己決定権(永久主権)の主権としての地位を削ぎ, 先住民の「土地・領土・資源」に対する権利に, 国家主権に従属する位置を与える。第29条は先住民の「文化的・知的財産」について, 先住民の「所有・管理・保護の承認を受ける資格[権利]」を述べるのに対し, それに対応する新31条は, 「知的財産」とのみ述べ, 先住民による「維持・管理・保護・発展」の権利を述べて, 「所有」の権利を外している⁴³⁾。

先住民権利宣言の第二のテーマ「権利実現の過程」はさらに大幅な変更を加えられている。自己決定権を規定する第3条は, 1993年宣言と同一の条文で残されている。しかし, 内的自治を述べていた第31条がこの第3条の次に第4条として移され, さらに微妙ながら決定的な語句の変更を加えられている。

新4(31)条 「先住民は彼らの自己決定権をの行使する一つの特定の形態としてにおいて, 彼らの内的・地域的事柄——文化, 宗教, 教育, 情報, メディア, 保健, 住宅, 雇用, 社会福祉, 経済活動, 土地・資源の運用, 環境, 外来者の入域に関する, また~~それら~~彼らの自治機能のための財政的方法手段を含む——に関する, 自治ないし自治政府の権利を持つ。」

1993年宣言第31条では, 自己決定権を行使するのに, いくつもありうる形態の中の「一つの特定の形態として」自治ないし自治政府の権利を述べていたのに対し, 2006年の新4条は明らかに, 自己決定権を行使する形態を「自治ないし自治政府」に限定している。国家の意志決定過程への自治的参加の権利を述べる条項は, 文体に変更があるものの, ほぼ同一の内容で残されている(第19(18)条, 第20(19)条)。それゆえ新4条は, 同条が言及しない形態の自己決定権, つまり1993年宣言第3条の規定する「自己決定権」が国際法のコンテキストとの節合の上で含意していた「主権, 自

由、独立、領土的統合」の権利を、排除すると解釈される。内的自治の権利を述べる第31条が移動された新4条の位置もまた、直前の第3条が提示する「自己決定権」を内的自治へと限定する効果を持つ。さらに、「自治ないし自治政府」が管轄すべき「内的・地域的事柄」について、その内容を述べる条文「文化、宗教、教育、情報、メディア、保健、住宅、雇用、社会福祉、経済活動、土地・資源の運用、環境、外来者の入域」が、新4条では削除されている。1993年宣言では、広範囲に明示されていた内的自治の管轄事項が、2006年宣言案では権利宣言による保証を外された。

最後に、「自己決定権」のもっとも重要な項目、つまり「先住民」という認定の自己決定権を宣言する第8条が、そっくり削除された⁴⁴⁾。2006年宣言案では、先住民は「先住民」としての認定を自ら宣言するのではなく、現実に先住民政策で「先進的」といわれる国の多くにおいてそうであるように、国家の制定した制度に沿って認可を得よう強いられることになる。

第三のテーマ「権利要求の枠組み」の条項もまた、第二のテーマ「権利実現の過程」の条項と連動して、大幅な変更を加えられている。上述のように、自己決定権を宣言する第3条は、同じ条文中で残されている。しかし、ここで宣言する自己決定権を、国際法のコンテキストに節合する役割を担っていた第2条は、先住民が「他の全ての民と平等である」とするものの、その「平等」の内容を明示していた語句「尊厳と権利において」が削除された⁴⁵⁾。2006年宣言案は、先住民が「権利において」他の全ての「民」と「平等」であると主張する力を失っている。

国家と結んだ条約などの遵守を求める新37条は、対応する1993年宣言第36条から「他の方法では解決しえない紛争と紛糾は、全ての当事者が合意する有能な国際機関に委ねるべきである」とする後半の条文中を削除している。さらに、2006年宣言案の前文には、次のパラグラフが追加された。

前文 15 「さらにまた、条約、合意その他の建設的取り決めと、そこに示される関係が、先住民と国家との力強いパートナーシップのための基礎であることを考慮し、」

同じく国家との条約などに言及して、前文には1993年宣言の次のパラグラフが変更なく残されている。

前文7(7) 「さらにまた、国家と結んだ条約、合意その他の建設的取り決めで確約されている先住民の権利を、尊重し促進する緊急の必要を承認し、」

これら先住民が国家と結んだ条約類に関わる条項と前文は、主として北米二国とニュージーランドが関わっている。条約は、それを締結した先住民共同体ないし「先

住民国 indigenous nation」が、締結相手である国家つまり植民者である欧米の主権者と、法的に対等の主権者であることを確証する。それと同時に、同じ国家との関係で、先住民が主権を削がれ、従属的地位に貶められていくことを確定するものでもあった。国家との条約類は、国家との関係における植民地的従属を標すものである。さらに入植者は、これら条約類を遵守せず、先住民が条約類によってかろうじて確保した生活圏に浸食して、植民地支配を拡大してきた。それを念頭に置けば、前文7(7)と新たに挿入された前文15とは、先住民の権利宣言に対していくつものメッセージを発していることが分かる。条約類の保障する先住民の権利を、浸食の歴史を遡って遵守するよう国家に義務づける。同時に、他方では、先住民の土地・領土への浸食を先住民に追認させた条約類の遵守を、先住民に求める。条約類に刻み込まれたこれら植民地支配の歴史が、「先住民と国家との力強いパートナーシップ」の「基礎」であるという。先住民の権利に関するこの国連宣言では、先住民と国家の関係は、1993年宣言のように対抗的ではなく、両者が共同で先住民の権利を促進すべき「パートナー」であるべきであるという。これらのメッセージに加えて、この二つの前文は、この宣言に述べている先住民の諸権利を、過去に先住民と結んだ条約類が規定している範囲以上には容認しないという、国家の意思を代弁している。国家にとっては、先住民と結んだ条約はいまや国家の主権に属す内政事項であり、国家間の関係つまり国際関係ではない。紛争について国際機関の介入を求める1993年宣言第36条の条文は、削いでおく必要があった。

この宣言に実効性を与えるために国家に適切な政策を求める第38(37)条は、「有効かつ適切な措置」の表現から「有効」が削られ、さらに確実な法制化を求めた条文を削除している。国家に介入するよう国際秩序に期待する形態を、一段ずつ軽くする削除である。

第38(37)条 「国家は、関係する先住民との協議と協力の上、この宣言の規定に十全な効力を与えるべき目的を達成するために有効かつ適切な措置を講じなければならない。ここに認められた諸権利は、先住民が現実にこれらの権利を行使できるように、国内法制に採用し組みこまなければならない。」

このように2006年宣言案は、条文の変更を積み重ねて、基本的な権利について先住民と国際法との間に確実に楔を打ち込む。さらに、宣言案の最後の条項である新46(45)条には、慎重な保留をつけながらも、やはり先住民と国際法との間に楔を打ち込む条文が、追加された。

新 45 条 2 「この宣言に列挙されている諸権利の行使においては、全員 all の人権と基本的自由が尊重されるべきである。この宣言に声明する諸権利の行使は、国際人権義務に従って法が定める制約のみを受けるべきである。この制約は全て、非差別的でなければならず、他者 others の権利と自由の適正な承認と尊重を確保する目的のために、および民主的社會にとって公正でもっとも差し迫った必要性に応える目的のために、厳格にこれらの目的のためだけに必要とされるものでなければならない。」

「全員」とは、先住民以外の市民を含めた「国家」内の人々「全員」であり、「他者」は先住民以外の市民である。先住民と「他者」とが「権利」の上で対立する状況を想定して、この条項があると思われる。この第 2 項に次いで、次の第 3 項が追加されている。

新 45 条 3 「この宣言に声明する規定は、正義、民主制、人権尊重、平等、非差別、善良な統治、および善良な信頼の諸原則に従って解釈すべきである。」

この第 3 項にいう諸原則は、常に近代国家が提示してきた道徳的規範である。しかし、この道徳的規範を立てながら、なおかつ国内に先住民を生み出し、現在にいたるまで「歴史的不正義」——実は「人権と基本的自由」の否定⁴⁶⁾——の下に抑圧してきたのが、同じ近代国家だった。先住民の抑圧は、いいかえれば、先住民と「他者」つまり先住民以外の市民との間の権利配分のアンバランスである。新 45 条 2 項は、「他者」の権利を保障する配慮から、先住民権利宣言に対する国家の法的介入を容認している。過去の歴史で否定された権利の回復を求める先住民と、「他者」の利益とが衝突する場面で、2006 年宣言案は、国家の法による介入を容認する。「正義、民主制、人権尊重、平等、非差別、善良な統治、および善良な信頼」の諸原則は、「国家」に対して適正に作動するであろうか。

以上、個別の条項に即した考察に加えて、テキスト全体を貫く文体の相異に相当する変更を指摘しておきたい。2006 年宣言には前文に 3 パラグラフの追加があり、その内の二つの追加は国家と先住民との関係を述べている。新たな追加である上述の前文 15 では、「先住民と国家との力強いパートナーシップ」について述べていた。さらに、次の追加がある。

前文 18 「この宣言における先住民の権利の承認が、正義・民主制・人権尊重・非差別・誠実の原則に基づいて、国家と先住民との調和ある協力関係を高めることを確信して、」

前文 23(20) 「以下の国連先住民権利宣言を、パートナーシップと相互尊重の精神において追求すべき一つの達成目標（標準）a standard of achievementとして、厳粛に宣言する。」

前文 18 は新たに挿入されたパラグラフである。

これらの追加が強調するパートナーシップは、目立たない形で、条文の文体の変更にも盛り込まれている。先住民の位置のゆえに、先住民の権利要求は第一に国家に向けられる。1993年宣言では、先住民の権利に対応して国家に適切な措置を義務づける第37条のほか、多くの条項で、国家に適切な措置を義務づける条文が添えられていた。2006年宣言案では、先住民の権利を述べる条文を、国家の義務を述べる条文に変更している条項がある。上に引用した「民族絶滅と文化絶滅を被らされない権利」を消去した第8(7)条の、この権利の内容を述べる細目(第8条2)は、その一例である⁴⁷⁾。これらの変更は、パートナーシップを強調する文章の追加、先住民以外の国民の権利への配慮を織り込んだ新45条2項の挿入とあいまって、宣言の全体のメッセージを、先住民の権利要求から、先住民と国家との共同事業に変質させるものである。

2-9 国連における諸国家の障壁

1993年宣言から2006年宣言案へと加えられた変更は、主として、すでに国内で先住民に対して植民地支配——植民地的な支配——の歴史を積み重ねてきた国家の懸念を反影している。先住民の共同体に部分的に主権を認め、自治を認めるとしても、それは国家の内政に属す政策としてであり、これまでの統治の歴史を通して削いできた先住民の自己決定の要素は、この宣言によって回復に道を開くことなく、現状のままで維持したい。先住民に対する植民地支配の歴史を反影した現在の先住民と他の国民との権益の配置も、同じく現状で維持したい。1993年宣言に加えられた変更からは、そのような国家の意思を読み取ることができる。

先に言及したように、人権理事会は宣言案作業部会議長案を審議し、変更を加えずに人権理事会案として採択した。この決定はカナダの求めによって採決で行われ、カナダとロシアが反対票を投じた。カナダ政府は、この投票行動を説明する文書を公表している。カナダ政府の見解を要約すれば、

- (1) 先住諸人口作業部会の審議には、数千人の先住民代表者が提案を行い、専門家(作業部会委員)が審議をリードした。カナダを含む加盟国政府も参加したが、専門家たちが先住民による先住民のための宣言を工作していることは明らかだった。この過程で諸国家の関心には適切な配慮がなされなかった。
- (2) 1993年草案はカナダでは実行可能性のないものだった。とりわけ土地と資源の規定、先住民の法制度の承認、自治は、カナダ先住民に関する現行の法と行政の枠組みを壊さない限りは、カナダに適用することはできない。

- (3) 宣言案作業部会では、オーストラリアとアメリカ合衆国の代表としばしば協議したほか、カナダは必要な修正を施すために、先住民組織、有志の諸国政府代表と協議した。しかし、自己決定と土地・領土という核心の問題については、作業部会として合意に達することができなかった。作業部会議長が人権委員会に送った宣言案は、議長の個人案であって、先住民代表も各国政府代表もそれを審議してはいない。
- (4) 宣言が真に有効であるためには、先住民がいる国家に対する期待を述べるものでなければならない。人権理事会に提出された宣言案はこの要件を満たしていない。
- (5) カナダ政府の見解では、とりわけ土地・領土・資源に関する規定は広く、不明瞭で、幅広い解釈を可能にするものである。すでに条約によって諸権利が合法的に移譲されている場合であっても、伝統的領土に対する広い所有権の要求を支持するとさえ解釈できよう。この規定はまた、カナダ憲法の枠組みの中で先住カナダ人と他のカナダ人との権利のバランスの上で、先住カナダ人に土地・資源の権利を保証している現行の土地請求制度を阻害する可能性がある。
- (6) 先住民の自由な事前の情報周知された同意という概念が、多くのコンテキストで使われているが、先住民のみならず広範囲の人口に関わる重要な政策、立法、開発計画、国防に関して、先住民のみに拒否権を与えると解釈される可能性がある。
- (7) 自治に関する規定は、国内の他の（自治）政府との関係についてなら有効な指針を与えていない。
- (8) 人権理事会の採決に際してカナダは、宣言はカナダにおいて法的効力を持たないとの立場を表明した。(INAC 2006)

国内の先住民政策との齟齬、とりわけ土地制度に関わる制度との関連に、カナダ政府が懸念していたことが読み取れる。先住民の土地・領土に浸食して入植者の土地を確保してきた「先住民がいる国家」——カナダがしばしば協議したというオーストラリアとアメリカ合衆国など——に共通する懸念である。国内の先住民との政治的關係が比較的良好的なカナダ政府にとっても、1993年宣言が「先住民による先住民のための宣言」と見えたことは、興味深い。カナダの声明からは、次に見るアメリカ合衆国と同様に、国内の先住民政策に長い歴史を持つ国家として、先住民の国際的な権利要求に対しては敏感に応答し、その権利要求を国内政策の許容範囲内に制限しようとした姿勢がうかがえる。

アメリカ合衆国は人権理事会の理事国ではないので、人権理事会の場で発言する機会はなかった。同国は宣言案作業部会で審議が進められていた2001年に、先住民権利宣言に関する見解を表明していた。主として自己決定権に関わる見解である。

- (1) 合衆国の先住民政策との整合性から、先住民に「一部の内的自己決定権 a right of internal self-determination」のみを認める。
- (2) 内的自己決定権は、それによって、既存の国民国家の枠組みの中で政治的地位について交渉することを可能にする。この権利によって、内的・地域的事柄について自治な

いし自治政府の権利を持つ。その具体的内容は、[1993年]宣言案の第3条および第31条で表現されている。

- (3) アメリカ合衆国の国内法では、合衆国はインディアン部族 Indian tribes を、自治権力を本来的に備える政治的実体として承認している。この国内のコンテキストでは、自己決定は第31条の規定と類似の広範な内的・地域的事柄に関する自治政府および自治の奨励を意味している。
- (4) 自己決定は、国際法では一般に、代議制民主主義政府において市民的・政治的権利を十全に享有すること意味する。国際法の下での自己決定について合衆国は歴史的に、国際人権規約共通第1条1項が述べる意味で、政治的地位を選択する全ての「民」の権利を指すと理解してきた。これには独立を選択する権利、天然資源に対する永久主権を行使する権利が含まれる。
- (5) 自己決定には内的側面と外的側面との双方がある。内的側面は既存の国家内に存する集団に適用される。自己決定は国家の領土的統合の原則——その尊重は宣言案第43条[第45条の誤記と思われる]で明示している——に制約されるゆえに、既存の国家内で行使されねばならない。内的自己決定権は、独立の権利、あるいは天然資源に対する永久主権を含まない。それは必ずしも、国際法の下でより一般に理解されている自己決定と同義ではない。
- (6) 自己決定と天然資源に対する永久主権に言及しないコンテキストで先住「民」に言及する国際的文書では、合衆国は、次の但し書きがある場合にのみ、同意する。「この文書における『民』という言葉の使用は、国際法のもとでこの言葉に結びつくことのある諸権利に関わるいかなる意味をも持つと解釈してはならない。」(U.S. National Security Council 2001)

自己決定(権)に焦点を絞ってであるが、カナダと同様にアメリカ合衆国も、自国内における先住民政策との整合性を追及した。ただし、ここで表明した立場によれば、アメリカ合衆国の要求は1993年宣言(第31条)ですでに満たされている。(5)(6)が言及する「天然資源に対する永久主権」は、国際法では「経済的自己決定権」を意味し、1993年宣言第3条が参照した政治的自己決定権と対を成して、民の自己決定権を構成する。アメリカ合衆国の内的および外的自己決定権と「民」をめぐる矛盾を含んだ議論、外的自己決定権を表明する国際人権規約、この規約で規定された「民」の概念を先住「民」に適用しない(6)の但し書き——ILO169号条約がつけた制限条項と実質的に同一の文章で書かれている——については、後の国際法の議論で再び言及する機会があろう。

2-10 2007年決議

先に見たように、主としてアフリカ諸国の主張を容れて、2007年決議ではさらに一連の変更が加えられた(二重下線)。まず前文では冒頭と末尾に二つのパラグラフ

が追加された。以下の引用では、2007年決議の前文と条項の番号は角括弧 [] で括弧することにする。

前文[1] 「国連憲章の目的と原則に、および憲章にしたがって諸国家がその義務を履行する誠意に導かれて、」

前文[23] 「先住民の状況は領域 region によって、また国家によって異なることを認識し、国家（国民）的・領域的特殊性と多様な歴史的・文化的背景との意義が考慮されるべきことを承認し、」

前文 [1] が言及する国連憲章には、アメリカ合衆国の見解 (4) が言及していたように、また後に考察するように、既存の国家の領土的統合（領土保全 territorial integrity）を尊重するとの原則が、織り込まれていた。前文 [23] は国連宣言の国際標準としての機能を削ぐことになろう。

この追加の一方で、2006年宣言案と1993年宣言の前文から次のパラグラフが削除された。

~~前文13(13) 「先住民は国家との関係を、共存・互恵・尊重の精神において、自由に決定する権利を持つことを承認し、」~~

2007年決議では、「自己決定権」によって「先住民は彼らの政治的地位を自由に決定」するとする1993年宣言以来の条項（第3条）を残しているため、この前文の削除は決議の内容に変更をもたらすものではない。しかし、アフリカ諸国としては、先住民が国家との関係を見直す契機を、可能な限り削除しておきたかったのだろう。

本文の条項に加えられた修正は多くはない。重要な変更は、2006年宣言案に加えられた条項に、さらに挿入を加えるものである。

第[46]46(45)条1 「この宣言のどの個所についても、いかなる国家・民・集団・個人に対してであれ、国際連合憲章に反するいかなる活動であれ、従事ないし実施するいかなる権利をも示唆すると解釈してはならない。あるいは、主権独立国家の領土的統合あるいは政治的統一を、全体的あるいは部分的に、分離しあるいは損傷を与えるようないかなる行為をも、承認ないし奨励すると解釈してはならない。」

この追加修正が避けようとしているのは、先住民が自己決定権を行使して、帰属している国家から分離独立することである。1993年宣言以来のこの第46(45)条1項はすでに、国連憲章の遵守を求め、国連憲章は領土的統合の原則を掲げていた。2007年決議で前文に加えた前文 [1] も、同じ内容を要請している。アメリカ合衆国の見解 (5) も述べていたように、国際法はこの原則の条件として、民主的に国民を代表する

政府を求めている。アフリカ諸国が前文の追加に加えて、この条文を追加し、領土的統合と政治的統一をむき出しに言及して、条件をつけることなくそれを求めるのは、国際法が課している条件について、懸念していることを示しているのであろうか。

アフリカ諸国の国際機関であるアフリカ連合は、国連における先住民権利宣言の審議状況に対応して、2007年初めに次のような連合総会決定を採択していた。

- (1) 1964年に[当時の]アフリカ統一機構が、全ての加盟国の国家独立の達成時の国境を尊重すると誓約したことを、確認する。
- (2) 植民地的な国と民への独立供与を述べた1960年の国連総会決議1514(xv)を確認する。
- (3) 国連総会が宣言について、政治的かつ憲法的な多くの懸案をさらに検討するために、採決の延期を決定したことを歓迎する。とりわけ重要なのは次の点である。
 - (a) 先住民の定義
 - (b) 自己決定
 - (c) 土地と資源の所有権
 - (d) 先住民に独自の政治的・経済的制度の確立
 - (e) 国家(国民)的および領土的統合
- (4) アフリカの民の圧倒的多数はアフリカ大陸に先住 indigenous toであることを確認する。
- (5) 宣言の修正の交渉に関して統一的な立場を維持することを決議する。(African Union 2006)

ここに述べている項目、とりわけ(3)の諸項目は、カナダとアメリカ合衆国が示していた懸念と重なる。しかし、2007年決議について、アフリカ諸国が同意した修正内容は、(1)と(3)の(b)と(e)に関連するものだけだった。

修正案を採決した2007年9月13日の国連総会本会議第107および108会議では、先住民権利宣言の採決の前後に各国が発言した。既述のように、決議に反対票を投じたのは、いずれも先住民統治の歴史の長いオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカ合衆国の4か国である。

カナダ政府代表はおおむね、上に引用した2006年の見解を繰り返し表明した。アメリカ合衆国は、特定の条項に言及せずに、宣言の条文が全体に、対立する解釈が可能であることを指摘し、宣言案を支持しえないとする。オーストラリアは宣言に多くの欠陥があるとして、特に自己決定の規定に懸念を示し、民主的代議制政府を持つ国家でも領土的・政治的統合の分裂を奨励すると解釈できる表現を、容認できないとする。さらに、土地・資源、先住民の自由な事前の情報周知された同意の規定、知的所有権の規定、先住民の慣習法を国法に優先させる規定に、反対を表明した。

ニュージーランドは、先住民マオリとの条約によって建国したという特異な歴史に

言及し、土地と資源についても、土地権などの回復要求に関わる審問制度についてもよく整備されていて、宣言が規定する先住民の権利の多くはすでに実現していると述べる。その上で、この法的に安定した状態を崩す懸念がある条項として、土地と資源の権利、その回復要求、拒否権の規定を挙げる。例えば、土地に関する第26条はニュージーランドの全体に適用される可能性があり、現在の所有者が先住民であると非先住民であることを問わず、国内法では合法的に所有されている土地が、先住民による土地権要求の対象になってしまうという。

2006年末の人権理事会では反対票を投じ、国連総会では棄権したロシアは、宣言はコンセンサスを得たバランスのとれたテキストではないこと、特に土地と天然資源、補償と権利回復の規定が公平ではないこと、審議の過程が公平に公開されず、国内に多くの先住民がいる国家で審議に参加していない国があることを挙げて、宣言には反対であるとし、その意思表示として棄権したと述べる。

なお、賛成票を投じた日本は、自己決定権から分離独立の権利を除いた第46条の修正を歓迎するとし、土地・領土に関する所有その他の権利は、各国の国内法で規定すべきであり、これらに関する宣言の条項は、第三者の利益およびその他公共の利益の保護と調和を保つべく、制限されると述べている。賛成票を投じた中国は、発言しなかった⁴⁸⁾。

1993年宣言とそれ以後の国連先住民権利宣言の各バージョンに対する関係国政府の反対意見を見てきた。いずれも、改めてまとめるまでもなく、宣言の述べる先住民の権利要求が、国家の体制から国民の経済生活まで広範囲に互って、国家の現状が毀損されることに、懸念を示している。1993年宣言から2006年宣言案へ、同案から2007年決議へと、改訂を重ねるたびに修正を加え、先住民の権利要求に制限を加えているにもかかわらず、なお残っている懸念の種を列挙して、決議案に反対の意思を表明していた。中には、自己決定権による分離独立の可能性に対し、1993年宣言から初めて、何重にも防壁を張りめぐらせているにもかかわらず、オーストラリアのように、過剰と思われる懸念を表明した国もある。それだけ、先住民の要求する「民」の概念と自己決定権が、国家の枢要なしかし弱点でもある基盤を衝いていることを、示している。

国家が先住民の要求を警戒して防衛したい現状とは、国境と領土であれ、天然資源であれ、また非先住の国民が所有している土地であれ、いずれも先住民の「民族絶滅と文化絶滅」を代償として獲得してきたものである。先住民権利宣言に反対を表明した意見は、国連憲章のみならず、国際人権規約、ILO169号条約、あるいは1960年の

「植民地的な国と民に独立を供与する」国連総会決議に言及していた。いずれも、先住民の権利を擁護し支援するためではなく、先住民の権利要求を封じ込める根拠として参照していることに、留意したい。とりわけ象徴的なのは、アフリカ諸国が一致して2006年宣言案に異議を唱え、その根拠として、国家の独立時に確定した国境の尊重と、1960年の国連総会決議に言及していることである。アフリカの大多数の国家は、国連がこの「植民地的な国と民に独立を供与する」総会決議で表明したものと同一メッセージに促されて、植民地の地位からの解放と独立を達成した。先住民の権利要求は、この脱植民地化の過程と結果とも対立する関係にあることを、アフリカ諸国の懸念は述べている。先住民権利宣言に対して諸国家が表明した反対意見は、はかrazuも、先住民に対する「民族絶滅と文化絶滅」の植民地支配が、ILO169号条約、国際人権規約、1960年の「植民地的な国と民に独立を供与する」国連総会決議、さらに国連憲章と、第二次世界大戦後の国際秩序を形成してきた主要な国際法規によって、軽減されたのではなくむしろ強化されたことを示唆している。

国連における先住民権利宣言の推移を跡づけつつ、すでに視野は先住民権利宣言を離れて、国際法の歴史へと拡大した。次には、この拡大した国際的視野で、先住民の処遇の推移を追跡したい。

III 国際法のコンテクストにおける先住民

3-1 国際法の枠組み——先住民の不在

1993年宣言は、国連が先住民を代弁して、つまり「国連宣言」として、先住民の権利を述べる文書であり、自己決定権を基礎として権利を主張するという姿勢を貫いている。しかし、上に見たように、自己決定の実現形態に関わる要求は多様であり、しかもその多様さは拡散的であって、決して体系的ではない。その要因を求めれば、1993年宣言の置かれた環境が、それは先住民が置かれた環境でもあるが、一元的で体系的な権利要求を許さないからである。先住民には、彼らを国内に包含する国家と、諸国家の構成する国際秩序という、二重の環境が取り囲み、先住民の権利要求を制約していた。先住民の視点から見れば、国家は彼らと国際社会との間に介在して、国際法の原則の直接的な適用を遮断していた。しかし、1993年宣言は国際秩序からの国家に対する介入を期待してもいた。1993年宣言の拡散的な性格を理解する鍵は、先住民、国家、そして国際秩序という三者の相互関係にある。

先住民が1993年宣言として権利宣言するのに対して、諸国家と国際秩序はそれに

応える用意を整えていない。あるいは、1993年宣言が権利要求によって先住民という存在を国際秩序に挿入しようとするのに対して、既存の国際秩序は、そのような先住民を受け入れるべき場所を、備えていない。既存の国際秩序はむしろ、そのような先住民を受け入れる場所を、消去してきた。1993年宣言以後の国連先住民権利宣言の各バージョンに対する加盟国の否定的応答は、先住民の権利要求を、旧来の国家と国際秩序が許容する形に変形しようとする姿勢で、一貫していた。次に考察すべき問題は、国際秩序がどのようにして先住民の存在を消去してきたのかである。

1993年宣言を起草した先住諸人口作業部会は、国際連合の組織系統の中で、社会経済理事会に属す人権委員会の、さらに下部組織である少数集団差別防止・保護小委員会（少数集団小委員会）に設けられた。まずは、先住諸人口作業部会が設けられるにいたる時期の、国連などの状況を概観して、国際秩序との関連で作業部会のこの配置が意味するものを、考察したい。

人権委員会は人権に関する国連の事業の推進機関であり、国連総会による国際人権規約の採択（1966年）は人権委員会の事業の大きな成果である（宮崎 1979a）。また、事業の柱の一つとして、当初から少数集団の差別を扱う少数集団小委員会を置いていた。国際人権規約は「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（「社会権規約、A規約」とも呼ばれる）と「市民的および政治的権利に関する国際規約」（「自由権規約、B規約」とも呼ばれる）の二つの規約からなり、自由権規約は少数集団保護の条項を含んでいる⁴⁹⁾。

第27条 民族的・宗教的あるいは言語的^{マイノリテイ}な少数集団⁵⁰⁾が存在する国家において、そのような少数集団に属す者 persons が、彼らの集団の他の構成員とともに、彼ら自身の文化を享有し、彼ら自身の宗教を信仰しかつ実践し、あるいは彼ら自身の言語を使用する権利を、否定されてはならない。

国連における先住諸人口作業部会の組織上の位置づけは、当時の国連にとって、先住民に関わる問題を受け付けるべき組織は少数集団小委員会であり、国際法の中で先住民の権利要求に対応すべき主要な法規は国際人権規約自由権規約第27条だったことを、反映している。

この国際人権規約は大きな亀裂を内包している。国連その他の場における先住民の権利に関する議論の経過を念頭に置いて、国際人権規約を振り返るならば、この亀裂はさらに印象深く認識される。二つの規約は冒頭の第1部第1条に共通の条文を置いて、「民の自己決定権」を掲げる。

- 第1条(1) 全ての民は自己決定権（自決権）を持つ。この権利のゆえに、全ての民は彼らの政治的地位を自由に決定し、彼らの経済的・社会的・文化的な発展を自由に追求する。
- (2) 全ての民は、互恵の原則に基づいて国際的経済協力から生ずる義務および国際法上の義務に違反しない限り、自己の目的のために彼らの天然の富と資源を自由に処分することができる。民はいかなる場合にも生存の手段を奪われることはない。
- (3) この規約の締約国（非自治地域および信託統治地域の施政責任を持つ国家を含む）は、国際連合憲章の規定に従って、自己決定権の実現を促進し、自己決定権を尊重しなければならない。

国際法の専門的なコメントによれば、第1条1項は政治的自己決定権（自決権）、同条2項は、「天然の富と資源に対する永久主権」（宮崎 1979b: 55）とも呼ばれる経済的自己決定権を規定する。いずれの自己決定権も、国連総会はそれを掲げる宣言を積み重ねていたが、宣言であるゆえに、加盟諸国に対する法的拘束力はなく、国際人権規約のこの規定によって、締結国に対して法的拘束力のある国際法の原則として確立した（宮崎 1979b: 53-55）。第1条1項の文言は、主語——「全ての民」と「先住民」——が異なるのみで、1993年宣言第3条と同じである。というよりもむしろ、1993年宣言第3条は、国際人権規約の共通第1条1項を踏まえて草されている（Daes 1993b: 3）。1993年宣言は第2条で「先住 [の] 民は…尊厳と権利において他の全ての…民と平等である」と述べていた。1993年宣言はこの第2条を媒介項として国際人権規約共通第1条1項と節合し、先住民の自己決定権を宣言する（第3条）。先に第3条と第2条について「1993年宣言を国際法のコンテキストに繋ぎとめるインターフェイス」と述べたのは、この意味においてである。

しかし、国際人権規約が民の政治的および経済的な自己決定権について規定するのは、ここまでである。規約の冒頭——第1部第1条——にこの規定を置きながら、A、Bいずれの規約でも、第2条以下の条項が自己決定権に触れることはなく、自己決定権の内容を展開したり、それらの実現を促したりする規定はない。要約して言えば、国際人権規約は民の自己決定権に関わる国際法ではない⁵¹⁾。

先に言及したように、自由権規約は少数集団を対象に第27条の規定を設けていた。そこでは、集団に固有の文化・宗教・言語の存在を認め、その維持を容認している。しかし、この条項が文化・宗教・言語に対する権利を認めているのは、当該の「少数集団に属す者」という個人であって、集団自体ではない。第27条は、少数集団に属す個人に、「彼らの集団の他の構成員とともに」彼らの文化・宗教・言語を共有する権利を認めているので、条項が認める権利はまったくの個人的権利ではなく、集合的

権利の要素を帯びている（河野 1979: 220）。さらに、国連による第 27 条の実施過程は、保護の対象について、少数集団とりわけ先住民の文化に対する集会的権利をも含める方向に拡大してきたという。しかしそれでもなお、「第 27 条によって保護される権利は個人の権利である」という限界を越えるものではなく、とりわけ少数集団の政治的自己決定権には踏み込んでいない（金 2003: 78-104、この点は後に改めて考察する）。国際人権規約に少数集団に関する条項が組み込まれ、その条項が結論として第 27 条の条文に決定した審議の過程では、少数集団に「自治もしくは自決の権利」を認めることに対し、国連加盟諸国から執拗な抵抗が繰り返されたという（金 2003: 62-65）⁵²⁾。

国際人権規約は大きな亀裂を内包していたことになる。「民の自己決定権」を掲げる一方で、少数集団——規約の想定では先住民も少数集団に含まれる——に対しては民としての権利保護を回避する。国際人権規約のこの亀裂は、先住民にとって、彼らの権利要求を受け付けるべき接点が、国際法には欠落していたことを意味する。国際人権規約が 1977 年に発効した後は、上述のように、国連は先住民の権利要求を、この国際人権規約に従って、少数集団の個人による権利要求として受け付けた。この規約とその背後にある国連の枠組みにとって、集会的な権利を要求する先住民という存在は、在りえないものだった。

3-2 国際法における概念規定と概念操作の政治

この先住民の不在は、いうまでもなく、国連における諸国家の政治的駆け引きの結果であり、諸国家の利害の総和が先住民の存在を消去させた。しかしこの場合、諸国家の利害が直接に先住民に作用したのではない。諸国家が先住民の扱いについて駆け引きを交わしたのは、先住民に関わる国際法規の審議においてであり、諸国家の駆け引きの手段は国際法の言語だった。ここでは、そのような駆け引きを可能にする国際法の語法について、私の理解を示しておきたい。

この論文で考察しているテーマの範囲でも、国際法の議論ではしばしば、基本的な概念について定義が与えられていないことが指摘される。国際人権規約は「民」に自己決定権（自決権）を認める。しかし、規約は肝心の「民（人民）peoples」の範囲に定義を与えていない（宮崎 1979b: 54）。第 27 条で「少数集団に属す者」の権利について規定した自由権規約は、その「少数集団」を定義していない（金 2003: 80）。後に改めて考察するように、1993 年宣言も、先住民の権利宣言を意図する文書でありながら、「先住民」を定義しない。

これら国際法の法規が基本的な概念に定義を与えないのは、審議に参加するエージェント（とりわけ諸国家）の利害が対立して、合意に達しなかったからである。しかし、概念規定の欠落は法秩序にとって必ずしも欠陥ではない。概念が定義されていなくても、当該法規の現実の実施運用は可能であり、さらに、国際法の中に規定のない空白部分は、概念規定の欠落も含めて、実施運用の過程で再解釈と拡大解釈を可能にするという、実践上のメリットが認められる⁵³⁾。このような事情が、基本的概念に定義を与えないことを許しているようだ。

このような国際法における概念規定とその実施運用の特徴を踏まえた上で、さらに国際法における概念規定について考えてみたい。上述のように、国際法はしばしば基本的概念に定義を与えていないことが指摘された。ここでいわれる「定義」の不在とは何を意味しているのか。国際法規とその実施運用を考察する法学の観点からは、法規の条文に定義が明記されていないことを指しているようだ。たとえば、国際人権規約共通第1条1項の「全ての民は自己決定権を持つ」という条文が意味を成すには、この条文とは別個に、「民」を定義する条文が必要である。「民」に定義がないという指摘は、そのような条文の不在を指している⁵⁴⁾。しかし、概念の定義が条文に明記されていないからといって、その概念に意味内容が欠けているということではない。国際法の法規と法規の間、条項と条項の間、さらに条文と条文の間には、概念上の参照関係が張りめぐらされている。国際法におけるこの参照のネットワークは、一つの相対的に閉じた意味空間セマンティックを構成している。閉じた意味空間である日常言語においては、語の意味を定義して提示すべき辞書がそうであるように、個々の語の意味は、他の語を用いて説明される。説明に用いられる語もまた同様に、他の語によって語義が説明される。それゆえ、辞書による語義の説明はしばしば、限られた語の間での循環的な説明になる。国際法における参照関係のネットワークは、日常語ほど完璧に閉じた意味空間を構成しないので、概念上の参照関係が個々の概念内容を、定義とというほどに制限するのではない。しかし、表現を緩めていけば、この概念上の参照関係は概念それぞれの内容に多かれ少なかれ制限を加え、この制限の範囲でそれぞれの概念に意味内容を充当している。国際法という言語使用の特殊な場のゆえに、このように参照関係によって概念に充当される意味内容は、法的な規制力を帯びる。

国際人権規約には確かに、「民」の概念に定義を与える条項はない。しかし、共通第1条の規定は、「全ての民は自己決定権を持つ」（第1項）、「全ての民は…自己の目的のために彼らの天然の富と資源を自由に処分することができる」（第2項）と述べることによって、ここでいう「民」が、政治的および経済的自己決定権を持つ集合

的主体であることを、規定している。辞書の手法にならっていえば、第1条1項の規定の主語と述語を入れ替えて、「自己決定権は民の持つ権利である」と定義することが可能である。このように、第1条は確実に「民」と「自己決定権」の概念に意味内容を与えている。

先に、1993年宣言はその第2条を媒介項として国際法と節合していることに留意した。「先住の…民は…尊厳と権利において他の全ての…民と平等である」と述べるその「他の全ての…民」とは、国際人権規約第1条にいう「民」に他ならない。それゆえ、1993年宣言第3条は、国際人権規約第1条の主語「全ての民」を「先住民」に入れ替えて、同一の条文で政治的自己決定権を主張することができた。

このように、概念上の参照関係が、条文の間ひいては法規の間に法的規定の連結を構成していくとすれば、それは同時に、法的規定上の連結を排除するために、概念上の参照関係を切断するという操作的な選択に、道を開くことになる。

少数集団について述べる国際人権規約第27条は、既述のように、対象を「集団」と表現はするものの、「民」の語は用いていない。第27条の規定は、自己決定権を持つべき「民」から少数集団を分離している。さらに、集団としての権利からも分離するために、第27条の規定は対象を「少数集団に属す者」としていた。条文から読み取れるこれらの政治的意味は、単なる外的な解釈の所産ではなく、先に言及したように、条文審議に参加した諸国家が主張し、条文に反映させた政治的意図そのものだった（金 2003: 62-64）。

この観点から再び1993年宣言の第2条と第3条を振り返れば、1993年宣言の国際法における斬新さが理解される。先住民は、既存の国際法の枠組みでは、国際人権規約自由権規約第27条の「民族的・宗教的あるいは言語的な少数集団」に該当する集団である。その第27条は少数集団を「民」とは規定せず、「自己決定権」を認めていない。「自己決定権」を持つ「先住民」は、国際法上は在りえない存在だった。このコンテキストにおいて1993年宣言が第2条と第3条によって、先住民が「自己決定権」を持つ「民」であることを宣言したのは、一つの権利宣言であると同時に、先住民の所在すべき位置の空白に対する抗議であり、そのような空白を作り出した国際法に対する挑戦だった。

3-3 先住民に対する「統合」政策——ILO107号条約

先住民の権利問題が国際的な課題として取り上げられた1970年代末の状況では、先住民を取り囲む国際法は、彼らの民としての権利要求に対して制限的だった。しか

し、先住民の権利要求を受けとめるべき国際人権規約は、それが採択された当時(1966年)の時代状況に照らして見れば、決して当初から制限的だったのではない。当時は、先住民を直接の対象とした国際法として、ただ一つ国際労働機関(ILO)の「独立国における先住その他の部族的・半部族的な諸人口の、保護および統合に関する条約」(第107号条約)⁵⁵⁾が機能していた。国際人権規約を相対化し、当時におけるその先進的意義を計る意味で、同条約の概要を把握しておきたい。

ILO107号条約は、その公式名称の通り、各国の国内法と国内政策における先住民の処遇を対象とした条約であり、1957年に制定、1959年に発効した。発効時の締結国10か国の半数はラテンアメリカの諸国であり、その後に参加した国を含めた全締結国(27か国)の内、やはり約半数(14か国)が中南米の諸国だった。このように、この条約に参加して拘束される国家⁵⁶⁾は決して多いとはいえないが、先住民政策に関する国際法として、未締結国に対しても影響力を発揮した。

107号条約は、長期の視野で見れば、先住民に関する国際法の歴史の上で画期的な位置を占めている。ILOのコンテキストでは、植民地における現地人(原住民)労働に関する政策の延長上に見出したのが独立国家における先住民労働であり、それについて国際標準を設定しようとしたのがこの条約である。しかし、植民地が続々と独立し、植民地で留まる地域が急速に少なくなる時代状況では、先住民の問題は主として独立国家内の先住民の問題となる。107号条約は、この「独立国家における」というコンテキストにおける先住民を政策対象とした初めての国際法だった。最初の国際法として条約はその後の先住民に関わる法と政策の思考に対し大きな影響を残した。今日の視点から見れば、その影響は負の方向での制約であり、とりわけそれは、先住民政策の志向と「先住」概念の定義において顕著である。

条約は「独立国における先住その他の部族的・半部族的な諸人口」に関して、「保護」し、国家に「統合」する政策を提示する。「独立国における」とはいえ、先住民自体は独立の存在とは見なされず、「保護」政策の対象であり、先住民の立場からすれば、彼らの所在するコンテキストの違い——植民地であるか独立国家であるか——は事実上、無意味だった。

条約はその適用対象である「独立国における先住その他の部族的・半部族的な諸人口」について定義を与えた。この表現にある通り、「先住諸人口」は「部族的・半部族的な諸人口」の内部区分という位置づけである。ILOの論理では、植民地における現地人(原住民)と対を成すものとしての独立国家における先住民を対象に、条約のための作業を始めたのであるが、成文化された条約では、広い視野で「独立国家にお

ける先住民」として想定された対象が、「独立国家における部族的・半部族的な諸人口」という表現に置き換わり、「先住諸人口」はその中の内部区分へと制限された。この条約が提示した「先住諸人口」の狭い定義は、現在にいたるまで、「先住民」の概念的な把握を拘束し続けている（詳しくは5-7節、5-8節で考察する）。

これら大枠の性格を念頭において、107号条約の内容を見ていきたい。冒頭の条項で「部族的諸人口、先住諸人口、半部族的諸人口」のそれぞれに定義を与えているが、それ以外の条項では、これらの区分に言及しない。それゆえ、以下の考察では、特に「部族的・半部族的諸人口」に言及する場合を除いて、「先住民、先住諸人口」とのみ表示し、「部族的・半部族的諸人口」を併記しないことにする。私の理解では、107号条約が導入した「部族的・半部族的諸人口」と「先住諸人口」との区別は、その後の先住民運動によって事実上乗り越えられている。

条約は冒頭に適用対象の「諸人口」を定義している。定義自体は後に改めて考察することにして、ここではむしろ、これら「諸人口」に対するこの条約の姿勢に着目したい。

第1条(1) 本条約は次の者について適用する。

- (a) 独立国における部族的ないし半部族的な諸人口で、その社会的・経済的条件が、国民共同体 national community の他の部分が到達している段階 stage より未発達 less advanced な段階にあり、かつ、その地位が、彼ら自身の慣習ないし伝統により、または特別の法令によって、全面的にないし部分的に規制されている、そのような諸人口の構成員
 - (b) 独立国における部族的ないし半部族的な諸人口で、征服ないし植民地化の時に当該国あるいは当該国が地理的に属す地方に居住していた諸人口からの子孫であることによって先住とみなされる、かつ、法律上の地位にかかわらず、その属す国の制度に従うよりは往時〔征服又は植民地化当時〕の社会的・経済的・文化的な制度に従って生活している、そのような諸人口の構成員
- (2) 本条約の適用上、「半部族的」とは、彼らの部族的特徴を失う過程にあるが、いまだに国民共同体に統合されていない集団ないし個人をいう。

これらの条文、とりわけ1a項と2項は、同時に本条約の意図を示している。前文はより明瞭な表現で、これらの人々を「保護および統合」しようとするこの条約の目的と状況認識を示している。

前文5 多くの独立国には、いまだ国民共同体に統合されず、その社会的・経済的あるいは文化的な状況ゆえに、[当該国の]人口の他の構成員が享有している権利と利便から十分に利益を得ることを妨げられている先住その他の部族的・半部族的な諸人口が存在することを考慮し、

前文 6 人道上の理由, 関係諸国の利益のいずれの観点からも, これら諸人口がこれまで国民共同体の進歩に十全に参加することを妨げてきた全ての要因に関する同時的行動によって, 彼らの生活と労働の条件を改善する継続的活動の促進が…望ましいことを考慮し,

前文 7 この問題について一般的な国際標準を採択することが, 当該諸人口の保護, それぞれの国民共同体への漸進的統合, そして彼らの生活と労働の条件の改善を保障する活動を容易にするだろうことを考慮し,

前文 7 が述べるのはこの条約の政策目的であり, 自国内に「部族的ないし半部族的諸人口」が存在する諸国家に対し, 国際標準を提示することによって, これらの人々の「保護, 国民共同体への漸進的統合, 生活と労働の条件の改善」を促すことを意図している。さらに, 第二の目的に掲げる「統合」について, 条文がいくつかの制約をつけて, その内容をより明確にしている。

第 2 条 (1) 政府は, 当該諸人口の保護およびそれぞれの国の生活への漸進的統合のための, よく調整された体系的行動を推進する主要な責任を負わなければならない。

(2) この行動は次の措置を含まなければならない。

(a) 国の法令が [当該国の] 人口の他の部分に与えている権利と機会を, これら諸人口が平等の条件で益することを可能にするための措置

(b) これら諸人口の社会的・経済的・文化的な発展を促進し, 彼らの生活水準を向上させるための措置

(c) これら諸人口の人為的同化 artificial assimilation になりうる措置を排除しつつ, 国民的統合 national integration の可能性を創出するための措置

(4) これら諸人口の国民共同体への統合を促進する手段として, 強制 force ないし威圧 coercion に及ぶ行為は排除しなければならない。

第 3 条 (1) 当該諸人口の社会的・経済的・文化的な条件が, 彼らの属す国の一般的法律上の便益の享有を妨げている限り, これら諸人口の制度・人身・資産・労働を保護するため, 特別措置を採用しなければならない。

第 4 条 当該諸人口の統合に関する本条約の規定を適用するに当って,

(a) これら諸人口の間に存在する文化的・宗教的な価値, 彼らの社会統制の形態, および彼らが社会的・経済的変化を受けて集団および個人として直面する諸問題の性格について, 正当な考慮を払わなければならない。

(b) これら諸人口の価値および制度の廃止 disrupting は, 関係集団が受諾する適切な価値ないし制度によって代替しえない限り, 廃止に伴う危険を認識しなければならない。

(c) これら諸人口が新たな生活と労働の条件に適応するに当って経験する困難を緩和するための政策を採用しなければならない。

第 5 条 当該諸人口の保護と統合に関する本条約の規定を適用するに当って, 政府は,

(a) これら諸人口とその代表者の協力を求めなければならない。

(b) これら諸人口に彼ら [自身] の発意を十分に展開する機会を与えなければならない。

- (c) あらゆる可能な方法により、これら諸人口の間での市民的自由の発展、選挙制度の確立、あるいは選挙制度への参加を奨励しなければならない。

第6条 当該諸人口の生活・労働条件および教育水準の改善は、これら諸人口が居住する地域の総合的な経済開発を計画する際には、高い優先順位を与えなければならない。当該地域の経済開発のための特別事業もまた、このような改善を促進するように立案しなければならない。

第7条(1) 関係諸人口の権利と義務を定めるに当たっては、彼らの慣習法を考慮しなければならない。

- (2) これら諸人口は、彼ら自身の慣習と制度が国の法体系と矛盾しない限り、あるいは統合事業の諸目標と矛盾しない限り、これら慣習と制度を維持することが許されなければならない。

これらの条項を要約すれば、この条約が「先住その他の部族的・半部族的な諸人口」について想定する問題は、独立国家の中にありながら、その地位が他の国民と平等ではなく（第1条1a）「未発達段階」にあること（第1条1a）、他の国民が享有している「権利と利便」を妨げられていること（前文5）、「いまだに国民共同体に統合されていない」ことであり（同）、条約は彼らがこのような地位と状態に置かれている要因を、彼らに対する歴史的な抑圧や差別などではなく、もっぱら彼らの「社会的・経済的あるいは文化的な状況」（前文5、第3条1）に求めている。この彼らの問題の解決に向けて条約が想定する具体的目標は、他の国民の与えられている「権利と機会」を彼らが「平等の条件で」享有するようになること（第2条2a）、つまり彼らの社会的・経済的・文化的な発展と生活水準の向上を通して（第2条2b）彼らが「国民共同体」に「統合」されること（第2条1、同条2cほか）に置かれる⁵⁷⁾。問題解決の責任は政府にあり（第2条1）、そのために政府は、彼らが「国民共同体の進歩に十全に参加することを妨げてきた全ての要因」（前文6、第3条1）を視野に入れた、つまり「社会的・経済的・文化的」な全分野に及ぶ、彼らの「発展」と「生活水準」の「向上」（第2条2b）のための「同時的」（前文6）かつ「よく調整された体系的行動」（第2条1）を推進しなければならない。なかでも「総合的な経済開発の計画」では「生活・労働条件および教育水準の改善」を最優先しなければならない（第6条）。実際、条約は、雇用と労働条件（第III部）のほか、土地権（第II部）、職業訓練と手工芸および農村産業（第IV部）、社会保障と保健（第V部）、教育（言語教育を含む）と広報（第VI部）の広範囲に及ぶ規定を設けている。

そして条約は、総合的な行動計画によって推進しようとする「国民共同体」への「漸進的統合」を、「人為的同化」から区別する（第2条2c）。「統合」政策は強制的・威圧的であってはならず（第2条4）、当事者の「協力」を求め、当事者の「発意」

—つまり自発的に「統合」政策に参加する意思—を育成しなければならない（第5条）。つまり、政策がこれらの条件に外れていれば、それは「人為的同化」政策と見なされるのであろう。第4条は、「統合」政策の推進によって対象の人々が直面する可能性のある危険と困難に、政府が適切な「考慮」を払うことを求めている。ここでも、そのような配慮を欠落させれば、「統合」政策は「人為的同化」に転化するというのが、両概念の関係に関する想定のようなのだ。双方の分岐点となる「考慮」はどの程度のものだろうか。

条約は政府に先住民の文化的特徴—「文化的・宗教的な価値、社会統制の形態」（第4条a）など—に配慮することを求める。しかし、それは消極的な配慮というべきものである。条約が先住民などに対して特別な施策の必要を認めるのは、彼らの「社会的・経済的・文化的な条件が、彼らの属す国の一般的法律上の便益の享有を妨げている」（第3条1）からであり、その限りで、施策には彼らの「社会的・経済的・文化的な条件」が反映される。しかし、先住民政策は決して彼らの「社会的・経済的・文化的な条件」をさらに発展させるものではない。むしろ、「統合」政策は先住民の「価値および制度」に、「廃止」という表現が適切なほどに強度な改変をもたらす可能性のあるものであり（第4条b）、先住民の「慣習と制度」は、「国の法体系、統合事業の諸目標」と矛盾しない限りで、存続を許される（第7条2）。条約の想定では、先住民など「部族的諸人口」の独自の「文化的・宗教的な価値、社会統制の形態、慣習法」は、彼らが「経済的・社会的」に「未発達段階」にある（第1条1a）と評価される当の要因、つまり彼らの「社会的・経済的・文化的な発展」（第2条2b）を妨げている最大の障害である。

「漸進的統合」を「人為的同化」から差別化するのは、上述のように、政策的な配慮であるが、その配慮は、「彼らが社会的・経済的変化を受けて集団および個人として直面する諸問題」、「価値および制度の廃止に伴う危険」（第4条a, b）、つまり、いづれも「統合」政策による「新たな生活と労働の条件に」先住民たちが「適応するに当って経験する」ような「困難」を対象としたものであり、その困難を「緩和する」範囲の配慮である（第4条c）。

以上は主として、107号条約が提示する理念に沿った、同条約の評価である。他方で、条約が後半部で提示する分野ごとの施策を見るならば、先住民の「社会的・経済的・文化的な条件」に関する消極的な印象が、若干であるが和らげられる。条約の発するメッセージは一元的ではなく、理念と具体的施策との間に若干のずれがある。個別の政策分野では、「国民共同体」への統合を目標とする施策と並行して、先住民の

独自の文化的特徴に対する積極的な配慮も織り込んでいる。第Ⅱ部「土地権」では、この条約では例外的に先住民の権利に言及して、「伝統的に占拠する土地」の「集合的ないし個人的な所有権」を承認し保護する⁵⁸⁾。第Ⅳ部「職業訓練と手工芸および農村産業」では、先住民たちが「伝統的に適性を示してきた職業」について「必要な訓練を提供」すること、経済発展計画は彼らの「文化遺産を保存」し、彼らの「文化的表現の芸術的価値および個性的様式を改善」させるものでなければならないこと⁵⁹⁾、第Ⅵ部「教育と広報手段」では「母語」の「保存」と児童への教育を、それぞれ規定している⁶⁰⁾。

3-4 一元的統合からの転換——ILO169号条約への改正

先に、1993年宣言が、先住民の権利状況を計るすぐれたチェックリストであることを指摘した。しかし、ILO107号条約は1993年宣言とあまりに違いすぎて、直ちにそれを当てはめて個別の項目を評価するのは適当ではない。次に取り上げる169号条約が自認するように、107号条約にとって、1993年宣言が追求するような先住民の独自の文化と生活様式は、総体として否定すべきものである。107号条約はとりわけ先住民の権利に踏み込まない。条約がその適用対象の人々に認める権利は、合法的な労働組合活動の権利（第15条d）など、他の国民がすでに享有している基本的権利である⁶¹⁾。条約は先住民の自己決定にまったく配慮しない。政治に関して条約はないないづくしである。

1993年宣言をチェックリストとして適用する以前に、両者のより根底的な差異を認識する必要がある。いずれもメッセージを発する文書と捉えるならば、両者は、そのメッセージを発する主体がまったく異なる。1993年宣言は国連が代弁して先住民の権利要求を述べる。107号条約はILOが代弁して国家の先住民政策を述べる。ILOが政策対象——条約の「適用対象」——を見る目は、国家が代表する「国民共同体」の価値観であり、その「進歩、発展」の価値観から評価すれば、先住民を含む「部族的諸人口」はもとより、半ば「統合」の途上にある「半部族的諸人口」でさえ、多くの欠落を抱えている。この国家の価値観には、先住民の独自の価値を顧慮する余地はない。107号条約が国家に指示する先住民政策が、ILOの本来の政策分野である労働条件に加えて、職業訓練と手工芸および農村産業、社会保障と保健、教育と広報という広範囲に及ぶのは、私の解釈では、この欠落の観点から対策の必要な分野を選択したからである。ここでいう「対策の必要」には、直接の対策の必要と、この直接の必要のために求められる間接的な必要（職業訓練、教育と広報など）の双方が含まれてい

る。後に見るように、ILOにおける107号条約の準備過程には、応用人類学者が参加して理論的に指導していた。この「対策の必要」の構想には、「よく調整された体系的行動、総合的な計画、同時的行動」などの表現が示すように、人類学者の総合的「文化」概念の反影が読み取れる。先住民独自の文化に関する規定が個別の政策分野に挿入されているのは、先住民の文化的権利に対する配慮というよりはむしろ、「進歩、発展」の観点から先住民の文化的資産を活用しようとするものである⁶²。先住民の民としての集合的生命権を追及する1993年宣言と、国家の価値から先住民の生活に欠落を見出そうとする107号条約とでは、それぞれの政策の視野が大きく相違するのは当然だった。

このILO107号条約が採択されて約10年後に、国連は国際人権規約を採択した。その自由権規約は、先に見たように、国家が国内に存在を認める少数集団について、彼ら独自の「文化、宗教、言語」——それが彼らを他の国民から少数集団として弁別する——の「享有、信仰、実践、使用」を、少数集団成員の権利として認めていた。先住民の「慣習と制度」を「国の法体系…あるいは統合事業の諸目標と矛盾しない限り」でしか容認せず、政治的にはもとより「社会的、経済的、文化的」に「国民共同体への統合」を推進しようとしたILO107号条約から見れば、僅か1条だけの規定であるが、自由権規約の志向は180度の転換をとげている。

国連がこの国際人権規約自由権規約を窓口として先住民の問題を受け付けたことは、先に見た通りである。自由権規約の実施に当たった国連組織（自由権規約委員会）は、規約発効後の実施経験を踏まえて、「一般的意見」という表題で規約実施に関わるガイドラインを提示し、権利保護の内容と対象を、条文の規定を超えて拡大していったという。条文は権利保護の対象者を、国家による少数集団の認定と国籍という要件によって制限していたが、「一般的意見」は国籍の制約を外して、労働移民、難民、さらに一時滞在の外国人へと、対象者を拡大し、さらに国家による認定の条件も外した。性別による少数集団（つまり女性）、あるいは少数集団としての自己認定の権利の導入も、議論されているという。さらに、条文は少数集団成員の権利を、「否定されてはならない」という消極的な表現で容認していたが、ガイドラインは少数者の「権利行使を可能にする積極的措置」を政府に義務づけた（金 2003: 80-83）。

自由権規約第27条の想定では先住民も「少数集団」に該当し、先住民からは、第27条の認める「文化を享有する権利」に即して、その侵害を告発する訴えが、自由権規約委員会が受け付ける「個人通報」として寄せられた。その内容は広範で、侵害されているとする文化的権利には、民としてのアイデンティティ、「領土及びその資

源と密接に結合している生活様式」の権利、「漁業、狩猟など伝統的活動及び法的に保護される居留地に居住する権利」、彼らの生活に「影響する決定に…効果的に参加する」政治的自己決定権、開発事業が破壊し侵害する「居住する地域の環境と経済生活」に関わる経済的自己決定権などが含まれていた（金 2003: 86-87, 95）⁶³。

しかし、先に触れたように、自由権規約委員会は集合的権利としての自己決定権に踏み込まず、第 27 条の保護する対象を個人の権利に限定した。国際人権規約自由権規約第 27 条という小さな窓口を通して先住民が国連に寄せた権利要求は、この窓口の制約をはるかに越えるものだった。国連のコンテクストの外ではすでに、先進国を中心に先住民の権利要求運動が高まり、国際的な連帯が進行していた（Anaya 2004）。1970 年代後半、国連は国際人権規約の実施と並行して、先住民の権利要求に対する組織的な応答を開始し、既述のように、先住民の権利に関する標準設定を課題とする先住諸人口作業部会を設置した（1982 年）。

この状況では、ILO107 号条約が先住民政策に関する国際標準としての有効性を失っていることは明らかであり、この状況に応じて——「再び」先住民に関する国際標準の地位を取り戻すために（前文 4）——ILO は 107 号条約の改定を行った。改定作業は 1988 年と 1989 年の短期間に行われ、事務局の方針に従って早期に終了するために、小規模な改正に留めたという（Rodríguez-Piñero 2005: 292-298）。こうして 1989 年に 107 号条約の改定条約として採択され、1991 年に締結国が規定数（2 か国——第 38 条 2）に達して発効したのが、「独立国における先住のおよび部族的な民に関する条約」（ILO169 号条約）⁶⁴である。

この条約は、ILO 自身の表現によれば、107 号条約から大きな転換をとげている。107 号条約の「統合主義方針 integrationist approach」を退けて、それに替わる二つの基本的概念を採用した。つまり、先住民および部族民の生活様式は存続 survive すべきであること⁶⁵、これらの民と彼らの伝統的組織が、彼らに影響する開発計画の立案と実施に、密接に参予すべきであること。169 号条約は、先住民および部族民の文化および生活様式に敬意を払うという一般的姿勢を採用し、彼らの継続的存在の権利と彼ら自身の意見に従った発展の権利を強調するという（ILO 2006）。

確かに、169 号条約の前文は、107 号条約の評価とそれに対応した 169 号条約の理念を述べている。

前文 4 [107 号条約が発効した] 1957 年以來の国際法において生じた發展、さらに世界の全ての地域における先住民・部族民の状況の發展によって、この問題について新しい国際標準を——[107 号条約の設定した] 旧標準の同化主義的方向づけ

assimilationist orientation を除去することを展望しつつ——採用することが適切となったことを考慮し、

前文 5 これらの民の発意 aspirations, つまり彼ら自身の制度・生活様式・経済発展を自ら管理し、彼らのアイデンティティ・言語・宗教を維持し発展させようとする発意を、いずれも彼らの居住する国家の枠組み内においてであるが、承認し、

前文 6 世界の多くの地方において、これらの民が基本的人権を、彼らの居住する国家の残りの人口と同程度には享有しえていないこと、彼らの法・価値・習慣・世界観が頻繁に浸蝕されてきたことに留意し、

107号条約が自ら避けようとしていた「(人為的) 同化」に結果として陥っていたことを反省し、さらに新たな要因として、先住民たちの運動によって107号条約の改定を促されたことを確認して(前文4)、新たな方針として先住民たちの自己管理の発意を承認すると述べる(前文5)。

ただし、これらはいずれも、107号条約との差異を強調しつつ、ILOが自ら認識している先住民に対する条約の姿勢を述べるものであり、第三者の立場で両者を見比べれば、それと同じ認識が得られるとは限らない。たとえば前文6は、むしろ107号条約と相似の語彙で先住民に対する政策課題の所在を述べているようにも読める。169号条約への改定は小規模に留まったとILO関係者が述べたように、連続性の観点からいえば、169号条約は多くの点で107号条約と共通している。それも大枠における共通性が顕著である。二つの条約はいずれも、先住民に代わって先住民の権利要求を述べるのではなく、国家を介して先住民政策を方向づけようとする。条約のテキストでも、初めに全般的な政策の理念を述べ、次いで個別の分野ごとに具体的な施策を述べるという構成は、両者ともに同じであり、具体的施策を述べる政策分野も同じである。この共通の大枠の中で169号条約がどのように転換をとげているのか、ILOが提供する概括的な情報からは判断しえない。169号条約の評価は条文に即して行う必要がある。

3-5 ILO169号条約の先住民保護政策

169号条約は1993年宣言とほぼ同時代の状況で制定されたにもかかわらず、この場合も107号条約と同様に全体の理念が違いすぎて、1993年宣言と単純に比較することはむずかしい。1993年宣言をチェックリストとして169号条約を評価するための手順として、まずは169号条約と107号条約との差異を把握し、それを踏まえて、169号条約と1993年宣言との差異を秤量することにする。

上に述べたように、169号条約は107号条約と同じ構成で条文を配置している。冒

頭の第I部「政策全般 General Policy」は、第1条で条約の適用対象「先住のおよび部族的な民」を規定するのに続いて、締結国の義務を述べる。

- 第2条(1) 政府は、当該の民の参加を得て、これらの民の権利を保護し彼らの統合性の尊重を保障するために、よく調整された体系的活動を推進する責任を負わなければならない。
- (2) この活動は次の措置を含まなければならない。
- (a) 国の法令が〔当該国の〕人口の他の構成員に与えている権利と機会を、これらの民の構成員が平等の資格で益することを保障する措置
- (b) これらの民の社会的・文化的なアイデンティティ、彼らの慣習と伝統、および彼らの制度を尊重して、彼らの社会的・経済的・文化的な権利の十全な実現を促進する措置
- (c) 国民共同体の〔中の〕先住の構成員と他の構成員との間に存在しうる社会経済的格差 gaps を、当事者の発意と生活様式に適合的な方法によって除去するための、当該の民の構成員を援助する措置

第2条2a項は、対象を「これらの民の構成員」として、個人であることを明示するほかは、旧107号条約の第2条2a項と同じである。旧条約が同じ第2条で政府に義務づけた3項目の施策（措置）は、(b) 社会的・経済的・文化的な発展と生活水準の向上、(c) 国民的統合、(a) 他の国民との平等の達成と、ほぼ一列に構成されていた⁶⁶⁾。169号条約では、旧条約で規定する社会的・経済的・文化的な発展（旧2b）に替えて、先住民の独自の社会的・経済的・文化的な権利の実現（新2b）を導入し、国民的統合の目標（旧2c）を、先住民とその他の国民との間になお存続する「社会経済的格差」の除去（新2c）に替えている。新2c項の述べる他の国民との間の「格差」の除去は、新旧2a項の述べる他の国民との平等の達成と同一の価値尺度による目標であり、より一般的な2a項の目標に包含される。新2c項が着目する「社会経済的」分野は、他の国民との「格差」を判定し、判別した「格差」を除去する計画をより容易に構想しうる分野である。その意味で、新2c項は、「社会経済的」分野に限定した上で、旧条約と同じ「国民的統合」（旧2c）を目標に設定しているといえる。

しかし、新旧の第2条2項は2b項の規定で大きく分岐する。ともに類似の表現で「社会的・経済的・文化的」な「発展」（旧条約）あるいは「権利の実現」（新条約）を規定するが、両者の志向は正反対である。新条約の述べる「社会的・経済的・文化的な権利の実現」は、先住民の「社会的・文化的なアイデンティティ、慣習と伝統、制度」の「尊重」という基盤の上に構想される。しかし、旧条約の枠組みから見れば、それは、先住民の「発展」と国民的統合を妨げた最大の障害を、さらに助長する施策となったはずである。旧条約の述べる「社会的・経済的・文化的な発展」は、新

条約が旧条約の「同化主義」と反省した当の政策目標であり、1993年宣言が拒絶した「同化」による「文化絶滅」に相当する。新2b項は、新2a項との組み合わせを通して、先住民独自の「社会的・経済的・文化的な権利の実現」が、権利と機会において先住民と他の国民との平等を達成する途であるとのメッセージを発している。

このように、旧条約の政策目標を貫いていた一連の機能的構成を、新条約は採用しない。新条約は異なる価値尺度を併用して、二面的な目標を設定する。「経済社会的格差」については旧条約とほぼ同じ「国民的統合」と「発展」の尺度を採用し、他方で「社会的・経済的・文化的な権利」については、先住民ごとに個別の価値尺度を採用する。国家が「国民的統合」で志向する価値を「国家的」、先住民の民ごとに異なる価値を「個別文化的」と形容するならば、この種の対比的な二つの価値尺度を相互に調整して矛盾なく—少なくとも志向として「矛盾なく」—政府その他の施策に組み込むという試みは、より広い国際的な視野で見れば、1970年代半ばから顕著になり始めた経済開発理論の方向転換—欧米先進資本主義経済を目標とした一線的な開発モデルから多元的な代替的开发モデルへの—に沿ったものである⁶⁷⁾。しかし、結論を先取りしていえば、169号条約は二つの価値の整合的な併用に成功していない。むしろ、施策の対象を先住民に設定したことによって、この対比的な二つの価値の併用がはらむ困難を、極端な形で露呈させている。

先に、107号条約について、条約の前半部で示す先住民政策の理念と、後半部で分野ごとに提示する具体的施策との間に、若干のずれがあり、両者の印象が異なることを述べた。この点に留意して、169号条約が提示する分野ごとの具体的な施策を見るならば、ここでもまた同じように、ずれを見出すことになる。169号条約は、締結国が行うべき先住民政策を、国家的価値に沿って国民一般に適用すべき政策目標の軸と、当該の民の個別文化的価値に沿った政策目標の軸とを、交差させて構成する。個別の政策分野についての規定では、土地権（第II部）のみを除いて、どの分野についてもこの共通の大枠を採用している。それぞれの分野の冒頭の条項で、先住民が他の国民と平等の機会と処遇を受けるべきことを、施策の目標に設定し、次いで、当該の民に個別の条件に即して、当該の民を対象とした「特別」施策を導入すべきことを述べる。実をいえば、条約が個別分野ごとに提示するこの政策の構成は、107号条約でも同じであり、各分野の冒頭の条項は新旧条約いずれもほぼ同じ条文で記されている⁶⁸⁾。個別の政策分野に関しても、この大枠の共通性を見る限り、169号条約は107号条約の小幅な修正版の印象である。

全ての国民を対象とすべき一般施策に対して、先住民を対象とした特別施策を差異

化する方法には、分野によって違いが認められる。

- (a) 統合主義に傾斜した政策構成—特別施策の目標は一般施策と共通であり、その目標に向けた過程と方法に、先住民の個別文化的条件を加味する
—募集と雇用条件（第IV部）⁶⁹⁾
- (b) 統合主義の枠内での個別文化的政策の導入—特別施策の目標が一般施策と共通であるのは抽象的にのみであり、目標の内容は当該の民の個別文化的条件に即して設定する
—職業訓練・手工芸・農村産業（第IV部）⁷⁰⁾、社会保障と保健（第V部）⁷¹⁾、土地所有⁷²⁾
- (c) 統合主義政策と個別文化的政策の併用—一般施策と共通の目標は、一般施策を先住民に平等に保障することに置かれ、それとは別立てで、一般施策とは異なる目標の特別施策を、先住民のために設けようとする
—教育（第VI部）⁷³⁾

169号条約の条文、とりわけ全ての国民に対する一般施策と先住民のための特別施策とを差異化して表現する条文からは、政策における一般性と特殊性との関係づけ（ないし調整、折り合い）にILOが苦慮していたことが、読み取れる。169号条約は先住民文化の尊重と発展を打ち出すことによって、民の間の通約可能性ないしその困難—それも分野ごとに異なる通約可能性（ないし不可能性）、あるいはその裏面である一般的（ないし普遍的）尺度の可能性（ないし不可能性）—に直面することになった。民の集合的な営み—その全体を人類学は包括的に「文化」と概念化してきた—を、異なる民の間で比較評価するには、包括的文化を構成する分野ごとの通約可能性を考慮することになる。比較評価の視点から見出されるこの通約可能性は、視点を政治的な政策に移し替えても有効である。比較評価の作業は、通約可能性が低い営みについては、文化相対的な位置づけを、通約可能性が高い営みについては、共通の、ないし一般的、さらには普遍的な尺度による位置づけをすることになる。民の営みを分類する国際法の語彙「政治的、経済的、社会的、文化的」で図式的に表現すれば、経済的分野は量的な評価が可能であり、「普遍的」な尺度を最も容易に—文化相対主義人類学から見れば「安易に」—想定することが可能であるのに対し、社会的、政治的、文化的な諸分野は、おそらくこの順に、一般的ないし普遍的尺度の想定が困難となる。これを政策に移し替えていえば、複数の民を対象に共通の一般施策を適用するのは、経済的分野で最も容易であり、異なる民がそれぞれ独自の経済活動を行うとしても、異なる経済セクターの間の分業と位置づけて、国民経済全体の統合と発展を構想することが可能である。他方で、社会的、政治的、文化的な諸分野では、統合と同一化の政策を採用しない限り、おそらくこの順に、一般施策の実施が困難である。

次に述べるように、169号条約は政治的分野について、まとまった形で先住民に関わる政策を述べることを、放棄している。169号条約が国家の政策を述べるのは政治以外の分野についてであり、上に見た(a)から(c)までの三形態は、一般施策と特別施策とを組み合わせるために169号条約が構想した手法である。経済的要素の強い分野では(a)一般施策に強く傾斜し、社会的および文化的な要素の強い分野ほど、(b)、それ以上に(c)のように、特別施策により強く傾斜している。それでもなお169号条約は、政策の一般的共通性の維持がより困難な分野についても、一般施策と特別施策との組合せを維持しようとしている。169号条約が採用した手法(b)は、具体的な内容では一般施策との差異が顕著な特別施策であっても、政策目標を表現する語彙の抽象レベルを操作して一般性を確保するという、法律文ゆえに可能な手法である。

以上を要約すれば、169号条約の個別分野ごとの具体的な施策からは、107号条約との微妙で両義的な差異が観察される。ILO自体の認識では、169号条約は先住民に対する政策の理念を大きく転換したはずだった。確かに、107号条約と比べて169号条約は、締結国政府に義務づける政策の大枠に、先住民の個別文化的な価値を導入して、国家的価値に沿った107号条約の統合主義からは、距離を置いている。しかし、個別分野ごとの施策を見るならば、新旧条約は予想外に類似している。先に留意したように、107号条約は統合主義の理念にもかかわらず、個別分野の具体的な施策では、先住民の個別文化的な価値に配慮し、あるいは個別文化的な特徴を活用しようとしていた。それも、169号条約について読み取った区分に対応させていえば、(b)統合主義から距離を置いた施策のみならず、(c)先住民の個別文化的価値と権利を織り込んだ施策さえ、提示していた⁷⁴⁾。つまり、169号条約は、理念上の転換というILOの方針にもかかわらず、具体的施策では107号条約からさほど大きな転換をとげてはいない。むしろ両者の共通性が顕著であり、この側面では、個別文化的条件への配慮を107号条約より量的に拡大したという範囲に留まっている。

以上は169号条約の特徴、それも107号条約との比較から読み取れる特徴である。107号条約との比較からは、107号条約の枠組みを越えて169号条約に付加された特徴は、見えてこない。107号条約と比較した具体的施策は、強いてなぞらえれば、1993年宣言の第一テーマ「先住民として要求する権利」に相当する。先に触れたように、1993年宣言は権利要求を基本的文体としているのに対し、ILOの両条約は締結国の先住民政策を規定するものであり、「相当する」とはいつても、それは権利(ないし政策)が関わる生活分野が部分的に重なるという以上ではない。次には、107号

条約の枠を越えた 169 号条約の特徴を見たい。それは条約の全体的な政策方針であり、169 号条約はそれについてむしろ冗長に条項を重ねている。その特徴には、1993 年宣言の第一テーマ「先住民として要求する権利」に相当するものも含まれるが、主要には 1993 年宣言との基本的な差異—— 1993 年宣言の権利要求に対する ILO 条約の政府政策——に関わる特徴であり、ほぼ 1993 年宣言の第二テーマ「権利を実現する過程、民の基本的権利」に対応する。

3-6 先住民の「保護、承認、尊重、適切な考慮」

この節で見るのは、条約の全般的な政策方針である。169 号条約は、上の 107 号条約との比較で観察した以上に条項を費やして、政策遂行に関わる理念と方針を述べている。印象を先に述べれば、169 号条約の内部での具体的施策と政策理念との間の差異ないし不協和の方が、上に見た 169 号条約と 107 号条約の間の差異より、はるかに顕著である。

条約本文の冒頭、政策の全般的方針 general policy を扱う第 1 部は、先に考察した政府の政策を述べる第 2 条に続いて、政策遂行の理念を述べる。

- 第 4 条(1) 当該の民の人身・制度・資産・労働・文化・環境を保護するため、それが適切な場合には、特別の措置を採用しなければならない。
- (2) その特別措置は、当該の民の自由に表明された意思 wish に反してはならない。
- (3) その特別措置によって、市民としての一般的権利を差別なく享有することを、いかなる形でも損なってはならない。
- 第 5 条 本条約の適用に当たり、
- (a) これらの民の社会的・文化的・宗教的・精神的な価値と慣行を承認し保護しなければならない。彼らが集団および個人として直面する問題の性質に、適切な考慮を払わなければならない。
- (b) これらの民の価値・慣行・制度の統合性を尊重しなければならない。
- (c) これらの民が新たな生活と労働の条件に直面して経験する困難について、影響を被る民の参加 participation および協力 co-operation を得て、それを緩和するための政策を採用しなければならない。
- 第 6 条(1) 本条約の規定を適用するに当たり、政府は、
- (a) 当該の民に直接に影響する可能性のある法的ないし行政的措置が検討されている場合には常に、適切な手続とりわけ彼らの代表制度を通じて、これらの民と協議 consult しなければならない。
- (b) 当該の民に関わる政策と計画に責任を持つ選挙 [による] 制度および行政その他の機関において行われる全ての段階での決定過程 decision-making に、これらの民が [国の] 人口の他の区分と少なくとも同じ程度に自由に参加しうる手段を、確立しなければならない。

- (c) これらの民自身の制度と自発性 initiatives を十全に発展させる手段を確立し、また適切な場合には、この目的のために必要な財源を提供しなければならない。
 - (2) 本条約の適用に当たって行われる協議は、誠実にかつ状況に適した形態で、提案された措置について合意 agreement ないし同意 consent を得る目的のために、取り組まなければならない。
- 第7条(1) 当該の民は、彼らの生活、信条、制度、精神的幸福、および彼らが占拠ないし使用する土地に影響を及ぼす開発過程に対し、彼ら自身にとっての優先順位を決定する権利、彼ら自身の経済的・社会的・文化的な発展を可能な範囲で管理する権利を持たなければならない。当該の民はさらに、彼らに直接に影響する可能性のある国家的および地域的な開発計画について、その作成・実施・評価に参加し（参加させ）なければならない。
- (2) 当該の民が居住する地域の総合的経済開発計画においては、彼らの参加と協力を得て、彼らの生活・労働条件および保健・教育水準の改善を優先させなければならない。…
- 第8条(1) 当該の民に国の法令を適用するには、彼らの慣習ないし慣習法に適切な考慮を払なければならない。
- (2) これらの民は、国の法体系の定義する基本的権利および国際的に承認された人権に矛盾しない場合に、彼ら自身の慣習および制度を維持する権利を持たなければならない。必要な場合には、この原則の適用に当たり生ずるおそれのある紛争を解決するため、手続を確立しなければならない。
 - (3) 本条第1項および第2項の適用は、これらの民の構成員が、すべての市民に与えられている権利を行使すること、それに伴う義務を負うことを、妨げてはならない。

これらの条項が表明する政策方針には、二つの要素を識別することができる。一つは先住民の個別的な文化に対する「保護、承認、尊重、適切な考慮」であり、第二には先住民政策に対する先住民自身の関与である。

まず、先住民の文化に対する配慮——「保護、承認、尊重、適切な考慮」——を検討しよう。107号条約が先住民の個別文化的な条件に配慮したのが、「統合主義」政策の導入によって先住民の生活に生ずるであろう「困難」や「危険」に対してだったのに対して、169号条約の条項は、先住民の独自の文化そのもの、その維持と発展に対して、配慮している。第4条は、対応する旧3条がつけていた「当該諸人口の社会的・経済的・文化的な条件が、彼らの属す国の一般的法律上の便益の享有を妨げている限り」との条件を外して、無条件に先住民の保護を規定し、保護対象に「文化・環境」を加えている。第5条b項はさらに「価値・慣行・制度の統合性」にも言及しているので、先に言及した第2条2b項——「これらの民の社会的・文化的なアイデンティティ、彼らの慣習と伝統、および彼らの制度を尊重して…」——も併せて考えるなら

ば、条約の政策方針は先住民の独自の文化全体を配慮の対象としていると解釈される。

その上で、第5条a項は「社会的」分野および「文化的・宗教的・精神的」な——まとめていえば（狭い意味での）「文化的」な——分野に重点を置いている。先に見た第2条2b項は「彼らの社会的・経済的・文化的な権利の十分な実現を促進」とも述べていたので、1993年宣言の語彙でいえば、民の生活に関わる諸分野の中で、「政治的」分野以外のすべての分野に言及している。いいかえれば、169号条約は「政治的」分野を保護対象から除外している。実際、先に見たように、条約が締結国に義務づけた個別分野ごとの具体的な施策に、政治的分野のものはなかった。

政策全般を扱う第I部から個別分野を扱う条約後半に視線を移せば、すでに見たように、先住民のための特別施策の形で、先住民の文化に配慮を示していた。目立つところでは、土地権（第II部）に関連して、先住民と土地・地域（領土）、そして「文化および精神的価値」との間の緊密な関係に配慮し（第13条1）⁷⁵⁾、職業訓練・手工芸・農村産業（第IV部）については、手工芸、農村・地域産業、さらに生業経済と伝統的活動を、「文化の維持」の「重要な要因」と認めて（第23条1）⁷⁶⁾、文化全体との「統合性」に配慮していた。教育分野（第VI部）で、先住民の母語、「歴史、知識と技術、価値体系」の教育を規定したのも（第27条1、第28条1）⁷⁷⁾、同じ趣旨と見なされる。

このように、条約は、総論、中間の各論、より詳しい各論の三層の構えで、先住民の文化に対する配慮を指示する。しかし、各層の間にはずれと空白があり、全体として一貫した体系を構成しているとはいえない。総論では文化の全体に配慮しながら、中間の各論では暗黙裡に配慮の対象から「政治的」分野を除いていた。最も詳しい各論の条項では、政策分野ごとに先住民の文化に配慮を示しているものの、条約が規定する政策分野は限られていて、文化全体に対する配慮というには散発的である。なによりも、先に107号条約について指摘した政策分野の選択に関わる制約、つまり、「進歩、発展」の国家的価値から見て欠落の顕著な分野に具体的施策を集中させるという107号条約の制約を、169号条約は変更なく踏襲している。

169号条約の政策方針の第一の要素、つまり条約が先住民の文化に払う配慮——「保護、承認、尊重、適切な考慮」——の面でも、先に政策内容を107号条約と比較して得たのと同様の評価を得ることになる。総論では総体的な理念を提示しながら、中間の各論、さらに各論と、具体的な施策に接近するほど、169号条約はいわば理念倒れの様相を呈してしまう。

次に、政策方針の第二の要素、先住民政策の実施過程に対する先住民自身の関与について、見てみたい。1993年宣言を念頭に置けば、その第二テーマ「権利の実現過程」に相当する要素である。先に見たように、ILOは自ら169号条約を評して、107号条約の「統合主義」を反省し、先住民の継続的存在の権利と彼ら自身の意見に従った発展の権利を強調したと述べていた。国際法の研究者も同様にして、169号条約を、先住民の権利を広範に承認した最初の国際法と評価している（3-9節参照）。

確かに、107号条約が先住民の権利にほとんど言及しなかったのに対し、169号条約は先住民の権利に言及している。しかし、169号条約は107号条約と同じく、締結国を拘束する文書であって、先住民の声を代表するものではない。先住民の観点からは、文書のこの基本的な性格は大きな制約である。169号条約が先住民の権利に言及するとしても、直接に先住民の権利として条文に書き込むのではない。先住民の権利は常に、国家の関与という媒介を経た間接的な対象として言及される。私が「配慮」といいかえた「保護、承認、尊重、適切な考慮」などの関与、あるいは条約が国家に課す義務としての関与である。さらに169号条約は、国家の義務あるいは配慮のみを述べて、先住民の権利には言及しない表現も多用している。

視線を先住民の存在とその文化に関する規定から政策の政治的な実施過程に移せば、この傾向は一層顕著であり、「権利」概念を用いずに先住民自身の関与に途を開こうとする。上に引用した全般的政策方針（第I部）の条項は、先住民に対する政府の施策について、施策対象の民からさまざまな形態の関与を得るよう、規定している。その表現は多様で、むしろ多弁というべきであるが、それだけ先住民の関与を微細に区別して管理しているということでもある。政府の管理干渉が少ないもの、つまり先住民の自主性が強いと思われるものから順に、列挙しよう。

- (1) 「民自身の制度と自発性を十全に発展させる手段〔の〕確立」（第6条1c）
- (2) 「優先順位を決定する権利」（第7条1）
- (3) 「発展を…管理する権利」（同）
- (4) 「開発計画…の作成・実施・評価に参加」（同）
- (5) 公的機関における「決定過程に…参加」（第6条1b）
- (6) 「政策」ないし「総合的経済開発計画」への「参加」〔(5)決定過程への参加よりさらに一般的な意味での参加と思われる〕と「協力」（第5条c、第7条2）
- (7) 政策に関する「合意ないし同意」（第6条2）
- (8) 〈合意ないし同意を得るための〉「協議」（第6条1a、2）
- (9) 「意思」の「表明」（第4条2）

(1) は、先住民が政府に対する彼らの関与を強弱どのようにも発揮する途を開くよ

うであるが、ここにいう「手段確立」は、先住民が自発的に行うのではなく、条約が政府に義務として課すものである。さらにいえば、この条約は、先住民が彼らの制度と自発性を発展させるための条件や制度について、具体的に規定する条項を設けていない。それは(2)以下の項目についても同様である。仮に政府がこの義務を果たし、先住民がそれによって「自発性を十全に発展させ」るならば、その自発性には政治的な自己決定権も含まれることを、予想しなければならない。しかし、後に改めて考察するように、条約は先住民の自己決定権を慎重に排除した。

(2)はこの条約が先住民の決定権を例外的に明記するものであるが、先住民の決定に委ねられるのは、開発計画の優先順位であって、他の条項も併せて考慮すれば、おそらく条約は開発計画自体の策定を先住民に委ねてはいない。(3)は「可能な範囲で」という条件つきであり、その「可能な範囲」を判断し決定するのは、この場合もおそらく、先住民自身ではない。(4)の「参加」は(5)の「参加」と同じく、先住民にその(9)「意思」を「表明」する機会を与えるが、先住民にどの程度の影響力と決定権——合議制の決定過程における投票数の割合など——が認められるだろうか。国の「人口の他の区分と少なくとも同じ程度に」(第6条1b)では、国民の中で圧倒的に少数であるような先住民にとって、この規定は「決定過程に参加した」という既定事実を与えるだけに終わるだろう。(6)の「参加」と「協力」は、多様な行動形態をとりうる。(4)のように開発計画の作成・実施・評価に「参加」する形態もあれば、単に開発計画の対象者(受益者、クライアント)となることも「参加」であろう。「協力」についても同様である。そして、いずれの場合も、先住民以外の権威が策定する計画への「参加」と「協力」であって、計画の策定自体を先住民に委ねるのではない。(7)政策に関する「合意ないし同意」は、拒否を含む強い拘束力を先住民に与えることを意味する。しかし、(8)「協議」に関する第6条2項の規定は、政府に先住民との「協議」を義務づけたとしても、それが必ずしも先住民から「合意ないし同意」を得ることの保証になっていないことを意味する⁷⁸⁾。

1993年宣言との基本的な性格の違いを措いて、強いて比較すれば、1993年宣言は「権利実現過程」における先住民の権利を4種の選択肢に分けて提示していた(2-5節)。169号条約の全般的政策方針(第I部)が提示する先住民の関与は、1993年宣言が示す選択肢(a)「民としての自己決定、政治的地位の自由な決定」からははるかに遠く、(b)「内的・地域的事柄の自治ないし自治政府」でさえ認めていない。上に見た全般的政策方針が提示する先住民の関与は、総じて(c)「国家の決定過程への(自治的)参加」の範囲に留まる。先に見たように、169号条約は先住民の個別的な文化

に対する配慮の範囲から「政治的」分野を除外していた。それは、先住民の自己決定権および先住民の自治の排除と連動するものである。

個別分野の施策を規定する条約後半では、総じて、さらに低い程度の関与しか先住民に期待していない。煩雑であるが、個別分野の条項から、先住民の関与を規定する箇所を抜き出してみよう。

土地権⁷⁹⁾

「天然資源に対する〔先住〕民の権利は、特別に保護しなければならない。この権利は、資源の使用・管理・保存にこれらの民が参加する権利を含む」(第15条1)

「国家が鉱物資源ないし地下資源の所有権…を保有する場合には、政府は…資源の探査ないし開発のための計画を実施ないし許可する前に、当該の民…と協議する手続を確立ないし維持しなければならない」(第15条2)

「これらの民の再配置(移住)が例外的措置として必要と見なされる場合に、その再配置を行うのは、彼らの自由なかつ情報周知された同意によってのみでなければならない。彼らの同意を得ることができない場合には、かかる再配置を行うのは、国の法令が設ける適切な手続…に従う場合のみでなければならない」(第16条2)

「彼ら自身の共同体の外部に彼らの〔土地の〕権利を移譲する資格について検討が行われるときは、当該の民と協議しなければならない」(第17条2)

募集と雇用条件⁸⁰⁾

「政府は…これらの民との協力により、特別の措置を採用しなければならない」(第20条)

職業訓練⁸¹⁾

「政府はこれらの民の参加を得て、特別な訓練課程と施設の提供を保障しなければならない」(第22条2)

「特別訓練課程の編成と実施について当該の民との協議がなければならない。可能であれば、これらの民の決定により、〔特別訓練〕課程の編成と実施の責任を漸進的に引き受け(させ)なければならない」(同3)

生業経済⁸²⁾

「政府は、適切な場合には常に、これらの民の参加を得て、これらの〔生業〕活動が強化され促進されることを保障」(第23条1)

保健サービス⁸³⁾

「これらの民…が自身の責任と管理の下で保健サービスを立案し供与するための…」(第25条1)

「〔保健〕サービスは当該の民の協力を得て計画・運営…しなければならない」(同2)

教育⁸⁴⁾

「当該の民のための教育課程・教育サービスは…彼らとの協力により開発し実施しなければ

ならない」(第27条1)

「管轄機関は、これらの教育課程の実施責任をこれらの民に…順次に移行させる目的で、…教育課程の編成と実施に関与させなければならない」(同2)

「政府は、これらの民独自の教育制度・施設を設立する彼らの権利を承認しなければならない。ただし、この教育制度は、管轄機関がこれらの民と協議して定めた最低基準を…」(同3)
言語教育について、先住民の母語ないし常用語の教育が実施不可能の場合には「管轄機関は、この目標を達成する措置を採用するために、当該の民と協議を行わなければならない」(第28条1)

個別の政策分野において条約が期待している先住民の関与は、おおむね政府施策の計画立案と実施に対する「参加、協力、協議」である。上の引用で例外的に「権利」に言及するのは「天然資源に対する〔先住〕民の権利」であるが、それが単純に資源に対する主権ではないことは、それに続く条文が示している。第15条1項は、先住民の天然資源に対する権利が「資源の使用・管理・保存に…参加する権利」に制限されることのあることを想定している。条文が「参加、協力、協議」の域を超えて、先住民に管理責任を「移行」すべしと言及する場合には、「可能ならば」あるいは「漸進的に」という条件がついている。上の引用で先住民の「同意」にただ一言及するのは、先住民の再配置(移住)が「例外的措置として必要と見なされる場合」についてであるが、条文は先住民の「同意」を必須の条件としているようでありながら、「彼らの同意を得ることができない場合」についても代替策を用意している。「同意」の拒否に効力を認めない「同意」の規定は、自家撞着であり、第16条2項はそれだけ169号条約が先住民の「同意」を必須条件とすることに慎重だったことを示している。

個別の分野における具体的施策に関連して169号条約が求める先住民の関与は、政策の全般的政策方針を述べる第I部で、「当該の民に関わる政策と計画に責任を持つ…機関において行われる全ての段階での決定過程に、これらの民が…自由に参加」(第6条1b)すべきことを規定し、「当該の民はさらに、彼らに直接に影響する可能性のある国家のおよび地域的な開発計画について、その作成・実施・評価に参加しなければならない」(第7条1)と規定していた姿勢とは、大きな隔たりがある。

3-7 後見国家の言語——パートナーリズム

169号条約は、先住民政策の内容においても、また先住民政策の理念においても、冒頭部で示す全般的政策方針と、後半で示す政策分野ごとの具体的施策との間に、大きな隔たりが認められた。具体的施策で示した慎重で消極的な姿勢と比べれば、169

号条約は、先住民独自の文化に対する配慮においても、また先住民に求めるべき政策への関与においても、理念が勝っていた。つまり条約は、提示する具体的な施策において、理念倒れである。その上で、その全般的政策方針を振り返れば、ILOが107号条約から転換したと自認する理念を、多くの条項を重ねて、つまり冗長に、しかし一貫した体系的 content とは決して評価しえないものを、提示していた。

169号条約を1993年宣言と対置させるならば、169号条約は、1993年宣言で先住民が求めている権利の大半を、否定していると判定される。実際、次節で見るように、169号条約は先住民組織から批判と拒否の声で迎えられた。先住民と1993年宣言の視点から見れば、169号条約は先住民の権利要求を拒否する国際条約である。このように直接的な対置（ないし対決）の關係に置いて見る限り、結論は明白であるが、さらに踏み込んで、先住民の権利要求に応えなかったこの169号条約の独自の応答を、把握しておきたい。

169号条約（および107号条約）と1993年宣言との差異の根源は、すでに再々述べた。それを国際的なコンテクストで捉え返していえば、両者の差異は国際的な位置の違いに求められる。1993年宣言は先住民の置かれた環境を二重に想定していた。国際法と国際機関からなる国際秩序、そして先住民が属す国家である。国家は国際秩序と先住民の間に介在して、国際秩序が直接に先住民に関与するのを遮断していた。そこで1993年宣言は、一つの国際標準として国家に対する国際秩序の介入を促しつつ、国家に対する先住民の権利要求を述べようとしていた。他方、169号条約は国際条約として締結国を拘束するものであり、先住民の権利要求を代弁するのでも、先住民の権利要求に直接に答えるのでもない。169号条約にとって先住民は、国家（締結国）の彼方に位置するのであり、国家への拘束を介して間接的にのみ關係する。この位置關係の違いゆえに、169号条約と1993年宣言はそれぞれの内容を、基本的に異なる文体で表現している。1993年宣言が先住民に代わって先住民の権利を国家および国際機関に要求するのに対し、169号条約は、締結国における国内先住民政策について、締結国政府を拘束しようとする。1993年宣言が単純明快に、先住民の権利を宣言し要求する文体を採用するのに対し、169号条約にとっては、締結国政府の義務を規定する文体が基本である。これらの特徴は107号条約でも変わりはない⁸⁵⁾。

169号条約が先住民の「権利」に言及することはむしろ稀であり、その数少ない言及は、条約が政府に義務として課す政策の枠内で表現していた。先住民の文化に対する配慮を最も包括的な表現で述べる条項が、その典型である。「(1) 政府は…よく調整された体系的活動を推進する責任を負わなければならない。(2) この活動は次の措

置を含まなければならない。… (b) これらの民の社会的・文化的なアイデンティティ、彼らの慣習と伝統、および彼らの制度を尊重して、彼ら社会的・経済的・文化的な権利の十全な実現を促進する措置」(第2条)⁸⁶⁾。「先住民」を主語として「権利」を述べる条文にあっても、それは、義務ないし必然を表す補助動詞 shall を用いた英語独特の文体——「持たなければならない shall have, 享有しなければならない shall enjoy」など——においてであり、この文体で義務づけているのは、言外に想定されている締結国政府である⁸⁷⁾。

さらに、締結国の義務を規定する文体によってであっても、仮に169号条約が先住民の権利要求(たとえば自己決定権)を受け入れて支援するつもりだったならば、明快に「国家は先住民の自己決定権を認めなければならない」、あるいは「先住民は自己決定権を持た(せ)なければならない」と、規定できたはずである。しかし、上に見たように、169号条約は稀にしか先住民の権利に言及せず、全般的政策方針で権利に言及するとしても、その権利は、個別分野の具体的な施策を規定する条項には、反影されていなかった。

締結国に先住民の権利の承認を義務づける条文に替わって169号条約が採用したのが、いずれも多様な(多弁な)表現で述べる、先住民の文化に対する配慮、そして先住民政策に対する先住民の関与だった。この観点から条約を読み返すならば、「保護、承認、尊重、適切な考慮」などの表現で先住民の文化に対する配慮を政府に義務づけた条文——たとえば「これらの民の社会的・文化的・宗教的・精神的な価値と慣行を承認し保護しなければならない」(第5条a)——は、先住民の権利を承認しないことの弁明、あるいはその代償策の提示と読むことができる。「優先順位を決定する権利、発展を管理する権利、開発計画の作成・実施・評価に参加、政策への参加、協力、合意ないし同意、協議、意思の表明」など、先住民政策に対する先住民の関与について述べる多様な表現も、先住民の自己決定権を退ける代償である。

先住民の文化に対する配慮、先住民政策への先住民の関与。これが先住民の権利要求に対するILO169号条約の応答である。なぜこのような応答の形態を選択するのか。この問いに対し、169号条約自体が回答を用意している。条約は全般的政策方針を述べる冒頭の条項で、「国民共同体の[中の]先住の構成員と他の構成員との間に存在しうる社会経済的格差を、当事者の発意と生活様式に適合する方法によって除去するための…」(第2条2c)と述べていた。この条文が先住民と他の国民の間に認識する「格差」は、「社会経済的格差」ばかりではなかった。「格差」を除去する施策は、「当事者の発意および生活様式に適合する」ものでなければならない。先住民の

「発意」にも「格差」が想定されている。先住民の「発意」は、その内容と強度を判定すべきものであり、それに「適合的な方法」の選択もまた、国家に義務づけられた「援助する措置」に含まれる。

先に見たように、169号条約は理念で勝り、具体的な施策では理念の実施に消極的だった。分野ごとに具体的施策を規定する条約の後半部では、この消極姿勢と比例して、理念の適用に保留をつける条文が増えていく。先住民の関与について消極的であるのは、169号条約が先住民の「発意」あるいは「自発性」(第6条1c)について、さらに政策を計画し管理運営する能力について⁸⁸⁾、他の国民の水準には到達していないと想定しているからである。彼らの「発意」と能力の度合いを判定し、先住民に対する配慮として、先住民に「適合する」形態と範囲で、彼らの関与をコントロールしようとする。

169号条約が国家(締結国)に託したこの先住民の処遇を、最も適切に表す概念は、いうまでもなく「パターナリズム」である。「パターナリズム」は「自己決定」の対概念として、しばしば個人の主体性に関わるコンテキストで使われる。パターナリズムは個人の自己決定に対する介入の一形態であり、その介入を正当化する論理、理念、姿勢である。他方で、国家と国際関係のコンテキストでも「自己決定(権)」は、すでに見たように、先住民の権利要求にとって最も重要なキー概念だった。後に見るように、植民地支配は被支配民の自己決定に対する侵害であり、しばしば「後見人 guardian」の「被後見人 ward」に対する「保護監督 tutelage」の関係と表現された。「後見人—被後見人」は、個人の主体性に関わるコンテキストでは、個人(被後見人)の自己決定(権)に介入するパターナリズムの、最も典型的な関係である。「パターナリズム」と「自己決定(権)」の対概念は、国家および国際関係のコンテキストにおいて、また個人の主体性に関わるコンテキストにおいて、ほぼ同一の概念群の中に位置していて、互いに並行する関係を表現することが分かる。それゆえ、個人の主体性に関わるコンテキストで見出されるパターナリズムの特徴は、国家と国際関係のコンテキストにおけるパターナリズムの考察にとって、示唆的であると期待される。ここでは法学における「パターナリズム」概念を参照して、この概念をより精緻に把握しておきたい⁸⁹⁾。

瀬戸山晃一の整理によれば、パターナリズムは国家の法による個人に対する介入の一形態であり、介入の動機(正当化の根拠)として、当の個人の「自己決定や選択、それに基づく行動や行為の…『本人自身』に与える影響を問題とし、『法の介入を受ける者自身のため』という愛他的、善行的動機づけを法介入の目的としている」よう

な介入である（瀬戸山 1997: 405）⁹⁰。国家の法の観点からこのように定義される概念を、それ以外の場に適用するには、いくつかの要素を追加し、あるいは変換する必要がある。パターンリズムの介入者を国家に、被介入者を個人に限定せず、視野を拡大して、国家、地域 territory（あるいは国 country）、民、集団、個人など、多様な存在の間の関係の場に置き換えるならば、個人に対する国家のような超越的権威の存在を不問にすることは不適切である。超越的権威を前提とせずに「パターンリズム」を定義するには、法のコンテクストでは説明の外部に想定されていた国家という介入者と、介入者の権威その他の属性について、改めて説明を加える必要がある。つまりパターンリズムは、他の主体（個人、集団、地域、民、国家など、ここでは「他者」と表現する）の自己決定と行為について評価し介入する権威を持つと自認する介入者による、他者への介入である。他者について評価するには、評価の規準と語彙がなければならぬ。それゆえ、ここでいう「介入者が自認する権威」には、他者の自己決定と行為について評価する規準を設定する権威の自認が伴っているはずである。瀬戸山が定義の要素として「自己決定や選択、それに基づく行動や行為の…『本人自身』に与える影響を問題とし、『法の介入を受ける者自身のため』という…動機づけ」を挙げるのは、介入者が被介入者について評価する特性が、被介入者の自己決定に関わる能力であることに、対応している。瀬戸山の定義に即していえば、介入者から見て、介入すべき相手は、自身の「自己決定や選択、それに基づく行動や行為」が『本人自身』に与える影響を認識しえず、その認識を自己決定や行為に反映させる能力を欠いている。それゆえに、「本人…自身のため」に、本人に代わって本人の決定や行為に「愛他的、善行的」に介入するという訳である。介入者の権威が、暗黙のうちに前提すべき要素でないならば、当然ながら、介入者の「愛他的、善行的動機づけ」も不問にすべきではない。国家による法的介入は道徳的な「善」であるとは、国家が主張する建前にすぎない。瀬戸山が書き加えているように、「愛他的、善行的動機づけ」は「正当化の根拠」として、介入者自らが介入について与える説明である。さらに、このような正当化の論理の一環として「信託」の概念が採用されると思われる。介入者が他者の自己決定と行為に対して行った評価に、他者の自己決定権の承認が含まれているならば、介入者は、他者の自己決定権を制限する代償として、制限した範囲で他者の自己決定権を「信託」として代行する義務を、自らに課すだろう。

これらをまとめれば、パターンリズムは次のように再定義される。それは行為の主体（個人、集団、地域、民、国家など）による別の主体に対する理念的なあるいはさらに実践的な介入であり、

介入者が、

- (1) 主体として自己決定を行い行為する他者について、主体としての要件とその規準を設定する権威を自認し、
- (2) この規準に照らして他者の自己決定と行為を評価する権威を自認し、
- (3) 与えた負の評価、つまり「未熟、不利益、危険」など、他者の自己決定と行為が規準を満たしていないとの判定によって、
- (4) 他者の自己決定と行為を制限したり方向づけたりして、他者の主体性に介入し、
- (5) 「愛他的、善行的」などの語彙によって、他者の主体性に対する介入をイデオロギー的に正当化する。
- (6) 他者に対する評価に他者の自己決定権の承認が含まれているならば、他者の主体性に介入する正当化の根拠として、他者の自己決定権を制限する代償として、制限した範囲で他者の自己決定権を代行する「信託」の義務を、自らに課す。

この定義を踏まえて、169号条約の先住民に対する処遇を振り返れば、条約の全体をパターンリズムが貫いていることが分かる。

条約は、

- (1) 締結国の政府が国民の「社会経済的」生活分野について主導してきた政策方針と、先住民以外の国民が到達した水準とを、規準として設定し、
- (2) 同時に、国内の先住民の「社会経済的」状態、さらに彼らの「発意」について、判定する権威を自認し、
- (3) この規準に照らして、「社会経済的」発展の到達点、この発展に関する「発意」のいずれについても、先住民における欠落を——107号条約のように「未発達」とは表現しないものの、他の国民との「格差」を——判定し、
- (4) 先住民の「発意」の到達度に応じた形態での関与を誘導しつつ、先住民政策として先住民に介入し、
- (5) このような先住民に対する政策方針を、先住民の権利と文化に対する配慮——「保護、承認、尊重、適切な考慮」——として、正当化しようとする。

169号条約は、先住民の「発意、意思」に配慮してはいるものの、先住民の自由な選択を先住民の権利としては承認していない。条約は先住民の主体性に介入する根拠を、同時代の国連秩序が標準として設定していた基本的人権に求めている⁹¹⁾、先住民に自己決定権を承認してはいないので、条約が想定する国家の先住民に対する介入は、国家と先住民との間の双務的な信託の関係ではない。それゆえ、パターンリズムを構成する特徴(6)の正当化が、169号条約の想定する国家と先住民の關係に該当するとはいえない。条約が想定するのは、この特徴(6)の正当化を援用しなだけでさらに一層權威的に、先住民の自己決定に介入する国家である。この意味で比喩的な表現であるが、169号条約の想定では、「後見 guardian」の国家（後見国家）が、主体性に欠陥のある「被後見 ward」の民（被後見民）を管理し、「保護監督 tutelage」

に当る⁹²⁾。先住民の文化と権利に対する配慮、および先住民政策への先住民の関与について、169号条約が多弁に述べていたものは、いずれも、先住民に対するILOと国家のパターナリズムによる介入だった。

107号条約の強制的な「統合主義」から転換し、先住民の権利と「発意」の尊重を新たな理念として掲げたにもかかわらず、むしろ169号条約の方がより明瞭に植民地的なパターナリズムを表出しているのは、皮肉でもある。しかし、この観点からさらに107号条約を振り返れば、パターナリズムがよりいっそう強固に貫いていたことが分かる。107号条約の想定では、先住民を含む「半部族的」および「部族的」民が、この順に一層「未発達」で、自己決定の能力から遠いことは、自明の事実であり、彼らを「国民共同体」に「統合」することは、国家の自明の義務だった。先住民に「自発性」を認めるまでもなく、先住民に関わる全ての価値判断と政策決定を国家がその使命として担っていた。

169号条約が先住民の「自発性を十全に発展させる」ことを承認するならば（第6条）、先住民に関わる政策を国家の責任とすること（第2条など）は、論理的な自己矛盾である。無条件に先住民の「発意を承認」するならば、彼らのさまざまな「社会的・経済的・文化的な権利」を「十全に実現」するための包括的な権利として、政治的自己決定権も承認しなければならない。しかし条約は、先住民の「発意」に「保護、尊重」の配慮を示しながらも、自己決定権は容認しない。条約が想定するのは、権威的な後見国家であり、その監督教導の下に管理される被後見民の先住民である。自己決定を支柱として自己の集合的生命権を追究しようとする先住民は、論理の帰結として、このような国家のパターナリズムを退ける。先住民の権利を実現することを目標とする国家の先住民政策は、自己矛盾であり、国家が権威的な先住民政策を放棄しない限りは、先住民の「発意」と権利に制限を課すことは避けられない。国家がこの自己矛盾に陥ることを回避し、植民地的なパターナリズムを維持するためには、「発意」の承認に「いずれも彼らの居住する国家の枠組み内においてであるが」（前文5）との保留をつけることが、不可欠だった。

全般的政策方針では比較的積極的に先住民に対する配慮を述べ、しかし個別分野では慎重で消極的だったという169号条約の二面的な特徴は、締結国を選ぶことになったと思われる。積極的な政策方針は、国内の先住民の権利要求を警戒する国家にとっては、排除したいものだろう。また、すでに国内で先住民政策を進めてきたと自負する国家は、教育と産業などの分野で169号条約の提示する政策内容を、すでに通過しているものと見なすだろう。国内の先住民政策が停滞していて、169号条約の提示す

る先住民の処遇が、あるいは個別の政策分野について条約の提示する施策が先進的に見える国家については、169号条約は先住民政策の停滞を映し出す鏡として機能しえよう。

3-8 「先住」の「民」の「同意」——改定案審議の争点

ILO事務局のスタッフとして107号条約の改定に携わったSwepston(1990)によれば、改定案の審議では、条約の適用対象を「民peoples」とするかどうか、政策の決定について政策対象の民から受けるべき関与を、「協議」による「同意」とするかどうか、さらに、適用対象を「先住民」のみとするか「部族民」を併記するかが、とりわけ激しい論争の焦点となったという⁹³⁾。ILO条約は国家とILOとの条約であって、直接には締結国を拘束する。多くの締結国を得ることが、改正作業の重要な目標であり、事務局が改定案を準備する過程でも、この目標に向けて改正内容をより「現実的」にするよう配慮したという。それでもなお、最終決定の場である国際労働総会では、上記の諸点が論争の的となった。

「諸人口」という不適切な表現を退けることに異論はなかったが、それに替えて「民」とすることには、特に政府代表と雇用者代表から反対意見が強かった。国際法のコンテキストで「民」の語が同時に意味する自己決定権を、警戒したからである。同じ理由で、「同意」が拒否権を意味することに、多くの政府代表と雇用者代表が否定的だった。ちなみに、政府代表が反対を表明したこの二つの論点は、1993年宣言に対して国連加盟国政府が示した反対意見の主要な論点でもあったことを、想起したい。それは、107号条約の改正作業が行われた1980年代末以来、20年余を経ているにもかかわらず、先住民の権利に関する諸国家の姿勢はほぼ一貫して、変化がなかったことを示している。

先住民組織の意見は、条約の主たる適用対象を「先住民」にすることを求めた。しかし、「先住民」の定義は「征服」の歴史に言及する。この争点では、その歴史を参照して具体的に「先住民」を特定することはしばしば困難であり、そのような関心はむしろ条約の現実的適用を阻害するとの事務局の反論がまさった。歴史に言及するので、確定と合意を得ることがしばしば困難であるとの危惧が示された。国際労働総会(1989年)が採択した妥協案は次のものだった。

第1条(1) この条約は次の者に適用する。

- (a) 独立国における部族民 tribal peoples で、その社会的・文化的・経済的な状態により国民共同体の他の区分 sections から区別され、かつ、その地位が、彼ら自

身の慣習ないし伝統によって、あるいは特別の法令によって、全体的ないし部分的に規制されているもの

- (b) 独立国における民 peoples で、征服ないし植民地化の時点で、あるいは現在の国境の確立時に、当該国 the country にもしくは当該国が属す地理的地域 geographical region に居住していた諸人口からの出自を根拠として、先住 indigenous とみなされ、かつ、法的地位のいかんを問わず、彼ら自身の社会的・経済的・文化的・政治的な制度の一部ないし全部を保持しているもの
- (2) 先住ないし部族であるとの自己認定 self-identification は、本条約の規定が適用される集団を決定する一つの基本的規準と認めなければならない。
- (3) 本条約における「民 peoples」という言葉の使用は、国際法のもとでのこの言葉に結びつくことのある諸権利に関わるいかなる意味をも持つと解釈してはならない。

妥協の焦点である第3項の挿入でさえ、参加した各国政府代表を十分に満足させるものではなかった。政府代表が示す危惧に対応して、事務局の担当委員会は、その報告書に「当委員会の理解では、本条約での「民」という用語の使用は、国際法で理解されている自己決定権について、なんらの含意も持たない」と明記することに、同意したという (Swepston 1990: 693)。

107号条約に引き続いて「部族民」を条約の主たる適用対象にしたのは、この条約が、保護を必要とする民に答えようとするものだからであり、歴史的な経過——過去の征服や植民地化——によって「先住民」を識別することは、困難であると同時に、条約の現実的適用を阻害するからである。1a項の規定によって、歴史的に「先住民」ではない「部族」民を、条約の適用対象に含めることが可能となるという。「協議」による「同意」について、協議の形式のみで済ます可能性があるとの危惧に対しては、第6条に第2項「協議は…合意ないし同意を得る目的のために取り組まなければならない」を挿入し、「同意」が拒否権を意味するとの危惧に対しては、第2項は「取り組み」を義務づけたのであって、「同意」そのものを義務づけたのではないとの解釈で、妥協が図られたという⁹⁴⁾。

前節で見たように、169号条約は前文であれ全般的政策方針を述べる第1部であれ、先住民の「発意」と関与について、自己決定権はもとより自治にも達しない水準のものを、あらかじめ想定していた。169号条約として採択されることになる改正案の内容は、すでに自己決定権を退けていたのであり、その意味で、改正案の審議で「民」の語の使用をめぐって自己決定権を争点とすることは、議論のための議論であるように見える。ただし、審議の対象は国家を拘束する国際法であるから、加盟国の政府代表としては、国家の主権を侵害する可能性のある要素は、すべて除去しなければなら

なかったであろう。1993年宣言はその後、169号条約に関してとまったく同じテーマで、同じ質の抵抗を諸国家から受けることになる。

3-9 先住民不在で決定した先住民「尊重」

ILO事務局が107号条約の改正を準備した1980年代後半には、国連の先住諸人口作業部会で先住民の人権に関する国際標準の審議が進行しており、作業部会にはILOの代表も参加していて、作業部会とILOのそれぞれの情報は互いに伝えられていた。

ILO関係者は、107号条約から169号条約への改定審議に、先住民の参加、先住民との密接な協議があったことを強調する（Sweepston 1990; Rodríguez-Piñero 2005: 318-319）。しかし実際には、先住民が意見を表明することを許されたのは、事務局で改正案を準備する前段階の審議においてであり、それに参加したのは、事務局の設定した制限の多い審査規準で選ばれた11の国際組織にすぎなかった。国連の作業部会が審議の場を広く先住民組織に開放し、先住民が自由に参加して意見を表明したのとは対照的に、ILOの審議は閉鎖的であり、先住民から批判を呼んだ。準備段階の審議には参加していた先住民組織も、その殆どが、最終決定の場である国際労働総会には参加を許されなかった。オーストラリア先住民組織の代表は、抗議の声とともに総会から退場した。先住民の主張は労働者代表が間接的に代弁した。総会の審議では、前節で見たように、事務局の用意した改定案は、参加国の政府代表と雇用者代表の主張の前に、後退の修正を重ねて、先住民の失望と怒りを強めさせた。先住民の「発意」と「意思」を尊重することを謳う改定案が、先住民不在の場で審議決定された。先住民組織は合同で、改定審議の進め方を「パートナーリスティックで人種差別的」と糾弾する決議を行った。Rodríguez-Piñeroは、先住民についてほとんど知識を持たず、議論する用意のない代表たちが、先住民の処遇を議論するのを、外部から切齒扼腕の思いで見守らなければならなかった先住民の怒りの声を、再録している（2005: 317-318）。国連の先住諸人口作業部会でILO代表が169号条約の採択を報告した際には、先住民参加者は一斉に退場し、ボイコットで応えた。先住民からは、「107号条約が正当化した強制的同化政策と偏見を除去せず、より一層の同化を推奨するもの」といった条約批判と拒絶、諸国政府に批准拒否を求める声明が相次いだという⁹⁵⁾。

しかし、審議過程にある時からすでに先住民の批判と失望に直面していた169号条約について、国際法の専門家は決して否定的ではない。Rodríguez-Piñeroは、107号条約の要素を多く受け継ぎながらも、ILO169号条約は先住民に対する保護政策から先住民の権利承認へと転換を遂げており、人権に関わる国際法の中で画期的な位置を

占めているとする⁹⁶⁾。さらに Rodríguez-Piñero は、採択後 10 年余の期間に 169 号条約が及ぼした国際的な影響を高く評価する。国連における先住民権利宣言の進行が停滞していたこともあって、169 号条約は、先住民の権利について国際的に高まっていた理解を表明する主要な媒体となったという。批准した国は、ILO の期待に反して非常に少なく、2007 年 2 月に批准したスペインとベネズエラを合わせて、18 か国である (ILO 2007b)。アジアとアフリカに批准国はなく、ラテンアメリカ (13 か国) への地域的な偏りが顕著である。しかし、ILO169 号条約はこの地域で影響力が強く、条約に呼応して多くの国が多文化主義憲法へと憲法を改正した⁹⁷⁾。コロンビア、エクアドル、ボリビアなどでは、先住民の地域的自治制度を裏づける根拠として、条約が参照された。グアテマラとメキシコでは、反政府武装闘争を行っていた先住民組織と政府との和解合意に、概念的枠組みとして 169 号条約が使われた。ラテンアメリカの未批准国では先住民組織が政府に批准を呼びかけているという (Rodríguez-Piñero 2005: 326–328)。

Anaya は、先住民が 169 号条約の成立時に全否定の言葉で批判したことについて、過剰な批判だったとして、169 号条約の有効な機能を評価している。169 号条約は現時点 (2004 年) において先住民の権利要求を取り扱う中心的な国際法である。条約として批准国を法的に拘束する以上に、慣習法としての貢献が大きい。169 号条約は、批准国は限られているが、ILO の国際労働総会では多数の国家が参加して条約を採決した。多くの国際機関が 169 号条約に呼応して先住民の権利を擁護する政策を表明している。さらに国連で先住民権利宣言草案 (1993 年宣言) が起草された。その審議には、多くの先住民組織とともに、国連加盟国の政府が参加し、その多くが、国際労働総会で 169 号条約の採決に参加した諸国と重なる。これらの背景がすでに、先住民の権利に関する慣習的国際法 *customary international law* を形成しており、国際裁判でも判断規準として参照されるなど、有効に機能し始めている。169 号条約は国連先住民権利宣言草案 (1993 年宣言) とともに、この慣習法の中核を成しているという (Anaya 2004: 58–72)。

国際法は文字通り国家間の関係を規律する法体系であり、国家は国際法の第一の形成主体である。国家は、国際法のコンテクストの中で置かれたそれぞれの位置に対応しつつ、個々の法規について採否を選択することができる。169 号条約についても、その規定内容に現実的な利便が見出せれば、批准し遵守することを選択するだろう。ラテンアメリカに批准国が多く、169 号条約が政府と先住民との関係形成に参照枠を提供したということは、ラテンアメリカ諸国が 169 号条約にそれだけ現実的な有効性

を見出したということである。

先住民が 169 号条約に向けた否定的な批判, それを過剰な批判だと述べた Anaya のコメント, 引き続き先住民が批判していることに留意しつつ, 169 号条約を賞賛する Rodríguez-Piñero, 169 号条約を国内政策で活用した批准国, その国内における先住民, いずれも, 置かれた状況が異なり, その状況での政治的立場が異なる。Rodríguez-Piñero と Anaya は国際法の専門家として, 169 号条約の法的有効性を重視し, それを有効に活用している国際機関と国家と先住民組織に着目している。彼らの立場は, 単純にラテンアメリカ諸国政府の立場と同じではないとしても, 結果として, 彼らの 169 号条約に関する判断は, それを活用する国家と国際機関の判断に波長を合わせている。

169 号条約を審議し採択した ILO の場では, 先住民に関わる条約を先住民を排除して審議し決定するという典型的な植民地的状況が出現していた。条約の内容と条約の審議状況との矛盾を, Rodríguez-Piñero は 169 号条約の「原罪」と表現している (2005: 319)。しかし, 前節で見たように, 条約は締結国に植民地主義的なパターンリズムの先住民政策を提示していた。審議の場の植民地的状況は, 条約の内包する自己矛盾の反影ではない。そもそもそのような自己矛盾はなかったものであり, 条約の内容——政策方針とそれにつけられた保留条件——に正確に対応するものである。ILO の国際労働総会では, 先住民は彼らの声を代弁する参加者 (労働者代表) を見出すことができた。しかし, 国連総会は加盟国政府のみが参加する。国連先住民権利宣言についても, 最終決定の場面では, 共同提案国とアフリカ諸国グループとの間で妥協が成立したことが, 決議採択に道を開いた。ここでも, 先住民の声を遮断した植民地的状況が再現された。

ILO169 号条約の採択時にそれを批判した先住民の声は, その後, 1993 年宣言に集約されたと見てよい。先住民の直接的な権利要求を基本的な文体とする 1993 年宣言は, 国家に課す義務を通して先住民の権利に配慮しようとする 169 号条約のパターンリズムとは, まっこうから対立する関係にある。169 号条約に対する先住民組織の強い拒否の姿勢は, それをよく示していた。国連総会が決議した 2007 年の国連先住民権利宣言が, 加盟国政府の声に押されて, 先住民の権利要求の文体を崩し, 国家との「パートナーシップ」を謳ったのは遺憾であるが, その出発点だった 1993 年宣言が, 植民地主義的なパターンリズムに対してカテゴリカルに対峙するものだったことは, 銘記したい。

3-10 先住民権の国際法における不適合の位置づけ

先に述べたように、国連が先住民の権利問題を取り上げたのは、人権に関わる問題としてであり、その中でも人権差別、さらにその中でも少数集団に対する人権差別の問題としてだった。国連の経済社会理事会人権委員会の少数集団小委員会が委嘱した「政治的・経済的・社会的・文化的な分野における人種差別に関する特別調査」の報告書（1969年）に、先住民に関する章が含まれていた（Thornberry 1991: 386–387）。それを受けて、理事会は1971年に「先住諸人口に対する差別の問題の調査」を特別報告者⁹⁸⁾Coboに委嘱し、彼の報告書が契機となって、少数集団小委員会の下に先住諸人口作業部会が設けられた（1982年）。

人権は国家内の個人あるいは集合が関わるものであり、直接にはそれぞれの国家が国内法と国内政治によって管轄する。国際機関と国際法は各国の国内における人権状況に直接に介入するのではなく、拘束的な形では条約を通して、より弱い形では国際標準を設定して、人権保護を達成しようとする。国際人権規約は最も整備された、かつ大半の国家の参加を得て広範に法的拘束力を確保した国際標準であり、現代の世界における人権保護の最も基本的な土台である。民族的ないし国民的な少数集団の処遇が国家間の対立を生み、戦端を開く契機となった第一次世界大戦の経験を踏まえて、戦間期のヨーロッパでは、国際紛争の要因となりうる特定国の国内少数集団を、国際連盟規約と関係国間の条約とによって保護する方式が定着した。第二次世界大戦後、諸国家は国際平和と国際協力のもとで国際連合を構成したが、国連憲章にも、それに引き続いて採択された世界人権宣言（1948年）でも、少数集団を対象とした条項は設けられなかった。ここでも、後に先住民の位置づけをめぐるILOや国連で繰り返されることになる国家間の利害の対立により、少数集団の権利を認めようとする主張は、多数意見とはならなかった。少数集団の権利を退けた有力な見解は、個人の人権を保護する普遍的な枠組みを国際的に確立することによって、少数者の権利保護は達成されるとするアメリカ合衆国などの見解だった。少数集団を含む人権の問題は、基本的には各国政府が管轄する内政事項であり、国際法は間接的にのみ作用するという、人権に関わる権力の制度的な配置は、このような国家間における人権保護の枠組みの一環として成立した⁹⁹⁾。

しかしながら、この国際的な人権保護の枠組みは、先住民の権利要求をそのままの形で受け入れることができず、先に見たように、選別的にのみ受け入れた。同じく内政事項としての先住民政策を国際標準によって規制しようとするILOにおいても、

169号条約への改定は先住民の権利要求に応えるものではなく、先住民の要求に選別的に配慮するのに留まった。いずれの場合も、先住民の権利要求との対立は象徴的に自己決定権に集中した。政治的に見れば、関係国に国内問題として政府と国内先住民との対立関係が存在し、国際機関ではこれら関係国を含む加盟国政府の利益の総和が、先住民の権利要求と対立して、自己決定権の要求を退けている。1980年代の状況では、国連を場とした少数集団保護の枠組みでも、ILOにおける先住民政策の国際標準設定でも、先住民はこの諸国家の利害の総和の前に敗退した。この政治的過程は、より視野を狭めれば、国際法のコンテキストで法的規定の解釈と操作によって、決着がつけられている。法的な争いとしてみれば、先住民の政治的な敗退の要因は、先住民の権利要求が既存の法的秩序にとって適合的ではなく、彼らの要求する権利を受け入れる余地が法的秩序にはないことにある。

以上のような総括的観察は、別の疑問を呼び起こそう。国連は先住民の権利要求を、誤った適切ではない枠組みによって受け付けたのではないか。先住民の権利要求に対して、不適合な分野の法的秩序——つまり人権に関わる国際法——を適用したのではないか。国連で先住諸人口作業部会が審議を進め、後に1993年宣言を起草することになる1980年代の、国際法とILOの状況を見た上での、結論である。なぜ国際機関と国際法は、先住民の権利要求にとって不適合な枠組みしか、整備していなかったのか。次には、この疑問を踏み台として、先住民をめぐる国際秩序の展開を追ってみたい。

IV 国連による脱植民地化と先住民の消去

4-1 民の「主権, 自己決定, 独立, 領土的統合」——植民地独立供与宣言(1)

国連における先住民の権利をめぐる先住民と諸国家とのせめぎあいで、最大の争点となったのは民としての自己決定権である。1993年宣言は、先住民が「尊厳と権利において他の全ての民と平等である」と宣言し、国際人権規約の共通第1条1項の規定「全ての民は自己決定権を持つ」を引用して、「先住[の]民は自己決定権を持つ」と宣言していた。国際人権規約共通第1条はこの政治的自己決定権に加えて、さらに第2項で経済的自己決定権を述べ、第3項で締結国に民の自己決定権の尊重と実現促進を義務づけて、民の自己決定権の内容と保障を拡充している。その国際人権規約(1966年採択)第1条1項の規定は、さらにそれに先立つ別の国際法規の規定を受けたものである。

国連総会が1960年に採択した決議1514(XV)「植民地的な国と民に独立を与えることに関する宣言」(植民地独立供与宣言)¹⁰⁰⁾は、第2項で、国際人権規約共通第1条1項と同一の文章で民の自己決定権を掲げていた。民の政治的自己決定権を、関連する一連の権利とともに定義し、国際法に定着させたのは、この宣言である。ただし、国連総会決議は国連の意思としての権威を持つものの、加盟国に対して法的拘束力は持たない。国際条約として締結国に対し法的拘束力を持つ国際人権規約は、植民地独立供与宣言の規定を踏襲し、法的権威の上でも内容でもさらに充実させた。植民地独立供与宣言は国際人権規約にとってそのような重要な踏み台だった。

植民地独立供与宣言は「反植民地主義のマグナ・カルタ」とも称されるもので(家1974: 100)、それ自体が国連による10年余の脱植民地化の事業の成果であり、同時に、その後の脱植民地化をより強固に進展させる契機となったものとして、高く評価されている。宣言は、「植民地的な国と民」、あるいは別の表現で「従属地域 dependent territory, 従属民 dependent people」と呼ぶ地域と民を対象に、総会の意思を述べるものであり、単刀直入に「他者 alien による征服・支配・搾取¹⁰¹⁾」(第1項)を「植民地主義 colonialism」の言葉で非難し、とりわけ「従属民に対する全ての武力行動または全ての種類の抑圧措置 [の] 停止」(第4項)を求め、「政治的・経済的・社会的ないし教育的」な「用意の不十分」つまり未発達を、「独立を遅延させる口実としてはならない」(第3項)として、次のように宣言する。

第5項 信託統治地域、非自治地域、あるいはその他のいまだ独立を達成していない全ての地域において、これら地域の民に、彼らの自由に表明された意志と願望に従って、いかなる条件も保留もつけずに、人種・信条・[皮膚の]色に関わるいかなる区別もなく、彼らに完全な独立と自由の享有を可能ならしめるために、直ちに着手して、全ての権限 powers を移譲すべきである。

植民地独立供与宣言は、独立の主体であるべき民についても、その不可分の属性を規定した。第2項が国際人権規約(共通第1条1項)と同一の条文で、「全ての民」の「自己決定権」と、それに伴う「政治的地位の決定」および「経済的・社会的・文化的な発展」の自由な追求を規定し、さらに前文と条文で次のように述べていた。

前文8 民は、自己の目的のために、国際的経済協力から生ずるいかなる義務をも侵すことなく、相互利益の原則と国際法に基づいて、彼らの天然の富と資源を自由に処分しうることを確認し、

前文11 全ての民が、完全な自由、彼らの主権 sovereignty の行使、および彼らの国民的領土 national territory の統合(保全)¹⁰²⁾に対する、一つの不可侵の権利を持つことを確信して(…宣言する)

第4項 従属民が完全独立に対する彼らの権利を平和的かつ自由に行使することを可能ならしめ、彼らの国民的領土の統合が尊重されるべく、彼らに対する全ての武力行動または全ての種類の抑圧措置は停止させなければならない。

これらの宣言文は、「民」の属性として「主権」の概念を導入し、「主権」、「自由」「自己決定」、「領土的統合（領土保全）」そして「独立」の権利群を、相互に緊密に関連し、互いが互いの能記となり所記となる意味的な概念複合へと構成した。前文11で「一つの不可侵の権利」というこなれない日本語を当てたのは、条文の表現では、「完全な自由、主権の行使、領土的統合」を一体とし、それが「民」にとって「inalienable な、つまり不可侵で分離不可能な、奪うことのできない」権利であることを述べているからである。前文8は「民」の自己決定権に経済的自己決定権も含まれることを述べている。

先に、ILO169号条約（1989年採択）では「本条約における『民』という言葉の使用は、国際法のもとでこの言葉に結びつくことのある諸権利に関わるいかなる意味をも持つと解釈してはならない」（第1条3）との保留条件が挿入されたことを見た。この条文のいう「国際法のもとでこの言葉に結びつくことのある諸権利」とは、具体的には、この植民地独立供与宣言が構成した概念複合、つまり「自己決定」をはじめとして、連鎖的に結合する「主権、領土的統合、独立」の諸権利を指している。国際労働総会で諸国政府が危惧したのは、「民」という概念が発動させるこの諸権利の複合だった。この諸政府の示した危惧は、植民地独立供与宣言が提示した「民」の諸権利を、1989年当時の国際法のコンテキストにおいて、諸国家が有効な権利複合として認識し承認していたことを意味する。169号条約は確かに、初めて先住民を「民」と認めた国際法規であるが、それは、第1条3項の保留条項によって「民」の概念複合に楔を打ち込み、「自由、主権、領土保全、独立」の権利との連関を切断した上での、先住「民」の容認だった。ILO169号条約の場合と同様に、その後の先住民の権利をめぐる国際的な議論において、諸国政府が一貫して排除しようとしたのは、「民」と「自己決定権」という表現が喚起するこの権利複合である。

1993年宣言の起草者 Daes は、ILO169号条約に挿入された上の保留条項に多くの先住民組織が落胆を表明したことを記している（1993b: 2）。その上で、Daes は1993年宣言に、何の保留もつけず簡明に先住民の民としての自己決定権を書き込んだ。169号条約がつけていた保留条件を意図して排除していることは明らかである。1993年宣言が先住民の権利として宣言する「自己決定権」は、植民地独立供与宣言が構成したコンテキストにおける意味での「自己決定権」、つまり「民」としての「主権」

および「独立」と連関する意味での「自己決定権」だと解釈される。

4-2 「いまだ独立を達成していない地域の民」——植民地独立供与宣言（2）

民の自己決定権を述べた国際人権規約共通第1条は、国連人権委員会の見解によれば、全ての民に適用されるべき普遍的規定とされる。規約の締結国は、自己決定権を行使しえていない民、あるいは自己決定権の可能性を奪われている全ての民について、その自己決定権を尊重しなければならない（Thornberry 1991: 214-215）。植民地独立供与宣言によっても、また国際人権規約によっても、植民地的な従属状態にある先住民は、直ちに「自己決定権、主権、自由」、さらに「領土的統合、独立」の権利を「供与」されるべきであるように思われる。しかし、現実はそのようではなかった。条文は民の自己決定権を明示するものの、目立たない障壁が国際人権規約にもまた植民地独立供与宣言にも組み込まれていて、その条文を先住民に適用するのを差しとめたからである。

国際人権規約についていえば、先に見たように、この規約が先住民の権利要求を受け付けるべき窓口は、自由権規約の少数集団条項であり、この条項は適用対象（つまり少数集団）を「民」とは見なさなかった。

他方、植民地独立供与宣言は民に自己決定とそれに連なる諸権利を認める。しかし、国連による脱植民地化の事業を主導した有力な解釈によれば、その民には「地域の民」という制約がついていて、民が個別の民として権利を要求する途を閉ざしていた。仮に先住民がその要求の通りに「民」と認められるとしても、宣言はすでに早々と門を閉ざしていたことになる。「独立供与」を直ちに無条件に実施するよう求めた第5項は、その対象を「いまだ独立を達成していない全ての地域において、当該地域の民に」と表現していた。「独立供与」の対象は個別の「民」ではなく「地域」であり、独自の「地域」を構成しない先住民は、宣言の適用対象から除外される¹⁰³⁾。

植民地独立供与宣言は、国連の脱植民地化の事業で採択されたものであり、この事業は国家間の平和友好関係に関わる系列の事業として、国連の中では総会（とりわけ第4委員会）と二つの理事会（安全保障理事会と信託統治理事会）が担当した。他方、同じ国連でも、国際人権規約は国家内の経済的・社会的・文化的・人道的な問題に関わる系列の事業に属し、社会経済理事会の人権委員会が担当した。先に国際人権規約を考察した際、民の自己決定権を規定する第1条と、それ以後の人権に関する具体的諸規定との間に、乖離があることに留意した。この乖離は、国家間の関係の平和的コントロールを課題とするコンテキストで形成されてきた民の自己決定権を、差別の排

除と人権促進を課題とするコンテキストに移し替えたことに伴う乖離だったと、解釈される。

1993年宣言が先住民の自己決定権を宣言したのは、いうまでもなく、先住民がこの権利を否定されてきたからである。国際人権規約はそもそも先住民を「民」と認めなかった。先住民を「民」と認めながら、先住民と民の諸権利とを分離したILO169号条約も、国連の事業に対応させれば、国際人権規約と同じ系列に属す。他方、国連の脱植民地化の事業に属す植民地独立供与宣言では、「民」の諸権利を明示したが、同時に、その適用対象から先住民を外していた。

ただし、先住民にとっては両義的な、有益であると同時に障壁でもある植民地独立供与宣言は、国連による脱植民地化のコンテキストでは高く評価されている。それはいいかえれば、国連による脱植民地化が先住民を等閑視してきたことを意味するのであるが、国連の場と先住民との齟齬を認識するためにも、この植民地独立供与宣言が受けてきた高い評価はそれとして考慮しておく必要がある。

この宣言が採択された1960年には、17か国が独立し、国連に加盟した¹⁰⁴⁾。その内の16か国はアフリカからの加盟だった。あたかも、1950年代を通して高揚してきた国際的な反植民地運動がピークに達したときであり、ソヴィエト首相の提起を受けてアジア・アフリカ43か国がこの宣言を提案し、総会が採択した。そこには、元植民地だった諸国の植民地支配に対する声が直截に反影している(家1974: 50-51)。植民地独立供与宣言は、主権と自己決定権を否定されている全ての「従属民」に、「地域」という枠組みを通してであるが、直ちに「独立」を供与すべきであるとする。「民」と「地域」の政治的地位は「従属」であるか「独立」であるか、そのいずれかであって、宣言は両者の間に曖昧な中間形態の余地を残していない。国連の総会決議であるから、テキストは加盟国に向けた表現を取っている。しかし、内容はむしろ「いまだ独立を達成していない全ての地域…の民」に向けて独立の達成を鼓舞するものであり、その後の国連による脱植民地化の方向を単純明快に指し示していた。今後の行論の準備として、それを、この宣言の、ひいては国連による脱植民地化の事業の、「強いメッセージ」を呼んでおきたい。

4-3 非自治地域、信託統治地域—国連と植民地

国連による脱植民地化の事業に関連して、国連総会は植民地独立供与宣言と一日違いの同時期に、もう一つの決議を採択した。「国際連合憲章73条e項による情報送付の義務ありや否やを決定する加盟国指導原則」(総会決議1541 [xv], 1960年)¹⁰⁵⁾で

ある。この決議もまた、脱植民地化の事業に大きく寄与したとして、高く評価されている。加盟国に対する国連の権威を確定し、脱植民地化の実施過程をより制度化した。しかし、先住民の立場から見れば、国連による脱植民地化の事業から先住民を排除することを確定させた決議として知られる。

ともに1960年に採択され、国連による脱植民地化の事業を大きく展開させたといわれる二つの国連総会決議が、いずれも、先住民にとっては困難な障壁を設けていた。国連による脱植民地化の事業が、なぜ、いかに、先住民に対して冷淡だったのか。先住民が国際的な場で権利を剥奪された歴史を、国連の脱植民地化の事業に遡って探らなければならない。

それにしても、「国連憲章73条e項による情報送付の義務」とは何か。先住民の権利、民の権利、あるいは「地域の民」などとの関連がにわかには了解しがたい表現である。国連が取り組んだ脱植民地化の過程は、長期におよぶ視野で見れば、植民地支配に圧力をかけて植民地の解放を進めようとする勢力——しばしば「反植民地勢力」といわれた——と、国際機関や他国からの干渉を可能な限り排除して、植民地との関係を自国の主権のもとに維持しようとする諸国家との、せめぎあいを通して進行した。このせめぎあいの具体的な形態と、それに参与するエイジェントは、時と状況によって多様に変化した。特定のコンテキストでは、そのコンテキストの特殊な構成に沿って、せめぎあいはきわめて特殊な事柄をめぐる特殊な争いとして展開する。1960年当時の国連総会で、包括的な視野からは上記二つの勢力に該当する国々がせめぎあっていた。その争点の一つが「国連憲章73条e項による情報送付の義務ありや否や」であり、当時の争点に決着をつけて形を成したものが、上に言及した二つの総会決議である。この二つの決議の特殊な意味を読み解くには、視野を拡大して、これら決議が置かれた歴史的コンテキストを概観しなければならない。

「民の自己決定」は国連が発足当初から掲げた最も基本的な原則だった。国連憲章(1945年)は国家間の平和友好関係の条件を次のように述べている。

第1条(2) 国際連合の目的は、…民 peoples¹⁰⁶⁾の平等の権利(同権)および自己決定(自決)の原則の尊重を基礎として、諸国家 nations の間に友好関係を発展させること…にある。

しかし、ここで「平等の権利および自己決定」の原則を適用している「民」は、1993年宣言が「全ての…民と平等である」という「民」と、必ずしも同一ではない。国連の構成員は国家——nationあるいはState——であり、国連憲章が上記の原則を適用す

るのは、国家を構成している民、つまりすでに国家的独立を達成した民である。国連憲章や先住民権利宣言を離れた一般のコンテキストの語法では、それは国民国家 nation-state の担い手たる「国民 nation」に相当する。

国連憲章は、国家を構成する民とは別に、「平等の権利と自己決定」を制限された民についても、規定を用意していた。「非自治地域 non-self-governing territories, 信託統治地域 trust territories」と称する「地域」である。ここですでに、「民」についての考察が「地域」のそれに切り替わっていることに留意したい。この二種の地域のうち、条件をより包括的に設定している前者について、国連憲章は第 11 章「非自治地域に関する宣言」で次のように規定している¹⁰⁷⁾。

- 第 73 条 民がまだ十全な自治 self-government を達成していない地域 territories の行政に責任を持つ、あるいはこの責任を引き受ける国連加盟国は、この地域の住人 inhabitants の利益が至上であるという原則を承認し、以下の義務を神聖な信託 sacred trust として受託する。この地域の住人の福利 well-being を…最高度に増進すること、この目的のために、
- (a) 当該の民の文化を十分に尊重しつつ、彼らの政治的・経済的・社会的・教育的な進歩 advancement, 彼らの公正な待遇, 虐待からの彼らの保護を、確保すること、
 - (b) 各地域とその〔複数の〕民の特定の環境および彼らの進歩のさまざまな段階に応じて、自治を發展 develop させること、民の政治的願望に妥当な考慮を払うこと、民の自由な政治制度の前進的發展 progressive development を援助すること、
 - (c) …前記の加盟国がそれぞれ責任を負う地域における経済的・社会的・教育的な状態に関する専門的性質の統計その他の情報を、…情報用の目的で事務総長に定期的に送付すること。

ここで「地域」と訳された territory は、地理的空間に関わる言葉であるので、「地域」という訳語は必ずしも不適切ではない。しかし、ここでいう「非自治地域」は、単なる地理的空間ではなく、「住人」の要素と結合した政治的空間であり、第 11 章の関心は「住人」の「非自治」という条件にある。仮に「非自治地域」の対概念として「自治地域 self-governing territories」を想定するならば、それに最もふさわしいのは主権国家である。「国家」の占める地理的空間が「領土 territory」であるから、non-self-governing territories の territories を単に地理的「地域」と捉えるのは不適切である¹⁰⁸⁾。「自治地域」と「国家」の等値を元の概念に当てはめれば、「非—自治地域」は「非—国家」といいかえることができる。国連憲章が選択した「非自治地域」という名称は、実は「非国家」つまり潜在的な（準）国家¹⁰⁹⁾である。その「住人」として言及される「民」——第 73 条 b 項の条文は一つの「地域」と複数の「民」との組合せを想定している——は、主権国家の担い手になりうる人々、潜在的な国民である。「非自治

地域」は実は「非（準）国家」の「領土」でもある¹¹⁰⁾。ただし、この「領土」という地理的空間を支配する主体は、この場合、「非（準）国家」の「民、住人」ではない。第73条はそれを、その「地域（領土）の行政に責任を持つ、あるいはこの責任を引き受ける国連加盟国」と記している。国連などでは一般に「施政国 administrating Member(s), administrating Power(s)」と呼ばれる。

国連憲章は、先住民権利宣言と同じく、植民地支配の語彙を使わないので、「非自治地域」とその「施政国」との関係を植民地支配と述べることはない。しかし歴史の実態では、「施政国」は植民地宗主国であり¹¹¹⁾、「非自治地域」はその植民地である。ただし、後に取り上げる議論を予め想定して、この時点では、ここで述べる宗主国と植民地との地理的關係については、未規定なままオープンにしておきたい。日本にとってのアジア太平洋戦争がそうだったように、第二次世界大戦の発端は、帝国主義諸国がなお世界を分割支配していた時代における植民地争奪の戦争であり、戦後に国連を設立した主要な諸国は、植民地を支配していた。国連は、この植民地支配関係を国連の枠組みで捉えようとして、「信託統治地域」と「非自治地域」の制度を設けた。前者は国際連盟の「委任統治領（ないし委任統治地域）mandate」を受け継ぐものであり、全11地域の統治を国連（総会と信託統治理事会ないし安全保障理事会）の監督のもとに戦勝国に委任した¹¹²⁾。「非自治地域」は国際連合が新設した制度であり、この制度の発足時に8か国から74地域が非自治地域として登録された。

「非自治地域、信託統治地域」が植民地に対する国連憲章の呼び名であることを踏まえて、改めて第73条を見てみたい。植民地支配という歴史の実態を捨象する一方で、「進歩、発展」の語彙で想定した規準に照らして「十全に自治を達成していない」「非（準）国家」を評価し、「彼らの進歩の〔つまり未発達の〕さまざまな段階」を根拠として、「非自治」つまり「自治」の制限を承認し、その「行政（統治）」を「神聖な信託」として国連加盟国に委ねる。先に整理した典型的なパターンリズムの語彙による植民地支配の正当化である。

国連憲章のメッセージを要約すれば、「住人」が「進歩」して「自治」を達成するまでの間、施政国は「神聖な信託」に忠実に、自国の利益ではなく、当該地域の「住人の福利」を最優先として施政（統治）を行う義務を負い、「住人」の「自治の発展」と「彼らの自由な政治制度の前進的發展」を促さねばならない。施政国が義務を果たし、非自治地域がこの地位を離脱することによって、施政国は「神聖な信託」の義務を免除される。「神聖な信託」による施政国と非自治地域との関係は、すみやかに解消されるべき暫時的なものである。国連憲章は施政国の義務を、非自治地域について

は「自治を發展させること, 民の自由な政治制度の前進的發展を援助すること」と述べたのに対し, 信託統治地域については「自治または獨立に向かつて住人の漸進的發展を促進すること」(第76条b)と述べていた。住人が「進歩」して「自治」を達成したとしても, それが直ちに「獨立」を意味したのではない。とりわけ非自治地域については, 憲章が設定した目標は「自治」どまりだった。

欧米諸国による植民地支配の歴史では, 「信託 *trusteeship*」の概念は, これら欧米諸国が植民地を領有しその「野蛮, 未開」な住人を支配するための名目として援用した「文明化の使命 *civilising mission*」と, ほぼ同義の概念として扱われている。19世紀後半, 帝国主義諸国の間で植民地分割を調整した国際会議(1885年のベルリン会議など)で, 「文明化の使命」が合意文書に明記された。当事者の表現では, それは「キリスト教的, 人道的, 良心的」動機からの自発的な「恩恵」の供与だった(Anaya 2004: 31-34)。相手を「野蛮」におとしめた上で, 自認した「文明」の「良心」による「恩恵」の発露。これ以上はない自民族中心主義のパターナリズムである。

しかし, 「文明化の使命」と「信託」は同義ではない。「文明化の使命」は自発的に自らに課すものであり, 義務ではない。他方, 「信託」の関係は, 先にパターナリズムに関連して述べたように, 信託する者と受託者との双務的关系を含んでいる。植民地支配のコンテクストにおいて「信託」の概念が「文明化の使命」とどのような関係にあったのか, 私の思考はなお不十分であるが, とりあえずの理解を述べておきたい。

国際法学者 Anghie によれば, 「文明化の使命」は国際法における「主権」の概念と密接に関連した概念である。19世紀後半, 欧米帝国主義諸国は国際法を帝国主義國間の法秩序として再編成した。この法秩序では, 法的主体は拘束的な超越的価値の存在を認めず, その意味で至上 *sovereign* である主体(主権)は, 自己が合意した拘束にのみ服す。国際法はそのような主体(主権国家)が合意して形成した相互関係の規律秩序である。欧米帝国主義諸国は, 彼らが形成した国際法の体系に参加する主権国家の資格を, 「文明」国家のみに限定し, なおかつ, 「文明」国家が構成する「国家の家族 *Family of Nations*」に構成国として受け入れられた国家のみに限定した。ちなみに, 「国家の家族」が国際法上の主体(主権国家)としての資格を認定するという国際秩序は, 主権国家としての資格の水準を低めつつ, 国際連盟に, 次いで国際連合に受け継がれている。それ以前の(自然法理論によっていた)国際法では, 欧米諸国は外部の多様な政治共同体との間で国際条約を結び, 植民地的な関係を積み上げていた。帝国主義国際法は, これら政治共同体はその客観的・科学的(当時の社会進化論で意味づけられた)条件により「文明」に未到達であるとして, 法的主体の資格を認

めず、これら政治共同体との間の条約を国際法の範囲から外した¹¹³⁾。つまり植民地統治は、国家の主権に属す内政事項、国際法に拘束されない国家の恣意領域に属す事項に変換された。このように、この国際法は、非ヨーロッパ世界に対する植民地支配を前提として成り立つ法体系であり、「主権」の概念は、多様な非「文明」政治共同体に「主権」を否定した論理と同一の論理によって構成される。「非文明」の植民地を「文明」へと導く作業が「文明化」であるが、植民地は客観的条件において「非文明」であるので、「文明化」は「文明」の恩恵であって義務ではない（Anghie 1999）。

「文明国」の担う「文明化の使命」を、国際連盟は「文明ノ神聖ナル信託 sacred trust of civilisation」に置き換えた¹¹⁴⁾。再び Anghie によれば、第一次世界大戦の経験を踏まえて、国際連盟は限定的ではあるが、少数集団と植民地統治について国家の内政に関与を及ぼした。独立した中欧諸国には、国内の少数集団を国際条約によって保護する方式が導入された。敗戦国の植民地は委任統治領に転換され、受任国はその統治について国際連盟の関与を受けた。つまり、この面に限ってであるが、国際連盟は、国家主権を超越する権威を確保した（Anghie 2002）。国際連盟における「主権」の構成では、植民地に対する「文明化の使命」を国際連盟という超国家的主権が負い、この国際連盟からの「信託」を、加盟国が国際連盟に対する義務として負う。直接に植民地を対象とした双務的關係ではないが、国際連盟（上級の主権）に対する加盟国（下級の主権）の義務を含んだ関係として、「信託」の概念が意味を成したと思われる。

Anghie の見解を踏まえてさらに敷衍すれば、国連は加盟国の内政に干渉しないことを憲章に謳っていたが（第2条7）、植民地に関する限り、国家の内政に対する国連の関与を国際連盟よりさらに拡大した。国連は、委任統治領の引き続きである信託統治地域に加えて、非自治地域の制度を設けることによって、少なくとも憲章の想定では植民地一般を、国連の関与対象と位置づけた。国連の新しさは、統治の「信託」を永続的なものとするのではなく、「信託」の内容に植民地住人の「進歩、発展」を促進する義務を組み込み、それゆえ「信託」を暫時的なもの、速やかに解消すべきものと規定したことにある。国際連盟では委任統治制度のさらに一部（A式委任統治領）にのみ、この時間的制約がつけられていた¹¹⁵⁾。国際連盟の掲げた「文明ノ神聖ナル信託」は、委任統治領の底辺（B式C式の委任統治領）では、他の植民地と同じく、住人に対する「公正ナル待遇」¹¹⁶⁾の義務に留まっていた。それに対して国連は、「信託」の水準をさらに高め、植民地の「住人の利益が至上であるという原則」を権威として、植民地宗主国一般に対し、この原則の実施を「神聖な信託」として義務づけ、それを非自治地域制度の全体に拡大した。

国連の想定した「神聖な信託」、国際連盟の「文明ノ神聖ナル信託」はいずれも、同じくパターンリズムであっても、植民地宗主国に義務を課している点で、双務的關係における「信託」に近いように見える。しかし、国際連盟と国連のいずれの「信託」概念でも、それに含まれる義務は、植民地住人との間の双務的關係としての義務ではない。国際連盟と国連が採用した「信託」は、義務を伴う「信託」ではあっても、依然として「文明化の使命」と同じく、植民者の間でのゲーム、植民者の論理の自己展開に留まっている。

国際連盟の掲げた「文明ノ神聖ナル信託」は、植民地住民に対する「公正ナル待遇」を底辺とするものであり、「独立」はごく限られた植民地（A 式委任統治領）のみに認められた目標だった。後に見るように、国連の脱植民地化の場面で植民地主義国として発言したベルギーは、むしろ国際連盟の理念に依拠して、植民地住人に「文明の恩恵を受ける権利」を認めたが、独立の目標は認めようとしなかった。国連憲章は、信託統治地域に限ってであるが、「独立」の達成を「信託」の目標とした。理念として、自己決定の能力に欠落のある民についても、国家を担う民と同等の自己決定に到達する能力を認め、十全の自己決定に到達する過程を援助しようとする。しかし、国連の場合も、植民地一般を対象に設定された「非自治地域」の制度では、「自治」を目標とし、実際、後に見るように、植民地宗主国は非自治地域について、「独立」ではない「自治」達成の形態をさまざまに案出し、実施していった。信託統治地域と非自治地域の制度を通して国連が提示するのは、国際連盟より一歩進んだ新手の植民地主義、支配する対象を自立させること（つまり支配から解放すること）に支配の正当性を求め、支配からの解放過程（しかし解放にいたらない解放過程）を支配しようとする、自己矛盾に満ちた植民地主義パターンリズムである¹¹⁷⁾。

4-4 脱植民地化の制度形成

第二次世界大戦後の世界ではグローバルな趨勢として脱植民地化が進行し、国連はその主要な舞台の一つだった。その国連において脱植民地化は非自治地域と信託統治地域の制度を具体的なコンテキストとして進行した。脱植民地化を求める主張、それに抵抗する主張はそれぞれ、主張の具体的内容と論理を、このコンテキストに即した語彙で構成した。先に言及した国連総会決議 1541 (xv) が問題とした「国連憲章 73 条 e 項による情報送付の義務ありや否や」もまた、このコンテキストで闘わされた論争であり、時の焦点となったテーマである。

信託統治地域について国連憲章は当初から担当組織（信託統治理事会と安全保障理

事会)を指定し、担当組織の施政国に対する監督も比較的整備していた。しかし、非自治地域についての国連憲章の規定は非常に簡略であり、施政国に「地域における経済的・社会的・教育的な状態に関する…情報を…事務総長に定期的に送付すること」(第73条e)を義務づけるのみで、それ以外に規定はなく、施政国を監督すべき組織も設けていなかった。制度としての具体的な施行形態は、加盟国による——具体的には総会とその中の第4委員会での——審議にゆだねられた。国連における脱植民地化の事業は、流動的で多様な可能性に富んだ状態で出発し、制度の細部は加盟国の間の交渉を通して形成されていったわけである¹¹⁸⁾。

非自治地域の制度は非自治地域の登録から出発した(1946年)。事務総長の要請に応じて加盟国が自発的に国連に通知することになり、その結果は、イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、デンマークの西欧5か国と、アメリカ合衆国、オーストラリア、ニュージーランドの計8か国が、併せて74地域を通知した。通知のあった地域は、「アラスカを除いて、全て海外領土(地域) *overseas territories* だった」(Kunz 1954: 106)。後の議論との関連で個別の地域を見れば、ベルギーはベルギー領コンゴを、アメリカ合衆国は、アラスカ、アメリカン・サモア、グアム、ハワイ、パナマ運河地帯、プエルト・リコ、ヴァージン諸島の7地域を通知した。ベルギーはさらにルアンダ・ウルンディ、アメリカ合衆国は太平洋諸島を、それぞれ信託統治地域として統治していた(家 1974: 13-14, 167)。

非自治地域の制度の議論は、この74地域のリスト——非自治地域の「初次リスト」と呼んでおきたい——を当面の素材としてスタートした。初次リストの作成は加盟国の間に、施政国つまり非自治地域を登録した国家とそれ以外の国家との二分類を顕在化させる。後に見るベルギーの主張も述べるように、非自治地域制度の実施は、この加盟国の二分類を一層固定化させ、互いに対立する関係を強めさせていった。非自治地域を通知せず、国連の議論の場では「非施政国 *non-administering Members/Powers*」と呼ばれた国々、とりわけラテンアメリカ・アジアと社会主義圏の諸国が、施政国に対する国連の関与を強化するよう主張し、これら諸国はしばしば「反植民地勢力 *anti-colonial bloc*」と呼ばれた。この「勢力」と対峙した施政国では、デンマーク以外の西欧4か国とアメリカ合衆国は、「植民地主義列強 *colonial Powers*」と呼ばれた帝国主義の主役であり¹¹⁹⁾、オーストラリアとニュージーランドはイギリスの衛星国としてイギリスの植民地支配の一翼を担っていた。

非自治地域の初次リストが色分けした施政国と非施政国の分類が、歴史的な「植民地列強」と「反植民地勢力」との対抗的なグループ分けと一致したのは、単なる偶然

ではない。憲章は「植民地主義」や「植民地」の語を使っていないが、「施政国」の行うべき政策に言及して、この制度の下にある「地域（領土）」と施政国の「本土 metropolitan areas」とを区別する条文を採用していた¹²⁰⁾。発足当初の国連では、加盟国が共有していた通念をめぐる、議論が交わされていた。憲章の述べる「非自治地域」を当時の慣用語で「植民地 colony」と見なし、非自治地域を通知すべき義務を負うのは「宗主国 metropolis, metropolitan country/state」のみであるとする通念であり (Toussaint 1956)、後に見るベルギーの主張も、それに言及している。非自治地域制度の発足に当って、多くの国連加盟国がこの制度を「宗主国」とその海外「植民地」との対概念で理解していた¹²¹⁾。

施政国とそれに対抗する「反植民地勢力」の論争で、それぞれの主張に表現の語彙を与えたのは、憲章の条文である。上に述べたように、非自治地域の制度の実施形態について憲章が規定するのが、非自治地域に関する「情報」を事務総長に定期的に「送付する」という施政国の義務のみだったことから、この「情報送付」が、過重な政治的意味を負ったキーワードとなった。「情報送付」は施政国が当該地域を非自治地域と扱っていることの表現であり、「情報送付」の停止は施政国がその扱いを停止したこと、ひいては当該地域が「自治」を達成したと認めたことを表す。

国際法の原則では、国連は主権国家が合意して構成した国際機関であり、加盟国には国連憲章を遵守する義務がある。しかし、憲章に規定のない事項は関係国の主権に属す。施政国はこの原則を楯として、非自治地域の制度についても、非自治地域としての通知（登録）、送付する「情報」の内容、「情報送付」の停止、非自治地域の「自治」の状態の認定、送付した「情報」の取り扱い（とりわけ第4委員会による審査）など、憲章に規定のない事項について、国連（具体的には第4委員会）の関与を施政国の主権（内政）に対する侵害として拒否した (Kunz 1954: 107, 後述するベルギー・テーゼ)。国連に先立つ国際連盟の時期には、委任統治領に国際連盟が関与したのを例外として、植民地統治は宗主国の内政事項だった。脱植民地化はこのような施政国（宗主国）の主権に対する介入であり、非自治地域制度の実施形態が整備されていったのは、それだけこの国連の介入が拡大したことを意味する。「反植民地勢力」の諸国は、上記した「情報送付」の諸項目に狙いを定めて、第4委員会の管轄に取り込み、非自治地域とその施政国に介入しようとした。

これに対して施政国はさまざまな方法で対抗した。一つは議論による反駁である。上に述べたように、施政国は国家の主権による内政不干渉を論拠として、非自治地域に関わる国連の介入を退けようとした。この防御的な議論の範囲を越えて、「反植民

地勢力」に対して「最も強力な反転攻勢に打って出た」(Kunz 1954: 108) のがベルギーである。「ベルギー・テーゼ」として知られるその主張は、「非自治地域」とすべき条件について、初次リストの下地となっていた共通の了解——上にのべた「宗主国」がその海外「植民地」を「非自治地域」として通知すべきとする認識——に異議を唱えた。後世の時点から振り返れば、「非自治」の民に対する国連の関与を、植民地支配のもとにある先住民一般に拡大すべきだとする主張でもあった。

第二に、施政国(となりうる国家)が新規の非自治地域の通知(登録)を拒否した。スペインとポルトガルは国連に加盟した際に、事務総長の打診に対して非自治地域を通知しなかったため、両国の海外「植民地」の位置づけが国連総会第4委員会での議論となった。第三に、施政国は、非自治地域に関して情報送付を継続しないという行動に出た。停止するという通知のない停止であり、それが施政国の「義務不履行」として議論の的となった。施政国の回答は、当該地域はすでに「自治」——独立ではない「自治」——を達成したというものだったことから、議論はさらに、「自治」達成の条件、「自治」達成を認定する権利の所在へと展開した¹²²⁾。

非自治地域の制度の具体的な実施形態は、これら施政国の対抗行動に触発された論争を交えて、形成されていった。ベルギー・テーゼとスペイン・ポルトガル両国の行動は、制度の入口に当る新規の登録、および非自治地域とすべき地域の条件に、情報送付の停止は制度の出口に当る「自治」の達成——それによって「非自治」地域であることを終了する——の条件に関わるものである。これら非自治地域制度の条件は、いずれも、国連における先住民の処遇に深く関連している。これらの争点をめぐる議論が決着し、国連総会の合意として成立したのが、先に言及した1960年の二つの総会決議、植民地独立供与宣言と1541(xv)決議である。

4-5 「情報送付の義務を決定する加盟国指導原則」——国連総会決議1541(xv)

総会決議1541(xv)「国際連合憲章73条e項による情報送付の義務ありや否やを決定する加盟国指導原則」は、植民地独立供与宣言と同じ1960年に、それもわずか一日の違いで採択された。いずれも、上に述べたように、10年余に及ぶ信託統治地域・非自治地域制度の実施を踏まえて到達した合意である(家1974: 22-26, 50)。ただし、二つの決議には大きな差異がある。植民地独立供与宣言が、国連の脱植民地化に対する「強いメッセージ」を表明して戦闘的であり、概念と目標を単純明快に掲げたのに対し、1541(xv)決議は実務的であり、非自治地域のみに関して制度実施のための細部に互る原則を提示する。民の「自治」という目標については妥協的であり、その

メッセージは、非自治地域の民に向けられているというよりはむしろ、施政国による統治に向けられている。植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」との対照で、1541 (xv) 決議のそれを「弱いメッセージ」と呼んでおきたい。その上で、1541 (xv) 決議から、ここでの考察に関わりの深い項目を抜き出しておこう。

- 原則 I 国連憲章の起草者は、第 11 章 [非自治地域に関する宣言] が、当時植民地タイプとして知られていた地域 (領土) に適用すべきことを、想定していた。このような地域で、その民が十全な自治 full measure of self-government を達成していない地域について、憲章第 73 条 e 項の規定する情報送付の義務が存在する。
- 原則 II 憲章第 11 章は「非自治地域」の概念を具体的には「十全な自治」に向けた進化と進歩のダイナミックな状態において意味している。一つの地域とその (複数の) 民が十全な自治を達成すれば、その時点で [上記の] 義務は終了する。これが実現するまでは、第 73 条 e 項による情報送付の義務が存続する。
- 原則 III 憲章第 73 条 e 項による情報送付の義務は国際的義務を構成するものであり、国際法を遵守するしかるべき配慮によって履行されなければならない。
- 原則 IV 一見して、施政国から地理的に分離 separate していて、民族のおよび/ないし文化的に施政国とは別個である地域について、情報送付の義務がある。
- 原則 V 地域についてこのような地理的なおよび民族的ないし文化的な個性 distinctness が一見して真に存在すると確定されたならば、それによって初めて、他の要素を考慮に入れることが許される。その補足的な要素は、とりわけ行政的、政治的、司法的、経済的、ないし歴史的な性質のものであってよい。これら補足的要素が、当該地域を恣意的に従属的な位置ないし地位に置くような形で、宗主国 metropolitan State と地域の関係に影響を及ぼしているならば、これら補足的要素は、憲章第 73 条 e 項による情報送付の義務があるという想定を支持する。
- 原則 VI 非自治地域は、以下によって、十全な自治に到達したとすることができる、
- (a) 主権独立国家 sovereign independent State として出現すること emergence,
 - (b) 独立国家との自由連合 free association, あるいは
 - (c) 独立国家との統合 integration。

原則 I と IV と V は非自治地域制度の入口に、原則 VI は制度の出口に、原則 II は制度の継続に関わる条件を、それぞれ述べている。原則 III は、非自治地域に関する決定について、施政国が自国の主権を根拠に国連の関与を排除しようとするのに対する反論であり、施政国の義務について判断し決定する権利が国連にあることを述べている。原則 VI については後に考察することにして、ここでは制度の入口に関わる三つの原則を見たい。

原則 I は、先に非自治地域の初次リストに関連して述べた当時の通念、つまり非自治地域は「宗主国」がその海外「植民地」を登録すべきとする通念を、1960 年の時点で改めて追認するものである。原則 IV は、この「宗主国」と対を成す「植民地タ

イブ」の「地域（領土）」について、外形的な判定規準を示している。その内、前半部が述べる地域の地理的条件は、後々、「海洋ドクトリン Blue Water Doctrine, 海洋植民地主義 salt-water colonialism」(Rodríguez-Piñero 2005: 140; Thornberry 1989: 874) の名称で、1541 (xv) 決議のコンテキストを離れても参照されるようになる。

原則 V は、込み入った構成の文体で、非自治地域と認定する手順を条件づけている。原則 I と原則 IV の間の距離を埋める目的で、ここに挿入されていると考えられる。原則 I が言及する国連設立当時の一般的通念においても、「植民地」は原則 IV が述べるように単なる地理的概念ではなく、また地理的区画の「民族のおよび／ないし文化的」特徴を際立たせる概念でもなく、なによりも支配と従属という「宗主国」との政治的関係に焦点を当てた概念だった。しかし、原則 I のいう「植民地タイプ」の地域について、原則 IV はまず海洋ドクトリンに即して選別し、次いで原則 V は、この海洋ドクトリンに確実に該当する地域について、「宗主国」との関係において「行政的、政治的、司法的、経済的、ないし歴史的な性質」の「恣意的に従属的な」関係に置かれているか否かを検討するよう、指示する。「植民地」という抽象概念に該当する個別事例を特定するのに、概念を定義する主要な条件ではなく、まずは地理的条件という副次的な条件で対象を限定し、さらにその中から、支配—従属という主要な条件に該当する事例を選び出せとする、転倒した条件設定である。非自治地域（および信託統治地域）の制度によって国連が推進した事業が、一般に言われているように「脱植民地化 decolonisation」だったのであれば、その「脱植民地化」の対象を回りくどい表現で指定した原則 V は、国連の非自治地域の制度が 1960 年の時点で与えた「植民地支配 colonisation」の定義と解釈してよい。

先に見たように、この決議とほぼ同時に国連総会が採択した植民地独立供与宣言は、一方で「全ての民」の「自由、自己決定権、主権、独立、領土的統合」を述べながら、他方では、直ちに「独立」を供与すべき対象を、「いまだ独立を達成していない地域の民」と規定していた。1541 (xv) 決議の述べる原則 I と IV は、植民地独立供与宣言が独立供与を要求する「いまだ独立を達成していない地域」とは、海洋ドクトリンに合致する「植民地タイプ」の地域に限られるとする解釈を、確定するものだった¹²³⁾。

V 先住民消去の軌跡

5-1 ベルギー・テーゼ

前節では、1960年に国連総会が採択した二つの決議の概要を見た。両決議が示すのは、国連における脱植民地化の事業が最初の10年余をかけて形成した制度形態である。次には、この形態を帰結とするそれ以前の10年余の過程で行われた議論を、振り返っておきたい。それは、この帰結の制度形態からは剪定され除外された事柄を、改めて掘り起こし、それを除外した意味を確認したいからである。

取り上げる議論はいずれも、先に、施政国が「反植民地勢力」に対抗して行ったとして言及した、三つの主張ないし行動であり、その中でもとりわけベルギー・テーゼである。それは、非自治地域制度の入口に当る非自治地域とすべき地域の条件をめぐる議論である。先住民がこの条件に合致していれば、より正確に言えば、この条件が先住民も該当するように設定されていれば、先住民は国連による脱植民地化の事業の対象とされたはずである。この条件をめぐる議論の先住民にとっての重要性が了解されよう。

「ベルギー・テーゼ」として知られているのは、1952年（第7回国連総会）から1954年（第9回総会）にかけて論陣を張ったベルギーの主張である。非自治地域に関する国連の介入を、情報送付の条件を梃子に拡大させようとする「反植民地」諸国に対して、ベルギーは、当初作成された非自治地域のリストを確定のものとなすことに異議となえ、憲章のいう「非自治」の民と地域が、初次リスト以外に存在すること、とりわけ、施政国に対する介入強化を主張している「反植民地」諸国の多くが、その領内に「非自治」の民と地域を抱えていることを指摘して、「反植民地」諸国の自己矛盾を攻撃した。

ベルギーの主張は次の論点からなっていた。長くなるが、内容ごとに項目に分けて要約しよう¹²⁴⁾。

(1) 「非自治地域制度に関するベルギーの主張」(BGIC 1953: *passim*)

(1a) 「非自治地域」制度を実施するために国連総会（第4委員会、情報委員会）で進めている議論は、特定の非自治地域を想定して行われている。それは、1946年に事務総長の呼びかけに応じて加盟8か国から自発的に通知のあった非自治地域〔初次リストの地域〕である。これには、宗主国 *metropole*, *metropolitan country* から海洋で隔たった海外領土 *overseas territories* つまり植民地 *colonies* しか登録されていない。しかし、憲章が規定する定義に照らせば、「非自治」の民と地域は半数以上の国連加盟国の領土内に存在している。非

自治地域が初次リストで尽くされているとすることに、ベルギー政府は異議を唱える。

(1b) 憲章の規定に従って非自治地域を通知すべき多くの加盟国が、その義務を果たしていない。この状況は、憲章の掲げる加盟国の平等の原則に照らして不公正である。それは同時に、全ての後進的な先住民が文明から受けるべき保護の権利を否定している¹²⁵⁾。憲章の規定は、全ての後進的民にその権利を確保すべく、広く寛大な解釈をすべきであり、同一の責任を負っている全ての加盟国は、同一の義務を果たすべきである。自国の主権内に非自治地域のある全ての加盟国は、その非自治地域を国連に通知し、先住民に文明の恩恵を与え、施政国としての義務を果たすべきである。

(2) [植民地主義、文明（化）の使命と後進的先住民の権利] (van Zeeland 1953)

しばしば植民地主義に対する批判を耳にする。ベルギーは搾取的な植民地主義に率先して反対してきた。早くも1909年にアルバート王一世は「正義を愛する民にとって、植民地における努力は文明化の使命 *civilizing mission* 以外にはありえない」と述べた。この国連総会の出席者で、国連憲章の規定と一致する活動と、それとは相反する搾取的な植民地主義とを、混同する者はないことを望む。それは、高度に発達した民が、その統治下にある後進的 *backward* な先住民 *indigenous peoples* の政治的・経済的・社会的・教育的な進歩の努力を援助するという、体系的な努力である。憲章はこの活動を「神聖な信託」と述べている。この「神聖な信託」は大きな困難であり、実施には忍耐を要する。熱帯雨林やほとんど通過不能のジャングルの民の場合は、とりわけそうである。彼らを信頼で啓発し、彼らの敵意を武装解除し、彼らを平定し、野蛮な慣習を根絶やしにし、道路を開き、衛生を導入し、非識字と闘いなどするのに必要な果てしない努力。インドとブラジルの当局はこの困難をよく認識しているだろう。ベルギーもまたそれをよく承知している。数世代にわたってベルギー領コンゴにおいてその解決に努力してきたからである。

この信託は、その領土 *territories* に正常なレベルの文明を達成していない民が存在する全ての国家を、縛るものである。この信託は、従来は植民地として知られてきた地域を統治する少数の国家に限られるのではない。国連の半ば以上の加盟国はこの信託を受けるべき位置にある。

後進的な民の発展は、より高度に発達した人種の代表者の手中にある。その後進的民は全てが同一の権利を持っている。つまり、彼らには同じ保護を受ける資格がある。国際連盟の下では、彼らは保護を受けていた。なぜ国際連合でわれわれはそれを彼らから奪うのか。憲章が原則として宣言した権利を、一部の後進的民のみが受けるべきだと主張することは、他の全ての後進的民に対する不公正である。

(3) [文明と未開、先住民の未開な後進性] (BG 1953, paras 13–20; §4, pp. 35–38)

憲章第11章 [非自治地域] が関わる問題とは何か。それは、自治を行っていない（非自治 *non-self-governing* の）民の繁栄と政治的・経済的・文化的・社会的な進歩に関わる問題である。これらの問題は、未開 *primitive* な——部族組織の段階にある、未発達 *underdeveloped* な、後進的な、文明の後進的な段階にある *in a backward stage of civilization* ——民族集団 *ethnic groups* が存在するところでは、どこでも存在している。これらの問題は全ての植民地主義諸国 *colonial powers* の前に立ちはだかつてきた。その後継国家 *successors* にとって、これらは依然として問題であり続けている (Ryckmans 1953a)。

アジア・アメリカ・アフリカの先住民の多くは古代文明の子孫である。アジア、周縁部のアフリカでは、その後の歴史でいかに彼らが落伍したとしても、文明に由来する文化的・宗教的な同質性は、彼らの独立達成に寄与した。その一方で、アメリカ・アジア・アフリカの熱帯地域には、文明の偉大な揺籃からの影響を受けずにきた民が存在する。数千年の間、彼らは同じ未開状態に留まり、現在もなお未開状態から離脱する兆しをほとんど見せていない。

アメリカでは熱帯地域に焼畑農耕の定着民、半農耕半狩猟の準移動民、あるいは狩猟採集で生きるまったくの移動民がいる。移動民は最も未開であって、ほとんど情報が知られていない¹²⁶⁾。アジアの後進的な原住民 *aborigines* についても同じ観察が得られる。インドの指定カースト *Scheduled Castes* および指定部族 *Scheduled Tribes* は、未開な生活様式、アクセス困難な遠隔の居住地、移動の性向、飲酒とダンスの嗜好などを特徴としている。さらに未開なのは採集狩猟民であり、石器時代のレベルにある者もいる¹²⁷⁾。アジアとアメリカの未開部族には「首狩り族 *head-hunters*」として知られている者もいる¹²⁸⁾。[コンゴを含む]中央アフリカの民も、半世紀より少し以前に最初の接触が行われた頃は、同じく未開な特徴を示していた。彼らは分散した小規模な共同体に住み、互いに戦争していた。犁、車輪、運搬用の家畜を知らなかった。文字を持たず、口頭伝承のみで歴史を持っていなかった。物神崇拜、人身御供、奴隷制、人食いを行っていた。

(4) [文明化の作業] (BG 1953, paras 21–23; §4, p. 38)

彼らの後進性により、これら全ての先住民は、より進歩した民——彼らを文明へと導く責任を負う民——に同じ問題を突きつけている。第一に必要なことは、彼らが住む広大な地方を探査し、自然の障害を克服すること、諸部族を識別し、彼らを平定 *pacify* し、彼らの中での戦争を防止すること、彼らの野蛮人的 *barbarian* な慣習を廃止させること、コミュニケーションと定期的な接触を確立すること、そして統治（機関）*administration* を設立することである。これらは文明化 *civilization* のいかなる作業にとっても必須条件である。

インド首相はインド・ビルマ国境地帯の原住民 *aboriginal peoples* について、「その実情に対処する政策は最終的に一つしかない。徐々に同地に統治を及ぼしていくことである。それは実施しつつある。それを速やかに実施することは困難である。何よりも先に、ジャングルの隅々までコミュニケーションを展開するという問題があるからだ。コミュニケーションなしに統治はありえない。そしてそれは、この巨大な地域ではいささか緩慢なプロセスになる」と述べていた。

(5) [国家と植民地支配の諸形態] (BG 1953, paras 24–27; §5, pp. 38–39)

文明化の作業に取り組むのは、その統治の中心が海外にある国家の民 [海外領土の場合]、あるいは統治の中心が同じ大陸にある国家の民 [領土的隣接性による統治の場合] である。近代における前者の主な実例は少数の国家、つまりフランス、オランダ、ポルトガル、スペイン、連合王国、そして最近に加わったデンマーク、ベルギー、アメリカ合衆国である。ロシアは後者の主要な、しかし唯一ではない例である。

多くのラテンアメリカ諸国代表は、原則として反植民地主義者であると表明した。この態度は、彼ら自身がかつて苦難を受けた体制 *régime* のもとで生きている民への同情心に、触発されている。しかしながら、両者の状況は同じではない。ラテンアメリカ諸国が植民地体制に従属していたことは事実であるが、彼らの革命は宗主国からの入植者 *colonists* が

達成したことであり、彼らは自身を統治する〔自治の〕権利を主張すると同時に、先住民に関しては、宗主国が担っていた役割を引き継ぐ権利を主張した。植民地統治 colonization¹²⁹⁾ の作業は独立の達成後にも継続したのであり、大陸の最も遠隔の一部地方では今日でさえ完全には終了していない (Ryckmans 1954, para. 25)。

アメリカにあるヨーロッパ人コロニー¹³⁰⁾ は、いったん独立を得ると、後進的な先住民に関して、独立前の体制が直面していた問題と同じ問題に直面した。このことはさらに、最近にアジアで形成された新興国家についても該当する。アジアの新興国家はアメリカの国家とは異なり、海外からのヨーロッパ人入植者によってではなく、先住 indigenous の構成員によって形成された。しかし彼らは、人口の内でも古代文明を受け継ぐ部分に属し、それゆえ比較的均質な発達した国家 (国民) nations を形成しえた。このように形成された国家の境界内の遠隔地方には、異なる人種と文化の後進的民がいる。

〔国家の地理的形態が異なっても〕基本的問題に変わりはない。文明化の作業が領土的隣接性 territorial contiguity によって実施されようとも、問題がより単純になるのではない。熱帯では、広大な土地は広大な海洋よりはるかに乗り越え困難な障害である。文明化の作業を実施するのが、領土的隣接性によってであるか海洋を隔ててであるかの区別は、相対的でしかない。インドネシア、ニュージーランド、フィリピンのような国家は列島からなる。チリとインドのように、大陸部の領土 (地域) から数千キロ離れた島のある国家は、両者の中間の事例である。

海洋を隔てた植民地支配 colonization と領土的隣接性による植民地支配とで、植民地支配の方法が異なるのは事実である。後者は連合 association と同化の体制になりがちであり、前者はむしろ多かれ少なかれ別個の単位の形成になりがちである。しかし、これらは単に傾向であり、明確な差異ではない。植民地の中には、宗主国から完全に分離した国際的な存在がある。他方で、ベルギー領コンゴのように、宗主国と単一の国籍を持つ単一の国家 State であるようなものもある。コンゴの (複数の) 民はベルギー国家の国家的 national 辺境 frontiers の内側に住んでいる。それは、アメリカとアジアの先住の住人 inhabitants が彼らの属す国家の辺境の内側に住んでいるのとまったく同じである。

(6) 〔非自治地域を通知していない加盟国における先住民〕 (Ryckmans 1953b)

先住民は、文明の影響が領土的隣接性によって及ぼされた場合でも、必ずしもより発達した住人と交じり合う少数集団を構成するのではない。彼らは一般にきわめて〔他から〕分離した民族集団を形成するのであり、それは、海外から文明の影響を受ける先住民と、全ての面において共通である (BG 1953, para. 28; §5, pp. 39)。

多くの国家がその辺境の内側に、通常の法によっては統治 govern されていない地域を抱えている。私は、それを証明する多くの資料を持っている。境界が明確に定められ、均質的な民、しかし〔国家の〕人口の他の部分とは人種・言語・文化において異なる民が居住する地域である。これらの諸人口は権利を奪われている disenfranchised。彼らは国民生活にその一部として参加していない。彼らは自治を、この語のいかなる意味においても享有しない。彼らの中には、いまだに征服されていない者もある。これらの地域の多くは、法が立入りを禁じている。かかる地域を抱える国家が、憲章が「民がまだ十全な自治を達成していない地域の行政に責任を持つ、あるいはこの責任を引き受ける」と称する国家に該当しないと、如何になんびとが主張しうるのか、私には理解できない (Ryckmans 1954, para. 20)¹³¹⁾。

地域を別個 *distinct* の行政単位として扱い、先住民の統治は特殊な体制を特徴とし、法的なあるいは事実上の自治（政府）*self-government* と見なしうるところまで行っているものもある¹³²⁾ (BG 1953, para. 28; §5, pp. 39–40)。

国連憲章が「非自治」と認めるべきとしているのは「地域」であって「民」ではないとの議論がある。そこで、明瞭に区画された地域であり、その民は「十全な自治」を達成しているとはいえず、かつ非自治地域として通知されていない地域について、いくつかの事例を見てみたい。

ILO の先住民労働専門家委員会の報告書¹³³⁾によれば、ブラジルのインディオには、文明化された民と同じ共同体に住むインディオがいる一方で、「文明化した民には近づきがたい地域に孤立して住み、文明化した民が接触を試みても、武力で抵抗するまったくの野蛮 *savage* な部族」も存在する。ベネズエラでは、先住民の大半が住む地域を指定して、一般の国法の適用を停止し、特別法で統治している。Motilon 人地域は名目的にのみベネズエラの領土に属しているが、ごく最近まで「平定作戦 Campaign of Pacification」が行われていた。次の段階の接触と調査が模索されている。

インド政府の指定カースト・指定部族弁務官の報告書によれば、ナガ丘陵地帯では、原住民 *natives* のナガ国民評議会が主権独立国家を主張して運動している。この状況は国連ではよく知られている。ナガ人が同じ趣旨の主張で国連の介入を請願していた。数ヶ月前の報道によれば、インドとビルマの間の「未確定地域 *no man's land*」から出撃したナガ人が、インド側のナガ人村落を襲撃し、93 人を殺した。ネルー首相はインド議会で、「インドとビルマの間の広大な地帯は未だまったく統治が及んでいない。統治は徐々に進んでいる。それが終るまでは、同地の民に互いの首を斬らないよう、彼らの良識に期待するしかない」と語ったという。

ソマリの民は複数の主権国に分割されており、イギリス、フランス、イタリアはそれぞれ、「非自治地域」ないし「信託統治地域」として国連に情報を送付している。エチオピアは征服によって国内にソマリ人 *Somalis* を抱えている。彼らは人種において、宗教、言語において、エチオピア人であるのか。彼らの住む地域は「十全な自治」を達成しているのか。エチオピアはソマリ人地域について情報を国連事務総長に送っていない。

フィリピンは、スペイン統治以来すっかり西欧化したフィリピン *Filipinos* が、アメリカ統治を引き継いだ。彼らは異教部族を野蛮人 *barbarians* と見なし、政府は部族を速やかにフィリピン化しようとしている。他方、今朝のニューヨークタイムスはモロ人 *Moros* とフィリピン政府の間的小戦争を報道していた。かつてレオポルドヴィルで、北部ルソン島で長年 *Igorots* に奉仕した経験のある修道女に、かの地の民とコンゴの民との文明の水準を尋ねたことがある。彼女が応えていうには、「フィリピンのあの『異教徒 *pagans*』は、コンゴで最も野蛮な民と同じように野蛮でした」¹³⁴⁾。

かつて連合王国代表は「海洋の神話」を批判した。ある国が宗主国の辺境の内側に含まれると見なされるためには、どれだけの海洋の隔たりが必要なのか、問うてみたい。たとえばアンダマンとニコバルの両諸島。いずれもその民は「自治」を達成していない。しかし、両諸島はインド大陸と領土的隣接性によって接続しているのか。ラバ・ヌイ（イースター島）はどうか。クック諸島がニューージーランドから隔たっているほど、ラバ・ヌイはチリから距離があるわけではない。ニューージーランドは、ラバ・ヌイと同じくポリネシア人が住むクック諸島について、非自治地域として情報を送り、チリは送っていない¹³⁵⁾。

(7) 「政治的地位の変更に関する民の意思を、情報周知されたかつ民主的な手続きによって自由に表明しうるか——政治的進歩」(BG 1953, paras 29–33; §6, pp. 40–41)

上記の地域に住む民に関する限り、十分に自治を行っているとは到底いえない。彼らのある者は、公式文書に「完全に野蛮 savage な部族であり、孤立して生活し、文明化した民が接触しようと試みるのに武力的に抵抗する」と記述されている¹³⁶⁾。まったく孤立しているのではない民でも、一般に文字を知らず、あるいは国家の公用語について無知である。[国家の] 公的生活に参加せず、公的生活の主要な制度は彼らに知られていない。それゆえ、[自治の要件として検討されている]「彼らの欲する地位の変化について、情報周知された民主的手続きによって」意見を表明する能力を、彼らが欠いていることは明白である。

(8) 「民と地域、「宗主国、本土」と「植民地」、地理的分離」(Ryckmans 1953b: 26–27)

憲章は、ある種の民が住む地域について語っているのであって、民について語っているのではないという主張がある。私はすでに、自治を行っていない多くの民が、明確に区画されている地域に住んでいることを、具体的に例示した。非自治地域の条件として、「宗主国」とは区別される海外領土であることを挙げる主張もある。第4委員会のメンバーは、かつて連合王国の代表が「海洋の神話」について語ったのを、覚えているだろう。加盟国が通知した非自治地域よりはるかに遠方に位置する島を統治しながら、施政国として国連に対する義務を果たしていない加盟国がある(要約6)。

いわゆる「ベルギー・テーゼ」に反対する国家の多数は、国際連盟の加盟国だった。国際連盟では加盟国は、その管轄下の全ての原住民の住人について、その居住地がどこであろうと——いわゆる植民地領土 colonial territories と本国領土 metropolitan territories との区別なく——「公正ナル待遇」を確保することを、義務づけられていた(要約12)。連盟の加盟国として受け入れていた義務を、なぜ現在は受け入れないのか。連盟時代には義務を受け入れていたが、現在の国連では、問題はもはや民ではなく、地域であるとするような法的屁理屈に、どのような価値があるのか。

(9) 「人種・言語・宗教・文化伝統・発意などにおける差異」(BG 1953, paras 32–37; §6, pp. 41–42)

これらの点においても、先に述べた[未開な]民は、彼らの所属する国の[他の]民と分離し、異質である。総じて、原住民は最も古い民族的層 ethnic strata の子孫であり、最も近づきたい地方に居住してきたので、地域の他の部分に及んでいた文化的影響を受けずに来た。彼らが部族組織の下に生きつづけ、彼らの異教的信仰を維持する限り、彼らは不可避免的に異質な foreign 実体 body を構成するのであり、国家が彼らを吸収することはできない。その結果は、インドの指定部族弁務官がいうように、「慣習的差別 habitual segregation」である。「社会は、これらの民と接触して彼らの文化と生活様式を理解しようと、熱心に努力してはこなかった」。相互の疎遠化が、自然的(地理的)障害による孤立を一層強めた。

(10) 「先住民の憲法上の地位」(BG 1953, paras 38–40; §6, pp. 42–43)

この点で留意すべきは、先住民の未開な性格と後進性を無視して、法制において完全な平等と同化の体制を達成しようとした国家は、一般にその失敗を自認せねばならなかったことである。ペルーの例では、植民地からの独立とともに、先住民に対する保護制度

tutulary system も廃止され、インディオは突然に、自身の生活を新しい現実にしたがって運営するよう要求する（公的）権威と直面させられた。新しい民主国家は、インディオを、保護者 tutor ないし後見人 guardian の援助がなくとも国家機関と直接に関係する能力のある自立的で知的な存在と見なすという、誤りを冒した。植民地的保護から解放されたインディオは、以前にもまして無防備なままに放置された。アメリカとアジアの多くの政府は、このようにして、やむなく差別的な施策をとるにいたった。より文明化された民との無規制の接触によって彼らである危険から、自らを防護しえないと見なされる弱者の民に、適切な保護を与えるためである。彼らの住む地域は、いわば、広大な保留地 reservations であり、そこでは彼らは多かれ少なかれ通常の法から完全に遠ざけられている。多くの民族学者は、未開民 primitive peoples の慣習と制度の急速な破壊がもたらす致命的な影響を、指摘している。インドの政府人類学者 Guha 博士によれば、原住民政策はこの点で非常に難しい。原住民の完全な隔離は停滞と廃頹をもたらす。しかし無規制の接触は、オーストラリア、マレーシア、アメリカ合衆国の未開民の急速な減少が示すように、危険すぎる。

(11) [統治上の分離] (BG 1953, paras 41–49; §6, pp. 43–46)

インドでは、指定地域・指定部族を担当する知事に、通常の国法の適用を停止し、当該地域のみにも適用すべき規制を定める権限を与えている。インド政府が「統合的自治（政府）integrated self-government」と呼ぶこの政策によって、独立を主張する民族集団にある程度の自治を認めようとしているようだ。同様に、シリア憲法は、Bedouins 移動民の定着政策を実施するために、Bedouins に適用されるべき「移行規定」の条項を設けている。ベネズエラ憲法は、先住の住人の大半が居住する広大な「連邦地区」を、特別法によって統治すべきこと、インディオを国民生活に統合するために、彼らの文化的特徴と経済的環境を考慮した特別法を制定すべきことを、規定している。コロンビア憲法は、国の半ば以上を占める「国定地域 territorios nacionales」を、通常の立法および行政から外し、政府直轄としている。国定地域では、植民地で採用されているものと類似の特別な保護措置を施行し、例えばゴムプランテーションのインディオ労働者を保護し、アルコールと火薬の販売を禁止し、白人の居住を禁じ、全ての労働契約を認可制にしている。同様に、ブラジルの新市民法は先住の森林インディオのために信託 trusteeship の原則を宣言し、彼らが文明に適應することによって、この受託制を停止するとしている。多くのアメリカ諸国の憲法は、国籍 nationality とは区別される市民権 citizenship を、識字能力があり、国の公用語で自己を表現できる国民（個人）nationals のみに与えると規定して、結果として、後進的な先住民を国の政治生活一切から排除している。

先住民のための特別制度が明白に法によって制定されていない場合であっても、彼らの後進状態が事実上そのような制度を生み出している。いかに憲法が「平等に国家制度に参加する権利、中央立法機関での差別ない議席、他の住人と差別のない市民権」を保証していても、未開ないし半未開な部族的民ないし移動の民は、権利について無知ゆえに、あるいは権利を行使する能力がないゆえに、明らかにこれら権利を享有していない。

(12) [非自治地域制度の不適切な適用] (BG 1953, paras 50–57; §6, pp. 46–48)

以上の政治的、民族的、ないし地理的な考察は、文明の影響が領土的隣接性によって伝わった事例について述べている。しかし、この考察 [の結果] はまた、中央政府の首都から広大な海洋によって隔てられた島々に住む後進的民にも当てはまる。隣接した地域であ

ろうと、そうでない地域であろうと、いずれも非自治と見なさなければならない。しかし、アラスカを唯一の例外として、文明化の作業が領土的隣接性によって進行している全ての地域が、また島でさえある地域もが、第11章「非自治地域制度」の適用の外部に放置されてきた。

現在〔1952年当時〕、国連の加盟国は60か国である。その半ば以上がその領土 territories 内に後進的な原住民 native 諸人口を抱えている (Ryckmans 1953a: 11)。

非自治地域の〔初次〕リストは、アラスカを例外として¹³⁷⁾、全て海外領土 overseas territories であり、さらに、クック諸島とトケラウ諸島—ニュージーランドが非自治地域として通知した—を除けば全て、言葉の厳密な意味での植民地 colonies ないし保護領 protectorates だった。両諸島はニュージーランドの統合的な部分であるが、そこに住むポリネシア系の民は未だ完全には自治を行っていない。そこでニュージーランド政府は両諸島について情報を送付することに決めた。現在までのところ、ニュージーランドの例に続く加盟国はない。多くの加盟国は、第74条の条文から第11章は本土には適用されないとして、植民地のみが関わるという印象を持ち続けてきたようだ。本土ではない全ての地域は、ただ植民地でのみありうるので、植民地が(規定の)対象として意図されていたという議論である。

(13) [憲章第11章の解釈] (BG 1953, paras 58–62; §8, pp. 48–49)

これは誤った解釈である。「非自治地域」を定義するのは第73条であって、「本土」という語を用いている第74条¹³⁸⁾ではない。その第73条は「民がまだ十全な自治を達成していない地域」と規定している。これが「非自治地域」の定義の全てであり、それゆえ、第11章が想定している唯一の地域は植民地であるとの主張は成立しない。第73条のみがまた、「民がまだ十全な自治を達成していない地域の行政に責任を持つ、あるいはこの責任を引き受ける国連加盟国」の義務をも規定している。それゆえ、非自治地域を植民地だけに限定しようとする主張は、いまだ完全に自治を行っていない多くの民に不利益をもたらす差別行為である。

(14) [文明の使命と国際連盟] (BG 1953, paras 63–66; §9, pp. 49–50)

憲章〔第73条〕が非自治地域を統治する加盟国に信託した文明の使命は、この地域の住人の利益が至上であるという原則にしたがって、彼らの政治的・経済的・社会的な進歩を奨励し、彼らの自治能力を發展させる義務にある。これは、より進歩した文明を代表する政府が文明の未発達な別個の民族集団に権力を及ぼすことに伴う本質的に人道的な責任であり、それゆえ、それが植民地のみに限られるとする本来的な理由はない。

国際連盟規約は、国際連合憲章と同様に、限られた数の特に指定された「委任統治領」と並行して、先住諸人口の一般に関わるより広い規定を設けていた。加盟国は管轄下の先住諸人口に公正な待遇を確保する義務を負った¹³⁹⁾。この義務はより詳細な形で国連憲章第11章に再現されている。連盟規約では一般に適用すべきだった規定が、国連憲章では適用範囲を制限されなければならない理由はない。

国連総会で検討しているように、「自治」の条件により多くの項目を立てて、解釈を制限しようとするならば、矛盾がますます露呈するばかりである。「自治」の条件が増えれば、その条件を満たしていない多くの地域が、第73条の規定する義務の適用を免れていることが、ますます明らかになってしまう。これらの地域の大部分は、以前は国際連盟の加盟国

だった国家に属している。これら国家が国連憲章第 11 章を採択した意図は、かつて連盟規約の下で彼らが負っていた、先住民を公正に扱うという義務から、自らを免除することだったのか。彼らは、自国の統治する先住民はすでに十分に進歩して、保護装置 safeguards は必要なくなり、しかし、アメリカ合衆国、連合王国、フランス、ベルギー、オランダ、デンマーク、オーストラリア、ニュージーランドが統治する地域については、保護装置を強化すべきなどとは、夢にも主張しようと思っていないだろう。それならば彼らは、かつて自ら不平なく担っていた義務を拒否する一方で、他国（施政国）の義務は拡大すべしとする主張を、説明できるだろうか¹⁴⁰。この態度は「住人の利益が至上であるという原則」といかに調和できるのか。かつては一般に与えられていた保証 guarantees を特定の民に限ることは、同様の環境にある他の全ての民に対する不公正ではないか。このような政策は、同一の責任を負う加盟国の間に、その差別的な性格ゆえに（先住民のための国際的保護装置を発展させようとする）全ての努力を確実に破綻させる仕組みを、打ち立てることになる。（BG 1953, paras 92-93; §13, pp. 56-57）

(15) [現行の議論の問題] (Ryckmans 1953a: 12-17)

国連では非自治地域に対する技術援助について議論し、非自治地域を通知した国家は、この技術援助を受けるよう促されている。あたかも、同じ技術援助が他の加盟国には不必要であるかのごとくである。

後進的民について議論すべき問題は、政治的支配 [の形態] ではない。後進的民の保健・栄養・農業・産業・労働・教育に関わる問題であり、非識字、地域言語、封建制、都市労働者の住宅事情、農村の住宅、農民の借金などである。後進的民族集団に関わる問題は、彼らが住む全ての国家に共通する問題であって、人為的に特定の民に限定して考慮すべきものではない。これらの問題に関わる勧告は、「施政国」とされてきた国家にとってと同様に、「非施政国」とされる国家にも有益である。「非施政国」とされる諸国家も彼らの経験と知識でもってわれわれを助けることができるはずである。実際、第 4 委員会（情報委員会）での議論では、インドのように自国の事情を語る国もあったが、きわめて少数に留まり、なおかつ、自国の非自治地域を国連に通知するにいたっていない。

非自治地域を [初次] リストの地域に限定して議論することによって、加盟国の間に二つのカテゴリーが形成されている。一方は、施政国としての義務を拒否し、独立国家としての主権を根拠に国連の介入を拒否しながら、監視者の役を果たそうとする特権的加盟国であり、他方は、自発的に義務を果たすことによって、監視され、自国の内政に対する介入を受ける少数の国家である。この状況は不公正、不正常である。

国連の原則によって、どの地域の民であろうとも、全ての後進的民が [文明からの] 保証を受ける権利を持っている。しかし、この状況のゆえに、膨大な数の後進的な原住民 native peoples がこの国際的保証から受益しないている。

この状況から、民の自己決定に対する権利の原則と人種不差別の原則の適用を—憲章がこれらの原則に付与している普遍的な性格にもかかわらず—現時点で非自治地域と見なされている地域だけに制限しようとする傾向も生まれている。

(16) [十全な自治と独立] (BG 1953, paras 67-71; §10, pp. 50-51)

ある地域が非自治地域であるか否か、第 11 章の適用下にあるか否かを判断する規準である「十全な自治」について、その定義を決定するのは施政国であって、国連総会は決議に

よって、法的拘束力のない勧告を成しうるのみである。

「十全な自治」の概念は憲章第11章の目的に沿って定義しなければならない。この点で留意すべきは、第11章が施政国に到達すべき目標として義務づけている自治は、独立ではないということである。国連憲章の非自治地域と信託統治地域の規定は、「独立」と「自治」を対照的に用いている。サンフランシスコ会議は、非自治地域の目標に独立を含める提案を退け、信託統治地域の方の目標とする決定を行った。憲章第11章の下で施政国が負っている義務は、非自治地域の自治を發展させることであって、独立を促進することではない。サンフランシスコ会議では、「自治」がフランス語の公式文書で常に「行政的自治 *autonomie administrative*」と訳されたことは、記憶に値する。

(17) [自己決定] (BG 1953, paras 72-85; §11, pp. 52-55)

「非自治地域」の一つの特徴は、そこに居住する民が未だ十全な自治を達成していないということである。国連憲章第1条にいう自己決定の原則は、非自治地域に関しては「民の政治的願望に妥当な考慮を払うこと」という施政国の義務に表現されている。しかし、この義務は絶対ではない。それはただ「各地域とその民の特定の環境および彼らの進歩のさまざまな段階に応じて」[憲章第73条b] 実施すべきものである。この条文は、民の自治を發展させるべき義務は、彼らがいまだ十分には自治を行う能力がないという事実から生ずることを、意味する。それは彼らが、妥当な自己決定に必要な成熟を欠いていることを、意味する。この見解は、第1期国連総会で多くの代表団が表明した¹⁴¹⁾。

非自治の民が独立の意思を表明したとしても、施政国がその意思に従うことはない。施政国が引き受ける使命は、当該の民を独立に導く義務を、含んではいない。独立した存在を確保するのに十分な発達段階に達していない民を、施政国が独立させるならば、施政国としての任務、とりわけ民の「政治的・経済的・社会的な進歩」を促進し(第73条a)、「自治」を發展させ(第73条b)、なおかつ同時に「国際的平和と安全を推進する」(第73条c)義務を達成しえないだろう。

非自治の民の自治に向けた発意については、施政国は「各地域とその民の特定の環境および彼らの進歩のさまざまな段階に応じて」実施しなければならない。したがって施政国は、地域とその民の特定の環境および彼らの進歩の段階に適合した度合いの自治を決定しなければならない。施政国はまた、自治を実施する適切な時期を決定しなければならない。いかにこの責任が巨大であろうとも、決定は施政国の権限の内にある。

(18) [国家の主権と非自治地域] (BG 1953, paras 6-10; §2, pp. 33-34; Ryckmans 1953b: 18, 27)

国連憲章は、ある地域が十全な自治を達成しているか否かを決定する権限を、総会には与えていない。サンフランシスコ会議において、非自治地域を指定し、非自治地域であることの終了を決定する権限を、国連総会に与えようとする提案がなされたが、採択されなかった。非自治地域について国連憲章に規定のない事項に関する決定権は、加盟国(施政国)が自発的に国連に譲渡しない限り、加盟国に属す。統治下の非自治地域が「十全な自治」を達成したか否か、地域が第11章の適用を終了したか否かの決定は、加盟国の主権による自由裁量 *sovereign discretion* に属す。非自治地域を通知していない加盟国からは、憲章第11章による介入を自国の内政に対する干渉だとして拒否する見解が聞こえる。内政の理由により反対するのならば、それは他の全ての加盟国の領土と等しく、ベルギーの主権の下にある領土についても当てはまる。

(19) [ベルギーのコンゴ統治] (Ryckmans 1953a: 15–16)

ベルギーは小国であるが、国連が全体として低開発国の 15 億人に与えた技術援助を何倍も上回る技術援助を、ベルギー単独でコンゴ領 the Congo territories の 1150 万の住人に与えてきた。

ベルギー領コンゴは宗主国と単一の国籍を持つ単一の国家である (BG 1953, paras 27; §5, p. 39)。

ベルギー領コンゴの(複数の)民は、すでにかんりの進歩を成している¹⁴²⁾にもかかわらず、現代世界の要求に従って完全に独立的に「自治つまり」彼ら自身を統治することを可能にするほどの進歩を、達成してはいない。それゆえベルギーには、憲章がわれわれに課す神聖な使命を果たす義務がある。わが国は、アフリカで成しとげた事業に誇りを抱いており、この使命に最善を尽くしてきた。それを放棄することは決してない。

ベルギー・テーゼは、国際法の歴史では、先に言及した 1960 年の国連総会決議 1541 (xv)、とりわけそれによって確定する海洋ドクトリンとの関連で、このドクトリンに異議をとなえた議論と位置づけられている¹⁴³⁾。このドクトリンはさらに植民地独立供与宣言の視野を海外「植民地」に限定したといわれる。結果としてこのドクトリンによって退けられた議論、否定的な意味でこのドクトリンの踏み台となった議論という位置づけである。つまり、ベルギー・テーゼは主として 1541 (xv) 決議の枠組みから捉えられ、評価されてきた (家 1974: 16–19; Thornberry 1989: 873–875; 1991: 16–18; Rodríguez-Piñero 2005: 139–144)。

この経緯を論争の歴史としてみれば、議論を弁証法的に大きく展開させたわけではなく、ベルギー・テーゼの果たした役割はむしろ小さい。先に見たように、国連の発足当初、自国の領土から非自治地域を通知しなかった加盟国は、この制度にふさわしいのは植民地主義「宗主国」の海外「植民地」であるとする了解を、共有していた。1541 (xv) 決議の諸原則はこの通念を法的言語で表現したものである。「非自治地域」とすべき地域の条件について、1541 (xv) 決議という 1960 年時点の到達点は、それに先立つ 10 余年前の出発点から、動いてはいなかった。ベルギー・テーゼはこの間の議論を方向転換させようと試みたが、それに失敗したのであり、しかも、その決着は案外に早くついていた。1956 年の時点で国連における脱植民地化の事業を論評した Toussaint は、1954 年の国連におけるベルギーの発言を引用してその主張を紹介し¹⁴⁴⁾、道義的には推奨に値するが、法的には支持を得られないとして、「本土」と「非自治地域」を別個のものと解釈させる国連憲章の条文 (第 74 条¹⁴⁵⁾) と、内政不干渉の原則 (第 2 条 7) を指摘している。つまり、彼が論評した当時には、国連におけるベルギー・テーゼに関する論争はすでに決着していた。ベルギーの主張が退けられることの道義的意味を、彼は次のように述べている。

国家の地続きの拡張 contiguous expansion は植民地主義の汚名を免れ、実際には植民地主義国家である国家が、そのレッテルを貼られるのを免れている。さらに重要なことに、この「本土とは別個という」限定された意味での非自治地域に該当しない従属的地域は、国際的注視から免れてしまう。(Toussaint 1956: 175)

論争の歴史の常として、退けられた主張は、勝ち残った主張の認識枠組みと語彙で解釈され、勝者と対立した結論部分だけが記憶される。上に要約したように、ベルギー・テーゼの内容は多岐に亙るが、その大半は、論争での主張を裏づける根拠と理念、関連する事実の説明だった。しかし、Toussaint が銘記したのは、ベルギー・テーゼの中の直接的な主張の部分、つまり要約 (1)、それも論争としてより攻撃的な (1a) のみである。Toussaint のコメントには、「国際的注視から免れてしまう」存在として、先住民は間接的に含意されているだけである。「国家の地続きの拡張」と、雑な大枠を指摘するのに留まり、ベルギー・テーゼが指摘したアジア・アフリカの新興国という重要な細部を剪定している。国連がこの論争に与えた回答は、Toussaint のコメントよりさらに簡略なあの海洋ドクトリンである。ベルギー・テーゼと海洋ドクトリンとの間の大きな差異、つまりベルギーがその主張の背景として展開した非自治の民と地域に関する認識は、その良し悪しの評価は暫く措くとして、国連による脱植民地化の事業から忘失された。

ベルギー・テーゼが国連総会 (第4委員会) の場で退けられた理由は、比較的容易に推察することができる。ベルギーは、国連加盟国の「半ば以上」が義務を果たさず、自国の非自治地域を国連に通知していないと主張した (要約 12)。討論参加者の過半を批判する主張を展開して、過半数の支持を得ようとするのは、もともとが無謀な試みである。Toussaint は、「反植民地勢力」が、非自治地域としての通知 (登録) の取り下げには圧力かける一方で、自国に累が及ぶのを恐れて、非自治地域を増やそうとはしなかったことを指摘している (1956: 176)。さらに、ベルギーは発言の中で慎重に言及を避けていたと推測されるが、その慎重さも完璧ではなかったようで、「オーストラリア…アメリカ合衆国の未開民の急速な減少」と、この両国に言及していた (要約 10)。ニュージーランドに触れるのもベルギーにとっては危険なことだったはずである。白人入植者と異なる「ポリネシア人が住む」ゆえに、クック諸島を非自治地域として通知したと、ニュージーランドを賞賛したが (要約 6)、当時のニュージーランドにはさらに農村部にポリネシア系のマオリ人がいた¹⁴⁶⁾。ベルギー・テーゼを自国の主権に対する介入と見なす可能性のある国家は、非施政国ばかりではなく、施政国 8 か国の中でも 3 か国を数えたのであり、ベルギーは、支持を期待した国

でさえ反対にまわしかねない主張を、行っていた。

5-2 国家と国境の再定義—脱植民地化の「強いメッセージ」

ベルギーにベルギー・テーゼを形成させた最大の要因は、総じていえば、植民地統治—国連の用語でいえば「施政国」による「非自治地域」の「行政」—をめぐる加盟国と国連との軋轢、国家とその主権に介入しようとする国連との軋轢である。ベルギー・テーゼには、国家の主権と内政、領土（つまり主権の及ぶ地理的範囲）、「宗主国」と「植民地」の関係、さらに地域と国家のさまざまな境界に関する見解が含まれていた。非自治地域制度の適用対象に関する主張を補強し、自国の植民地政策を弁護するためには、これらの論点に言及する必要があるためである。同じことは国連における非自治地域制度の議論一般に当てはまる。

国連ではベルギー・テーゼの論争が下火になると入れ替わるようにして、スペインとポルトガルが論議的となった。1955年に国連に加盟した両国は、加盟に際して、海外「植民地」を非自治地域として通知しなかった。自国は単一の国家であって、自国の主権の下にある州は海外州（つまり海外「植民地」）を含めて同等であるというのが、それぞれの主張だった（家 1974: 19, 22）。ベルギーは、海外「植民地」コンゴは自国の主権の下に統合されているとする主張（要約 19）で、両国と一致するものの、その海外「植民地」を非自治地域として国連に通知することには同意していた。それを拒否したスペインとポルトガルの論理は、二つの議論を援用していると見ることができる。一つは、国家の主権の下にある領土は、地理的に隣接する領土であろうと海外領土であろうと、等しく主権国家の内政に属すとするベルギーの認識であり、二つには、「反植民地」諸国が自国内の非自治地域の通知を拒否して依拠した内政不干渉の原則である（cf. 要約 12-14, 18）。

国連総会（第4委員会）では「反植民地」諸国がスペインとポルトガルを批判し、審議の論点を、非自治地域とすべき地域の条件に移していった。海洋ドクトリンを掲げる1960年の国連総会決議 1541（xv）は、この審議も反影している。第4委員会が総会に提案するこの決議案の内容を確定した時点で、スペインは海外領土を非自治地域とすることに同意し、同様の同意を与えなかったポルトガルは、総会決議によって海外領土を非自治地域に認定された（家 1974: 22-26）。

国連総会決議 1541（xv）が非自治地域の条件について述べる原則（IおよびIII）は、先に見たように、「非自治地域」と認定すべき対象を、まずは「宗主国」から海洋で隔てられた「植民地」に限定した。それは、国際法の研究者が指摘したように、ベル

ギー・テーゼを退ける。それと同時に、スペインとポルトガルの主張も退け、「宗主国」の海外「植民地」を、少なくとも「非自治地域」に該当するか否かを検討する対象とする。さらに、この時点で国連は、「非自治地域」を認定する権限を加盟国の主権から外し、国連総会の権限として確保した¹⁴⁷⁾。ベルギー・テーゼ、スペインとポルトガルの主張、そして海洋ドクトリンを含む国連総会決議の結論という審議過程は、国連による脱植民地化が国家像を流動化させ、主権、領土、内政の範囲、そして国境の条件を再定義したことが分かる。

先に言及したように、1960年にほぼ同時に国連総会が採択した二つの決議、植民地独立供与宣言と1541(xv)は、しばしば一組の決議として解釈される。植民地独立供与宣言は簡明に、「いまだ独立を達成していない全ての地域…の民に…直ちに」独立を供与すべきであると述べていた。これも先に述べたように、国連におけるその後の脱植民地化の事業を導いた実践的解釈は、この宣言の対象であるべき「いまだ独立を達成していない全ての地域」について、1541(xv)決議の海洋ドクトリンを具体的な指標とした¹⁴⁸⁾。私の解釈では、植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」は海洋ドクトリンと結合して、より強固なメッセージとして国連以前の国際法における国家像に介入し、再定義を与えた。

国連憲章は、ベルギー・テーゼが指摘したように、植民地支配の対象——国連の概念では「非自治」の「民」と「地域」——を一般に、国連による脱植民地化の事業——国連の概念では「自治」を目標とする「神聖な信託」——の対象とした。しかし、現実の過程では、国連を構成する国家の利害を反影して、国連はこの事業の対象を限定した。海洋ドクトリンに該当する、植民地主義「宗主国」の海外「植民地」である。この限定された具体的な対象に対して、植民地独立供与宣言は「いかなる条件も保留もつけずに、直ちに」独立を与えようとした。国連による脱植民地化の事業を代表するこの国連総会決議は、少なくともそのメッセージの上で、Anghieが述べるような国際連盟・国際連合以前の主権国家像を、変容させた。国連はもはや、「宗主国」(国連の用語で「施政国」)がその海外「植民地」(国連が認定する「非自治地域」)を自己の主権と内政の内に囲い込むことを許さず、「宗主国」と海外「植民地」の間に境界を設け、この境界を脱植民地化後の国境として、また「宗主国」と海外「植民地」のそれぞれを脱植民地化後の新たな主権国家として、再定義しようとした。さらにこの国家像の再定義は、海洋ドクトリンと結合して、地続きの領土内に植民地を持つ国家にも作動した。これらの国家は国連の介入を免れ、植民地を内包した全体として脱植民地化後の国家であり続け、植民地を内包した領土の境界が脱植民地化後の国境で

あり続けた。これらが、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」が再定義した新たな主権国家像である。後に改めて取り上げるが、ILOが107号条約で焦点を絞ることになる「独立国における」先住民・部族民という設定は、国連の脱植民地化が再定義した国家像にもとづいている。

さらに、この新たな国家像から過去に遡及して、新たに主権国家の間の国際関係へと再定義される以前の関係が、国連によって脱植民地化される以前の関係と、つまり植民地支配と再定義される。国連における脱植民地化のコンテキストでは、「宗主国」と海外「植民地」の関係が、この事業の対象となるべき植民地支配（植民地的支配関係）である¹⁴⁹。この脱植民地化によって、「宗主国」は、海外に「植民地」を持たない非帝國的な国民国家、つまり海外に勢力を拡張して「植民地」を獲得していく以前の国境と領土におおむね一致する国家となり、そのかつての海外「植民地」が新興の国家として独立した。これら国連による脱植民地化の以前の諸形態から、それ以後の諸形態への転換が、脱植民地化であり、その意味で、一連の（再）定義は「脱植民地化」の定義をも含んでいる。

これら一連の概念の再定義は、いずれも、植民地独立供与宣言が海洋ドクトリンと結合して発する脱植民地化の「強いメッセージ」の作用である。このメッセージは、国家、植民地、国家間関係、国家と植民地との関係、植民地支配ないし植民地主義、これら相互に関連する事象について、現代の慣用語でいえば「コロニアルな」形態から「ポストコロニアルな」形態への移行を表現する概念群を、（再）定義した。

これらの（再）定義では、「植民地」を失った元宗主国は、すでに脱植民地化を終えたのであり、同じ意味で、脱植民地化によって「植民地」から独立した新興の国家も、脱植民地化後の（ポスト・コロニアルな）国家、つまり脱植民地化がすでに意味を成さない国家、それゆえ植民地主義が意味を成さない国家である¹⁵⁰。海洋ドクトリンの定義する脱植民地化に当てはまらなかった国家、つまりベルギー・テーゼが地続きの領内に「非自治」の民と地域の存在を指摘した国家もまた、後に改めて考察するが、脱植民地後の（ポストコロニアルな）国家とされた。国連憲章が一般的原則として規定した加盟国の「内政」不干涉（第2条7）も、この脱植民地化によって再定義される。そして、この再定義された範囲の「内政」が、元宗主国だった国家、新興独立国家、そしてその他の脱植民地化の対象とならなかった既存の国家に、適用された。

このようにして、脱植民地化、それ以前の状態である宗主国と海外「植民地」、脱植民地化後の諸国家、この諸国家の領土と国境、その諸国家が構成する国際連合その他の国際機関、これら脱植民地化後の（ポスト・コロニアルな）国際秩序の構成要素

が、今日一般に理解されている意味で定義され、さらに、特定の歴史的状況に規定された特殊な定義であることが忘失されて、一般的定義として定着した¹⁵¹⁾。「植民地」といえば海外植民地を指し、それ以外の植民地は「植民地」の概念から忘失された。これが、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」がもたらした認識上の帰結である。

5-3 もう一つの脱植民地化——持続する植民地主義国家像

ベルギー・テーゼは、前節で述べた意味での脱植民地化に対しては、非常に消極的な姿勢を貫いていた。非自治地域に対する施政の目標であるべき「自治」を、独立を含まないもの、つまり独立とは二者択一の関係にあるべき「自治」と解釈していた(要約16)。「非自治」の民の自己決定権を否定し(要約17)、替わって、彼らには「文明」の「保護」を受ける権利を認めた(要約2, 15)。自国の海外領土コンゴの統治を、「文明の指命」に従った善政であると誇り、現状より踏み出して独立を目標とする意図はまったく示さなかった(要約19)。「後進的民」に対する「文明の指命」を、ベルギーは国連よりむしろ国際連盟の理念によって理解していた(要約2, 8, 14)。このベルギーの姿勢は、植民地支配を「文明ノ神聖ナル信託」と正当化してはばかるころのなかった国際連盟から、一步も出ていない¹⁵²⁾。後に植民地独立供与宣言を打ち出すことになる「反植民地勢力」にとっては、共鳴しうる理念を一つも提示していなかった。現在の時点で振り返っても、第二次世界大戦後に行われた脱植民地化——「強いメッセージ」が描く脱植民地化——に先立つ段階における植民地主義イデオロギーの一つの典型として位置づけるのが適当である。

しかし、国連による脱植民地化の現実の過程は必ずしも、植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」が描く形では、進展しなかった。ベルギー・テーゼが維持しようとした「宗主国」の海外「植民地」に対する支配関係を、まったく排除したのではなかった。ベルギー・テーゼには、施政国の植民地主義を代弁するという側面もあったのであり、施政国はその植民地主義を、植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」の背後で、ほとんど注目を浴びることのない形で、持続させることに成功していた。それは、非自治地域の制度の出口に当たる論点に関わっている。先に、施政国が「反植民地勢力」に対して打ち出したとして言及した三つの対抗策の内の三番目のものである。

非自治地域の制度の出発当初から、一旦は通知(登録)のあった非自治地域について、独立による停止以外にも、施政国が情報送付を継続しない事例があいついだ。施政国が与えた情報送付停止の説明は、「自治」の達成だった。1960年までの期間にそのようにして施政国が情報送付を停止したのは、オランダのアンチルとスリナム

(1951年, 総会による承認は1955年), アメリカ合衆国のプエルト・リコ(1953年, 同年に総会が承認, 以下同じ), アラスカとハワイ(1959年), デンマークからのグリーンランド(1954年)である。プエルト・リコはアメリカ合衆国との「自由連合国 Commonwealth, Estado Libre Asociado」が, それ以外の地域は本国との「統合」が, 「自治」達成と説明された内容だった¹⁵³⁾。国連総会(第4委員会)はこれら施政国の行動に対応して, 通知のあった地域ごとに「自治」の状況を審査し, 非自治地域であることの終了について, 施政国の主張する主権と内政に介入して, 国連総会の承認事項とすることに成功した。同時に, 非自治地域の達成すべき「自治」の条件について議論を深めていった。1541(xv)決議はこの面でも審議の成果を織り込んでいる。先にこの決議について述べた内の, 原則VIとそれ以後の原則(VII~XI)である。

オランダがスリナムとアンチルについて本国との「統合」を実施しようとし, 総会から承認を受けた時期は, スペインとポルトガルが非自治地域の登録を拒否した時期と重なる。それぞれが主張する国家像は, 海外「植民地」と「宗主国」とを後者の国家主権のもとに「統合」という意味で, 同一である。違いは, オランダの例が「非自治地域」という地位の終了に関わり, さらに国連による審査と承認を経たのに対し, スペインとポルトガルの例は「非自治地域」という地位の開始に関わり, さらに国連の関与を拒否したことにある。1541(xv)決議を肯定的に評価すれば, 国連はこの決議によって, 一方で, 加盟国の統治下にある地域から非自治地域を認定する権威を確保し(原則III), 他方で, 非自治地域が「自治」を達成する形態を, 独立に限ることなく, 複数の選択肢を容認し, その上で, 非自治地域の独立以外の「自治」達成については, 国連総会が承認する権威を確保した¹⁵⁴⁾。

先には再三, 1960年の二つの国連総会決議はしばしば一組のものとして解釈されると指摘した。しかし, 両者の間には大きな溝が存在する。植民地独立供与宣言の声高な「強いメッセージ」の背後で, 実務的な1541(xv)決議は, それとは異なる内容の「弱いメッセージ」を提示していた。植民地独立供与宣言からすれば, この溝を含んだ1541(xv)決議は, 肯定的に評価すべきものではない。宣言は「いまだ独立を達成していない全ての地域に…直ちに」独立を供与することを求め, 植民地的従属と独立の間に中間形態を認めなかった。それに対して1541(xv)決議は, 非自治地域の達成すべき「自治」について, 「主権独立国家」のみに限定せず, 「独立国家との自由連合」と「独立国家との統合」を用意した(原則VI)¹⁵⁵⁾。「自治」つまり植民地的従属からの解放を「主権, 自己決定, 独立」と一連のものとする植民地独立供与宣言の論理からすれば, 「自由連合」と「統合」は, 独立であるべき「自治」からの逸

脱である。いずれの「自治」形態も、上に述べたアメリカ合衆国など施政国からの提起に応じたものだった。

1541 (xv) 決議の「自由連合」と「統合」の要件を述べる原則 (VII ~ X)¹⁵⁶⁾は、植民地独立供与宣言の主要な概念である「自己決定、主権」を用いていない。「自由連合」と「統合」のいずれについても、当該地域の民の「自由に表明された意思」に基づくべきことを述べているので、「自己決定」の要件は含まれていると解釈される¹⁵⁷⁾。欠けているのは「主権」である。もし「主権」が当該地域の民にあるとすれば、「統合」の場合、彼らにとっての「主権」とは、その「主権」の委譲を「自由に表明された意思」によって決定することにある。Anghieによれば、19世紀後半の帝国主義国際法において、法的主体（主権）の資格を認められなかった「非文明」の政治共同体が、擬似的に「主権」を認められるのは、領土と「主権」を放棄して譲渡する条約、つまり植民地の地位に同意する条約を締結する時だった (1999: 36-49)。1541 (xv) 決議が求める「統合」の条件には、「統合」する国家と「統合」される地域との、民の完全な市民的平等が含まれているので (原則 VIII)、帝国主義国際法における植民地化と同一視するのは、適切ではない。しかし、1541 (xv) 決議は、「自由連合」については地域の民がその地域の地位——つまり「自由連合」という地位——を変更する自由を保持すべしと規定するのに対して (原則 VIIa)、「統合」についてはこの変更の自由を述べていない。つまり、いったん「統合」を選択すれば、元の地域の民が再び民として、つまり自己決定の主体として、再結集する道を用意していない。先住民にとって、この「統合」が植民地的な支配 (その継続) になりうることは、アラスカとハワイが例証している¹⁵⁸⁾。

「自由連合」についても「主権」に欠落がある。1541 (xv) 決議は「連合する地域」に「外部の干渉なくその内的憲法を決定する権利」 (原則 VIIb) を認めている。つまり、「独立国家との自由連合」を選択する地域は、「自己決定」について区分される「内的自己決定」のみを保持し、「外的自己決定」——政治共同体として行うべき対外的関係 (外交) と戦争防衛——は、連合する国家に委ねる「自治」形態である。Anghieによれば、19世紀後半の帝国主義国際法においては、「保護領 protectorate」は、「内的主権 internal sovereignty」を保持し、「外的主権」を宗主国に委ねる植民地形態だった。その「保護」関係を締結する条約は、宗主国に「保護領」の「内的主権」を保証することを義務づけていたが、宗主国が「保護領」の内政に易々と介入するのが常だったという (1999: 54-57)。1541 (xv) 決議は、上に見たように、「自由 [に] 連合」する地域にその地位を変更する自由を認めているので、19世紀的な「保護領」

と見るのは適切ではないが、施政国が国連に通告した「自由連合」の事例が、この自由を実効性ある形で認めていたかどうか、疑念が示されている¹⁵⁹⁾。

1541 (xv) 決議は、植民地独立供与宣言の単純明快なメッセージとは対照的に、「独立」以外に複数の「自治」形態を提示し、そこには「統合」さえも含まれていた。この決議からは、少なくとも次の二つの含意を読み取ることができる。一つは先住民の「自治」についてである。1541 (xv) 決議は「地域の民」について述べても、個別の「民」には言及しない。仮に「ベルギー・テーゼ」が主張したように、先住民が「自治」の主体として考慮されるとしても、1541 (xv) 決議は、その「自治」が必ずしも「主権独立国家」ではなく、「自由連合」や「統合」となる可能性を示唆している¹⁶⁰⁾。さらにその10年後、国連総会は総会決議2625 (xxv)「友好関係原則宣言」(1970年)を採択し、非自治地域の「自治」形態に第四の選択肢「民の自由な決定によるその他の政治的地位」を追加した。先に見たように、1993年宣言で先住民は「自己決定権」を要求した。いうなれば、それまで舞台から排除されていた先住民が、権利を求めて舞台上がろうとした時には、舞台を支配する諸国家はすでに、先住民の要求よりはるかに後退した回答を用意していた。

二点目は宗主国の植民地主義の持続である。1541 (xv) 決議の「弱いメッセージ」は宗主国(施政国)に対してむしろ融和的だった。決議が示す「自由連合」と「統合」の「自治」形態は、いずれも、「自治」達成後も引き続き地域の民を施政国の主権の下に位置づけるものであり、主権の配置において施政国つまり宗主国に植民地支配を継続させる途を開いている。これ以上に踏みこんで述べるには、私の準備は不十分であるが、国連が主権国家として承認する国家(つまり加盟国)が増加し、その地理的・経済的位置と人口規模の多様性が極限にまで拡大している現在、単純に地域住人の「自治」を最優先させるのであれば、「自由連合」国に留める意味、さらに「非自治地域」の地位に留めておく意味はない。かつての非自治地域で、施政国が「統合」ないし「自由連合」とした地域(ないし国家)、さらに「非自治地域」に留めている地域を併せて考慮するならば、それらを束ねて自国の主権の下におく宗主国の戦略的な利益が読み取れる¹⁶¹⁾。ベルギーがコンゴに対して示した植民地主義的な執着を、他の施政国はより粘り強く保持し続けた。前節で見たような、植民地独立供与宣言と海洋ドクトリンの「強いメッセージ」が脱植民地化を通して再定義した国家像は、その背後で目立たない形で裏切られていたのであり、植民地主義諸国は、脱植民地化——その「強いメッセージ」——の以前の国家像に近似の国家形態を維持することに成功している。

本節は、ベルギー・テーゼが表明する植民地主義の指摘から始めた。それは、ベルギー・テーゼが対抗した「反植民地勢力」の要求とのコントラスト、ひいてはこの「反植民地勢力」の声を集約することになる植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」とのコントラストが映し出すベルギー・テーゼの姿だった。しかし、同じ国連による脱植民地化の事業が出した「弱いメッセージ」と、そこに持続する宗主国の植民地主義を見てきたこの時点で振り返れば、ベルギー・テーゼの植民地主義的な主張がこの国連の脱植民地化の「弱いメッセージ」に近似していることに、気づこう。少なくとも、非自治地域の独立を回避し、この「弱いメッセージ」に沿って非自治地域を「自治」達成後も自国の主権の下に保持しようとする施政国の姿勢は、ベルギー・テーゼと大差ない。国連における先住民権利宣言の審議において、1993年宣言に修正を迫った諸国家の姿勢も、その延長上に位置づけることができる。さらに視野を拡大して、具体的な先住民政策に立ち入ったILOの二つの条約を振り返れば、先住民の自己決定に否定的だったこと、先住民の自治に対してさえ消極的だったこと、そして国家のパターナリズムによる先住民の「保護」と援助の政策を奨励したこと、いずれもベルギー・テーゼと変わるところはない。ベルギー・テーゼ、国連の脱植民地化の「弱いメッセージ」、ILOの二つの条約、これらは、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」の背後で持続した植民地主義の、時代と対象を異にする一連の変異型である。

5-4 「地域」か「民」か——脱植民地化の認識枠組みと先住民

憲章を初めとする国連の文書は、「自治」とそれに連なる権利について、その所在を基本的には「民」に帰しながら、実効力を持つ決定的な規定では常に「地域の民、地域の住人」として、「地域」の区画を優先させていた。「非自治」からの「自治」達成を認定しようとする1541(xv)決議(原則IV, V)は、さらにこの方針を徹底させて、特定の地理的条件へと囲い込んだ「地域」のみについて、その「民、住人」の「自治—非自治」を判定しようとした。「自由連合」と「統合」の原則⁶²⁾も、「自由に意思を表明」する主体を「地域の民」として、個別の民の意思を見ようとはしない。ベルギー・テーゼが「現在の国連では、問題はもはや民ではなく、地域であるとするような法的屁理屈」(要約8)と揶揄した所以である。ベルギー・テーゼを退けて国連の脱植民地化の事業が先住民を不可視の存在とした大きな要因の一つは、両者の認識枠組みの違い、つまり「民」を捉えようとする枠組みと、「地域」の区画を見る枠組みとの差異だった。そして、「地域」を見る認識枠組みに関しては、脱植民地化の「強いメッセージ」と「弱いメッセージ」のいずれも同一であり、両者に差はなかつ

た。この節では、この認識枠組みの作用と、それによって先住民が脱植民地化の視野の外に排除された所以を、追跡しよう。

ここで考察しようとする認識枠組みの違いは、「民」と「地域」との単なる個別的な語彙の違いではない。両者の語彙が体系として異なっており、それえゆえ、ベルギー・テーゼを受けとめた国連の場合は、いわばベルギー・テーゼを誤訳し、誤読していた。ベルギー・テーゼが「非自治」を認識した対象は、憲章の規定する通り、民である。ベルギー・テーゼは非施政国に対する批判として自己の主張を構成しているので、主として未だ登録されていない「非自治」の民と地域に言及している。しかし、「この考察…はまた、中央政府の首都から広大な海洋によって隔てられた島々に住む後進的民にも当てはまる。隣接した地域であろうと、そうでない地域であろうと、いずれも非自治と見なさなければならぬ」と述べていたことを想起したい（要約 12, cf. 要約 8）。他方で、そのベルギー・テーゼを受けとめる国連の場合は、「地域」という認識枠組みを通してベルギー・テーゼを解釈した。ベルギー・テーゼが退けられることに関連して、Toussaint がその道義的意味を「非自治地域に該当しない従属的地域は、国際的注視から免れてしまう」とコメントしていたことを想起したい。ベルギー・テーゼの指摘に即していいかえれば、「国際的注視から免れてしまう」のは、非自治地域として登録されていない地域のみではない。既登録の非自治地域についても、まさにこの「地域」の認識枠組みによって、その先住民は一貫して「国際的注視を免れて」きた。

国連総会（第 4 委員会）での審議が非自治地域の住人の構成に及んだことも、ないではない（家 1974: 44-45）。国連憲章第 73 条は施政国の義務について、「地域の住人の利益が至上であるという原則を承認し…この地域の住人の福利を…最高度に増進すること…」と述べていた。施政国の担当する「行政」の対象となり、いずれは「自治」を担うべき「地域の住人」とは、具体的に誰を指すのか。

Toussaint (1956) のレビューによれば、イギリスは東アフリカと中央アフリカの植民地で実施していた「パートナーシップ」政策に言及して、非自治地域制度の対象は文字通り「地域の住人」全体を意味すると主張した。「パートナー」原則は信託制度より一歩進んだ制度であり、「原住の住人」が単に受動的に「より進歩した者」の「保護監督」を受ける「信託制度 trusteeship」に対して、住人と行政が「パートナー精神」によって共同で地域を発展させる。かくして、住人はヨーロッパ人であろうと原住民であろうと、地域の自治という同一の事業のために働くパートナーになる。ヨーロッパ系入植者の大きな共同体が存在するところでは、このパートナー関係は

「多国民国家 multinational State」のための基礎を形成するという。この議論に関連して、第4委員会の情報委員会¹⁶³⁾はその1952年の報告で、「非自治地域の住人」について、当該地域に居住していて「彼ら自身と子孫の将来が地域と全住人との福祉・発展に密接に結びついていると考えている全ての民」を想定していると述べていた¹⁶⁴⁾。これらの見方に対して、フィリピンとインドネシアは反論し批判した。第73条は施政国や他の主権国家の国民 nationals は除外している。憲章の制定過程から明らかなように、非自治地域を定義する第73条は、その後進性ゆえに特別の保護が必要な(地域の)住人について述べている。植民地に住む施政国その他の主権国家の国民は、すでに進歩しており、施政国の権力の恩恵も受けているので、特別の保護を必要としない。それゆえ、第73条の「住人」は「先住民 indigenous peoples, 先住の住人 indigenous inhabitants」のみを指す。すでにながりの数の外来定住者がいる地域では、「パートナーシップ」は「先住の住人」の利益を底辺に押しやりかねない。中央アフリカではアフリカ人指導者から、イギリスが推進している「パートナーシップ」政策について、アフリカ人を白人の下級パートナーにするものだと正当な懸念が示されている (Ingles 1952, paras 6-13; Sastroamidjojo 1952, paras 58-59)

国連でのこの議論について考察を進めるには、さらに当時の会議資料の検討が必要であるが、いまの時点でとりあえずのコメントを述べれば、フィリピンなどの主張がベルギー・テーゼと同一の視点で、「地域の住人」の中から「後進的」な先住民を識別しているのが、興味深い。さらに興味深いのは、施政国に対する「反植民地」的追及の主力を担い、ベルギー・テーゼに最も声高に反論したラテンアメリカ諸国の反応である。フィリピンなどが危惧し批判したように、「非自治地域の住人」として植民地の社会全体を想定したのでは、植民地に形成された入植者と現地人(先住民)との植民地的権力関係は、非自治地域の「自治」達成によっても解消されない。イギリスが進めていた「パートナーシップ」政策からは、入植者の共同体が権力を保持したまま「自治」を達成し、独立国を構成することも予見された。そしてラテンアメリカ諸国はこのイギリス提案を既知の感覚をもって受けとめたはずである。これら諸国は共通に、入植者共同体が本国からの分離独立を選択した歴史を持っていた。しかも、その歴史をベルギー・テーゼが指摘していた(要約5)。ただし、国連総会公式記録では、ラテンアメリカ諸国は「パートナーシップ」政策について、沈黙を守ったようだ。

10数年後、フィリピンなどの危惧が現実となり、中南米(さらに北米)諸国の歴史の再現さながらだったのが、イギリスが「パートナーシップ」政策を推進していた中央アフリカでの、南ローデシア「独立」問題である。植民地独立供与宣言の採択に

伴って「植民地独立供与履行特別委員会」が設置され（1961年）、「いまだ独立を達成していない全ての地域」（同宣言第5項）を対象として国連の脱植民地化の事業を統括した。1960年代末から70年代に入り、すでに多くが独立や「自治」を達成していて、特別委員会が扱うべき地域に限られていったのに反比例して、特別委員会は活動を南部アフリカに集中させていった¹⁶⁵。南ローデシアの入植者共同体が構成した自治政府が、アパルトヘイト政策によって現地人（先住民）を抑圧しつつ「独立」を宣言したとき、国連も国際機関（アフリカ統一機構）もそれを容認せず、現地人の武力解放闘争を支援し、結果として、現地人を主体とした政権による独立国ジンバブエとして再出発した。

時代状況がまったく異なるので、南ローデシアの「独立」と南北アメリカにおける植民地独立の経緯とを比較するには、慎重な用意が必要であるが、南ローデシアのアパルトヘイト政策を視野に納めて観察しても、南北アメリカの諸国が独立した当時の国内植民地的状況と、南ローデシアが「独立」を宣言した当時の植民地的状況とは、大差があったわけではない。共時的視点で南ローデシア内部の植民地的状況と南北アメリカ諸国における国内植民地的状況を見ても、ベルギー・テーゼ（要約5, 6, 11）がラテンアメリカ諸国について指摘していたように、多くの点で両者は連続的だったはずである。しかし、「いまだ独立を達成していない全ての地域」に即時の独立を与えようとした国連は、南ローデシアについては植民地の入植者共同体による「独立」——さらにそれに続くべき「国内」植民地的状況の持続——を許容せず、しかし南北アメリカについては国内植民地的状況の持続を黙認した¹⁶⁶。

一見して、異なる原則を対象によって使い分ける矛盾した政策である。「地域」の「自治」を担うべき「地域の住人」に入植者が含まれるか否かの問題は、上に見たように散発的に議論とはなっても、「自治」の目標が独立だった場合には、国連の場で議論となる機会は少なかったと思われる。独立を要求する「地域」では、ほとんどの場合、独立をめぐる対立の境界は、一方は宗主国とその利益を植民地で代行する入植者共同体、他方はこれら宗主国と入植者と共に支配されてきた現地人（先住民）、この両者の間に設定されたからである。独立はしばしば武力的な解放闘争によって達成された。この場合も、入植者共同体は宗主国とともに現地の解放勢力と戦い、その敵となった。「自治」とりわけ独立の担い手は、「地域の住人」から入植者を除いた現地人（先住民）であるとの了解は、改めて明示する必要のない前提として、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」に含まれていたと思われる。このような趨勢の中で、南ローデシアは入植者共同体が現地人を抑圧したまま「独立」しようとした、国連発足

以降初めての事例である。国連の介入によるこの問題の解決は、植民地独立の担い手から入植者共同体は除かれるというメッセージを、一層明確にしたと考えられる。ただし、入植者を排除して国家形成の担い手となった現地人（先住民）にとって、「先住民」という名称は無意味であり、使われることはなかった¹⁶⁷⁾。

他方、植民地独立供与宣言に連なるこの「強いメッセージ」の背後で、非自治地域の「自治」については、1541(xv)決議が示していた実務的で妥協的な政策が持続していた。先に見たように、施政国の多くは、元の「植民地」を自国に「統合」し、あるいは自国との「自由連合」の対象とし、さらに非自治地域の地位に留めておくことによって、海外に主権を保持しようとした。これらの地域では、上に見たプエルトリコ、スリナムとアンチル、アラスカとハワイがいずれもそうだったように、「地域」の「意思」を形成すべき「民」と扱われたのは、宗主国からの入植者を含む、当該地域の全ての住人である。スリナム、アラスカ、ハワイでは、「本土」との「統合」を決定する過程で、1993年宣言で求めていたような個別の民としての意思表示と自己決定の機会を、先住民が与えられることはなかった¹⁶⁸⁾。「自治」を達成したとされた地域には、「宗主国」からの入植者や後続の移民が少なく、現地人（先住民）が「自治」を担っている地域も少なくない。他方で、アラスカ、ハワイ、グアム、ニューカレドニアなどでは、先住民が権利要求の運動を行っている。

国連が関与を試みた海外「植民地」でこの状況であるから、ベルギー・テーゼが求めたように、国連が南北アメリカなどの加盟国の国内に介入して、個別の民の「自治—非自治」を判断することなど、望むべくもなかった。国連はその脱植民地化の事業を、基本的には「地域」単位に行うことによって、地域の内部の、植民地統治の歴史を通して形成されていた植民地的構造の現地社会には、関与しなかった。この点は、独立を達成した地域についても同様である。入植者共同体を主体とする独立では排除されたが、それは、現地人の間に形成されていた植民地的関係にまで関与するものではなかった。先に、植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」がもたらした国家像の再定義について述べたように、国連による脱植民地化は、宗主国と海外植民地の関係に介入して、法的表現では平等な国家間関係に転化することに留まった。アパルトヘイトなど国際政治の焦点となったきわめて稀な事例を除いては、この国家間関係の下に埋もれていた植民地的社会構成に視線を及ぼすことはなかった。これが、「地域」を優先させた国連の認識枠組みの一つの帰結である。この点の理解は、次節でのベルギー・テーゼの考察を通して、さらに深めることにする。

国連総会は1970年に2625(xxv)決議「国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係

と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(友好関係原則宣言)を採択した¹⁶⁹⁾。1960年の二つの国連総会決議に関わるその後の展開を含めて、国家間の関係の原則を改めて整理し確立したと評価される決議である。宣言は国際関係の原則として、(a) 他国の領土的統合(領土保全)ないし独立に対する武力の威嚇と行使の禁止、(b) 国際紛争の平和的解決、(c) 他国に対する内政不干涉、(d) 国際協力の義務、(f) 諸国家の主権平等、(g) 国連憲章などの規定する義務の誠実な実行などと並んで、(e) 民の平等な権利(同権)と自己決定(自決)の7原則を掲げる。

この(e)民の自己決定権の原則について宣言が与えている説明から、要点を抜き出せば、国家がこの原則を促進する義務を負うのは、(a) 国家間の友好関係と協力を促進するため、そして(b) 当該の民の自由に表示した意思を尊重し、植民地主義を速やかに終了させるためとしている。民の自己決定に関してこの宣言が関心を向けるのは、依然として、国家間の(つまり「地域=領土」間の)関係における民の自己決定権であって、複数の民の間における民の自己決定権ではない。さらに、民が自己決定権を実現する形態を、1541(XV)決議の三形態より拡大して、「民の自由な決定によるその他の政治的地位への出現」を加えている。先に植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」と対比させた1541(xv)決議の実務的で妥協的な「弱いメッセージ」が、より強く踏襲されている。

民の自己決定権が侵犯された場合の国家の対処について、次の二つの説明が制限を加えている。

全ての国家は、この原則に関する上記の詳解で言及した民から、自己決定の権利と自由および独立を奪ういかなる強制的行為をも控える義務を負う。自己決定権の行使を追求して、このような強制的行為に反対し抵抗する民の行為は、憲章の目的と原則に従って支援を求め、支援を受ける資格がある。

前記の諸パラグラフは、主権独立国家が、上記の民の平等・自己決定の原則を遵守して行動し、それゆえ領土に属す民全体 the whole people を一人種、信仰、[皮膚の]色の区別なく—代表する政府を持つ限り、その国家の領土的統合と政治的統一を全面的にあるいは部分的に分割しあるいは害するようないかなる行為をも、承認ないし奨励するものと解釈してはならない。

この二つの説明文は、民の視点と国家の視点とで、相反する解釈を可能にする。国際法学者の Thornberry は、政府が代表するのは、国家の領土に属す「民全体」つまり国民全体であってよく、国民を構成する複数の「民 peoples」を個別に言及しているのではないとして、国内の先住民などの自己決定権を根拠とした分離独立を困難にしたと解釈している¹⁷⁰⁾。

他方、国連先住諸人口作業部会の議長として1993年宣言を取りまとめた Daes は、独立国家の領土的統合と政治的統一を保証した文章について、政府が「人種、信仰、[皮膚の]色の区別なく」国民「全体」を代表しているという必要条件を重く見る。国家がこの条件を満たさなければ、「自己決定権の行使を追求して、このような強制的行為に反対し抵抗する民の行為」は正当であり、国家からの分離も可能とする解釈である (Daes 1993b: 4)。

先住民は「地域」という認識枠組みに囲い込まれて、主権と自己決定と独立の権利主体として認められてはこなかった。Daes の解釈は、その先住民が既存の国際法の体系の中でわずかに見出しうる権利要求の突破口を示している。

5-5 再びベルギー・テーゼ

前節では国連の脱植民地化の認識枠組みを把握した。それを踏まえて、改めてベルギー・テーゼを振り返ってみたい。「反植民地勢力」の声が形成した国連の認識枠組みでは、「強いメッセージ」であれ「弱いメッセージ」であれ、個別の民はまったく認識の対象になっていなかった。ひるがえってベルギー・テーゼを読みなおすならば、「反植民地勢力」に対抗して最も典型的な形で植民地主義の思考を展開したこのテーゼが、先住民の存在を的確に捉え位置づけていた。植民地支配は、支配の権力関係を何層も積み重ねた、いうなれば立体的で奥行きのある現実である。国連が整備した認識枠組みをレンズ、国連の把握した事業対象をスクリーン上の投影像になぞらえれば、ベルギーは支配者の目でこの立体の深部まで見通したのに対して、国連は固定焦点のレンズを選び、そのレンズがスクリーンに映し出した平面的な像に即して、「脱植民地化」といわれる事業を行った。しかし、このレンズが映し出したのは、先住民からはるかに遠い表面的な権力関係だった。国連のレンズは脱植民地化のスクリーンに先住民の像を結ぶことなく終わった。

国連の認識枠組みが先住民の存在を見逃し、植民地主義国ベルギーが先住民の存在を的確に捉えていた。皮肉なねじれであるが、この皮肉はさらに根強く持続して、後の先住民運動にも及んでいた。先に参照した Toussaint は、国連（総会第4委員会）でベルギー・テーゼが退けられる場面を要約して、道義的な観点から、「国家の地続きの拡張は植民地主義の汚名を免れ、実際には植民地主義国家である国家が、そのレッテルを貼られるのを免れている」と論評していた。これとは逆に「植民地主義の汚名」を着せられたのは欧米の植民地主義国であり、その海外植民地——つまり「国家の地続きの拡張」によらない植民地——からその後の1950年代60年代を通して

続々と独立国が生まれていった。

Toussaint に続いては、先住民の所在を捉える次の見解を見てみたい。

脱植民地化として知られる過程によって、ヨーロッパ人は「植民地として支配していた」アジアとアフリカの大部分から撤退し、かくして、民の自己決定に対する国際的権利はこれら第三世界の諸地方で広く承認された。

ヨーロッパ人定住者が人口・経済・政治体制で支配を確立した諸地方 areas では、それとは異なった歴史が進行した。…ヨーロッパ人とその子孫は原住民 *aboriginal peoples* に対し民族絶滅 *ethnocide* とジェノサイドの行為に及んだ—そのように疑われている。このような行為が基本的人権を侵害したがゆえに、第四世界の先住民は政治および経済の自己決定権を双方ともに追求する。(Wilmer 1993: 60-61)

ここでいう「第三世界」は明らかに、独立以前は Toussaint の示唆した西欧宗主国の海外植民地に対応し、「第四世界」は、支配—被支配の関係を入れ替えれば、Toussaint のいう「国家の地続きの拡張」に対応する。二つの引用はまったく異なる時期に書かれている。一方は国連による脱植民地化がこれからピークを迎えようとする初期の時期であり、他方はピークが過ぎたはるか後の時期である。両者は立場も異なる。Toussaint の視野に先住民は存在せず、Wilmer は先住民を植民地の歴史の中に位置づけようとしている。対照的な二人であるが、その二人がいずれも同一の認識枠組みによって関心事を描いているのが興味深い。つまり、先に述べた国連による脱植民地化の「強いメッセージ」の認識枠組みである。

二人の狭い視野とは対照的に、ベルギー・テーゼは、「ヨーロッパ人定住者が…支配を確立した」諸国のみならず、インドとビルマ、フィリピンの、つまり Wilmer がアジア・アフリカの「第三世界」と位置づけた新興独立諸国に、さらに当時なお脱植民地化されていない植民地に、先住民が存在すると指摘していた。先住民の存在をいずれが的確に認識していたのか、問うまでもなく明らかである。Wilmer の引用文は 1993 年宣言と同時代に属し、同じキー概念で先住民を描いている。「民の自己決定権、民族絶滅とジェノサイド」であり、これらは、1993 年宣言が先住民の権利要求を表現する最も重要な概念だった。しかし、先住民運動の推進者が脱植民地化後の（ポストコロニアルな）国際法の語彙によって表現した認識よりも、植民地主義の認識枠組みに拠っていたベルギー・テーゼの方が、先住民の存在を的確に捉えていた。いいかえれば、1993 年宣言と同時期の先住民運動の認識枠組みには制約があり、それだけ 1950 年代のベルギー・テーゼからさえも学ぶべき点があったということである¹⁷¹⁾。先住民の所在する場所の地理的条件や、先住民を取り囲む政治的状況の多様な差異を越えて、どのようにしてベルギー・テーゼは先住民の存在を広汎に捉えることができ

たのか。ベルギー・テーゼに分け入って探してみたい。

ベルギーは、先に指摘したように、植民地とその民との統治者である自己の姿を、賞賛すべきものとして積極的に捉えていた。「文明、文明化、神聖な指命」¹⁷²⁾のキー概念を掲げて、なんら悪びれるところなく植民地主義者の役を演じていた。そのベルギーが、「先住民」という数10年後にキー概念となる言葉を用いて、先住民の存在を把握したのは、まずは「文明」と「未開 primitive」との対置を通してである。植民地の現実を捉えてというよりは、当時の類型的で抽象的な認識に陥っていた人類学¹⁷³⁾に資料源の多くを依拠して、「未開」の民の形姿を構成した。移動・半移動の生活、石器時代さながらの生活用具、部族組織、部族間の戦争、さらに「首狩り」や「人身御供、人食い」という「野蛮な、野蛮人的な」慣習、その背後にある「異教」的な呪術宗教儀礼などを、「未開の生活様式」の指標とし、さらに、周囲の「文明化された民」とは異なる人種の特徴を加えて、「未開部族」を把握している（要約3, 6, 9ほか）。

ベルギーが先住民の広汎な存在を認識した要因として、さらに、「先住民」を言い表す用語群の連続性があったと思われる。国連の英語版の公式文書では、ベルギーの用いた言葉として「先住民 indigenous peoples」が記録されている。ベルギー政府が発行した英文パンフレット（BGC 1953）でも同様である。当時の英語の公的・学術的な言語環境では、「先住 indigenous」の語はむしろ新奇な言葉だった。この語はその後ILO107号条約に採用されるが、国際法上の法律用語に留まり、条約の締結国が少なかったこともあって、新しい概念としては広く流通しなかった¹⁷⁴⁾。さらにその後、国連の少数集団小委員会を經由して、1980年代に先住諸人口作業部会が先住民の権利問題に対する新たな関心を喚起し、また、国連外では先住民組織の国際的連帯が拡大するとともに、この先住民の権利問題を含意する新たな言葉として、一般に流布するようになった。

英語の環境で「先住民 indigenous peoples」の語が一般に使われるようになる以前に、同じ民を指す言葉としてより一般的だったのは、native(s)ないしaborigine(s)であり、日本の人類学ではこれらに「原住民」の語を当てていた。これらは、植民地支配に伴って植民地に生じた人的区分を表現する用語であり、入植者から見て支配対象である現地の人びとを意味した。Rodríguez-Piñeroによれば、この植民地支配のコンテキストと密着した native/aborigine と同じ用法で使われたフランス語が indigène である¹⁷⁵⁾。ベルギー政府代表は国連でフランス語で発言した。ベルギー政府代表は indigène の語を、自国語の古い慣用に従って、上述の「植民地の現地人（原住民）」の意味で採用したと思われる。ベルギー政府の英語の用語法では、indigenous に特別

の語意を込めているのではなく、native および aboriginal と互いに入れ換え可能の同義語として使っている。しかし、国連の英文公式記録のコンテキストでは、indigène を直訳して置き換えた indigenous は、ベルギー・テーゼの新奇さとあいまって、新しい概念として受けとめられたと思われる。

植民地の現地人（原住民）を指す意味であれば、フランス語の indigène に対応して、上記のように英語では native ないし aborigine があり、さらにそれぞれの植民地では、現地人を呼ぶ慣習的な固有名あるいは通称があった。日本の「アイヌ」、北米の Indian、ラテンアメリカの Indio、フランス領インドシナなどでの「山地民 Montagnard」、フィリピンなどでの「異教部族」、ニュージーランドの Maori、太平洋の多くの島嶼で使われた Kanaka などである。叙述の便宜のために、この論文では、植民地で使われた慣習的な固有名ないし通称と、それで呼ばれた民をも、原住民という表示で（鍵括弧なしの場合も含めて）表現することにする。一般名詞であれ固有名ないし通称であれ、「原住民」の表現は、支配の対象という語感、さらに上に見たように、支配者の「文明」とは対照的な「未開、後進的な」という蔑視の語感を、伴っていた。これら植民地現地人（原住民）を指す語彙は、植民地が国家として独立した後も、引き続き国内の「後進的原住民」を指して使われた。もはや外来の入植者との対置で区別される民としてではなく、いまは国家（国民国家）の担い手となった——従前の植民地期ではエリート層の「原住民」だった——国民一般との対置で区別される「原住民」としてである。ベルギーは、これら「原住民」を指す言葉の翻訳関係を通して、容易にそれぞれの国家ないし植民地で「原住民」を見出すことができたはずである¹⁷⁶⁾。ちなみに、ベルギーがその主張によって国連の場に一石を投じていた時期は、ILO が 107 号条約のために準備活動を進めていた時期と重なる。その ILO もまた、「原住民」を表す名詞（ないし名称）の翻訳関係を通して、さらに、次に述べるように、その原住民に対する統治政策の類似性を手がかりとして、各国における存在を確認し、資料収集を行った¹⁷⁷⁾。

それぞれ別個の指標によって把握される「未開な民」と「原住民」とは、ベルギーが自身に課していた「文明の指命」によって、同一の人々に収斂する。「未開」の把握を導いた「文明」との対置は、前者から後者への一元的な進化の前提に基づいている。その進化の語彙をさらに展開して、「未開」を「未発達 under-developed な、後進的 backward な、文明の後進的段階にある in a backward stage of civilization」など、進化の度合いを示す表現に翻訳し、「後進的段階にある」民に対する「高度に発達した民」の「神聖な指命」として、「文明化の作業」を自身に課す（要約 3）。この認識で

は、政治的な「自治つまり自己統治 self-government」は「文明」のみの属性である。「未開な、後進的な、非自治の（自ら統治する能力のない）民」を対象に、「彼らが住む広大な地方を探查し…諸部族を識別し…平定し、彼らの間での戦争を防止…野蛮人的な慣習を廃止させ、コミュニケーションと定期的な接触を確立…そして統治（機関）を設立する…」(要約4)。これら「文明化の作業」は、ベルギーの語彙では「植民地統治 colonization」と同義である。仮にベルギーが認識上の「未開」と「文明」の対置に留まり、人類学の提供する民族誌資料に依拠し続けていたならば、「未開な民」の認識は人類学とともに抽象的で現実離れに留まっていたかもしれない。しかし、政治権力による認識として、ベルギー・テーゼはこの「未開」という文化的発達段階の認識を政治的な統治へと展開させていた。

進化は国連憲章が前提とする価値規準でもあり、憲章もそれを根拠にして、政治的な「非自治」つまり自治の剥奪を正当化していた。ベルギーが政治的な「非自治」を第一の指標としていれば、あるいは異なった認識にいたったかもしれない。しかし、ベルギー・テーゼは「文明」と「未開」の対置を第一の指標として選んでいた。それによって、国連の脱植民地化の認識枠組みのように支配形態の差異からバイアスを受けることなく、それゆえ欧米諸国の海外植民地のみならず、国連加盟の独立国家内にも等しく、「未開な、後進的な生活様式」を手がかりとして、「非自治の原住民」を見出していった。

「未開—文明」の価値と名称とを手がかりとしたこの認識上の経路を背後で支えたのは、植民地支配の現場で得ていた経験と知識だったと思われる。ベルギーにとって植民地支配（植民地化 colonization）は、コンゴを植民地としてベルギーの主権の内部に取りこむことだけではなかった。それはコンゴの現地で「未開な後進的民」を「啓発し、敵意を解き、平定し、野蛮な慣習を根絶やしにし、道路を開き、衛生を導入し、非識字と闘い」などする「果てしない努力」である。その統治経験は容易に、インド政府が国内の指定地域・指定部族に対して、ブラジル政府がアマゾンの熱帯雨林で、それぞれ実施していた統治と、比較することを可能にした（要約2）。「後進的民について議論すべき問題は、…後進的民の保健・栄養・農業・産業・労働・教育に関わる問題であり、非識字、地域言語、封建制、都市労働者の住宅事情、農村の住宅、農民の借金などである。後進的民族集団に関わる問題は、彼らが住む全ての国家に共通する問題であって、人為的に特定の民に限定して考慮すべきものではない」（要約15）。これら具体的な「作業」をラテンアメリカ諸国のヨーロッパ人入植者は独立後も国内の原住民インディオに対して実施してきた（要約5）。

これと同様の要因であるが、強いて区別すれば、植民地の現場での経験を抽象的に捉え返して、原住民統治の連続性が認識される。ベルギー・テーゼは植民地コンゴの内部の統治制度には触れていない。しかし、「後進的民」の「文明の段階」に応じて地域を区画し、それぞれに適用する法と統治形態を区別するという統治方法は、欧米諸国の海外植民地でも、南北アメリカ諸国の国内の「後進的民」に対する統治でも、さらに新興独立国のインドとフィリピンでも、多かれ少なかれ共通だった(要約 6, 11)。

ベルギーが植民地コンゴで現地人(原住民)に対して行った「文明化の作業」は、スペインとポルトガルが中南米で行った現地人(原住民)政策と、同じカテゴリー「植民地統治」で括られる。宗主国から国家として独立した中南米のヨーロッパ人入植者は、かつて宗主国が担っていたこの原住民統治を引き継いだ。宗主国の現地人(原住民)統治を現地で担ってきたのは、ヨーロッパ人入植者であり、それゆえこの連続性は、人的な連続性をも伴ったきわめて平滑な連続性だった(要約 5)。

さらに重要なことに、ベルギー・テーゼは、植民地の独立による原住民統治の連続性、しかし人的連続性を伴わない連続性を認識している。インド、フィリピン、ビルマについて述べている連続性である(要約 4-6, 11)。これらの新興独立国では、植民地時代に宗主国が行っていた「後進的民」に対する統治政策を、独立を達成した現地人政府が継承した。植民地時代に、同化政策や間接統治などの統治政策によって、その統治に参加し、それを代行しうるほどに同化された現地人エリートが、階級として、あるいは文化的差異を伴った民族集団として、形成されていた。ベルギー・テーゼが言及するフィリピンの「すっかり西欧化したフィリピン」は、山地の「異教部族」を「野蛮人」と見なすほどに自己を差異化していた。彼らは「文明化した」と自認する民族集団であり、彼らがアメリカ合衆国に代わって独立フィリピンのあらゆる分野を担い、「異教部族」やモロ人に対する「文明化の作業」を継続して担当した。事情はインドについても同様であり、インドの独立政府は、植民地時代に整備された指定部族の制度と政策を、引き続き推進した。かくして、ベルギー・テーゼは、元宗主国による植民地統治を受け継ぐ後継国家という認識を補強する格好の実例として、ブラジルとインドを挙げることができた(要約 2, 3, 4, 6, 9, 10, 11, 15)。

ベルギーにとっては、このようにして、植民地の「後進的な原住民」と独立国家の内部の「後進的な原住民」を、多くの形態的な連続性のみならず、歴史的な連続性にも支えられて、容易に同一のカテゴリー「原住民の indigène, indigenou, native, aboriginal」で捉えることが可能だった。ベルギーの「文明の指命」の観点からは、この「未開」で「後進的」な「原住民」に対する植民地統治は、欧米諸国の海外植民地

のみならず、ヨーロッパ人入植者が独立して形成した国家、さらに国連による脱植民地化によって独立した新興国にも、広く見出されるものだった。

5-6 国家の脱植民地化、先住民の植民地化

前節では、ベルギー・テーゼの内容に沿って、先住民の所在のみならず、植民地支配のさまざまな側面を観察した。表現する語彙は植民地支配者の語彙であり、主観的な価値観に基づく一面的な観察であることは事実である。しかし、ベルギー・テーゼに案内されて、その内容をたどり、解説を加え、内容を敷衍することによって、植民地支配というものの全体像をあらかた把握したのではないかと考える。いいかえれば、ベルギー・テーゼは国連発足当時の植民地主義の視点からではあれ、植民地支配について見るべきことは、ひとわりもれなく見ていた。

それでは、ToussaintとWilmerの二人はなぜ先住民の存在を見損なったのか。この問いは、国連の脱植民地化の認識枠組みについて、その的確さを問うのと同じである。そして、ベルギー・テーゼはその回答をも与えていた。次のように指摘していたのを想起したい。

多くのラテンアメリカ諸国代表は、原則として反植民地主義者であると表明した。この態度は、彼ら自身がかつて苦難を受けた体制のもとで生きている民への同情心に、触発されている。しかしながら、両者の状況は同じではない。ラテンアメリカ諸国が植民地体制に従属していたことは事実であるが、彼らの革命は宗主国からの入植者が達成したことであり、彼らは自治の権利を主張すると同時に、先住民に関しては、宗主国が担っていた役割を引き継ぐ権利を主張した。植民地統治の作業は独立の達成後にも継続したのであり…(要約5, Ryckmans 1954, para. 25)

ベルギー・テーゼはこれらラテンアメリカ諸国について、二面的な姿勢を指摘している。これら諸国には、自国内の原住民インディオに対する植民地統治を放棄して彼らを解放する意図が、まったくなかった。他方で、これら諸国は共通に、宗主国スペイン・ポルトガルの支配を排除し、国家的主権を獲得していた。ラテンアメリカ諸国にとって植民地支配からの解放とは、自らが「革命」によって達成した植民地体制からの解放であり、ベルギー・テーゼの解釈によれば、ラテンアメリカ諸国はそれと同じ質の解放を、当時なお植民地体制に従属していた植民地——つまり欧米諸国の海外植民地——について、共感を込めて要求している。

ベルギーが論陣を張った1950年代の初め、最も強く「反植民地」の声を挙げたのは、当時の論評が述べていたように、ソ連圏の諸国とラテンアメリカ諸国である。ベ

ルギー・テーゼが言及する「ラテンアメリカ」は、その後の1950年代後半から60年代にかけてのラテンアメリカ、つまり「アジア・アフリカ・ラテンアメリカ AALA」諸国が東西の冷戦構造と一線を画して第三の「非同盟」勢力として存在を高めていった時期の、そのAALA諸国のラテンアメリカ部分でも、また現在の世界におけるラテンアメリカでもない。当時の国連加盟国を単純に地域別に集計すれば、中南米からの加盟国は20か国で、全加盟60か国の3分の1を占めた。東西両陣営の配置を考慮に入れば、さらにその存在は大きく、欧米系西側諸国(15か国)、ソ連圏(ユーゴスラビアを加えてもわずか6か国だった)、中東イスラム諸国(10か国)、それ以外のアジア諸国(6か国)を、いずれも凌駕する勢力だった¹⁷⁸⁾。西側の施政国と対抗した「反植民地勢力」の中で、中南米諸国は圧倒的な影響力を持っていたと見るべきである。ベルギー・テーゼが論争的となった50年代初めは、「非自治地域」制度による国連の脱植民地化がスタートしたばかりで、制度形態はなお議論を通して形成されつつあった。脱植民地化の制度には、ラテンアメリカ諸国の、自身の歴史的経験をモデルとした「反植民地」解放の思考が、色濃く反影されたと考えられる。

ここでさらに、ラテンアメリカ諸国の「反植民地」解放のモデルを考察しておきたい。先に、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」が、1960年代から70年代を通して、西欧植民地主義諸国については、海外植民地を放棄して縮小した国民国家を、海外植民地については、宗主国からの入植者共同体を排除して、現地人(原住民)を担い手とする独立国家を、それぞれ脱植民地化後の(ポストコロニアルな)国家像として提示したことを見た。しかし、このメッセージに沿って植民地支配の解消が実現したとしても、それぞれの国家が均一な国民国家となった訳ではない。とりわけ、国民統合の歴史の浅い、あるいはほとんどない新興独立国家では、民族的にも階級でも多様で複雑な構成だった国が大半である。しかも、その複雑な構成に植民地統治の歴史が関与していた。

植民地支配の形態は植民地ごとに、また時代によって多様だったので、一般化は容易ではないが、ここでの議論に必要な範囲できわめて図式的に一般化すれば、植民地をめぐる権力関係と社会構成を、大まかに次のように理解できよう¹⁷⁹⁾。植民地には、宗主国からの入植者の共同体が形成されて、彼らと現地人の間に、宗主国と植民地との権力関係を現場で担う権力関係が構成される。いずれも植民地的な権力関係であり、この二種の関係は、後者が前者の縮小版であるという以上に、構造的な関係にあった。この植民地支配に伴って、先に見たように、支配対象としての「原住民」の概念が、植民地的状況に即した意味をもって形成される。

入植者共同体を介した植民地統治が成功し、入植者共同体が後続の入植者や移民を受け入れて拡大していけば、自治政体へと成長する。この共同体の内的な連帯が本国（宗主国）との連帯より優れた時点で、ベルギー・テーゼがラテンアメリカ諸国について指摘したように、入植者共同体は本国から独立し、原住民との植民地的権力関係を国内化した国家を形成した。これは、南ローデシア「独立」問題に即して述べたように、イギリスの植民地支配が、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカと、一連の独立国家を生み出した経路でもあった。このように、植民地化の過程は、若干遅れつつ、並行して脱植民地化の過程を進行させるものでもあった。

入植者が植民地の現地権力を担い、支配を安定して維持することに成功するならば、上の過程とは別個に、植民地統治が同化・統合・間接統治などの政策を通して現地人（原住民）の間に介入していく。この過程には、現地権力の統治組織に沿った施策ばかりでなく、経済的な植民地経営、宗教と教育における布教などとして、多様な分野のエージェントが参加した。これらエージェントの視野には、彼らの活動の成果として、現地人（原住民）の間に分化が進行し、「友好的 friendly—敵対的 hostile」、文明的 civilised—野蛮な wild」、キリスト教徒 Christian—異教徒 pagan」「熟—生」などの尺度に沿ったまだら模様が出現する。ここでの考察に重要なのは、統治のための現地人（原住民）の動員である。植民地統治は、これら価値尺度に沿って現地人（原住民）を選別的に教化し、現地人エリート層を階級あるいは民族集団として形成する。

国連の脱植民地化の「強いメッセージ」に最も直接に対応—むしろ呼応—するのは、現地人が自ら抵抗（解放）組織を形成し、宗主国と入植者からの支配を退けて独立を達成することである。おおむね上記の現地人エリート層がこの運動を中心となって担う。解放組織はしばしば武力によって植民地支配と闘い、闘争の過程で自己の組織を発展させた。理想的には、独立を達成する時点までに、解放組織は国家権力の担い手となりうる組織化を達成している。ただし、現地人の抵抗（解放）組織が国家権力を形成し、植民地支配を排除するというこのタイプの脱植民地化は、あの「強いメッセージ」を表明した国連総会決議が1960年に採択されたように、1950年代後半から60・70年代にかけての新興独立国に該当例が見出されていくのであって、ベルギー・テーゼの視野にはいまだ入っていなかった。

このタイプの植民地独立が当てはまるように見える時期を考慮に入れても、新興独立国が、このように現地人が武力闘争を通して独立を獲得した国ばかりだったのではない。先に、国連の脱植民地化にはもう一つの「弱いメッセージ」があり、宗主国

(施政国) が非自治地域に対する関与を保持しつつ、地域の民の「自治」を促進していく形態が、より精緻に整備されていったことを見た。植民地統治に現地人を参加させ、現地人による「自治」を育成し、その担い手エリート層を養成する統治政策は、国際連盟の時代にも、連盟がA式委任統治領において、また個別にも加盟国がそれぞれの植民地において、行っていた。この「弱いメッセージ」の路線に沿った現地人「自治」の育成が独立にいたれば、植民地の現地権力を担ってきた入植者共同体に入れ替わって、現地人エリート層が新たな国家政府を構成する。

植民地の独立にいたる経路を、図式的に三つのタイプに整理してみた。これらは互いに競合的であり、それぞれを追求する勢力が対立することもあり得た。南ローデシア「独立」問題では、第二タイプの現地人解放組織による武力闘争に対抗して、第一タイプの入植者共同体が第三タイプの融和的な現地人エリート層を巻き込んで、「独立」を正当化しようとした¹⁸⁰⁾。また、現地人の組織が、第二タイプのように植民地権力に抵抗しつつ、第三タイプのように統治に参加するという二面の戦術を使い分けて、独立にいたった例もある。ベルギー・テーゼはインドとフィリピンを、「弱いメッセージ」に相当するような、植民地統治の従順な後継国家として描いている。非エリート層の原住民統治の継承ではその通りであるが、宗主国との関係では、どちらも長いナショナリズムの抵抗運動の歴史を経て、自治を達成し独立を獲得していた。

植民地支配とそれからの独立をこのように概観した上で、植民地支配を共通に貫く権力の系列を抜き出すならば、次のような権力の系列を想定することができる。

- (1) 宗主国権力—
- (2) 現地で宗主国権力を代行して植民地を統治する現地権力—
- (3) 植民地の統治組織に沿って何段階かにわたって分配される末端の権力—
- (4) 支配を受ける原住民

「植民地行政府」などと呼ばれる(2)の現地権力は、植民地支配の当初はおおむね宗主国からの出向者あるいは入植者が担う。統治政策によって養成された現地人エリート層も順次参加していく。現地人エリートの権力への参加は一般に、(3)の中間から末端の権力で一層顕著である。権力の系列の頂点である(1)宗主国権力の視点からは、この権力の系列の全体を視野に収めることできる。これに対して(2)植民地の現地権力は、(1)宗主国権力に対しては支配を被る位置にあり、(3)以下の系列の権力と(4)現地人(原住民)に対しては支配する位置にある。

ラテンアメリカ諸国が歴史的に経験した「革命」は、(2)植民地の現地権力が(1)宗主国権力の支配から解放を求めたものであり、ベルギー・テーゼの解釈では、それ

がラテンアメリカ諸国の求める「反植民地」の主張のモデルとなった。このモデルの特徴は入植者共同体による独立にあるのではない。ベルギー・テーゼはその特徴を、国家の領土内の「後進的民」——つまりエリートとして教化・動員されていない原住民——に対する統治を旧植民地権力から引き継いだことに求めている。上に図式化した権力の系列に即していえば、このラテンアメリカモデルは、支配からの解放を、(1) 宗主国権力からの解放、つまり(2) 現地権力の自立に求めるのみであって、(2) 現地権力(つまり独立する国家の国家権力)による(3) 以下の系列とりわけ(4) 原住民に対する支配は、温存する。自己の解放を求めるラテンアメリカの入植者にとっては、宗主国支配からの解放が重要であって、(3) 以下(4) 原住民インディオに対する統治までは解放の視野に入っていない。

ベルギー・テーゼは、ラテンアメリカ諸国の想定する「反植民地」のモデルをこのように解釈することによって、このモデルが「最近にアジアで形成された新興国家についても該当する」(要約5)ことを、容易に了解した。具体的に言及しているのは、インド、ビルマ、フィリピンであり、ベルギー・テーゼが再三指摘したように、これらの国家は独立後も(4)「未開な後進的住民」に対する旧植民地期の統治体制を踏襲した。これらの国家が独立を達成した経路は、上に整理した三つのタイプに即していえば、ほぼ、第三の現地人エリート層が現地権力を継承して独立国家を構成するタイプに該当する。現地人による「自治」を追及する点でこのタイプに近い国連の脱植民地化の「弱いメッセージ」が、非自治地域の社会構成には介入しようとしなかったことを、想起したい。

独立にいたる第二のタイプ、つまりベルギー・テーゼの視野にはなく、当時はまだ該当例が少なかった武力解放の場合は、どうであろうか。現地人の抵抗組織はおおむね現地人エリート層が構成した。この抵抗組織が、植民地権力との闘争を通して、植民地権力と近似の権力構造を自己の支配地域内に形成することもあり得た。さらに、彼らが闘う敵は、彼らを直接に支配してきた(2)植民地現地権力である。(4)原住民、とりわけ植民地的価値尺度で「敵対的、野蛮な、異教徒」などとして識別されてきた原住民を、必ずしも常に、共通の敵に当たる平等な味方として扱ったのではない¹⁸¹⁾。第二タイプであっても、他のタイプと同じく、植民地解放の焦点が(1)宗主国権力との闘いに絞られ、解放組織が国家権力として独立しても、国内に(4)非エリート層の原住民に対する植民地統治を継続することは、十分にありえた¹⁸²⁾。

国連による脱植民地化の制度形態を整備した1960年の二つの国連総会決議は、脱植民地化について強弱二つのメッセージを提示していた。以上の考察から、このメッ

セージのいずれもが、植民地支配の解除の、あるいは「自治」達成の焦点を、(2) 植民地の現地権力を(1) 宗主国権力から解放することに置いていたこと、それはベルギー・テーゼが指摘したように、ラテンアメリカ諸国にとっての植民地解放のモデルと一致することが、了解されよう。ベルギー・テーゼが論争を巻き起こした1950年代初めの当時、国連加盟国の中の新興独立国といえば、中東イスラム諸国とそれ以外のアジアの国家であり、いずれもこのモデルに沿って独立を獲得していた。ラテンアメリカ諸国の植民地解放モデルは、これらの国家にとっても、国家権力の利益に合致する受容しやすいモデルだったといえる。国連における脱植民地化の制度形態は、ベルギー・テーゼの挑戦にもかかわらず、基本的にはこれらの国家が共有する植民地解放の想定に沿って、形成されたと考えられる。

このように見てくれば、あの海外植民地へのこだわり、国連における非自治地域制度の初めから1960年の1541(xv)決議、さらに1970年の友好関係原則宣言を越えてその後まで、執拗に国連の脱植民地化を海外植民地に限定しようとしたあのこだわりの意味も、読み解ける。海洋ドクトリンは国連による脱植民地化を、植民地支配の権力の系列の最上部つまり宗主国権力と植民地現地権力の関係のみに特化して、介入させる概念装置だった¹⁸³⁾。それは、国家間の関係に発展すべきものとしての植民地的支配関係であり、関心を構成する単位は国家と国家(となるべき植民地)だった。国連による脱植民地化は植民地支配の権力の系列のきわめて表面的な部分に介入したのにすぎない。

この特化の構造的な裏面として、国連による脱植民地化は、広汎に存在する原住民(先住民)を、引き続き植民地的抑圧の下に放置した。それに該当するのは、国連に既加盟だった諸国のみではない。ラテンアメリカ諸国の求める脱植民地「革命」のモデルに言及して、ベルギー・テーゼが簡潔に述べたように、国連の脱植民地化、その「強いメッセージ」の枠組みは、脱植民地化つまり国家的独立の達成が、依然として植民地統治¹⁸⁴⁾の対象となる原住民(先住民)を、「独立国における先住民」(ILO条約)という位置づけで、不可避免的に生み出すものでもあった。国連の脱植民地化の「強いメッセージ」は同時に、独立を達成した国家に、その主権の一部として領土的統合と内政不干渉の保障を与える。それは、ベルギー・テーゼに対抗してラテンアメリカ諸国が国連の介入を退けようとした、その同じ防壁を、新興独立国家に与えるものであり、かくして、原住民(先住民)に対する植民地支配は、脱植民地化によって再定義された国家において、その主権と内政の内側に封じ込められた¹⁸⁵⁾。

原住民(先住民)の状況は、「弱いメッセージ」に沿った国連の脱植民地化の事業

においても、変わりはない。「弱いメッセージ」は非自治地域の社会構成に介入しようとはしない。独立以外の「自治」の諸形態によって非自治地域に対する宗主国の関与を弱めようとする一方で、支配権力の系列の末端に位置する原住民の抑圧を、引き続き温存させ、国家権力（あるいは自治政府）に原住民統治を継続させた。

国連の脱植民地化は、Wilmerが想定したように「第四世界」の先住民のみを素通りしたのではない。先住民にとって国連の脱植民地化は、植民地支配の継続であって、それは支配抑圧からの解放という要素をまったく持たない過程だった。それは海外植民地の非自治地域であっても国連加盟国の国内であっても真であり、「第四世界、第三世界」のみならず、「第一世界、第二世界」でも真だった。

植民地支配を擁護するベルギー・テーゼが原住民（先住民）の存在を的確に把握したのは、決して皮肉ではない。権力の最上部にある支配者は、支配の全体を視野に収める位置にある。皮肉はむしろ、国連の脱植民地化を推進した諸国家と諸エージェントである。Toussaintが「実際には植民主義国家である国家が、そのレッテルを貼られるのを免れている」と論評した、その道義的な矛盾のとがめは巨大である。それは、Wilmerの認識に見てとれたように、後々の先住民運動の認識をも制約するものだった。

国連による脱植民地化を振り返れば、「もしも」という想定が思い浮かぶ。仮にベルギー・テーゼを退けずに、国連が加盟国と非自治地域（信託統治地域も含めて）のいずれにもその内部に視線を及ぼし、その植民地的状況に関与していれば、先住民の権利要求にも機会が与えられたと思われる。国連総会（第4委員会）は、50年代の初めから、施政国から送付された情報を審査し、非自治地域の住人の請願を受け付け、彼らを召喚して聴聞し、さらに現地に視察団を派遣し、住民投票を監視し、後には現地人の武力闘争を支援した（家 1974）。ベルギーの主張とは異なる意味においてであるが、国連の関与を受けた非自治地域と、それを免れた加盟国の国内地域とでは、現地人の政治状況にとって大きな差異がある。加盟国の国内であっても、先住民（原住民）が多数であるような地域——ILOの報告書（1953）が指摘し、ベルギー・テーゼ（要約 6, 11）が言及したように、当時の南北アメリカ諸国の国内にはそのような区画された先住民（原住民）地域が少なくなかった——であれば、グリーンランドがそうだったように、国連の脱植民地化の枠組みの中でも、先住民が「自治」の担い手となりえただろう。さらに、ベルギー・テーゼが「最近にアジアで形成された新興国家についても」（要約 5）と述べていたように、新たに独立し国連に加盟してくる新興国についても、国内の先住民（原住民）を取り囲む植民地的状況に、視線が及んだ

はずである。

1993年宣言が拒絶した「民族絶滅と文化絶滅」の歴史経験は、遠い過去のことでない。先住民（原住民）を素通りした国連による脱植民地化、さらに各国の国内における抑圧的な原住民統治と並行して、国際機関ではILOが、先に見たように、1950年代に試行を開始して、「先住その他の部族的・半部族的な諸人口」を対象とした「保護および統合」政策を推進した。ILO自らが認めるように、「統合」政策は、先住民（原住民）の存続に価値を認めず、「国民共同体」へと同化吸収しようとする「民族絶滅と文化絶滅」の政策だった。この先住民を取り囲む国際秩序が、国連先住諸人口作業部会が審議を開始した1980年代まで持続したことは、先に見た通りである。

第二次世界大戦後の国連を中心とした国際機関と国際法の秩序は、先住民について一つの明確な像を描き出している。先住民とは、第二次世界大戦後の世界で進行した脱植民地化にも関わらず、国家ないし植民地の内部に温存された植民地支配を、継続して受けてきた民である。

5-7 国際法における「先住民」概念の切り出し——ILO107号条約

ILO107号条約は、植民地ではなく独立国家というコンテキストにおける「先住の」民を、国際法に登場させた最初の法規といわれる。この条約が「先住諸人口」の概念に与えた定義は、その後の「先住民」に関わる思考に根強く影響を与え続けた。ここでは、ILOが107号条約の定義に到達した経緯を、ILOにおける個別の状況とともに、同時代の国際的コンテキスト、国連における脱植民地化の推移と関連させて、考えたい。107号条約は「先住諸人口」の概念を、法律文にふさわしく抽象的で学術的な言葉で定義している。しかし、同時代のコンテキストと関連させて吟味すれば、きわめて特殊な歴史的刻印を負っていることが判明する。国連がベルギー・テーゼとともに切り捨てた原住民（先住民）の存在の中から、ILOがその独自の政策に沿って新たに切り出した概念が「先住諸人口」だった。

問題なのは「先住諸人口」のみではない。ILO107号条約が定義したのは、「先住諸人口」一般ではなく、「独立国における先住諸人口」である。ILOがこの条約を準備した時期は、先に見たように、ベルギーが国連で「反植民地勢力」に対抗して論陣を張った時期と重なる。国連がベルギーの主張を退けて推進した脱植民地化の事業は、それ以前の国家像を揺るがし、再定義していった。「独立国」を既定の自明の概念と見なすことはできない。この点でも、ILOの視野を同時代の国際的コンテキストと関連させて考察する必要がある。

第二次世界大戦以前にも ILO は、植民地における現地人（原住民）労働について標準を設定する条約を制定していた¹⁸⁶⁾。107号条約の成立過程を丹念に追った Rodríguez-Piñero によれば、ILO では 1946 年という早い時期に、植民地の現地人（原住民）労働に対する標準設定と並行して、独立国家についても原住民（先住民）労働の標準を設定すべきだとする意見が出されており、その時は ILO としての合意にいたらなかった¹⁸⁷⁾。次いで、中南米諸国からの提案を受けて、ILO は独立国家の原住民（先住民）労働を課題とすることに決め、「先住民労働専門家委員会 Committee of Experts on Indigenous Labour」を組織して、調査研究に当たらせた（1951年）。ILO は特に中南米諸国における政策経験の積み重ねに注目した。中南米諸国では 1920 年代から、国内の原住民（先住民 *indígena*）を対象にした同化政策（インディヘニスモ *indigenismo* 政策）を進めていた。ILO はこの経験を評価し、南米諸国政府に協力して、総合的なアンデス計画 *Programa Andino* に理論的指導役で参加した。この政策協力を ILO で担当したのが上記の専門家委員会である。「先住民労働の専門家」として、ニュージーランド、フィリピン、ラテンアメリカ諸国、アメリカ合衆国、カナダなどで経験を積んだ応用人類学者が招聘された。彼らが導入した人類学の科学的理論——ボアズの弟子たちが洗練させた統合的「文化」概念と文化変容 *acculturation* 理論——が、アンデス計画に理論的支柱を提供した。Rodríguez-Piñero はこの応用人類学の導入を ILO における「人類学的転回 *anthropological turn*」と呼んでいる。委員会は、政策対象（先住民）の文化全体を視野に入れた体系的な計画と、政策対象の文化に対する配慮という、ILO にとっては異質な思考の枠組みを導入した。107号条約が採用した総合的な「統合」政策は、このような人類学的思考を反影している。委員会には、アンデス計画での地域的特性に対応した個別的経験を、他地域にも適用可能な一般的政策として理論化することが期待された。委員会は、独立国家における先住民と先住民政策の現状を把握するために、質問状を作成し、関係諸国に送り、その回答を資料に組み込んで、独立国家における先住民の状況に関する総合的な報告書 *Indigenous peoples: Living and working conditions of aboriginal populations in independent countries* (ILO 1953)¹⁸⁸⁾ を刊行し、その後も改訂版を発行した。ILO がこの委員会の提言を組み込んで成立させたのが、ILO107号条約である¹⁸⁹⁾。

ILO の関心は、国家と国家、ないし国家と植民地の関係ではなく、労働の現場における雇用と労働の条件であり、労働者の保護である。先に見たように、植民地では入植者との対比で支配対象の現地人カテゴリー「原住民」が識別される。このカテゴリーは、入植者共同体が主導して独立を達成した国家、現地人エリート層が入植者に

入れ替わって植民地現地権力を継承した独立国家のいずれにおいても、解消されずに、国内化された植民地的状況の中で温存される。ILOが独立国家における先住民という課題に到達したのは、植民地における現地人（原住民）労働から出発して、この植民地的状況の連続性と、この状況において識別される「原住民」のカテゴリーの連続性に導かれてだった¹⁹⁰⁾。ILO 専門家委員会の視野¹⁹¹⁾は、入植者共同体が形成した独立国家のほかに、当時の新興独立国にも拡張していた¹⁹²⁾。いずれの思考でも、ベルギー・テーゼが広汎に「未開な後進的」民の存在を認識したのと同じ経路をたどっている。その意味で、ILOの原住民（先住民）労働の認識は多くの点でベルギー・テーゼの認識と重なる。ただし、ベルギー・テーゼが国連における政治的勢力配置に配慮して、ベルギーと同じ施政国だったアメリカ合衆国とオーストラリア、ニュージーランドに言及しようとしなかった（そのように見える）のに対し、ILO 専門家委員会はこれら三国も視野に納めていた。他方で、ベルギー・テーゼは非自治地域つまり海外植民地を視野に入れていたが、ILOは「独立国」として当時の国連加盟国のみを見ていた。

このように、ILOの視野とベルギー・テーゼの視野とは、微妙な差異を見せつつ互いに重なる。ベルギー・テーゼの視野は国連の脱植民地化の事業と排他的な関係にあった。ILOの107号条約についても、国連の脱植民地化の事業と排他的な関係にあるとする見方がある。ただしこの場合、両者の関係は、論争におけるように対立的ではない。Rodríguez-Piñeroによれば、ILOの107号条約は国連の脱植民地化の事業と相互補完関係にある。ILOが対象としたのは独立国家における先住民であり、国連の脱植民地化の事業が介入しようとはしなかった加盟国の国内状況に当てはまる¹⁹³⁾。

しかし、ILO107号条約と国連による脱植民地化とは—先住民の位置づけについてあの海洋ドクトリンが区画した—「独立国」と「植民地」という概念の対に、単純に対応するのではない。ILOは、国連による脱植民地化を経た新興独立国をも、その視野に含めていた。それはいわば国連による脱植民地化に疎漏があるからであり、国連がやり残した事業を、ILOが拾い上げた。仮に両者が相互補完的だったとすれば、それは、「独立国」と「植民地」という事業対象での分担ではなく、事業の内容における分担にあったはずである。そのためには、ILOは、「独立国」と「植民地」とを問わず、国連が脱植民地化の事業から外した植民地的状況を、事業対象としなければならない。しかし、国連の脱植民地化の事業と対峙したベルギー・テーゼが、非自治地域として認定された海外植民地についても、先住民の植民地的状況に言及したのに対し、ILOの視野に非自治地域は入っていなかった。

国連と ILO, さらにベルギー・テーゼの視野の差異を見定めるために, ILO が政策対象を「独立国における先住諸人口」と設定したときの, その「独立国」について, 考えてみたい。ある国家の状態, つまりベルギー・テーゼの語彙で表現すれば, 一つの「中央政府の首都」が「領土的隣接性」によって「非自治の民と地域」を支配しているような場合, ILO は, 「非自治の民と地域」の外周を国境とする一つの「独立国」の存在を認め, その国内の「非自治の民」を「独立国における先住諸人口」に該当すると認める。「独立国」に関する ILO の認識とは異なって, ベルギー・テーゼ (要約 19) は, 宗主国の主権の内部に海外植民地が統合されていると主張した。つまり, 「中央政府」が海洋を隔てて支配する「非自治の民と地域」を含めた「独立国家」の主張であり, それを容認すれば, ILO は海外植民地の「非自治の民」を「独立国における先住諸人口」に該当すると認めたはずである。しかし, ILO は, 海外植民地を除いた範囲の宗主国を「独立国」とし, このように認識した西欧の「独立国」には, 先住民の存在を認めなかった¹⁹⁴⁾, ILO は西欧諸国を視野に含めていない。他方, 宗主国と分離して位置づけられる海外植民地は, 「独立国」ではないので, これも視野に含めていない。

ILO の想定する「独立国」は, 結果として, 後に国連が脱植民地化の「強いメッセージ」を通して再定義することになる脱植民地化後の国家像に, 一致することが分かる。しかし現実には, 先に見たように, 国連の脱植民地化はもう一つの「弱いメッセージ」に従って, 独立以外に複数の, 主権を制限されて施政国の主権のもとに留まる「自治」の選択肢を, 整備していった。ILO が先住民に対する政策を準備し, 107 号条約として採択するまでの間にも, 非自治地域の中から施政国と「自由連合」する地域, 施政国に「統合」される地域が出ていた。国連で非自治地域として登録された地域は, グリーンランドなどその後に施政国の主権のもとに取りこまれた地域を含めて, ILO は視野に含めなかった¹⁹⁵⁾。それゆえ, ベルギー・テーゼから見れば, ILO107 号条約は, 国連の脱植民地化の事業からもれ落ちた原住民 (先住民) を, 網羅的にすくい上げるものではなかった。ILO の視野が, 「先住諸人口」の把握ではベルギー・テーゼに近似しながらも, 「独立国における」という条件の設定において, 国連の脱植民地化の「強いメッセージ」が再定義していくことになる国家像に, 拘束されていたことが分かる。

ILO が 107 号条約の準備を行っていた時期は, 国連でも脱植民地化の実施形態を模索していた時期であり, この事業がその後に再定義することになる国家像は, いまだ流動的だった。この再定義が別の国家像に行き着く可能性がなかったわけではない。

国連の脱植民地化は植民地の現地社会にまったく関与しなかったのではなく、既述のように、70年代になれば、宗主国や入植者共同体が現地人に対して強圧的な武力制圧やアパルトヘイトを行ったのに対抗して、積極的に介入した。仮に国連がそれに先立ってもう一步を進め、ベルギー・テーゼに別の回答を与えていれば、脱植民地化の事業の初期から、加盟国の国内における植民地的状況に介入することもありえただろう。そうなれば、ILOの先住民に対する取り組みも、まったく異なる形態をとったはずである。後の視点からは、これは仮想の域を出るものではないが、少なくともそれは、ILOの「独立国における先住諸人口」を対象とした課題の設定が、国連の脱植民地化における選択と連動した歴史的制約を被っていたことを意味する。

国連の組織内部の論理では、加盟国の国内における人権抑圧は、脱植民地化とは異なる組織システムの課題である。当時の人権委員会が課題の焦点としていたのは、二度の世界大戦の要因となった少数集団に対する差別であり、少数集団の問題を含んだより普遍的な人権の確立だった。そこでは、先住民の個別的な歴史と状況に即した対策を期待しえなかったことは、先に見た通りである。加盟国の（海外植民地を除いて区画される）国内の植民地的状況は、初期の国連が取り組んだ諸課題の空隙に放置された。そしてこの、国連の外部に押し出された課題が、ILOがそれ自体の論理で到達した政策対象「独立国における先住民労働」と部分的に重なった。ILOの先住民に関わる政策と国連の脱植民地化との補完関係(そのように見える関係)は、国連が取り組んだ脱植民地化の初期における展開という歴史的條件に規定されて成り立ったものである。

独立国家内の先住民を対象にILOが制定した107号条約は、しかしながら、先に見たように、またILO自体が後に認めたように、「統合主義」という先住民の「民族絶滅と文化絶滅」を政策目標にしていた。ILOは、独立国家の内部に持続していた植民地的状況にアプローチして、先住民に対する植民地的抑圧を促進したのであり、その意味で、第二次世界大戦後に形成された新しい国際秩序の中で、先住民に対する植民地支配の主要なエージェントとなった。このようにして、先住民の権利要求に応えるべき場は、1950年代末の時点で、主要な国際機関の中のどこにも存在しなかった。

ILOの想定した「独立国における先住諸人口」が、同時代の国連における脱植民地化の展開に依存した概念であることを見た。この歴史的制約に加えて、「先住諸人口」に定義を与えようとしたのがILOという国際機関だったという条件が、107号条約による「先住諸人口」の定義に、さらに個別の歴史的な制約を加えた。以下、この点について述べたい。

5-8 「植民地化以前の…」 — ILO107 号条約による定義

ILOにおける「先住諸人口」の定義の出発点は先住民労働専門家委員会の見解である。委員会は彼らの考察対象を見定めるのに、一貫して「先住民 indigenous peoples」を基本的概念として使っている¹⁹⁶⁾。委員会は「先住民」を定義するために、(1) 先住民(原住民)政策を行っている各国の政策を参照し、(2) 理論的に「先住民」を定義しようとする試みで採用された規準——言語、文化、集団意識、人種その他——を考察し、さらに(3)「機能的規準」を考察して、最後に(4) 経験的なガイドとして「記述的」定義を与えるという、4段に互る手順を踏んだ(ILO 1953: 3-27)。(1) 最初の手順は、「独立国における先住民」を把握するための現実的なガイドとして、先住民(原住民)政策を実施している諸国におけるその政策を参照することである。独立国家の少なかった1950年代初頭の時点で、ILOの想定したカテゴリー「先住民、先住諸人口 aboriginal populations」に対応する名称で対象を指定して政策を行い、その経験を積み重ねていた国家は、さらに限られていた。委員会の視野にはオセアニア(2か国)とアジア(7か国)も含まれていたが¹⁹⁷⁾、中でも最も詳細に検討したのはラテンアメリカ諸国の資料である(ILO 1953: 5-15)。これら当時の歴史的条件は、「独立国における先住諸人口」に関するILOの認識を、特定の国家の個別的状況に強く依存させた。

専門家委員会の検討によれば、(1) 各国の先住民(原住民)政策では、先住民(原住民)が存在し、特別の政策が必要であるとの認識では、一致するものの、「先住民(原住民)」の定義については、国による差異に加えて、一国の中でも政策ごとに異なる規準を採用していて、共通の定義を得ることは不可能だった。(2) についても同様で、どの規準を採用しても、また複数の規準をどのように組み合わせても、一般的定義は困難であるという結論に達する。「先住民」の一般的定義が困難であることの要因として委員会が認識したのは、「先住民」の歴史的变化だった。ヨーロッパ人征服者と先住民(原住民)の支配—被支配関係が時とともに深まることによって、混住、通婚、文化変容が進み、先住民(原住民)の境界が拡散し不明瞭になったことを、指摘している(ILO 1953: 3-5)。とりわけラテンアメリカ諸国では、長い植民地期の後に入植者共同体が国家を形成し、その国家もすでに長期の歴史を経ていた。先住民(原住民)とヨーロッパ人征服者との混合は、部厚いメスティソの層を作り出していた。

専門家委員会が次に検討した(3)「機能的規準」は、「北米の社会学者」Oscar LewisとErnest E. Maesの提唱によるものであり、概念の一般的定義が困難であると

いう見解を踏まえて、通常の手順、つまり先に概念を定義し、次いでそれを現実に当てはめるという手順を逆転させ、「先住民（原住民）を援助することに実用的な関心を抱いている者の観点」から政策対象を絞り込むという、実務的な方法とその規準を指す。先住民（原住民）問題が存在する国において、先住民（原住民）——Aborigines や Indio といった通称で呼ばれる人々——を対象に、生活条件の情報収集を第一に行い、それに基づいて生活改善プログラムを立案し、情報から最も援助を必要としていると判断される集団から、それを実施していく。機能的規準は、優先的に情報収集を行うべき問題の所在を指定する。その問題とは、緊急対策が必要な問題とその原因となる社会的経済的欠陥、集団間の差異、特殊な対策が必要な特殊な問題を抱えている集団、国家による一般的な社会改善計画が最も問題の多い集団に適用されるのに必要な調整などであるという。理論より実務を優先させた方法であり、予め政策目標——国民の中で「未発達段階」にある民を国民レベルに「発展」させて「国民共同体」に「統合」という 107 号条約に体现されることになる目標——を設定し、その政策対象となる人々を「先住民」と呼ぼうとする。委員会自体、この定義が同義反復的であり、定義される「先住民」つまり政策対象は、政策を必要とする人々——問題を抱える「先住民」と同様の状況にある非「先住民」——に拡散することを、自覚していた。しかし、政策実施を役割とする国際機関にとっては、これがより確実な選択だった（ILO 1953: 22-25）。

専門家委員会が結論として与えた「先住民」の（4）「記述的」定義は、政策対象を特定するための経験的ガイドを意図したものであると注記しつつ、二つの要素を組み合わせ「先住民」を説明している（ILO 1953: 25-27）。一つは、107 号条約第 1 条 1b 項に組み込まれることになる歴史的起点による説明であり、もう一つは、彼らは国家 nation の文化よりもむしろ先祖以来の諸制度に従って生活する傾向があること、「国民経済と国民文化を十全に共有していない」ことの指摘であり、「機能的規準」の視点からその内的小および外的要因を列挙している。委員会が与えた「先住民」の定義の前半、歴史的起点の部分は、次の通りである。

先住の人〔個人〕indigenous persons とは、現在〔ある特定の国 a given country の〕政治的・経済的な権力を手中にしている非先住集団の先祖の一部が、入植 settlement ないし征服（あるいは数波に互って継続的に征服）した時に、その国に住んでいた原住人口 aboriginal population の子孫である。これら子孫たちは一般に、彼らの属す国家 nation の文化に従うよりはむしろ、植民地化 colonisation ないし征服より以前に存在していた社会的・経済的・文化的な諸制度——国によっては準封建的な土地所有システムと結合していた——に従って生活する傾向にある。（ILO 1953: 26）

「これら子孫たちは一般に」以下の、「先住民」の文化を述べる文章は、第二の要素の説明に属するものであるが、「先住の人」の定義と同じく歴史的起点に言及しているので、並べて引用した。ここで思い浮かぶのは、次の問いである。なぜ委員会は当初から、「植民地化」ないし「征服」ないし「入植」という歴史的起点によって「先住民」とその文化を定義しようとしたのであろうか。

考えられる回答は二つある。一つは、先に述べた外的な歴史的制約である。当時、国内に先住民（原住民）が存在し、政府が先住民（原住民）政策を行っている独立国家、さらにILOの専門家委員会が視野に納め、ILOの要請に応じて報告を送り返してくるような国家は、事実上、少数の国に限られていた。その大半は、南北アメリカとオセアニアという特定地域の、かつてはヨーロッパ諸国の植民地であり、ヨーロッパ人入植者共同体が独立して形成した国家である。これらの国家においては、同時代（1950年代）になお植民地だった地域において、入植者の視点から現地人（原住民）が容易に識別できたように、植民地化の初期には入植者と区別して現地人（原住民）を見分けることは、容易だった。

二つ目の回答は理論的なものである。上に言及したように、専門家委員会は、「先住民」の定義が困難である理由を、「先住民」の歴史的変化に求めた。とりわけラテンアメリカの国々における実状では、「先住民」と「非先住民」とは連続的であって、どのような規準を採用し、それを如何に組み合わせても、多数の不明瞭な境界線が混在する図しかえられない（上記の手順2）。しかし、時間を遡れば、曖昧な境界線はより明瞭になり、少数の境界線に収斂し、歴史的な起点にまでいたれば、明瞭な単一の境界線に到達する。この単一の明瞭な境界線が、両者を分ける最良の規準を提供するはずである。

専門家委員会の報告書（ILO 1953）からは、「先住民」の定義にアジア諸国の状況を反影させなかった理由は、読み取れない。おそらく、アジア諸国の国ごとの「原住民」の状況は、南北アメリカとオセアニアの諸国より多様で、それを参照すれば、定義の試みは拡散するばかりだったろう。いずれにせよ、委員会は上記の明瞭な境界線を定義の主要な要素として選択した。

理論的明晰さを追求する姿勢は、「先住民労働専門家委員会」にふさわしく、学術的というべきであるが、この歴史的起点を参照した「先住民」の定義は、理論的明晰さの一方で、いくつもの問題を派生させた。第一に、特定の事例にモデルを求めた定義は、概念としての一般的適用の能力に制限を受けることになる。ベルギー・テーゼに即して先に見たように、現地人（原住民）が入植者を排除して独立を達成した国家

においても、国内に持続する原住民（先住民）の植民地的状況があり得た。ILOの専門家委員会が参照した国家の中で、アジア諸国については、歴史的起点を参照したこの定義では、「先住民」を識別することができない。この困難は実際、107号条約の審議で批判を受け、条約の適用対象を枠組みごとに変更せねばならなくなる要因となった。

第二に、ILOのコンテクストでいえば、「先住民」の定義は、「先住民」政策の対象を特定するという実務的目的に応えなければならない。しかし、理論的明晰さは実務的な簡便さを意味しない。歴史的起点にまで遡って当時の「原住人口」との「先祖—子孫」の関係を実務的に証明することは、常に容易とは限らない。現に原住民（先住民）政策ではしばしば、この要件が彼らに対する一つの抑圧となった。

第三に、さらに大きな問題として、この定義が目的とした政策との関連が、この定義には反影されていない。ILOの語彙でいえば、先住民の「社会的・経済的未発達」（107号条約第1条1a）な状況、より一般的な語彙でいえば、国内に持続する先住民の植民地的状況との関連である¹⁹⁸。時間の言葉でいえば、参照する意味のある過去の中で最も遠く遡った歴史的起点を、現時の政策のために参照するという矛盾。

ILOのコンテクストで意味を成す概念として「先住民」を定義しようとするならば、征服あるいは植民地化という歴史的起点は「先住民」の主要な要素とならないはずである。ILOの直接の関心事は現時における政策的な必要であり、専門家委員会の与えた「先住民」の定義では、歴史的起点を参照した前半部ではなく、上に引用した文章に続く後半部の「機能的規準」に依拠した記述が、この実用的要請に込めていた。その意味で、前半の歴史的起点を参照した定義は、後半の政策的な記述と組み合わせることによって、ILOとして有効な定義を構成していた。この「機能的規準」による後半部は、上に述べた、特定の国家—入植者共同体が形成した国家—をモデルとした定義の限界にも、有効に作用する。歴史的起点では他の国民と区別しえないインドの指定部族やフィリピンの「異教徒」も、「機能的規準」によれば政策対象として視野に含めることができる。

Rodríguez-Piñeroによれば、専門家委員会の「記述的」定義はその後数度の変更を受けて、107号条約第1条に落ち着いた。この過程で、「先住民」の概念のみならず、条約の適用対象の概念的枠組みに大幅な変更が加えられた。条約の適用対象はもはや「先住民」ではなく、「部族的・半部族的な諸人口」に変えられ、「先住諸人口」はそれに含まれる下位カテゴリーとして位置づけられた（Rodríguez-Piñero 2005: 159–162）。上記の専門家委員会の定義に即していえば、「機能的規準」に沿った部分が「部族的・半部族的な諸人口」に相当する。「部族的諸人口」とは、「半部族的諸人口」

との対が示すように、「国民共同体への統合」という条約の政策目標に沿った対象の指定であり、「統合」の度合いを尺度として、「発展」した「国民共同体」から最も遠い人々が「部族的」、中間の「統合」途上にある人々が「半部族的」諸人口である。

このように変更したのは、アジア・アフリカ諸国から、歴史的起点を参照して定義した「先住民」は自国では意味を成さないとする批判が強かったからである。Thornberry は、1950年代末の独立国家の状況を反影して、「先住諸人口」は主としてラテンアメリカ諸国に、「部族的諸人口」はアジア・アフリカの諸国に、それぞれ該当したと述べる (Thornberry 1991: 339)。正確に言えば、107号条約は「先住諸人口」を「部族的・半部族的諸人口」の下位区分と位置づけていたので、Thornberry が「部族的諸人口」と「先住諸人口」とを対置させるのは、169号条約が導入した区別を107号条約に読み込んでいるからである。ただし、107号条約の現実の適用では、この二概念は Thornberry と同じように対置的に解釈されていたと思われる。確かに、アジア・アフリカの旧植民地から独立した国々では、独立を担ったのは入植者ではない現地人であり、植民地化の歴史に言及して識別される「先住」概念は不適切である。これらの国々からは、2006年宣言案に対してアフリカ連合がコメントしたように(2-10節)、「わが国では全ての国民が先住民である」との意見が述べられたという (Rodríguez-Piñero 2005: 160-161)¹⁹⁹⁾。

微細な差異であるがゆえに見落とされがちであるが、専門家委員会の記述的定義と107号条約の条文とで、「先住」民を定義する視野に変化がある。委員会の記述的定義は、現在の「先住」民の先祖である「原住人口」が住んでいた「国 country」と、彼らが現在所属している「国家 nation」とを区別していた。先住民が、彼らの所属する「国家」の中でのみならず、彼らの「国」においても被支配的位置にあることを、委員会の定義は明示している。それに対して、107号条約の定義(第1条1b)は、国家の中における「先住」民と彼らの「国」とに対する支配関係を、まったく見落としている。条文の修正を推進した諸国家代表の目には、国民の間に「諸人口」の見分けはつくとしても、その間の支配関係は目に入らず、それゆえ、国家の領土を一つの単位と見なして、歴史的起点における「先住」を判定しようとする。アジア・アフリカの国家にとっては、国民の全てが「先住」に見える訳である。しかし、個別の先住民にとっては、彼ら自身の「国」との関係において彼らが「先住」であること——つまり彼らの「国」との関係において彼らが非支配的位置にあること——が重要である。107号条約の定義には国家の論理が貫いていることに留意したい。

さらに、専門家委員会が用意した定義が、条約の条文に翻訳される過程で被った変

更は、国家の論理とともに、当時の国際的コンテクストをもよく反影したものと解釈される。ILO が課題として設定した「独立国における先住民労働」は、「植民地の原住民労働」に対応する課題であり、後者から前者に向かう思考を導いたのは、双方に共通する条件としての、植民地的状況における入植者と現地人との対置だった。入植者共同体が独立して形成した国家では、現在時におけるこの対置は、歴史的起点における対置と連続的である。しかし、入植者を排除して独立した国家、つまり国連による脱植民地化によって生まれた国家では、国内の植民地的状況は独立後も独立前と連続的であっても、独立国家を担うエリート層は歴史的起点における征服者・植民者との間に系譜的連続性がない。ILO が到達した「先住諸人口」の定義は、何重にも当時の国際的コンテクストに翻弄されたといえる。

107号条約の条文が規定する最終的な定義を踏まえて、先に専門家委員会の「記述的」定義に私が与えた三つのコメントを、振り返っておきたい。条約の適用対象が「先住」民から「部族的・半部族的」民に変更されたことは、先に指摘した、歴史的起点を参照した「先住民」の定義の困難を、さらに強めたと考える。理論的明晰さと引き換えにこの定義が抱え込んだ困難を、委員会の定義では「機能的規準」による後半部が補い、概念を開かれた柔軟なものにし、かつ現在時の状況と接点を持たせていた。しかし、107号条約の条文では、この「機能的規準」に沿った部分が「先住」民から切り離されて、より包括的な「部族的・半部族的」民の定義に使われた。条約自体としては「機能的規準」の柔軟性を失っていないので、この変更による障害はない。しかし、この変更によって「先住」民は「機能的規準」の補強を失い、歴史的起点の参照だけがこの語を定義する。「先住」民の概念は、先祖との系譜関係の証明という実務的な困難を抱え、概念としての機能的な柔軟さを失い、モデルとした国家——入植者共同体が形成した独立国家——のみに当てはまる概念へとやせ細り、現在時の状況に対する実践的な志向を喚起する力を持っていない。

107号条約を改定した169号条約では、「部族民」と「先住民」とが別個の概念として分離されたが、「先住民」の概念内容に実質的な変化はなかった。当事者による自己認定という、先住民にとって重要な要素が加えられたが、先に述べたように、「先住民」を条約の主対象とするという、先住民組織が求めた変更は受け入れられず、169号条約は「部族民」概念を主たる適用対象として残した。この判断を支えたコメント、つまり歴史を参照して「先住民」を特定することは困難であり、そのような関心はむしろ条約の適用を阻害するとのコメントは、ILOの観点からのものではあるが、歴史的起点を参照して定義される「先住民」概念の困難を、的確に指摘している。

「先住民」の概念をめぐる ILO 先住民労働専門家委員会の挫折は、ILO の組織内部の小さな躰きであるに留まらない。それは「先住民」概念をめぐるその後の思考に大きな制約を残した。ILO の専門家委員会が当初、ベルギー・テーゼの視野とほぼ重なる広い視野から出発したことを、想起したい。ベルギー・テーゼは一貫してこの広い視野から外れることなく、入植者共同体が形成した歴史を持つ国家でも、国連の脱植民地化によって独立してくる国家でも、「先住民」の存在を指摘した。しかし、ILO の専門家委員会は、「部族民」という予期せざる新たな概念の導入と、それとの対比で求められた「先住民」の概念内容の縮小とを、受け入れざるをえなかった。両者の分岐点は思考の目標に対する姿勢の差異にある。専門家委員会もベルギー・テーゼも、現在時における現実の政策が思考の課題であり、その一環として先住民について考察した。ベルギー・テーゼは、国連での論争に即して「非自治」の民に視線を当て、概念相互の接続関係に沿って、「非自治」つまり「未開、進歩の後進的段階」、その民に対する「文明化の作業」つまり「植民地統治」、この作業の対象としての「原住民、先住民」と、政策的思考の対象を見定めていった。ILO 専門家委員会の躰きとの関連で言えば、植民地統治の現場の経験に裏打ちされたベルギー・テーゼの思考にとって、国連の場で想定されていた海外「植民地」と加盟国つまり「独立国」との差異は、「文明化の作業、植民地統治」の連続性を切断する境界ではなかった。実際、「文明化の作業、植民地統治」というコンテキストの連続性に支えられて、この「文明化の作業、植民地統治」が対象とする「原住民、先住民」の名辞上の対応関係（翻訳関係）が、海外「植民地」と「独立国」を問わず、慣習的に成立していた。

このベルギー・テーゼと対比させていえば、ILO 専門家委員会は、課題である政策の対象を「先住民」と見定めながら、その「先住民」を定義するのに、政策目標に直接に関連する要素——つまり「機能的規準」——に集中せず、「先住民」と「非先住民」との識別の実務的な困難に執着せずに、この困難を回避して、学術的に明瞭な定義、しかし政策目標とは関連のない遠い過去の歴史的事象を参照した定義を、導入した。条約条文の審議過程で、学術的定義と機能的定義が分離されたのは、専門家委員会にとっては予期しがたい偶然的な要因が働いたゆえであったかもしれない。ILO 全体としては、植民地における先住民労働の課題も視野に入っていたが²⁰⁰、先住民労働専門家委員会に課したのは、それと対を成すべき「独立国における」先住民労働であって、委員会の視野から植民地を外させていた。ベルギー・テーゼは、「先住民」の語とともに、「原住民、未開民、後進的民」など植民地で慣用されていた表現を互換的に使ったのに対し、ILO 専門家委員会は用語を「先住民」に絞り、ILO 全体としても

この姿勢を貫いた。先に述べたように、当時の英語の環境では「先住 indigenous」は新しい言葉だった。ILO はこの言葉を導入し、「独立国における」というコンテキストの区画を与えて、植民地のコンテキストで成立する意味関連からむしろ積極的に切断していた。

ILO 専門家委員会は、ベルギー・テーゼと同様に幅広く「先住民」の存在を視野に納めて出発しながら、「先住民」の定義では躓いた。その小さな躓きが、107号条約の条文では「先住諸人口」と「部族的諸人口」の亀裂をもたらした。それは後に、169号条約で、「先住民」と「部族民」との決定的な分裂に発展することになる。107号条約は、「独立国における先住の」民に定義を与え、それによって「先住民」の認識を制約する基本的な枠組みを形成した。「先住民」について思考しようとするれば、思考は不可避免的に、(1) 独立国という国家の枠組み、(2) その国家の歴史における征服と植民地化という歴史的起点、(3) 入植者共同体が形成した国家、そして(4) 歴史的起点を参照して定義される被支配的民へと導かれる。それは思考をこのように特定の結論へと追い込んでいく強固な認識枠組みである。その後の影響を考慮して、このILOのコンテキストで形成された「先住民」の定義、つまり上記(1)から(4)の思考経路で行われる「先住民」の定義を、「ILO 定義」と呼んでおきたい。

5-9 ILO 定義を乗り越えて

後に見るように、先住民の間には、「先住民」の定義は不要とする主張がある。実際、1993年宣言は「先住民」の定義を与えていない。それにもかかわらず、「先住民」の定義を求める声には根強いものがある。さまざまな国際機関が研究者とともに定義を与えてきた(スチュアート 1997)。いずれも特定の目的を反映して個性的であるが、それにもかかわらず、これらは共通に、先住民の決定的な弁別の特徴として歴史的起点に言及している。その意味でいずれも、ILO 定義の枠内での変異形である。

ILO 定義の拘束力は、国際機関や研究者に留まらない。先に参照した Wilmer の文章を想起したい。先住民の権利を主張する Wilmer は、先住民の存在を「ヨーロッパ人定住者が人口・経済・政治体制で支配を確立した諸地方」に確認し、それを、「第三世界」つまりかつて欧米諸国の海外植民地だったアジア・アフリカの諸国と対置させて、「第四世界」と呼んだ。ILO 定義が最もよく当てはまるのは、ILO 専門家委員会がモデルを求めた国々、つまり南北アメリカとオセアニアの入植者共同体が形成した国家であり、つまりは Wilmer のいう「第四世界」の所在する国家である。ILO の条約が構成した「先住民」の認識枠組みは、Wilmer に見られるように、1993年宣言

と同時期にいたっても、当の先住民の思考を制約していた。

ILO 定義については、その陥った困難を指摘した。その変異形である定義は、同じ困難を乗り越えているだろうか。その判断資料として、広く引用される Cobo の定義を見ておきたい。Cobo の定義は、ILO107 号条約と今日の状況との中間に位置して、先住民運動に連なる関心から提示された定義であり、先住諸人口作業部会も当初はこの Cobo の定義を踏まえて作業を開始した。国連の場合でも、作業部会が 1993 年宣言で定義を不要としたにもかかわらず、依然として標準的定義として参照されている²⁰¹⁾。Cobo は、国連の少数集団差別防止・保護小委員会（少数集団小委員会）の委嘱により、「先住諸人口」に対する人権差別の状況について調査した特別報告者であり、彼の報告が動因となって国連における先住民問題の取り組みが始まった。

Cobo の調査活動でも、1950 年代の ILO 先住民労働専門家委員会と同じように、調査資料の主体は、Cobo の要請に応じて国連加盟国政府（併せて 37 か国）が回答した情報に依存した。ILO 専門家委員会の資料収集と比べて、アジアではマレーシア、バングラデシュなどが加わり、ヨーロッパからはサーミ（当時の名称で Lapp）の住む北欧諸国が新たに回答したが、アフリカからは応答する国がなかった。Cobo は、「先住」に該当すると思われる民が存在する国家が、アフリカにも存在するとして、アフリカからの無回答を遺憾としている（Cobo 1983: 4）。Cobo の視野は、ILO 専門家委員会の視野と重なりながら、その後の先住民政策の広がりや独立国家の増大を反映して、アジアからさらにヨーロッパとアフリカを含めるまでに、拡大していた。彼の広い視野は確実に ILO 定義の枠を越えていた。

Cobo はその長大な報告の結論部分で、より確定的な定義を得るための準備段階のものとして、「先住諸人口」の「暫定的な定義」を与えている（Cobo 1983: 48-51, paras 362-383）。「先住民」の定義と「先住民」であることの認定はいずれも先住民の権利であり、国家は関与すべきでないことを注記しつつ、「国際的行動を目的とした」定義として、次の文章を示している。叙述の便宜のために構成要素ごとに記号をつけて引用しよう。

先住の共同体 communities・民 peoples・国民 nations とは、[a] 侵略以前 pre-invasion・植民地支配以前 pre-colonial に自身の領土（地域 territories）において発展していた社会と、歴史的な連続性を持ち、[b] 現在その同じ領土ないしその一部を支配している社会の、他の区分 sector とは、別個 distinct であると自認している共同体・民・国民である。[c] 現在は彼らは社会の非支配的 non-dominant な区分を構成しており、[d] 彼らが民として引き続き存在していくための基礎として、彼らの先祖の領土と彼らの民族的アイデンティティを、彼ら自身の文化的パターン・社会制度・法体系に従って保持し、発展させ、将来の世代に伝承していくことを、決意している。（Cobo 1983: 50, para. 379）

歴史的起点を参照して先住民を識別する ILO 定義については、理論的明晰さの半面で、いくつかの難点を指摘した。(1) 限られた適用可能性, (2) 現在の先住民と「先祖」との関係を証明するという実務的困難, そして (3) 現在に先住民が置かれている植民地的状況と接点を持たないこと。Cobo が着目する「先住の」存在は, [a] で述べるように、個人ではなく集合的単位——「共同体, 民, および国民」——であり、過去の歴史的起点との関係についても、「先祖」と「子孫」という個人間の親族的な系譜関係ではなく、集合的単位の連続性を要件としている。その意味で、ILO 定義の困難 (2) は免れているといえるかもしれない。

しかし、適用範囲が特定のタイプの国家に限られるという難点 (1) については、依然として難点であり続けている。107 号条約では、歴史的起点の規準では国民全てが「先住」民であるような国家について、「先住」民に替わって「部族」民の категория が条約の適用対象を把握していた。Cobo の定義では、「植民地支配以前」の「共同体・民・国民」との歴史的連続という条件 [a] に、かつて「先住」民のものだった領土に現在は彼らとは別個の人々が存在して (条件 b), その「社会」全体の中で「先住」民は「非支配的」な位置にあるという条件 [c] を加えることによって、「先住」民を区画している。条件 [a] と [b] [c] は、先住民の「自身の領土」と、それを支配している「社会」とを区別しており、ILO 定義を貫いていた (国家の領土の範囲で「先住」を判定するという) 国家の論理を免れている。さらに、この条件の組み合わせでは、条件 [b] [c] が述べる現時の「社会」の支配的な「区分」と、条件 [a] の歴史的起点における「侵略」ないし植民地化の実行者との、歴史的関係について、定義は何も述べていない。この定義文だけであれば、それゆえ、歴史的起点での侵略者・植民者から現在の「社会」の支配的な「区分」へと、支配者が交代した国家であっても、この定義は「先住民」を特定することができる。それゆえ、国連の脱植民地化によって独立を達成したアジア・アフリカの諸国家——「国民の全てが先住である」と主張する諸国家——においても、この定義は有効であるように見える。報告書の本体で Cobo は、考察する項目ごとに各国の寄せた資料を提示し、その中にアジア諸国の資料も含めていた。「先住」と見なされる人口集団がアフリカ諸国に存在すると予想してもいた。しかし遺憾なことに、Cobo は、この定義を提示するのに先立って、次の説明を与えていた。

先住民は彼ら自身が、彼らの領土に侵略者 *invaders* が来る以前に彼らの領土に存在していた民と国民の、歴史的な後継者 *historical successors* であると見なしている。侵略者は結果的に先住民を圧倒し、彼らに植民地的なあるいはその他の形態の従属を強いた。侵略者の歴

史的な後継者が現在、社会の支配的な区分 predominant sectors を構成している。(Cobo 1983: 50, para. 376)

この説明は、現在の先住民が歴史的起点における先住民の「歴史的な後継者」であるのと同じ意味で、現在の「社会」（つまり国家）の「支配的な区分」は歴史的起点における「侵略者」の「歴史的な後継者」であると述べている。それゆえ、この定義が当てはまるのは、特定のタイプの国家、つまり入植者共同体が独立して形成したタイプの国家における先住民に限られてしまう。ILOの専門家委員会は、当初はアジアの新興独立国を含めた広い視野から出発しながら、成文を得た条約では、入植者共同体が独立したタイプの国家のみに該当する定義へと、狭められていった。Coboは、それとまったく同じ軌跡を再びたどるという結果に終わっている。

国連少数集団小委員会から委嘱を受けて、先住民が締結した条約について調査した特別報告者 Martinez は、その中間報告で Cobo の定義に論及し、彼の定義では「民族的・国民的少数集団 ethnic/national minorities」と「先住民 indigenous peoples」が区別されず、両者の混同が生じてしまうと批判している。Cobo の定義は「侵略」と「植民地化 colonialization」の区別を見逃しているとも批判する。Martinez の意図は、近代ヨーロッパによる植民地支配は、先住民——彼の認識では現在のアジア・アフリカの国家はいずれも先住民によって構成されている——の間の「侵略」とは異質であると、述べたいようだ。さらに Martinez は、アジア・アフリカの諸国家が、帝国主義諸国の領土獲得競争によって恣意的に区画された植民地の境界を受け継いでいること、国家の人的構成が多民族的 multi-ethnic であり、かつ、同じ民族集団 ethnic group が複数の国家に分断されている状況が一般的であることを述べて、このような国家ではしばしば特定の民族集団が権力を把握し、不均等な権力配置によって、他の民族集団は「支配的区分 dominant sector」に属していない、しかし、いずれの民族集団も「先住」である資格に疑問の余地はないとする。Martinez は、この状況における「民族的／国民的少数集団」ないし「部族的少数集団」——彼は ILO169 号条約の規定する（独立国における）「部族民」に該当すると説明する——を「先住民」と誤認してはならないとして、Cobo の定義では、このアジア・アフリカ諸国における「民族的／国民的少数集団」をも「先住民」としてしまうという (Martinez 1995: 16–26)。

しかし Martinez は、現在の国民の中の支配的「区分」が当初の侵略者の「歴史的後継者」であるとする（上に引用した）Cobo の説明を参照してもいる。その上でこの批判であるから、Martinez の Cobo 批判は論理的とはいえない²⁰²⁾。Martinez は、二つの関連する概念を、互いに排他的に設定しようとする。「民族的／国民的少数集

団」に含めようとする対象を「先住民」から除外することによって、結果として「先住民」の概念を硬直的に捉え、ILO 定義へと固定させてしまった。さらに Martinez (1995: 25-26) は、現在のアジア・アフリカ諸国を「統治 govern」しているのは、いずれも「先住の」住人であると述べる。彼の視野と論理は、ILO 定義とまったく同じ国家の枠組みに縛られている。おそらくこれは、「少数集団 minorities」から考察を出発させる国際法研究者に共通の傾向である。「少数集団」は、国家の住人の間で人権を制限されている集合として識別される。国家という枠、その中での他の集合（とりわけ支配的な集合）との相対的關係における被差別状況、この二つが「少数集団」の識別をもたらす必須条件であり、つまり国家という視野でしか「少数集団」は見分けられない。しかし、特定の先住民にとって、より正確に言えば、彼らの「先住民」としての認定にとって、第一に重要なのは彼らの「国、領土」——1993 年宣言がいう彼らの土地・領土を含む「環境の総体」——との関係であり、国家という枠組みは、この関係に介入する二次的な要素である。その国家的支配の担い手が（その「領土」との關係において）「先住」であるか否かは、先住民が自身の「領土」において「先住」であることと、直接の関わりはない。

現在のアジア・アフリカ諸国ではしばしば、特定の「民族集団」が権力を独占し、他の「民族集団」の権利を制限する。この状況で支配を受ける「民族集団」は「少数集団」であって「先住民」ではない。Martinez の Cobo 批判は、つきつめれば、この概念上の区別に尽きる。しかし、このように概念上の区別を行うことに、どのような意味があるのだろうか。支配的な民が「先住」であると否とに関わらず、彼らから支配され、個別の民としての集合的生命を侵されている民が、「先住民」と自己認定して権利要求の運動を行い、さらに国際的な先住民運動の場に参加していくことに、どのような問題があるのか。Martinez が批判し摘発しようとするのは、「先住民」と「少数集団」との概念上の「混同」である。Martinez の主張はさらに、このような集団は「少数集団」であって「民」ではないとする、あの国際人権規約が規定していた差別を、これらの国家における被支配民に適用させる。「先住民」である支配的な「民族集団」が、「少数集団」である「民族集団」に対して行う支配は、ヨーロッパ人が行った植民地支配とは異質であるなどと想定するのであれば、それはヨーロッパ人に対する逆差別というべきである。

「先住民」のもろもろの定義が言及する征服と植民地化の歴史的起点は、先住民に対する支配の一つの要素であるかもしれない。しかし、それが唯一の規準とすべき起点ではない。さらに、この歴史的起点から引き続いた形態の植民地支配が、先住民に

対する支配の唯一の形態だったのではない。ベルギー・テーゼは、国連の脱植民地化によって植民地が独立するという歴史的变化において、支配者がヨーロッパ人入植者から（エリート層の）原住民（先住民）に交代しつつ、しかし（非エリート層の）原住民（先住民）に対する支配は持続している現実を、把握していた。その後のアジア・アフリカ諸国においては、Martinezが指摘するように、政治権力の不均等な配置によって、「少数」の民に対する抑圧が多様な形で生起している。もはや植民地期における支配関係の（担い手が交代したポストコロニアルな）持続とは捉えられない展開を示している事例も、多いと思われる。

しかし、私の理解では、国民の構成員であるべき特定の民について、その集合的生命を侵害するような支配と抑圧が存在する国家では、その支配抑圧を受ける民は「先住民」と自己認定して、権利要求を行うことができる。1993年宣言は、そのような状況にある民に、そのような行為を働きかけている。Martinezのように、既存の国際法概念である「少数集団」²⁰³⁾を援用し、さらに「民族的／国民的少数集団」と再定義しようとするれば、それは「民」の権利に対する制限を導入する。国際法の語彙から「少数集団」の概念を参照するのならば、「民族的少数集団」などとして「少数集団」の概念を保持するのではなく、たとえば「少数民 minority peoples」といった、「民」としての権利を伴う概念へと展開すべきである。民の集合的生命が否定されている状況があれば、その民の権利要求に道を開く概念を構成し、適用することが重要である。その上で、「少数民」と「先住民」を概念的に区別することが無意味であれば、むしろ概念上の区別を廃棄すべきであって、Martinezのように概念上の区別を維持するために両者を排他的関係に置くことは、無用である。

これは決して国際法の規定に即した論理の展開として無理な議論ではない。「先住民」のILO定義を貫いていた国家の枠組みを措くとしても、当初のILO先住民労働専門委員会には、国家のタイプ——入植者共同体が形成した国家であるか否か——を問わず、植民地的状況に置かれている民を「先住民」と捉えていた。しかし、条約の条文として結果した「先住民」の定義——ここで「ILO定義」と呼んでいるもの——が、入植者共同体が形成したタイプの国家における先住民へと狭められたことは、先に見た通りである。しかし、それでILOの二つの条約の視野が狭まったのではない。当初の広い視野で捉えられていた「先住民」から、ILO定義で捉えられる「先住民」を除いた残余は、「部族民」の概念で保持された。このことを念頭に置いて、国際法学者のILOに関する考察を振り返るならば、Rodríguez-PiñeroもAnayaも、ILOの条約をもっぱら「先住民」に関する国際法として扱っていたことが、改めて了解される。先

住民の文化と権利が国際法の関心事となっていた90年代以降の状況を受けて、169号条約は、先住民の権利を承認した最初の国際法規と位置づけられた。この条約は先住民が「民」であることを承認した。国際法で規定された「民」の全ての権利を認めるものではなかったが、そして1993年宣言はこの制限を排除しようとしたのだが、169号条約は先住民が集合的権利を担う主体であることを認めている。このことを確認した上で、国際法学者が論及しなかった「部族民」に視線を移すならば、169号条約が「先住民」に認めた資格と権利が、そっくりそのまま「部族民」にも適用すべきものであることが分かる。169号条約は定義の部分でだけ「先住民」と「部族民」を区別したのであって、その他の条項では一切、この二種の「民」を区別して規定してはいないからである。Martinezが言及するような、国家権力から国民としての権利を制限されている被支配的「民族集団」は、Martinezが想定する「民族的／国民的／部族的少数集団」ではない。彼が中間報告を執筆した当時の国際法の状況でもすでに、ILO169号条約が「部族民」は「民」であることを規定していた。

ILOにおける思考の経路では、当初の「先住民」概念は、条約として成文化される段階で、ILO定義の「先住民」と「部族民」に区分された。しかしその後の、先住民運動に促されて先住民の権利の承認が拡大する国際状況にあって、ILO定義の「先住民」と「部族民」を区別する必要はなくなり、事実上、両者を合わせた意味での、ということつまり当初の広い視野での「先住民」概念が、法的有効性を獲得している。

国際法における先住民の権利状況を動かしてきた先住民運動の方はどうか。1993年宣言は、次に述べるように、「先住民」に定義を与えないことによって、ILO定義を貫いていた国家の枠組みも、この定義が導入した「先住民」と「部族民」の区別も、事実上無効にしている。さらに、これも後述するように、国連の先住民に関わる作業部会は、審議に参加するために先住民組織が集合する場でもあり、そこでは「先住民」概念の実践における前進的進歩が有効に機能している。1993年宣言が起草された当時からすでに、先住諸人口作業部会の審議に参加する先住民組織は、アジア、オセアニア、アフリカ、北欧に広がっていた。入植者が独立して形成したタイプの国家を視野から外しても、アジアでは日本、台湾、ロシア、フィリピン、インドネシア、ビルマ、インドから、オセアニアではグアム、ニューカレドニア、パプアニューギニアから、アフリカではケニア、スーダン、ナミビアから、先住民組織が参加していた。作業部会に参加する先住民組織は、年によって入れ替わりがある。それを考慮に入れても、2006年に作業部会の審議に参加した先住民組織は、さらに地域的に拡大している。特にそれはアフリカに顕著であり、アルジェリア、モロッコ、ニジェール、マ

り、モーリタニア、トーゴ、カメルーン、ナミビアから先住民組織が参加し、ピグミーを支援する NGO も参加している。アジアでは西アジアのイラク、イラン、パレスチナ(?) から参加があり、日本(「琉球」)、フィリピン、ラオス、ビルマ(ミャンマー)、バングラデシュ、ネパール、インドから、オセアニアではパプアニューギニア、西バプア、フィジー、ニューカレドニアから、さらにヨーロッパのクリミアから参加している。作業部会への参加が先住民組織による権利要求運動と連動していることが読み取れる。これらの組織が代表する民のほとんどが、ILO の条約の定義では「部族民」に分類すべき位置にある。国際法の規定にある「先住民」と「部族民」の区別は事実上、効力を失っており、先住民運動の国際的連帯はすでに実践的に ILO 定義の制約を乗り越えている²⁰⁴⁾。

歴史的起点を参照して「先住民」概念を捉える一方で、Martinez は、歴史的起点の以後の先住民に対する抑圧の歴史的变化を、捉えていない。それはしかし、少なくとも定義の文言に関するかぎり、Cobo の定義でも同様である。Cobo の定義は、先住民の被ってきた植民地的抑圧の現在にいたる歴史を捉え損ねており、ILO 定義の難点(3)を共有している。条件 [b] の述べる「先住」民の「被支配的」位置という特徴は、現在に先住民が置かれている植民地状況に、かろうじて言及している。しかし、Cobo の定義は過去のそして現在の植民地的抑圧について、直接には述べない。条件 [b] の「別個で独自」という先住民の自己認識、条件 [d] の将来に向けた先住民の決意は、先住民が被ってきた植民地支配に対抗して形成された自己認識であり決意である。そうであるならば、先住民をそのような形の自己認識と決意に導いた植民地支配について、具体的に述べなければならない。それこそが「先住民」の定義の要となるはずである。先住民のこの自己認識の背景には、各国における同化政策、あるいは ILO107 号条約のような「統合」政策があり、決意の背景には「民族絶滅と文化絶滅」の歴史があったはずである。視線を先住民に対する植民地支配に直接に当てるならば、先住民の現在と未来に対する決意は、より包括的な権利要求となるはずである。1993 年宣言はこれらの要件のいずれにも応えていた。先住民の声が 1993 年宣言として形を成していたことが、改めて了解される。

このようなコメントは、もちろん、Cobo の時代には未来に属す出来事の展開を踏まえており、Cobo に対するコメントとしては不適切である。これまで、第二次世界大戦後の国連と ILO を舞台として、いわゆる「脱植民地化」と、それにもかかわらず植民地的抑圧の下におかれてきた先住民の存在について、跡づけてきた。そこで得た考察は、この過程が生み出した一連の「先住民」の定義——いずれも ILO 定義の変

異形である定義——を乗り越える地点にまで、到達したようである。これまでの考察を総合して、「先住民」という存在を描いてみたい。

VI 結 論

6-1 第二次世界大戦後の国際機関による先住民抑圧

1993年宣言——1993年に起草された国際連合先住民権利宣言草案——の考察から、この宣言の認識する先住民の歴史経験が「民族絶滅と文化絶滅」だったこと、この歴史経験を踏まえて要求する先住民の権利は、つきつめれば民の集合的生命権であること、具体的には、先住民の土地・領土その他の環境総体と統合的に結合して形成した独自の統合的文化を、維持発展させる条件を確保すること、そして、権利を要求するための国際法上の土台を民としての自己決定権に置いていることを、把握した。次いで、先住民の存在と権利が消去されてきた経緯を、1993年の先住民権利宣言を起点として、国際法と国際機関の歴史の中に探ってきた。「民」と「自己決定権」の概念の形成あるいは消去の跡を、過去の時点に遡って探り、そこから消去の経緯を時の経過とともに追い、再びさらに遠い過去に遡り、その時点から時の経緯を追うという、行きつ戻りつを繰り返しつつ、基本的には過去に遡って、ベルギー・テーゼという決定的な分岐点に到達した。

国連のいくつかの事業のうち、先住民にとって関係が深かったのは、二つの系列の事業である。一方は国家間の平和友好関係の維持発展を目的とした事業、とりわけ初期の国連で重要だった脱植民地化であり、安全保障理事会と信託統治理事会が担当した。他方は、国家の内部で生起する経済的・社会的・文化的・人道的問題に関わるものであり、社会経済理事会、とくにその中の人権委員会（後の人権理事会）が関係した。国連の専門機関と位置づけられる国際労働機関（ILO）も、国連のこの系列と並行して、先住民と関わりを持った。

歴史を遡る方向で追跡した出発点は、人道的問題に関わる事業の系列に位置づけられた先住民の権利問題である。この系列で最初に出会ったのは、国際人権規約自由権規約の少数集団に関わる条項であり、第27条は少数集団の成員に個人の権利として文化的権利を認めていた。この条項によれば先住民は少数集団であり、しかし、条項は少数集団を民とは認めず、民の持つべき自己決定権を認めなかった。

国際人権規約が採択された当時（1966年）、同じ系列の国際機関であるILOの条約（107号条約）が、先住民を対象とした国際法として機能していた（1957年採択）。し

かしこの条約は、先住民自体とその文化に存続する価値を認めず、あらゆる分野で—政治的・経済的・社会的・文化的に—先住民を選択の余地なく「国民共同体」に「統合」させるものであり、先住の民の解消を目指す「民族絶滅と文化絶滅」の国際的推進役を担っていた。国際人権規約の少数集団条項に代表されるように、国際的関心が少数集団の文化を承認する方向に転換したのを受けて、ILOは107号条約を169号条約へと改定した(1989年採択)。先住民とその文化に存続する価値を認め、文化的発展を政策目標に組み込んだものの、国家的価値に沿った社会経済的「統合」の要素を残すと同時に、先住民の自己決定権は認めず、国家の先住民に対する権威的パターンリズムの「保護」姿勢を貫いていた。

国連の人的問題を扱う事業の系列が先住民に課した制約は、さらに遡って、国連のもう一つの系列の事業である脱植民地化に由来した。初期の国連が選択した形態での脱植民地化は、先住民を素通りした。それに異議を唱えたのがベルギー・テーゼである。ベルギーは「未開な後進的民」を指標として、先住民が海外植民地(非自治地域および信託統治地域)のみならず、国連加盟国の国内にも広く存在することを指摘した。しかし、国連の脱植民地化の事業はベルギー・テーゼを退けて、強弱二つのメッセージを提示し、いずれによっても先住民を国連の事業の視野から除外した。「強いメッセージ」は「民」の概念とそれに連なる「自己決定、自由、独立、主権、領土的統合」の諸権利を概念複合として形成し、海外植民地の速やかな独立達成と、それに伴う欧米植民地主義宗主国の国民国家への縮小を、それぞれ近未来の現実として展望させた。植民地独立の担い手を現地人(原住民)に限定したが、その一方で、独立供与の対象を海洋ドクトリンによって海外植民地に限定し、それによって、(新興独立国も含めて)加盟国の国内に持続する先住民に対する植民地的抑圧を、国連の目から不可視にした。「弱いメッセージ」は非自治地域について、独立以外の「自治」として複数の形態を導入して、宗主国(施政国)の支配・関与を持続させるとともに、入植者を含む「地域」の社会構成には介入せず、先住民に対する植民地的抑圧を持続させた。ベルギー・テーゼを退けた国連の選択は、つまるところ、あらゆる場所で、つまり地理的に隣接して植民地を持つソ連邦(ロシア)・日本・中国などの国家、入植者共同体が独立して形成した南北アメリカとオセアニアの国家、国連の脱植民地化の事業によって独立を達成した(さらに達成してくる)新興国、そして未だ独立ないし「自治」を達成していない非自治地域で、先住民に対する植民地的抑圧を持続させた。

ベルギー・テーゼは、当時の国連が選択しつつあった形態での脱植民地化を批判することによって、植民地支配者の視点からではあるが、植民地支配について、国連の

進める脱植民地化について、そして広汎に存在する先住民について、的確な認識を示していた。植民地支配は、奥行き深い立体的な現実である。それに対し、国連はその中の表層を平面的に把捉し、その捉えた平面でのみ、いわゆる「脱植民地化」の事業を行った。国連の脱植民地化の事業にモデルを提供したのは、ラテンアメリカ諸国が宗主国から独立を勝ち得た「革命」の歴史である。このモデルは、後に（1960年に）成文化される国連の脱植民地化の「強いメッセージ」をさきがけるものであり、宗主国との支配—被支配関係に解放の関心を集中させて、海外植民地の独立を展望させるとともに、他方では、その構造的な裏面として、独立する国家内に先住民抑圧を温存させる。ベルギー・テーゼから読み取ることのできるこれらの知見は、その後国連が進めた脱植民地化について、予言的でさえあり、実際、国連は欧米諸国の海外植民地の大半を独立させるとともに、その多くの新興独立国で、国内に先住民に対する植民地的抑圧を持続させた。

上に言及した ILO の条約は、国連が脱植民地化の事業から除外した先住民の、さらにその中の「独立国における先住民」に焦点を当てたものである。ILO の二つの条約がいずれも植民地的なパターナリズムの大枠を出るものでなかったことは、上に述べた。ILO の二つの条約が残したもので影響が大きかったのは、「先住民」概念の ILO 定義、つまり国家の枠組みの中で征服と植民地化の歴史的起点を参照する「先住民」概念の定義である。その後さまざまな国際機関や研究者が試みた定義は、いずれもこの ILO 定義の枠組みを出るものではなかった。現在にいたるまで、先住民運動の当事者を含めて、「先住民」にかかわる思考に対する ILO 定義の拘束力は持続している。

おおよそこのような経路で進めてきた私の考察は、改めていうまでもなく、最初の 1993 年宣言を別として、国際秩序で主役を演ずる国際機関と国家ばかりを対象としてきた。考察のテーマは先住民であるが、その先住民は常に客体—政策の対象であったり、事業から外される対象であったりする存在—であり、能動的に行為する主体ではなかった。この論文で内部に立ち入って考察した対象はいずれも、先住民に対して植民地支配者の位置にあった。国連の脱植民地化の事業であれ、ILO の条約であれ、ベルギー・テーゼであれ、いずれも理念として掲げたものは、支配を正当化する植民地主義であり、その 20 世紀中葉における変異形—支配する対象を自立させること（つまり支配から解放すること）に支配の正当性を求め、支配からの解放過程（解放にいたらない解放過程）を支配しようとする自己矛盾に満ちた植民地主義パターナリズム—である。植民地支配についてとびぬけて包括的な認識を示していたベル

ギー・テーゼは、同時に、古典的ともいえる語彙でこの植民地主義を表明していた。国連、ILO、そしてベルギーに代表される欧米宗主国、これら植民地支配者による思考と行為（政策と事業）の彼方に、不可視にあるいは可視に先住民が存在した。植民地支配者の思考と行為を跡づけてきたこの私の論文の視野でも、先住民は客体に留まっていて、能動的主体としての姿を捉えていない。ただ一つ、最初に考察した1993年宣言だけが、この先住民の声を集約的に代弁していた。

ILO107号条約は先住民を、国民の水準より「未発達」な段階にあると描き、ベルギー・テーゼは、「未開、後進的」であるがゆえに、「文明の指命」を担う文明国家から「文明化の作業」つまり植民地統治を恩恵として受けるべき存在と描いた。国連の脱植民地化に比べれば、植民地支配をはるかに奥深く、先住民の存在まで見通したベルギー・テーゼであるが、所詮は支配の現実をはるか高みからしか見ていなかった。それは、1993年宣言が描く先住民の姿とのあまりの懸差が、よく示している。

6-2 「民族絶滅と文化絶滅」——先住民の歴史経験

1993年宣言は先住民の権利要求を、彼らが受けてきた支配の経験と関連させて表明した。彼らが被ってきた支配を、法律文の文体に従って権利の否定と読み換え、支配の拒否を権利の要求へと展開させている。法律文に特有のこの操作を逆にたどることによって、1993年宣言の条文から、先住民が被ってきた支配が把握される。1993年宣言はこの支配を「民族絶滅と文化絶滅」の概念で総括していた。それは民の集合的生命に対する破壊的攻撃であり、物理的・生物的ジェノサイド、土地・領土など環境総体との統合的な結合の切断、政治・経済・社会・文化の破壊、そして政治的・経済的な自己決定の否定を含む。

1993年宣言は、この論文で跡づけてきた国連とILOの事業の一つ一つに対して、対話するような形で応答を示してはいない。しかし、これら国際機関の事績は、条約と国連総会決議の形で明文化され、国際法に累積的に組み込まれていた。1993年宣言は個別には、例えば政治的自己決定権のように、この国際法の蓄積から概念を援用して、自己の権利として要求した。しかし、「民族絶滅と文化絶滅」の概念を導入し、それを媒介として民の集合的生命権の要求に到達したのは、彼らの歴史的な被支配の経験を踏まえた先住民の創見である。

この先住民の透徹した自己認識に対し、私がこの論文で考察した植民地支配のエイジェントの中で、ベルギー・テーゼだけが、かろうじて対を成すといえる水準の認識を示していた。皮肉なことであるが、ベルギーは、国連が推進しつつあった脱植民

地化に異議を唱えて、この植民地支配の認識を提示した。しかしベルギーは、先住民に対する多面的な支配を、「文明化の作業」の名で継続することを追求した。国連の脱植民地化と少数集団保護の事業、さらにILOの二つの条約は、いずれも、先住民に対する支配を部分的に緩和することはあっても、先住民に対する支配を放棄するものではなく、その意味でベルギー・テーゼと大同小異であり、「民族絶滅と文化絶滅」の政策を継続するものだった。1993年宣言が掲げる民の集会的生命権の主張は、これら国際機関による個別の事業をはるかに超越するものであり、国際法の総体、そこに累積されている国際法の歴史の総体と、対峙している。

6-3 植民地支配

1993年宣言が提示する「民族絶滅と文化絶滅」は、先住民が受けてきた植民地支配を総括する概念であり、それゆえ、1993年宣言はこれによって、先住民にとって植民地支配が何であるかを描いていると解釈される。先住民にとって植民地支配とは民に対する「民族絶滅と文化絶滅」の介入である。

この論文で跡づけた国際機関の事業の中で、先住民を徹底して無視したのは国連の脱植民地化である。この事業にとって先住民は不可視の存在だったが、それに異議を唱えたベルギー・テーゼの考察を介して、植民地支配の中での先住民の位置を把握することができた。それによれば、一連の植民地的支配関係の中でも奥深い末端で支配を受ける位置に、先住民は存在した。それは、脱植民地化が介入した支配関係つまり宗主国と植民地との支配関係とは対極の位置である。国連による脱植民地化は、植民地支配の構造の中の表層に位置する宗主国と植民地の関係に集中的に介入したのであり、それによって植民地の政治的地位が変わり、「脱植民地化」したとしても、先住民にとっては、支配の権力構造に若干の変化—つまり権力の担い手の交代—をもたらしたのみであって、彼らの受ける支配を変えるものではなかった。植民地支配はこの「脱植民地化」によっても終了せず、依然として持続した。先住民にとって、植民地支配には、国連の脱植民地化が区分するよう見える二つの歴史的位相の植民地支配、つまり脱植民地化以前の国家レベル（地域間）の植民地支配と、脱植民地化後の（ポストコロニアルな）国内植民地支配とがあるのではない。先住民にとっては、その時々の様態を変えはしても、初めから現在にいたるまで一貫して、一種類の植民地支配だった。先住民は、植民地支配を最も深くかつ持続的に被った、そして現在もお破りつつある民である。それゆえ、先住民が「民族絶滅と文化絶滅」として経験した植民地支配の特徴は、先住民に対する特殊な特徴ではない。それこそが、植民地支

配に一般の本質的な特徴である。

6-4 1993年宣言と「先住民」の実践的定義

先に、「先住民」のILO定義に即して、「先住民」の定義に関わる問題を考察した。「先住民」のさまざまな定義の試みが、ILO定義の枠組みに拘束されて、共通に歴史的起点を「先住民」の弁別の特徴として採用していることを指摘し、しかし歴史的起点は「先住民」の定義には不適切であることを述べた。そこではILO定義に替わるべき定義を示さなかったので、ここで改めて「先住民」の定義について考えておきたい。ただし、ここで考察したいのは、「先住民」を定義すべき内容ではなく、「先住民」を定義すること、その適否あるいは可否である。その考察は、定義の実践的な役割を明らかにするだろう。

「先住民」の概念には、関係する国際機関と国家の政策の場、先住民による運動の場で、それぞれのエイジェントがそれぞれの状況に即して、定義を与え、また与えることを控えてきた。研究者もまた、これと類似の外的制約のもとで、しかし彼らの場合は理念上、現実のコンテキストからの制約を捨象して学術的に定義するという立場に立ちつつ、定義を試みている。これらさまざまな定義を考察する上で留意すべき重要なことは、定義をめぐる状況的条件への配慮である。定義は特定のエイジェントが特定の目的のために行う。これらの条件を外して定義の文面だけを抜き出すならば、文面の背後に潜んでいた条件に足元をすくわれることになろう。例えば、これまで再三考察したILO107号条約は、「先住諸人口」を、歴史的起点に言及して「征服ないし植民地化の時に当該国…に居住していた諸人口からの子孫である」云々と定義していた（第1条1a）。しかしそれは、この条約の適用対象を限定するというコンテキスト（第1条1）で与えられた定義であり、それゆえ「独立国における部族的ないし半部族的な諸人口」という上位のカテゴリーに含まれる下位カテゴリーとしてだった。これらの制約条件を外して、歴史的起点を述べた文章を「先住民」の一般的定義として抜き出すとすれば、それは元の意味と用法を外れた誤用であり、「先住民」一般についても、また当の条約についても、誤解することになろう²⁰⁵⁾。

「先住民」概念の学術的な定義を最も困難にするのは、1993年宣言が「先住民」に定義を与えないという選択をしていたことである。1993年宣言はそれに替えて、自らを「先住民」として認定する権利を主張する（第8条）。この自己認定には「先住民」の定義も含まれる。Daesは執筆した討論資料で、作業部会の審議で先住民組織が表明した全般的意見に言及している。先住民組織は「先住民」としての自己認定の

重要性を強調し、「先住民」の定義は不要だと主張していたという (Daes 1996: 12, 21)。先住民にとって「先住民」という認定 *identification* — 「先住民」というアイデンティティの確保— より重要な権利はない。遺憾ながら、国連総会が 2007 年に採択した国連先住民権利宣言は、先住民の自己認定の権利を述べる条項を条項ごと削除して、この権利を再び先住民から剥奪してしまった。

概念の定義は、不可避的に、概念に含まれるものと概念に属さないものとを弁別する。つまり、概念の定義は同時に、排除するものをも定義する。1993 年宣言は、「この宣言のいかなる個所も、先住民の既存の権利および将来に先住民が獲得しうるべき権利を、縮小ないし喪失させると解釈してはならない」(第 44 条) としていた。つまり、「先住民」に定義を与えて、それに該当しない先住民を「先住民」— 1993 年宣言が掲げる諸権利を要求すべき主体— から排除すること²⁰⁶) は、宣言にとって自己矛盾であり、第 44 条の精神に反する。それゆえに宣言は、「先住民」概念に定義を与えず、その定義とそれに基づく「先住民」としての認定を先住民による自己決定に委ねた。

先住諸人口作業部会の議長として 1993 年宣言の起草を担当した Daes は、1993 年宣言に関連して、いくつかの報告書と討論資料を執筆している (Daes 1993a, 1993b, 1996)。それから判断すれば、1993 年宣言で「先住民」に定義を与えなかったのは、先住諸人口作業部会の審議で賛否両論があったのを踏まえた上での、作業部会の判断だった。国連加盟国の政府からは、「真の先住民」を識別する— ということは「真の先住民」ではない人々を排除する— 必要から、先住民組織からは、確実に「先住民」として認定される根拠として、それぞれ明確な定義を求める意見が出されていた。概念の定義は概念の内と外を明瞭に分離し、包摂と排除という両面の作用を持つことを、よく示す議論である。定義の不必要を述べて自己認定の権利を主張する先住民組織の意見は、いずれの議論に対しても有効な反論である。Daes は、作業部会の審議過程が、参加する (しようとする) 組織の合議的選別を通して、「先住民」概念の実践における前進的進化 *the gradual evolution of the concept of 'indigenous' in practice* を成功裏に実現してきたとして、概念の柔軟な運用を強調している (Daes 1996: 21–22)。

1993 年宣言は、「自らを先住民と認定し、[他から] 先住民と認められる [先住民として承認される] 権利」(第 8 条) を要求する。「先住民」概念の定義もこの自己認定に含まれる。先住民組織は国際的連帯による行動を通して、「先住民」の概念に内容を充当してきた。「先住民」概念はもはや、学術的な考察によって定義すべき対象ではなく、先住民自身が自己決定として定義し、自己決定として「先住民」と認定する、そのような当事者の実践とともにある概念である。

この論文で私は、先住民の存在とその権利に対する消去の軌跡を、国連と ILO の事業の歴史の中に探ってきた。そこで得た知見では、先住民は、植民地支配を最も深くかつ持続的に被ってきた民である。国際機関は先住民に対する植民地支配を継続させて、現在にいたっている。2007年に国連総会が採択した国連先住民権利宣言は、1993年宣言が要求した民の基本的権利の多くに制限を加えた。民としての政治的自己決定権を事実上、内的自己決定権に制限した。他の全ての民と平等に十全な自己決定権を持つことを要求した1993年宣言に対し、2007年決議は先住民に、民としての自己決定権に毀損のある扱いを強制している。さらに2007年決議は、「先住民」として自己認定する自己決定権を否定した。先住民の被ってきた「民族絶滅と文化絶滅」の歴史を不可視にした。先住民による権利要求の枠組みを、国家と先住民との「パートナーシップ」による共同作業に変換した。先住諸人口作業部会の起草した1993年宣言が国連総会決議として採択されるまでの、国連の組織内部で行われた変形過程は、植民地支配が先住民に対して現在なお持続していることの、一つの証左である。

「先住民」の定義に自己決定として関わるのではない者として、これが私の述べることのできる限界である。先住民が被ってきた、そして現在なお被っている植民地支配の内容と、それに対抗して先住民が要求する権利は、1993年宣言が詳細に提示している。1993年宣言は、単に先住民——「先住民」としての認定を確保している民と個人——が要求する権利を述べているのではない。1993年宣言は、先住民の被ってきた植民地支配を明示し、それに対抗して要求すべき先住民の権利を明示して、その上で、そのような植民地支配を被ってきた民と個人に向けて、「先住民」としての自己認定が先住民の権利であることを述べている。「先住民 indigenous peoples」は、植民地支配のコンテキストで植民地支配者が使った用語「原住民 native, aborigine」ではなく、先住民が権利要求を掲げて始めた運動とともに（再）形成された概念であることを、想起したい。彼らの運動のコンテキストで意味を成す概念、その意味で一つのスローガンでもある概念である。「先住民」としての自己認定は、先住民として権利要求するための入口である。1993年宣言は、先住民運動のメッセージを表明する用具に留まるのではない。それは先住民に対する呼びかけを内包している。1993年宣言は、先住民の存在を喚起し、先住民運動を作動させる、そのような先住民運動そのものの容器である。

謝 辞

本誌『国立民族学博物館研究報告』に投稿した論文草稿に対し、三人の匿名査読者からいただいた詳細なコメントに感謝したい。それに応えるために、結果として大幅に改稿することになった。この論文を執筆した早期の段階で、一橋大学社会人類学研究室の一橋人類学セミナーで発表する機会をいただいた(2007年5月)。その場で多岐に互るコメントをいただいた出席の方々に感謝したい。専門外の者として全く不案内な国際法と国際関係の文献の探索には、インターネットが非常に有用だった。この論文で参照した国連の文書と国際法規は、その大半がインターネットで入手することができた。その点では、日本語で国際法規を入手の方が手順を要した。ウェブ上に公開されていない文献は、図書館を通して入手することになる。参考文献リストに記載しなかったものも含めて、現物貸借と文献複写のサービスでは、お世話になった東京外国語大学附属図書館に感謝したい。米国の古書店を通してベルギー・テーゼのパンフレット(Belgian Government Information Centre 1953)を入手できたのは幸運だった。この論文で先住民運動と国際法・国際関係について示した私の思考は、先住民関係者との、また専門の研究者との対話によって鍛えられたものではない。批評をいただければ幸いである。

注

- 1) 国連総会決議などの国際法規類の日本語での名称について、この論文では、後に述べる理由によって、必ずしも公式のないし慣用の名称を用いず、適宜変更を加える。論文で参照する国際法規類の英語での公式名および日本語での公式名ないし慣用名と、参照した情報源は、論文の末尾に参考文献リストに続けて掲載する。
- 2) Anaya は、1970年以來、国連、ILO その他の国際機関が積み上げてきた先住民の権利に関する条約・決議類が、先住民の権利を規定し保護する国際慣習法 *customary international law* を形成しているとし、その中心的構成要素として国連先住民権利宣言の1993年草案を挙げている。2001年の米州人権裁判所 *Inter-American Court of Human Rights* の裁定記録では、先住民の土地権を保証する論拠として、ILO169条約とともに1993年草案が参照されているという(2004: 61-70, 92)。3-9節参照。
- 3) 国連が非自治地域・信託統治地域の制度を通して行った事業は、一般に「非植民地化、脱植民地化 *decolonisation*」と呼ばれているので、ここでもその慣用に従いたい。対応する英語の語義を考慮して、「脱植民地化」の語を用いる。ただし、国連の事業は植民地支配の限られた一面を対象としたものにすぎず、先住民にとってはむしろ国連時代における新たな植民地支配の形態だった。「脱植民地化」とはいえ、その意味内容に保留をつけて用いていることに留意したい。
- 4) 例えば *self-determination* は、国民ないし国家に関わるコンテクストでは「自決」の語が、個人に関わるコンテクストでは「自己決定」の語が、それぞれ充てられてきた。「自決」は、「民族自決」という固定的な用法から、ほぼ国家的「独立」のみを意味し、個人の「自己決定」と接点を持たない。日本語では二つの概念であるように見えるが、英語では、複数のコンテクストにまたがって使われているのみで、いずれも主体に関わる同一の概念であることが、単一の用語によって示されている。実際、後に見るように、民の *self-determination* を制約する植民地支配は、しばしばパターンナリズムの形態をとったのであり、この概念的対立は、個人の *self-determination* に介入するパターンナリズムと同じである。日本語の用語法のようなコンテクストの違いによる用語の区別は不必要であり、むしろ思考を誤導しかねない夾雑物である。例えば、『先住民』の認定は先住民の *self-determination* の権利(自己決定権)に属

す」という1993年宣言のメッセージは、self-determinationを「自決」と訳したのでは、誤解を呼んでしまう。このメッセージは、民による自己決定が、「民族自決」だけではない広がりを持っていることを、示している。「自決」と「自己決定」という日本語の用語法が維持されているのは、研究分野ごとに異なる用語を慣習的に維持してきたからであり、それ以上の根拠はない。

- 5) この論文の記述では、国際法から多くの語句を借用し、鍵括弧「」を多用するので、この論文での鍵括弧の用法について説明しておきたい。鍵括弧は、それで括った言葉（単語、語句、文章）を言葉として扱っていることを示す。概念など、言葉とともにその意味を併せて指示する場合も、鍵括弧で括る。具合的には、法規その他の参照資料から語句を引用し、それが引用であることを示す場合である。文章の書き手である私との関係でいえば、言葉とその意味に対して私が距離をとっている場合に、鍵括弧で括る。対照的に、鍵括弧で括らないのは、私とその言葉とその意味を受け入れているからであり、私の言葉として使っている。鍵括弧で括らない言葉による表現は、言葉をではなく、言葉の意味対象を表わしている。表現での強調を表すのには、括弧類は用いず、傍点をつけることにする。引用文中の強調は、法規から引用する条文を含めて、全て私による強調である。
- 6) peoplesの訳語に「民」を当てるのは、テッサ・モーリス＝鈴木（2000）になっている。ちなみに、国連公定訳による1993年宣言および2007年決議の中国語版は、peoplesを「人民」とし、indigenous peoplesは「土着人民」としている。indigenous populationsは「土着居民」である。
- 7) peoplesに対応する日本語として「民」を導入することは、原語では同一の用語people(s)の概念的広がりであるものを、日本語では二つの用語「人民」と「民」で切断することになるという批判がありうることは、自覚している。私としては、単数名詞のpeopleにも「民」を充てることが可能であり、必要に応じて慣用語を併記して「民（人民）」と表示すれば、原意を保ちつつ日本語での論述ができると考える。たとえば「民（人民）の、民（人民）による、民（人民）のための」。
- 8) minoritiesを「少数集団」と訳すことについては、注50参照。
- 9) 作業部会の名称にpopulationの語を採用したのは、国際法では当時すでに自己決定の主体という意味を帯びていたpeoplesの語を避けるためだったといわれる。populationは多くの学問分野で使われる語であり、異なるコンテキストで訳し分けることが可能であるが、ここでは、この語の最も多用される用法に従って「人口」としておく。人々の集合の意味である。ただし、通常の用法では「人口」は、populationの語義の中でも数量の側面number of populationに焦点を当てることが多い。
- 10) ここで言及されている集団名はそれぞれ固有名である。つまり、「アボリジナルAboriginals、トレス海峡諸島民Torres Strait Islanders、先住アメリカ人Native Americans」は、「マオリ、イヌイト、サーミ、アイヌ」と同じく、英語では大文字で記される固有名である。この引用文は、作業部会の討議を推進した先住民が、地域では南北アメリカとオセアニアの、経済的には先進国に属す先住民に、傾斜していたことを示唆している。
- 11) 名詞の単数複数の区別は、複数であることを強調する場合に「諸」をつけて「諸権利、諸政府」などと表記するが、通常は日本語の慣用に従って「諸」をつけず、単複の区別をしない表記を採用する。
- 12) 少数集団小委員会は1999年に「人権促進保護小委員会Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights」と改称した。
- 13) この作業部会に固有名はなく、記述的に「1995年3月3日の人権委員会決議1995/23により設置された作業部会Working Group established in accordance with Commission on Human Rights resolution 1995/32 of 3 March 1995」と呼ばれている。ここでは「宣言案作業部会」と呼ぶことにしたい。
- 14) ただし、国連総会決議という文書の性格から、宣言を総会が採択しても、加盟国に対する法的拘束力は持たない。
- 15) 記述的な表示と固有名との差異を日本語で表現するために、本文のような表示を採用した。原語の英語では、記述的な表示a/the draft United Nations declaration on the rights of indigenous peoplesは、冠詞をaないしtheとし、「国連United Nations」以外を全て小文字にする。他方、固有名としての表示the draft United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoplesは、定冠詞theをつけ、しばしばdraftの語を外し、各語の先頭文字を大文字で表す。
- 16) 宣言案を起草した先住諸人口作業部会の文書、また宣言案の条文をさらに検討した宣言案

作業部会の文書はいずれも、宣言案を記述的に表示していた。先住諸人口作業部会が最終案を提出したのをうけて、上級の少数集団小委員会は宣言案を「国際連合先住民権利宣言」(原語では各語の先頭文字が大文字)と命名することを決定している(1993年8月, Sub-Commission 1993)。しかし、人権理事会および宣言案作業部会では引き続き、記述的表示で通した。その後の国連では、後述のように、2006年に人権理事会が宣言案を採択し、国連総会に提案した段階で、固有名で「国連先住民権利宣言」と表示している。このようなコンテキストの違いによる名称の微妙な差異とその経緯を踏まえた上で、ここでは記述の便宜を優先して、「宣言案」ないし「宣言」と略記する。

- 17) 1993年当時に宣言案の将来に予想されていた組織的階梯が一つ削減されたことになる。
- 18) Human Rights Council 2006。この人権理事会の決議は、宣言案作業部会議長の報告した宣言案を、記述的な(小文字の)表示で言及する方で、これとまったく同一の条文のものであるが、名称を固有名とし(つまり各語の先頭文字を大文字とし)、かつ「草案 draft」の語を外した「宣言」を、人権理事会として採択し、さらに総会に提案した。この段階でようやく、国連総会の公的意思という権威を付与されるべき条件が整ったということだろう。
- 19) 以下、1993年宣言の各条項については、条文そのものを記すのではなく、条文の規定している先住民の権利を抜き出して列記する。ただし、先住民の権利を提示する文体とは異なった文体で書かれた条文は、文章として翻訳し、カギ括弧「」内に記す。私の加えた補足説明の語句は角括弧「」内に記す。条項の要求する権利の内容を正確に日本語に移し替えるために、用語の選択には慎重を期したが、条文の翻訳を意図したものではない。さらに、用語の選択には、この論文全体で用いる用語との整合性も考慮した。これらの事情から、ここで提示する1993年宣言については、用語、内容の読み取り、状況と関連させた解釈、いずれにおいても、すでに公表されている他の翻訳と異なる点がある。部に表題はついていない。しかし、起草者は明らかに共通の内容の条項を部 Part へとまとめているので、その共通の内容を部のタイトルとして補い、角括弧内に表示する。国連の少数集団小委員会事務局が1993年案に与えた技術的コメントは、同じ主旨で、各部につけるべきタイトルを提案していて、第II部には「生命、統合、安全」という仮タイトルをつけている(Sub-Commission Secretariat 1994)。なお、2006年宣言案、2007年決議はいずれも、部の区分を廃止し、宣言の構成を見分けにくくしている。
- 20) 第10条の条文は二重否定の構文であるが、事前の合意を述べる句は二重否定の構文から外れており、原文のままでは矛盾した内容を述べている。
- 21) 「ジェノサイド genocide」、「民族絶滅 ethnocide」および「文化絶滅 cultural genocide」について、私の理解と訳語の選択を説明したい。1993年宣言は「文化的 cultural」の語を、しばしば「政治的 political、経済的 economic、社会的 social」と併記して、これらから弁別される狭い意味で用いている。しかし、ここで考察しているコンテキストでは、人類学の古典的な定義に近い意味で、この4分野を含む人々の営み全体を包括的に指していると解釈される。1993年宣言は「ジェノサイド」の語を2か所(第6条、第7条)で、「民族絶滅」の語は1か所(第7条)で用いている。第6条は、「先住民が独自の民として自由・平和・安全に生きる集合的権利」を述べるコンテキストで、それを侵害する「ジェノサイドその他」全ての「暴力行為」に言及している。人権に関連する国際法では、「ジェノサイド」の語は、1948年に国連が採択した「ジェノサイド罪の防止と処罰に関する条約 Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide」を先例として、「集団殺害」と訳されている。この条約で用いている genocide の語義は、狭いものであるが、この訳語はそれをさらに狭めている。この条約は、禁止すべき「ジェノサイド」を、「国民的・民族的・人種的ないし宗教的集団を全的にないし部分的に破壊 destroy する意図で行われる行為」と定義して、「集団の成員を殺害する行為、集団の成員に深刻な身体的ないし精神的損傷を負わせる行為、集団の全体ないし部分を物理的に抹殺すべく周到に計画された集団の生活条件に介入する行為、集団内の出生を妨害する処置の強制、幼児を当該集団から別の集団に強制的に移送 transfer する行為」を列挙している。1993年宣言第6条は「ジェノサイドその他いかなる暴力も」と述べるので、この条約のコンテキストで解釈してよい。第7条は、「民族絶滅」と「文化的ジェノサイド」を併記して、ともに拒絶する。この用法では「民族絶滅」の意味の重点を、「文化的ジェノサイド」との対比で、「文化的」ではない「絶滅 -cide」に置いていると考えられる。そこで第7条は、第6条の暴力的「ジェノサイド」を—その対象が1993年宣言のコンテキストでは民であるがゆえに—「民族絶滅」といいかえ、これに「文化的ジェノサイド」を併記して、ともに拒絶していると解釈した。さらに、暴力的「民族絶滅」

- との対比で、「文化的ジェノサイド」の意味を「文化絶滅」と解釈した。なお、1993年宣言を起草した当時の先住諸人口作業部会の議長 Daes は、年次報告で、cultural genocide と ethnocide について問われて、「議長 [つまり Daes 自身] は、cultural genocide は一つの文化 a culture の物理的諸側面の破壊を、ethnocide は一つの民族 ethnos と民 people の全体の抹消 elimination を指すと説明した」と述べていた (Daes 1993a: 17)。しかし、文化的ジェノサイドの意味する破壊の対象を、一つの文化の「物理的 physical」な諸側面に限定しているのは、不可解である。第7条の述べる民族絶滅と文化的ジェノサイド (文化絶滅) の典型例の中で、少なくとも (a) (d) (e) は文化の「物理的」諸側面の破壊とはいえない。
- 22) 後に述べるように、国連における脱植民地化の事業は一貫して、宗主国から地理的に分離した植民地を対象として行われてきた。先住民は独立国家内の存在であり、先住民に対する抑圧は、国連における脱植民地化の視野から排除されてきた。前文5、前文8の示す歴史認識が、第II部の条文の示す先住民の歴史認識から、いかに懸け離れているとはいえ、前文5のように、独立国家の内部に位置する先住民について、植民地支配 colonization の存在を認めることは、国連のコンテキストでは認識と政策の画期的な転換を意味している。
 - 23) 用語につけるカギ括弧について、注記しておきたい。煩雑であるが、1993年宣言が用いている意味での用語——たとえばここで国家——を指す場合には、カギ括弧をつけて「国家」などと表示する。それゆえ、宣言の語法を離れたコンテキストでは、カギ括弧をつけない。
 - 24) Sub-Commission Secretariat 1994, para. 36。この技術的コメントは、1993年宣言と既存の国際法との関係を明示する意図で、1993年宣言の各条項について、国際法の中で類似する内容の規定を指摘している。このような技術的コメントの主旨から、同コメントは、1993年案が革新的要素に欠け、すでに他の多くの国際法——憲章、章典、宣言、条約、規約など——で先住民について施行している規定の寄せ集めであることを、示唆する。その意味で、第7条についての指摘はこの技術的コメントの中で際立っている。
 - 25) 第11条の細目は、国家が軍事目的のために、先住民個人を軍隊に徴用すること、労働に動員すること、先住民にその土地・領土・生業 [生存] 手段を強制的に放棄させることなどを禁止している。いずれも直接には、先住民を巻き込む現代の時代状況を反影した規定であると思われるが、これらに類する行為は先住民に対する植民地支配の歴史でも多く見られた。直接に先住民をターゲットとした軍事攻撃は第6条の暴力的「ジェノサイド」に含まれる。
 - 26) ここで私が行っているのは、1993年宣言のテキスト分析であることに留意したい。1993年宣言のテキストを参照して、その内的構造を把握することによって、この1993年宣言をこの宣言の文言で草するにいたった思考の経路を、読み取るうとする。
 - 27) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントが与えている仮タイトルは「文化、宗教的および言語的アイデンティティ」である (Sub-Commission Secretariat 1994)。
 - 28) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントは仮タイトルを「教育と公的情報」としている (Sub-Commission Secretariat 1994)。
 - 29) 先に1993年宣言の内容を三つのテーマに識別した。権利によっては複数のテーマに関連する。ここでは論旨を明確にするために、条文の中で、後に取り上げる第二および第三のテーマと関連する部分は、丸括弧 () で括弧にすることにする。
 - 30) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントの仮タイトルは「土地と資源」 (Sub-Commission Secretariat 1994)。
 - 31) 前注に述べたように、ここでも第二第三のテーマに関連の強い条文は括弧 () で括弧にすることにする。
 - 32) 労働の権利に関する第18条は第IV部のテーマ (教育と情報) にそぐわない。少数集団小委員会事務局の技術的コメントは第V部に置くべきとしている (Sub-Commission Secretariat 1994, para. 67)。
 - 33) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントの仮タイトルは「経済的および社会的権利」 (Sub-Commission Secretariat 1994)。先住民の権利宣言をめぐる国連の状況を考慮して、「政治的」権利を意味する表現は避けたいようだ。
 - 34) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントの仮タイトルは「先住民の制度」 (Sub-Commission Secretariat 1994)。
 - 35) 条文は autonomy と self-government を併記しているので、ここでは前者を「自治」、後者を「自治政府」と訳し分けた。ただし、Daes (1993b, para. 32) によれば、国際法に

autonomy という用語は使われていない。後に見る国連の脱植民地化の事業では、一貫して self-government ないし形容詞形の (non-)self-governing の語を用いていて、日本語では「自治」と訳されている。国連の脱植民地化のコンテキストでは、この論文でもこの慣用に従うことにする。

- 36) 後に見るように、アメリカ合衆国政府は、国連における国連先住民権利宣言の審議過程にコメントして、自己決定権に関する宣言案の条文は、1993年宣言の段階ですでに、同国の国内先住民政策で先住民に認めていた内的自治制度と、整合すると認識していた。アメリカ合衆国が採用している連邦承認 federal recognition 制度は、ほぼ1993年宣言第31条に相当する内的自己決定権を、政府対政府 government-to-government の契約関係を介して、先住民共同体に認めるものである (U.S. National Security Council 2001; UN 2007)。第31条の条文は先例としてアメリカ合衆国の制度などを想定していたと思われる。
- 37) 1993年宣言はこれ以上に踏み込んでこれら諸形態を具体的に示してはいないので、大まかな解釈しかできないが、これらを、国連の脱植民地化の事業が非自治地域について整備した「自治」達成の諸形態と対照させれば、(a) は独立ないし「独立国家との自由連合」に、(b) は「独立国家との自由連合」ないし「独立国家との統合」に、(c) と (d) は「独立国家との統合」に対応するだろう。「自治」達成の諸形態については5-3節参照。
- 38) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントは仮タイトルを「一般原則」としている (Sub-Commission Secretariat 1994)。
- 39) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントは仮タイトルを「実施措置」 (Sub-Commission Secretariat 1994) としている。
- 40) 少数集団小委員会事務局の技術的コメントは仮タイトルを「一般規定」 (Sub-Commission Secretariat 1994) としている。
- 41) 世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である」(第1条)と規定していた。主語「すべての人間 all human beings」は個人としての人間であり、人間の集合ではない。
- 42) この論文では、国際的な法秩序を構成する諸法規 (international legal instruments) を「国際法規」と略称することにする。国際連合などの国際機関の憲章、宣言、諸国家の締結する国際条約、合意文書などからなる。
- 43) このほかに、比較的大きな変更としては、武力紛争時において特別な保護と安全を求める第11条が削除されている。
- 44) 先住民共同体における「市民権」を規定した第32条は、2006年宣言案では新33条として、「市民権」の語を外し、「アイデンティティないし成員権 membership」に替えている。ただし、ここでの「アイデンティティ」はそれに続く「ないし成員権」とともに、個人の属性としてのアイデンティティを述べている。この点は1993年宣言の述べる「市民権」と同じである。1993年宣言第8条の「アイデンティティ」は「集合的」アイデンティティを含み、「自らを先住民と認定し、[他から]先住民と認められる[先住民として承認される]権利」は個人的権利とともに集合的権利として述べている。
- 45) 前文1でも、「先住民は尊厳と権利において他の全ての民と平等であることを確認し」との表現から、第2条と同じく、「尊厳と権利において」を削除している。
- 46) この二つの語句は前文5の変更に関わっている。
「先住民がその人権と基本的自由を奪われ歴史的な不正義に苦しめられてきたこと、このこと**が**はとりわけ植民地支配と彼らの土地・領土・資源の没収とを**もたら**七の結果であり、とりわけ彼ら自身の必要と利益に従って発展する権利を妨げてきたことに配慮し、」この変更は、先住民の苦難と発展の阻害との原因である「人権と基本的権利が奪われてきた」歴史を消去し、抽象的な「歴史的な不正義」と発展の阻害との原因を「植民地支配」と「土地・領土・資源の没収」に求めている。
- 47) このほかに、先住民の個人とりわけ子どもへの、文化と母語の教育について述べた第14(15)条3項、1993年宣言では、国家に適切な措置を要求する権利として表現している条項を、単に国家の義務として述べる条文に変更している第32(30)条2および3項などがある。
- 48) 以上、国連総会本会議第107および108会議に関する資料はUN 2007による。国連加盟国の投票はそれ自体が興味深いテーマである。棄権した11か国は、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブータン、ブルンジ、コロンビア、グルジア、ケニア、ナイジェリア、ロシア、サモア、ウクライナである。また、エリトリア、エチオピア、イスラエル、キルギスタン、モンテネグロ、パプアニューギニア、ルワンダ、タジキスタン、トルクメニスタン、ウ

- ズベキスタンなどの諸国が欠席した (UN 2007)。
- 49) これ以後の国際法規の参照は、1993年宣言の場合のように、法規の全体をではなく、個別の条項を抜き出す形で行う。それゆえ、条項の引用は、要旨の抜書きではなく、条文の翻訳を基本としたい。1993年宣言の引用では、要旨の抜書きと条文の翻訳を区別して、後者に鍵括弧「」をつけた。しかし、これ以後はこの弁別の必要がなくなるので、鍵括弧は省略する。国際人権規約その他の国際法規の引用も、1993年宣言の場合と同じく、この論文で採用している用語の整合性を考慮して、また、私の理解を示す意味で、必ずしも政府公定訳など既存の日本語訳には従わず、私の語法によって適宜変更を加えることにする。
- 50) 第27条の *minorities* は、政府公定訳を受けて、通常は「少数民族」と訳される。しかし、この訳が不適切であることは、つとに指摘されていた (河野 1979: 220)。国際人権法と *minorities* について考察した金東勲 (2003) は、一貫して「マイノリティ」の語を使っている。私も一般にはこの語でよいと考えるが、ここでは、国際法における概念の間の相互関係を考慮して、*minorities* に「少数集団」の語を対応させたい。それによって、*minorities* が「少数民族」ないし「少数民」とも、あるいは個人を意味する「少数者」とも、またここでの議論の焦点である「先住民」とも区別されることが、語の構成に反影される。第27条のいう *minorities* は「民族的 *ethnic*、宗教的 *religious*、言語的 *linguistic*」という形容が示すように、小教民族に限定されない。「そのような *minorities* に属する者は、彼らの集団 *group* の他の構成員とともに」とあるように、第27条は *minorities* を「集団」と規定している。
- 51) 国連における規約条文の審議過程では、民の自己決定 (つまり民が政治的・経済的な従属から解放されていること) が人権実現の前提条件だとする意見が、出されていたという (宮崎 1979b: 53)。第1条の規定は、国際人権規約の内部に根拠を持つものではなく、次節で考察するように、既存の国際法規に依拠するものだった。それゆえ、第1条はそれ以降の条項のための前提条件であり、同時に、国際人権規約を他の国際法規に関連づけるインターフェイスでもある。
- 52) 同じ事情によって、国連総会が採択した少数集団の人権に関する「国民的 *national*・民族的 *ethnic*・宗教的・言語的な少数集団に属す個人の権利に関する宣言」(1993年) は、「少数集団に属す個人の権利」とそれに対応する国家の義務を述べている (金 2003: 66-71)。
- 53) 後に考察する国連憲章の「非自治地域」制度に関する規定に即して、法規の規定が曖昧であることのメリットを、Toussaint (1956: 171) が述べている。
- 54) この条文中「民」と結合される「自己決定権」については、同じ条文の後段の、「この権利のゆえに、全ての民は彼らの政治的地位を自由に決定し」云々という条文が、意味内容を充当している。
- 55) *Convention concerning the Protection and Integration of Indigenous and Other Tribal and Semi-Tribal Populations in Independent Countries* (107号条約、1957年採択、1959年発効、略称 *Indigenous and Tribal Populations Convention*)。ILO 駐日事務所は条約名を「独立国における土民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約」(略称「土民及び種族民条約」)としている。条約は *integration* と *assimilation* を、意味内容が対立する対概念として用いている。この二つの語の内、「同化」の訳を当てるべきは *assimilation* であり、*integration* は、条約の名称を含めて、「統合」とすべきである。また、この条約の採択当時はともかく、少なくとも後年の国際法における語法では、「諸人口 *populations*」は「民 *peoples*」との弁別を意図して選択される概念である。「土民、種族民」が不適切な用語であることは、いうまでもない。
- 56) 後述するように、107号条約はその後に改定されて、1989年に169号条約が発効した。107号条約の規定によって、107号条約の締結国で169号条約を批准した国については、107号条約は効力を失う。107号条約の締結国で169号条約に参加しなかった国に対しては、107号条約は有効であり続ける。中南米の9か国が169号条約に移行し、107号条約は残りの18か国に対して効力を保っている。ちなみに、日本はいずれにも参加していない。アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ソ連邦ないしロシア、中国も同様である (ILO 2007a, 2007b)。
- 57) 第2条2項の規定する政府施策の三つの目標は、ほぼ一連の因果関係に置かれている。つまり、(b) 当該の人々の社会的・経済的・文化的発展と生活水準の向上を通して、(c) 彼らの国民的統合を促進し、(a) 他の国民との平等を達成する。分野ごとの施策を規定する第III部 (雇用と労働条件)、第IV部 (職業訓練と手工芸および農村産業)、第VI部 (教育と広報) の各部では、冒頭に他の国民との平等の扱いを目標とする規定を設けている。

- 58) 第 11 条 当該諸人口が伝統的に占拠 occupy する土地について、当該諸人口の構成員の集合的ないし個人的な所有の権利 right of ownership を認めなければならない。
- 第 12 条(1) 当該諸人口は、国の安全に関わる法令、あるいは国の経済開発ないし当該諸人口の保健のための法令による場合を除き、彼らの自由な同意 free consent なくしては、彼らの慣習的領土 habitual territories から移転させてはならない。
- 59) 第 17 条(1) 一般に適用される職業訓練計画が当該諸人口に属す諸個人の特別の必要に合致しない場合には、政府は彼らに特別訓練施設を提供しなければならない。
- (2) この特別訓練施設は、当該諸人口における各種職業集団の経済環境・文化的発展段階・現実的必要性に関する周到な調査に基くものでなければならない。同施設は、特に、これら諸人口が伝統的に適性を示してきた職業について、必要な訓練を当該諸個人に提供しなければならない。
- 第 18 条(2) 手工芸および農村産業の発展は、当該諸人口の文化遺産を保存し、彼らの文化的表現の芸術的価値および個性的様式を改善させるものでなければならない。
- 60) 第 23 条(1) 当該諸人口の児童には、母語での読み書きを、それが実行不可能な場合は、彼らが属す集団で最も共通に使用する言語での読み書きを、教えなければならない。
- (2) 母語ないし常用語 vernacular language から当該国の国語ないし（複数あるうちの一つの）公用語に漸次移行する措置を講じなければならない。
- (3) 母語ないし常用語を保存するため、可能な限り適切な措置をとらなければならない。
- 61) その中であって、唯一、伝統的な土地権に関する規定が注目される。注 58 参照。
- 62) この解釈から外れる、その意味で唯一の例外は、再び、土地に関する条項（第 12 条 1）である。
- 63) このパラグラフの少数集団の権利に関する情報も金（2003: 78-104）による。各引用文に続くカッコ内の数字は引用ページである。
- 64) Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries, (169 号 条約, 1989 年採択, 1991 年発効, 略称 Indigenous and Tribal Peoples Convention)。ILO 駐日事務所は条約名を「独立国における原住民及び種族民に関する条約」（略称「原住民及び種族民条約」）としている。
- 65) この表現で、107 号条約の「統合主義方針」が「文化絶滅」政策だったことを、ILO 自身が認めている。
- 66) 注 57 参照。
- 67) 注 96 参照。
- 68) たとえば職業訓練・手工芸・農村産業の分野を扱う第 IV 部は、冒頭の条項で次のように規定する。
- 第 21 条 当該の民の構成員は、職業訓練措置について、他の市民と少なくとも同等な機会を享有しなければならない。
- 107 号条約の対応する条項は次のように述べていた。
- 第 16 条 当該諸人口に属す個人は、職業訓練施設について、他の市民と同じ機会を享有しなければならない。
- 69) 第 20 条 政府は、当該の民に属す労働者の募集と雇用条件について、労働者一般に適用する法律により彼らが有効に保護されていない範囲で、その有効な保護を確実にするために、国の法令の枠組み内において、これらの民との協力により、特別の措置を採用しなければならない。
- 70) 第 22 条(2) 一般に適用する既設の職業訓練課程が当該の民の特別な必要 special needs を満たさない場合、政府はこれらの民の参加を得て、特別な訓練課程と施設の提供を保障しなければならない。
- (3) いかなる特別訓練課程も、当該の民の経済的環境、社会的・文化的な条件、および現実的必要性に基づかせなければならない。これに関連して行われるいかなる調査も、当該の民の協力を得て実施しなければならない。この特別訓練課程の編成と実施について当該の民との協議がなければならない。可能であれば、これらの民の決定により、彼らはこの課程の編成と実施の責任を漸進的に引き受け（させ）なければならない。

- 第 23 条(1) 当該の民の手工芸、農村と地域社会を基盤とする産業、さらに狩猟・漁業・わな掛け・採集のような生業経済と伝統的活動は、彼らの文化の維持および経済的自立と発展において重要な要因として認め(られ)なければならない。政府は、適切な場合には常に、これらの民の参加を得て、これらの活動が強化され促進されることを保障しなければならない。
- (2) 当該の民から要請があれば、可能な場合には常に、これらの民の伝統的技術と文化的特性を考慮し、同時に持続的かつ公正な発展の重要性を考慮して、適切な技術的・財政的援助が提供されなければならない。
- 産業の分野で特に手工芸と農村産業を重視するのは、先住民の「伝統的適性」に即した産業を奨励しようとした 107 号条約の方針を踏襲している。
- 71) 第 25 条(1) 政府は、当該の民が達成可能な最高度の肉体的・精神的な健康を享有できるよう、適切な保健サービスを利用できるよう保障しなければならない、もしくは、彼らが自身の責任と管理の下で保健サービスを立案し供与するための資源を、彼らに提供しなければならない。
- (2) 保健サービスは、可能な範囲において、地域社会を基盤としなければならない。これらのサービスは当該の民の協力を得て計画・運営し、彼らの伝統的な予防医療・治療慣行・薬剤とともに彼らの経済的・地理的・社会的・文化的な条件を考慮しなければならない。
- 72) 土地権に関する第 II 部の規定は、ここで述べる三分類の中での位置が (a) であるか (b) であるか、迷うところである。他の国民と同様に土地の権利を保障するという意味では、(a) であるが、土地の権利の内容、あるいは土地からの立ち退きと再配置(移住)など、他の国民には適用されない規定を含んでいる点で、より (b) に近いと判断する。
- 第 13 条(1) 条約のこの部の条項を適用するに当たり、政府は、当該の民が占拠 *occupy* ないし使用 *use* している土地ないし地域 [領土] (あるいは適用可能な場合にはその双方) に対する彼らの関係が帯びている、これら民の文化および精神的価値に対する特別な重要性を尊重し、とりわけこの関係の集合的側面を尊重しなければならない。
- (2) 第 15 条 および第 16 条 で用いる「土地 *lands*」の語は「地域 [領土] *territories*」の概念を含まなければならない。「地域」は当該の民が占拠ないし使用する地域 *areas* の環境の総体 *total environments* を包含する。
- 第 14 条(1) 当該の民が伝統的に占拠する土地に対する彼らの所有 *ownership* および占有 *possession* の権利は、承認 *recognise* しなければならない。さらに、彼らが排他的に占拠していない土地、しかし彼らが生業活動と伝統的活動のために伝統的に立ち入ってきた土地について、彼らが使用する権利を保護することが適切な場合には、その措置をとらなければならない。この観点において、移動民 *nomadic peoples* および移動農耕者の状況に特別な注意を払わなければならない。
- 第 15 条(1) 彼らの土地に属す *pertaining* 天然資源に対する当該の民の権利は、特別に保護しなければならない。この権利は、資源の使用・管理・保存にこれらの民が参加する権利を含む。
- (2) 国家が鉱物資源ないし地下資源の所有権 (あるいは土地に属す他の資源に対する権利) を保有 *retain* する場合には、政府は、当該の民の土地に属すかかる資源の探査ないし開発のための計画を実施ないし許可する前に、当該の民の利益が害されるか否か、どの程度に害されるかを確認するために、彼らと協議する手続を確立ないし維持しなければならない。当該の民は、可能な限り、かかる活動からの利益に参与し、活動の結果として被る損害には公正な補償を受けなければならない。
- 第 16 条(1) 本条の以下の規定を条件として、当該の民は彼らが占拠する土地から立ち退かせては (されては *removed*) ならない。
- (2) これらの民の再配置 (移住 *relocation*) が例外的措置として必要と見なされる場合に、その再配置を行うのは、彼らの自由なかつ情報周知された同意 *informed consent* によってのみでなければならない。彼らの同意を得ることができない場合には、かかる再配置を行うのは、国の法令が設ける適切な手続——当該の民に有効な陳述の機会を与え、公的調査が適切であればそれを含む

- に従う場合のみでなければならない。
- 第 17 条(1) 当該の民の構成員の間における土地権の委譲 transmission に関して、これらの民によって確立された手続は、尊重しなければならない。
- (2) 当該の民は、土地を手放す（譲渡する alienate）など彼ら自身の共同体の外部に彼らの〔土地の〕権利を移譲する資格 capacity について検討が行われるときは、当該の民と協議しなければならない。
- (3) 当該の民に属さない個人が、民の構成員に属す土地を所有・占有ないし使用しようとして、彼らの慣習につけいり、あるいは彼らの側における法の知識の欠如につけいることを、防止しなければならない。
- 73) 第 26 条 当該の民の構成員があらゆる段階の教育を国民共同体の他の構成員と少なくとも平等の条件で受ける機会を得るよう保障する措置をとらなければならない。
- 第 27 条(1) 当該の民のための教育課程・教育サービスは、彼ら特別の必要に合わせるために、彼らとの協力により開発し実施しなければならない。この教育課程・教育サービスは、彼らの歴史、彼らの知識と技術、彼らの価値体系、彼らのさらなる社会的・経済的・文化的な発意を組み入れなければならない。
- (2) 管轄機関は、これらの教育課程の実施責任をこれらの民に、適切な度合いに応じて順次に移行させる目的で、これらの民の構成員を確実に訓練し、教育課程の編成と実施に関与させなければならない。
- (3) さらに政府は、これらの民独自の教育制度・施設を設立する彼らの権利を承認しなければならない。ただし、この教育制度は、管轄機関がこれらの民と協議して定めた最低基準を満たすものでなければならない。適切な資源がこの目的のために提供されなければならない。
- 第 28 条(1) 当該の民に属す児童は、実施可能な場合には常に、彼らの先住民語 indigenous language で、ないしは彼らの属す集団で最も共通に用いている言語で、読み書きを教えなければならない。これが実施不可能の場合は、管轄機関は、この目標を達成する措置を採用するために、当該の民と協議を行わなければならない。
- 74) 教育分野（第 VI 部）について、107 号条約は、国語への移行を規定しながらも、児童への母語（ないし先住民の常用語）の教育を規定していた。さらに、手工芸および農村産業の分野（第 IV 部）では、先住民の「文化遺産を保存し、彼らの文化的表現の芸術的価値および個人的様式を改善させる」政策を掲げていた。169 号条約は新たに、生業と伝統的経済活動を重視するよう規定するものの（第 23 条 1）、文化資産を活かそうとする 107 号条約の産業政策を、なぜか受継いでいない。注 59, 60, 73 参照。
- 75) 注 72 参照。
- 76) 注 70 参照。
- 77) 注 73 参照。
- 78) 次節で見るように、条約改正案の審議では先住民の拒否権が争点となった。
- 79) 土地権に関する引用は注 72 参照。
- 80) 募集と雇用条件に関する引用は注 69 参照。
- 81) 職業訓練に関する引用は注 70 参照。
- 82) 生業経済に関する引用は注 70 参照。
- 83) 保健サービスに関する引用は注 71 参照。
- 84) 教育に関する引用は注 73 参照。
- 85) 国際的環境における ILO169 号条約と 1993 年宣言との対照的な位置を念頭に置いて、2007 年決議を見れば、先住民と国家との「パートナーシップ」の強調とそれを反映した文体の条文とによって、2007 年決議は先住民の権利要求を代弁するとともに、国家を拘束しようとする。169 号条約と 1993 年宣言のそれぞれの位置を折衷した中間的な位置取りを選んでいる。
- 86) この文体で先住民の権利に言及する条項は、ほかに第 27 条（注 73 参照）など。
- 87) この文体で先住民の権利に言及する条項は、第 7 条、第 8 条（3-6 節参照）など。権利を主語とした第 14 条、第 15 条（注 72 参照）などについても同じことが当てはまる。
- 88) 先住民の管理運営能力に対する懐疑を典型的には次の条項が示している。「可能であれば、これらの民の決定により、彼らはこの〔特別訓練〕課程の編成と実施の責任を漸進的に引き

- 受け（させ）なければならない」（第IV部「職業訓練」第22条3、注70参照）、「管轄機関は、これらの〔先住民のための特別〕教育課程の実施責任をこれらの民に、適切に度合いに応じて順次に移行させる目的で、これらの民の構成員を確実に訓練し、教育課程の編成と実施に関与させなければならない」（第VI部「教育」第27条2、注73参照）。
- 89) ここでは個人に関わる自己決定とパターナリズムについて考察するのではない。個人の自己決定に焦点を当てれば、関連する事柄で考察すべきことは、ここでの先住民に対するパターナリズムとは異なった方向と内容で広がる。それゆえここでは、個人に関わり、なおかつ民の自己決定とも接点の多い法におけるパターナリズムを参照する。
- 90) 瀬戸山は法学の観点から、個人を規制する国家の法的権威を前提として、パターナリズムを捉える。個人に対する国家の介入の是非から議論を出発させるのではなく、この価値判断をするための分析的用具として、「パターナリズム」概念自体は価値自由なものとし、その構成要素とその相互関係を整理すべきだという。この観点から、個々の構成要素—当人の自己決定能力、同意の有無、介入の方法（強制、非強制）、介入の形態（直接的介入、間接的介入）など—の組み合わせによって、多様な形態のパターナリズムを識別している（瀬戸山1997）。
- 91) 169号条約は前文の冒頭で次のように述べている。
前文3 世界人権宣言、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、市民のおよび政治的権利に関する国際規約、さらに差別の防止に関する多くの国際法規を想起し、
- 92) 植民地的な支配関係を述べる語彙として使われた guardian-ward については、注117参照。
- 93) 本文では Swepston を参照するが、Rodríguez-Piñero も169号条約への改定過程を丹念に追っている（2005: 291-331）。争点となった問題として、Swepston の挙げたもののほか、「領土 territories」の用語と土地権の議論について述べている。「土地と領土」と一括して表現すること、107号条約の規定を踏襲することで決着したという（Rodríguez-Piñero 2005: 306-309）。
- 94) 以上、改正案審議における争点と妥協については Swepston（1990: 690-696）によった。
- 95) 以上、ILO の審議に関わる先住民組織の参加、先住民の批判、国連先住諸人口作業部会での一斉退場、先住民の意見表明については、Rodríguez-Piñero（2005: 311-319）に拠る。
- 96) Rodríguez-Piñero の169号条約の評価は、ほとんど手放しの賞賛である。制限条項がついたものの、先住民を「民」として認め、先住民に集合的権利を認めた。権利承認に即して国家に「特別措置」の採用を義務づけた。先住民の自治を確保するために、参加と協議の原則を保証した。先住民の慣習と制度を維持する権利を保証し、国家に先住民の統合的な価値・司法制度などの尊重を求めた。これらによって条約は、旧条約の一元的で平等な市民権のモデルに替えて、多文化的市民権のモデルを提示した。この転換は、自治、自治政府、法的多元主義といった問題に直接に踏み込んでおり、この点で国際法には類例のない範例となっている。旧条約の特徴を引き継いだ先住民政策の面でも、開発計画に対する先住民からの「参加、協議、管理」を織り込んでいて、時代の趨勢に応じた参加型のアプローチ、「民族的開発 ethnodevelopment」に適合しているという（Rodríguez-Piñero 2005: 320-325）。しかし、Rodríguez-Piñero はこれらの特徴を、条約の内容構成と個別の条文に即して確認しているのではない。条約の総論部分（全般的政策方針を述べる第I部）から表現を抜き出して、標語のように列挙しているだけの表面的な把握に見える。条文を個別に検討すれば、3-5節以下で縷々述べたように、169号条約は先住民の権利を僅かしか認めず、それも多くの制限と保留をつけて理念倒れであり、Rodríguez-Piñero の与えるような賞賛には値しないことが、了解されよう。
- 97) Rodríguez-Piñero は、これに該当する国として、批准国のアルゼンチン、ボリビア、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、批准はしていないニカラグアを挙げている（2005: 326）。
- 98) Special Rapporteur、「特別調査官」とも訳される。
- 99) 以上、第二次世界大戦後の国際秩序における人権と少数集団の状況について、とりあえず私の理解をこのような形でまとめておきたい。主として Thornberry（1991）、金（2003）を参照した。
- 100) Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, UN General Assembly Resolution 1514 (xv), 1960年12月14日採択。外務省の日本語訳では「植民地およびその人民に対する独立供与に関する宣言」。一般には「植民地独立付与宣言」と略称され

るが、ここでは、原意をよりよく伝えている外務省訳に従って、「植民地独立供与宣言」とする。決議のタイトルとした「植民地的な国」は日本語としてこなれない語法であるが、オリジナルのタイトルが単純に「植民地 Colonies」とはせず、Colonial Countries としているので、それを日本語に反影させた。「植民地的な Colonial」は「国 Countries」と「民 Peoples」の双方にかかる形容詞である。この語法から、国際法では、country という用語は主権国家のみならず、いずれは主権国家となるべき植民地にも適用されることが分かる。

- 101) 外務省訳では第1項の条文の主語を「外国による征服、支配および搾取に対する人民の屈従は…」としているが、原文では The subjection of peoples to alien subjugation, domination and exploitation であり、「征服」以下の諸形態の植民地支配を形容する alien を「外国による」とするのは、原文にない国家の要素の、それも「外」国の要素の追加である。
- 102) 国家の要件の一つである territorial integrity, integrity of national territory は、定訳では「領土保全」である。巧みな意識であり、日本語に定着しているもので、通常はこの表現で問題ない。しかし、語義をより忠実に日本語に移すという主旨で、さらにこの宣言や友好関係原則宣言がこの概念の対語として「国民的統一 national unity, 政治的統一 political unity」を提示していて、概念の間の関連を語形の上にも反影させるために、この論文では「領土的統合」と訳すことにしたい。
- 103) さらにこの限定を補強する規定として、宣言は末尾の2項で次のように述べていた。
- 第6項 一国 a country の国家的〔国民的〕統一 national unity と領土的統合との、部分的または全面的な分裂を目的とするいかなる企図も、国際連合憲章の目的と原則に合致しない。
- 第7項 全ての国家は、平等、すべての国家の内政不干渉、全ての民の主権尊重、彼らの領土的統合尊重を基礎として、国連憲章、世界人権宣言および本宣言の諸条項を忠実かつ厳格に遵守しなければならない。
- 宣言の有力な解釈によれば、この2項によって、国家に属す個別の民は、先住民を含めて、自己決定権を行使して独立する権利を否定される。国家に属す個別の民による自己決定権の行使と独立は、所属する国家の領土的統合を侵害することになるからだ。この解釈については後に友好関係原則宣言に即して改めて考察する(5-4節)。Thornberry は 1541 (xv) 決議を視野に納めつつ、さらに硬い解釈を示している。宣言のいう「民」の権利について、「民は自己決定の権利を持つ。一つの民とは地域の民全体 the whole people of a territory である。民はその権利を独立の達成を通して行使する」と要約し、植民地の境界はやがて出現すべき国家の境界でもあるとする(1989: 874-875)。つまり、植民地は現行の境界—植民地主義諸国の間の植民地分割によって確定した境界—による領土的統合を維持してのみ、独立しようと解釈している。しかし、国連の主導で「自治」を達成する際に、地域(領土)の統合が維持されなかった信託統治地域の例がある。カメルーンが独立した際、北部が分離し、隣接地域と統合して、ナイジェリア連邦として独立した(1961年)。両国の独立に向けた作業は1958年に始められ、植民地独立供与宣言が国連総会の議題に登っている当時、すでにこの過程は進行中だった(家 1974: 119-120)。Thornberry の解釈は柔軟性に欠けていると思われる。注 170 参照。
- 104) まだ国連の「非自治地域、信託統治地域」制度について述べていないので、本文に記すことは控えるが、この17か国はいずれも、非自治地域ないし信託統治地域の地位から独立を達成した。その限りで、これら諸国の独立は国連による脱植民地化の事業の成果である。
- 105) 公式名は Principles which should guide Members in determining whether or not an obligation exists to transmit the information called for under Article 73 e of the Charter, UN General Assembly Resolution 1541 (xv), 1960年12月15日採択。
- 106) 国連憲章第1条のこの箇所の定訳は「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること…」となっている(国連広報センター訳)。この訳では、この条文における「人民」が、国民諸個人ではなく、自己決定権を行使して国家を構成した民、つまり加盟国の国ごとの集合的な国民全体を指すことが、読み取れない。「人民の同権及び自決」は、複数の国家を視野に納めた上で、諸国家の担い手である(複数の)国民の間の、民としての平等と、それぞれの国の国民による自己決定を指している。ただし、ここでの「民 peoples」が国単位の民(国民)を意味するのは、国連憲章のこの条文が諸国家について述べているというコンテキストのゆえであって、国際法で「民 peoples」が一般に、国ごとの国民全体を指すのではない。
- 107) 第11章は次の第74条との2条のみからなる簡潔な章である。

第74条 国連加盟国はさらに、本章が適用される地域に関する加盟国の政策は、当該加盟国の本土 metropolitan areas に関する政策と同様に…善隣主義の一般原則に基づかせなければならないことに同意する。

- 108) ここで、国家に関連する用語について、国連憲章、ILOの条約、国連総会決議などから読み取れる範囲で、私の理解を整理しておきたい。国際連合 United Nations が諸国家の連合体であるように、nation は「国家」である。ILO107号条約が「国民共同体 national community」の表現を用いていたように、形容詞形の national は、そしておそらく名詞形の nation も、「国民」を意味する。nation (国家・国民) は「国 country」の人的構成要素であり、これと並ぶ地理的構成要素が「領土 territory」である。つまり、「国家・国民 nation」と「領土 territory」の複合体が「国 country」である。植民地独立供与宣言が「植民地的な国 colonial country」と表現していたように、「植民地 colony」の地位にあっても、潜在的な国家として、「国 country」の語を当てることができる。「国家 State (大文字)」は「国家・国民 nation」の行為主体としての側面であり、国際的に法的主体 (つまり主権国家) として行動する。「政府 government」は「国家 State」を代表 (代理) して具体的に行動するエイジェントである。「国民 nationals」は、「国家 State」の市民権を持つ構成員、つまり個人としての「国民」を指す。
- 109) 国連憲章は接辞「非 non-」を、単なる反対語ではなく、「未だ」の意味でも使っている。「非自治地域」は「未だ自治を達成していない地域」である。それゆえ、「非国家」は「未だ国家の地位を達成していない国家」である。「国家 State」の地位を達成する以前の状態を「国家」と表示するのが自己矛盾に響くのならば、「国 country」を当ててもよい。つまり、「非自治地域」は「未だ国家になっていない国」である。前注 108 参照。
- 110) ここで「非自治地域」の「領土」としての性格にこだわるのは、先に見たように、1993年宣言が「土地・領土・資源」に対する先住民の権利を要求しているからである。
- 111) 植民地に対する宗主国権力の行為を適宜「支配」ないし「統治、行政、施政」と表示し、互換可能の語として用いる。国際法では動詞 govern ないし administer で表現される。植民地に関する日本語の慣用では「統治」が一般的だった。国連憲章の日本語訳で使う「委任統治領 (地域)、信託統治地域」は、慣用語「統治」を受け継いだ造語である。
- 112) 国連憲章第77条は、「信託統治地域」に該当する地域として、次のものを想定していた。(a) 国際連盟の「委任統治領」、(b) 「第二次世界大戦の結果として敵国から分離される地域」、(c) 「施政について責任を負う国」つまり植民地宗主国が「自発的に」信託統治制度に委ねる地域。しかし、この (c) によって自国植民地を自発的にこの制度に委ねた国はなかった。
- 113) Anghie は法学者として、帝国主義国際法を、それを裏づけた実証主義 positivism 法学に対する批判を通して考察している (Anghie 1999)。
- 114) 国際連盟規約の規定は注 139 参照。日本語の公定訳では「文明ノ神聖ナル使命」としているが、ここでは「信託」と「使命」の概念的差異を問題にしているので、原文にしたがって「文明ノ神聖ナル信託」とする。
- 115) 国際連盟の時代には、民と地域のいずれについても「自己決定権」は認識されず、それゆえ「神聖ナル信託」と「進歩」の促進を含んではいても、政治的独立の目標は含んでいなかった (家 1974: 93)。
- 116) 注 139 参照。
- 117) 植民地主義バターンリズムにおける「信託」は、しばしば「後見人 guardian 一被後見人 ward」の言葉で表現される。両者の概念上の関連についても私の準備は不十分であり、仮の見通しを述べておきたい。「後見一被後見」の概念と政治的主権との関係が比較的良好に読み取れるのは、アメリカ合衆国における先住民共同体と連邦政府との関係の歴史である。合衆国の独立直後は、インディアン「国 nation」との関係条約によって構成する方式を継続していたが、他の西欧諸国との競合関係を排除した後は、1830年頃を画期として、条約の双務の規定を超えてインディアン「国」を支配対象の位置へとおとした。この移行に法的表現を与えたとされるのが、連邦最高裁判所長官 Marshall の三つの判決であり、それを通してインディアン「国」を、連邦と条約を締結する能力のある主権 (その意味でインディアンは合衆国民ではない) と認める一方で、連邦との関係では「支配される国内従属国 dominated domestic dependant nation」と規定し、条約は対等の主体の間の契約であるべきであるが、連邦議会にはインディアン「国」との条約に一方的に (相手の合意を得ることなく) 介入する立法特権 plenary power があったとした。このような連邦とインディアン「国」の関係を表現して用いたのが「後見人一被後見人」である。この表現は連邦とインディアン

「国」との支配従属関係を述べたのであって、「後見人」に当る連邦に義務を課す意味はなかったと思われる。その後、19世紀後半、徹底した先住民支配が共同体の解体に向かい、先住民の苦難と疲弊が顕著になると、キリスト教的な恩恵の施しとしての先住民政策が導入された。ここでも、「後見一被後見」の比喩には、双務的な義務は含まれなかった。20世紀に入り、ニューディール期に先住民政策に共同体の再組織が加わり、それ以後、連邦の先住民政策は共同体の解体と再組織の間に揺れ動いた。共同体再組織の政策は先住民の主権の概念が伴い、そのコンテキストで、連邦は先住民共同体を従属させた代償として先住民に対して義務を負うという意味での「信託」概念が、援用されたと思われる。また、先住民が主権を主張し、過去に連邦との間で結んだ条約の遵守を要求するという状況で、連邦政府は先住民に対する応答を補強して、先住民に対する「信託」の義務を強調していると思われる。このように、アメリカ合衆国の先住民政策のコンテキストでは、「信託」概念には、先住民に主権を認めた上での双務の関係という性格を伴っている (cf. Williams 1984; American Indian Lawyer Training Program 1988)。

- 118) 非自治地域の制度をめぐる初期の状況については、この制度の展開を跡づけた家 (1974) を参照した。初期の論争については、Kunz (1954), Toussaint (1956) も詳しい。
- 119) 8か国の施政国が当時の国連加盟国の中の「植民地主義列強」をほぼ網羅していた。「列強」が世界分割をしていた時代に「列強」に数えられた国で、国連発足当時に依然として海外植民地を支配していた国として、スペインとポルトガルがある。両国は当時まだ国連に未加盟だった。ロシアは「列強」の一つであり、その後身のソ連邦はロシアの領土を受け継いでいたが、社会主義圏の盟主として、強力な「反植民地勢力」のメンバーだった。
- 120) 注 107 参照。
- 121) 1960年の二つの国連総会決議にいたる長期の視野で見れば、国連による脱植民地化が介入したのは、「宗主国」の海外「植民地」に対する支配という意味での「植民地主義 colonialism」に終始した。皮肉に見れば、国連での10年余におよぶ論争がつけ加えたのは、当初の通念を法的言語によってより精緻に表現することだけだった。ただし、総会決議 1541 (xv) は、後に考察するように、この対概念をもつ地理的關係 (つまり地理的分離) へと収斂させ、いわゆる「海洋ドクトリン」へと翻案していく。この対概念は、いうまでもなく、広い政治的かつ理念的内容を含み、地理的關係はその一面にすぎない。
- 122) 非自治地域の制度をめぐる初期の論争については、Kunz 1954, 家 1974 を参照した。制度形成の一環として、非自治地域に関する「定期的な情報送付」を受ける組織として「憲章第 73 条 e 項によって送付される情報に関する特別委員会 Special Committee on Information transmitted under Article 73 e of the Charter」が設けられた (1946 年)。この特別委員会は 1952 年に「非自治地域情報委員会 Committee on Information from Non-Self-Governing Territories」と改称した (国連総会決議 569 [vi])。事実上、この委員会が非自治地域を担当する国連機関として機能することになる。ここではこの委員会を「情報委員会」と略称する。
- 123) ここでいう「解釈」は、法規の条文の解釈というよりは、国連における脱植民地化の実施過程において作動していた解釈、その意味で実践的解釈というべきものである。植民地独立供与宣言は、独立を与えるべき対象を、「信託統治領、非自治地域、あるいはその他のいまだ独立を達成していない全ての地域」(第 5 項) と、非自治地域に限らないことを述べていた。この宣言に基づいて設立され、その実務を担当した植民地独立供与宣言履行特別委員会は、委員会独自に、独立供与の対象となるべき地域のリストを作成し、それには、従前は非自治地域とされていなかった地域も含まれていたが、いずれも海洋ドクトリンに外れる地域ではなかった (家 1974: 19)。注 165 参照。この実践的解釈を共有するという点では、国際法と国際関係の研究者も一致しているようである (家 1974: 22-25; Thornberry 1989: 874-875; 1991: 17-18; Rodríguez-Piñero 2005: 139-141)。
- 124) ここで要約するベルギーの主張の主な資料源は、ベルギー政府が刊行したパンフレット (Belgian Government Information Centre [BGIC] 1953) であり、第 7 回国連総会 (本会議および第 4 委員会, 1952 年) でのベルギー政府代表の発言と、ベルギー政府が国連事務総長に送った覚書 (Belgian Government [BG] 1953) とを収録している。このパンフレットに収録されていないベルギー政府代表の発言については、国連総会公式記録 (*United Nations General Assembly Official Records*) を参照した。内容ではベルギー政府覚書が最も包括的である。この覚書は、国連総会公式記録に収録されたオリジナル (UN Doc A/AC.67/2, pp. 3-31) と同文である。ただし、オリジナルにはパラグラフ単位に番号が付けられているが、パンフレット版にはない。パンフレット版は節に分け、節に番号を付けてあるが、オリジナルにはない。

そこで、資料の出典の表示は、オリジナルの段落番号と、パンフレット版の節 (§) 番号およびページ数を併記する。国連総会でのベルギー政府代表の発言については、国連総会公式記録のオリジナルとパンフレット版との間に、かなりの差がある。両者を比べれば、オリジナルはパンフレット版を要約したものであるかのように見える。パンフレット版には、オリジナルにない内容の文章ないしパラグラフが加えられてもいる。この差異が生じたのは、パンフレット版の方が実際の発言に近く、国連総会公式記録は発言の要旨を収録したものであるか、あるいはパンフレットの出版に当って、ベルギー政府関係者が文章に加筆訂正を施し、実際の発言になかった文章を追加したかの、いずれかであろう。現在の時点では、国連での発言の忠実な再現よりは主張の内容が重要であり、また、このパンフレットがベルギー政府の国連での活動と時節を合わせて刊行されているという事実を考慮して、ここでの要約ではパンフレットを優先的な資料源とした。ここでの要約の全体はおおむねベルギー政府覚書に沿って配列するが、内容の構成を反影させて、順序を入れ替える箇所もある。さらに、この覚書にない主張は、国連の公式記録を参照してベルギー政府代表の発言から抜き出し、この要約に加える。私の判断で項目に分け、項目に表題を付ける。それゆえ表題は角括弧 [] で括る。相互に関連した内容を項目に分けるので、複数の項目の間で内容が重複することもある。各項目には、主として依拠した出典を、表題に続けて付記する。それ以外の資料源から得た要約を挿入する場合は、パラグラフ単位で出典を付記する。ここに提示するのはベルギーの主張の要約であって、原文の翻訳ではない。しかし、原文の用語は、鍵括弧「」で括らない用語も含めて、忠実に、また論争調の文体は必要に応じて適宜、反影させるよう努める。

- 125) 多くの加盟国が憲章第 11 章の適用対象を初次リストの地域に限定しようと主張するのに反論して、ベルギーは、それは、憲章が全ての民に確保している自己決定の権利を、特定の民のみに限定することになるとも述べている (Langenhove 1953b: 31)。ただし、この発言を行ったのは、ソ連邦に統合された諸国からの政治難民が行った独立回復の誓願をめぐる議論に、さらには民の自己決定を謳う決議に関連してである。この発言から、ベルギーが一般に「後進的な」先住民にも自己決定権を認めていたと解釈するには、疑問が残る。要約 (17) 参照。
- 126) 南米の先住民について、人類学者 Julian Steward と A. Métraux の民族誌的概説書を参照している (BG 1953, paras 14–15; §4, p. 35–36)。
- 127) 具体例として、人類学の民族誌的概説書を参照して、南インドの Chenchus などのネグロイド、中央地区のオーストラロイド、北東地区のモンゴロイド、マレイシア・アンダマン諸島・フィリピンなどのネグロイドのピグミーを挙げている (BG 1953, para. 17; §4, pp. 36–37)。
- 128) 具体例として、再び Métraux を引用して「南アメリカで最も知られた首狩り族」エクアドルの Jivaro の「呪術宗教的儀礼」を述べ、民族誌的概説書を参照して、同様の慣習が Naga などのアッサムからオセアニアまで広く分布していることを述べている (BG 1953, para. 18; §4, pp. 37)。
- 129) colonization は一般に「植民地化、植民地支配」を意味するが、ここでは「文明化の作業」に相当する具体的な統治政策を一括して指しているので、「植民地統治」の語を当てる。
- 130) ここでの colonies は、入植者 (移住者) の構成する共同体を指す。この用例を除いて、ベルギーはこの語を、「宗主国」との対で用いられる「植民地」の意味で使っている。
- 131) 国連における脱植民地化の進展を論評した Toussaint (1956) は、このパラグラフを採録して、ベルギー・テーゼを紹介している。
- 132) 具体例として、インド憲法の指定地域 Scheduled Areas と指定部族に関する規定、同じくベネズエラ憲法の規定に言及している (BG 1953, para. 28; §5, p. 40)。
- 133) 先住民の状況調査のために委員会は各国に質問状を送り、この報告書は、それに応えて各国が送り返した情報を、載せている。5-7 節参照。
- 134) 国連での演説でこの修道女の言葉に言及した Ryckmans は、ベルギー領コンゴの名誉総督だった (BGIC 1953: 9)。フィリピンの例に続いて、Ryckmans はインドネシアのボルネオの Dayaks 居住地に短く言及している (1953b: 25–26)。
- 135) ここでなぜか Ryckmans は、ビルマ山地の Chins と Karens に言及している (1953b: 26)。海洋と同じく自然の障害に隔てられている例と見なしたのだろうか。
- 136) 具体例としてブラジル、ベネズエラの Motilon に言及している (BG 1953, para. 31, n. 1; §6, p. 40, n. 1)。
- 137) 「アラスカを例外として」という語句が 2 箇所に使われているが、いずれもベルギーの誤

認と思われる。アラスカは統治国のアメリカ合衆国からは地理的に分離している。アラスカは島ではないが、地理的配置はアメリカ合衆国にとって海外領土に等しい。

138) 注 107 参照。

139) 国際連盟規約は次のように規定していた。

第 22 条(1) 今次ノ戦争ノ結果従前支配シタル国ノ統治ヲ離レタル植民地 colonies 及領土 territories ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民 peoples ノ居住スルモノニ対シテハ、該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ、文明ノ神聖ナル使命〔信託〕 sacred trust of civilisation ナルコト、及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス。

(2) 此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ、該人民ニ対スル後見 tutelage ノ任務ヲ先進国ニシテ…之ヲ受諾スルモノニ委任シ、之ヲシテ聯盟ニ代リ受任国トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ。

第 23 条 聯盟国ハ、現行又ハ将来協定セラルヘキ国際条約ノ規定ニ遵由シ、(ロ) 自国ノ監理ニ属スル地域 territories 内ノ土著住民 native inhabitants ニ対シ、公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス。

140) ベルギーは発言の随所で、国際連盟と対比させて国連の非自治地域制度の「不公正な」運営を批判している。アフリカに領土を持つ加盟国について、連盟期には等しく原住民に対する義務を担っていたにもかかわらず、国連でその義務を引き続き担っているのは、ベルギー、フランス、連合王国のみであって、エチオピア、リベリア、南アフリカ連合はその義務を放棄していると、名指しで非難したこともある (Langenhove 1953a: 30)。

141) 南アフリカ連合が、委任統治領の南西アフリカを自国に統合する根拠として、南西アフリカの住人の意思表示を持ち出したのに対して、住人の政治的発展の未熟さに疑念を述べたインド、中国、キューバ、メキシコの各代表の発言を引用している ((BG 1953, paras 78, notes; §11, pp. 53, notes 1-5)。

142) Rodriguez-Piñero が参照する ILO 関連の資料と、それに関する彼の説明によれば、ベルギーは、南米のいくつかの国では先住民の生活水準が、ベルギーがコンゴの現地人労働について設定していた標準よりも低いと認識していた (2005: 142)。ベルギーのコンゴ政策に対する自負、ひいては「反植民地勢力」に対抗して行ったベルギー・テーゼの主張には、背景としてこの認識もあったと思われる。注 187 参照。

143) 家によれば、英米はこの主張に同調して、ソ連邦内には、第二次世界大戦によって併合した国家・地域や中央アジアの諸国など、「非自治地域」に登録すべき地域が多くあるなどと主張し、他方で中南米諸国はベルギーの主張に直接に回答して、「ラテン・アメリカのインディアンの社会的・文化的地位は、アフリカの原住民よりはるかに良い」、「ペルーの立法はインディアン人民の権利にとくに整備された保護を与えて」いる、「グアテマラではグアテマラ人民しか存在しない」などと反論したという (家 1974: 16-19)。Toussaint も、「エクアドルのインディオは国家の統合的部分を構成しており…他の全ての市民と平等の権利を享有している。ベルギー代表による第 11 章の解釈は危険であり、全世界を膨大な植民地体制に変換してしまう」というエクアドル代表の反論などに言及している (1956: 179)。

144) 注 131 参照。

145) 注 107 参照。

146) これら三国はいずれも入植者共同体が独立した国家であり、ベルギーの視点からすれば、おおむね三重の境界が識別可能だったろう。(1) 国家の管轄する全範囲、これには非自治地域と信託統治地域が含まれる。(2) 海外の非自治地域と信託統治地域を除いた範囲。所謂 Consecutive US (東海岸から西海岸までのアメリカ合衆国領土)、オーストラリア本土と周囲の島々、南北のニュージーランド本島。(3) さらにその内部で、必ずしも全てが明確な境界によっては区画されていない先住民と(白人)市民の区画。アメリカ合衆国では先住アメリカ人の保留地、オーストラリアではアボリジニ地区、ニュージーランドではマオリ人の集住する農村部があった。

147) 非自治地域の制度をめぐる国連と加盟国との関係でいえば、非自治地域を決定する権限を国連が加盟国から奪い、行使したのは、これが初めてである (家 1974: 19-27)。情報送付の義務を国際法上の「国際的義務」とする国連総会決議 1541 (xv) の原則 III には、ポルトガルに対する国連の介入も反影されていたと思われる。

148) 注 123 参照。

149) 本文で言及したように、Anghie は 19 世紀以後の国際法の展開を跡づけて、国際連盟に導

入された委任統治領の制度を、国際法の構造を変革した画期的契機としている。これによって、帝国主義国際法では至上の主体だった国家に対して、より上位の国際機関として国際連盟が成立し、それ以前では国際法が介入しえなかった国家の内政に国際機関が介入した。国際連盟の委任統治領の事業は、非西欧の植民地を国民国家という主権へと形成し、それによって国家と主権を再定義する事業だった (Anghie 2002)。しかし、後に本文で述べるように、1960年に国連総会が採択した二つの決議のうち、植民地独立供与宣言は Anghie の理解と整合するが、1541 (xv) 決議は植民地的従属からの離脱の形態をより柔軟に多様化し、それに即して、国家的「主権」と「自己決定、自治」の概念を分離し、ひいては「国家 State」と「自治」の主体とを分離している。国連のその後の脱植民地化は、この二つの決議を併用した。また、両者の内の、宗主国 (施政国) の主権に強く介入する植民地独立供与宣言の「強いメッセージ」であっても、国連による脱植民地化は「国家—地域」間の支配関係という一面に介入したのみであって、「地域」ないし「国家」の内部に持続した植民地支配には介入しなかった。Anghie も、通説にならって、この「国家—地域」間の関係に即して植民地主義 colonialism と脱植民地化を理解している。

- 150) ベルギー・テーゼが指摘した、国内に「非自治」の民と地域を持つアジア・ラテンアメリカの諸国家、さらに海外に「非自治地域」を持っているとされたインドとチリ (要約 6) が、いずれも国連による脱植民地化の介入を免れたのは、これらの諸国家がすでに脱植民地化を経た (ポストコロニアルな) 国家とされたからであろう。Rodríguez-Piñero (2005) が ILO の二つの条約を、「独立国」つまりポストコロニアルな国家という状況における「先住民 indigenous」民を国際法に登場させたと評価するのも、ここで述べる国連による脱植民地化の事業に規定された意味での「ポストコロニアル」概念に拠っている。
- 151) ベルギー・テーゼは、国内に「非自治」の民を抱えている国家を直接の批判対象とした議論だといえることができる。しかし、この表現での「国、国家」と、その領土、国境は、いずれも、脱植民地化によって確定する国家とその国境を想定した表現であり、つまり、脱植民地化後の語彙による表現であることに留意したい。
- 152) 国際連盟が植民地の独立を目標として設定したのは、加盟国による植民地統治の一部に導入した委任統治制度の、さらにその一部、3種に区分けした内の A 式委任統治領に対してのみだった。それ以外の、各国の「監理 [つまり内政] 二属スル地域」については、当該国に「神聖ナル使命 [信託] による「後見」と「公正ナル待遇」を義務づけたのにすぎない。注 139 参照。
- 153) 非自治地域の独立以外の形態による「自治」達成として国連総会が承認した事例については、家 (1974: 113-114)、五十嵐 (1995: 2-3, 18-45) による。
- 154) 非自治地域 (および信託統治地域その他の地域) の独立は国連への加盟によって確定する。つまり、第二次世界大戦後の国際秩序において、法的主体 (主権国家) の資格を承認する権力を独占した国連が、19世紀後半の「国家の家族」相当のものとして、単に加盟の承認のみならず、主権国家としての資格を承認する。家 (1974: 115) は、1950年代末の時点での、独立以外の「自治」の確証は「総会の多数決から生ずる」とする Colliard の学説を紹介している。
- 155) 4-5 節参照。通常の状態と同様の形態では独立が困難な条件にある小規模かつ地理的に孤立した—しばしばこのように説明される—非自治地域について、当該地域、施政国、そして国連が行っている独立以外の「自治」の模索については、五十嵐 (1997) 参照。
- 156) ここでの論述に必要な範囲で、これら原則の規定を抜き書きする。
- 原則 VII (a) 自由連合は、情報周知された民主的な手続きを通して表明された、当該地域の (複数の) 民の自由かつ自発的な選択の結果でなければならない。それは…独立国家と連合する地域の民のために、民主的方法による意思表明を通して、および憲法上の手続きを通して当該地域の地位を変更する自由を、保有 retain するものでなければならない。
- (b) 連合した地域は、しかるべき憲法上の手続きと (地域全体の) 民 the people の自由表明した意思 wishes に従って、外部の干渉なくその内的憲法 internal constitution を決定する権利を持たなければならない。…
- 原則 VIII 独立国家との統合は、旧非自治地域の (複数の) 民と、統合する独立国家の民との、完全な平等に基づくものでなければならない。双方の地域の民は、なんらの区別も差別もなく、平等な市民としての地位と諸権利を持ち、また基本的権利と自由に関する平等な保証を持たなければならない。…

原則 IX 統合は次の条件の下で成されなければならない。

- (b) 統合は、自己の地位の変更について十分に認識している地域の民が自由に表明した意思の結果でなければならず、その意思は、成人の一般投票に基づく、公平に実施した手続き、なおかつ情報周知された民主的な手続きを通して、表明されなければならない。
- 157) 先に見た ILO107 号条約はこの条件に欠けていた。先住民・部族民の意思を問うことなく、国家の統合政策を彼らに強制していた。
- 158) アラスカ、ハワイいずれにおいても、住人に州への昇格の意思を問う手続きは、先住民の個別の意思を問うものではなかった。両州ともに先住民運動が活発である。ハワイについては注 168 参照。
- 159) 五十嵐 (1995) はこの観点からプエルト・リコ、西インド諸島、クック諸島、ニウエ、ミクロネシア連邦、パラオの事例を検討している。
- 160) 国連で 1541 (xv) 決議にいたる審議が行われているのと同時期に、ILO は 107 号条約を準備し採択した。既述のように、この条約は先住民に対する「統合」政策を打ち出していた。
- 161) アメリカ合衆国はアラスカとハワイを州として連邦に「統合」したほか、次の戦略的な要地を少なくとも軍事と外交において自己の主権の内に留めている。カリブ海の入り口のプエルト・リコを自国領土内の自由連合国 Commonwealth, Estado Libre Asociado として、北太平洋の北マリアナ連邦を同じく自国領土内の自由連合地域 Commonwealth として、グアムとアメリカン・サモアは非自治地域として、さらに「独立国」であるマーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ベラウ共和国は「自由連合」協定によって。アメリカ合衆国の主権（この場合は軍事と外交）が及ぶ地理的範囲と、それを区画する「国境」は、第二次世界大戦以前のそれと比べれば、フィリピンを失い、元の日本の南洋群島委任統治領を加えている。
- 162) 原則 VII と VIII。注 156 参照。
- 163) 注 122 参照。
- 164) Toussaint 1956: 180-181。Toussaint はイギリスの「パートナーシップ」政策について出典を記していない。次に引用するフィリピン代表の Ingles (1952, para. 9) によれば、イギリス代表の発言は Ingles が発言した 3 日前の会議で行ったもののようだ。しかし、国連総会公式記録で見る限り、イギリス代表の発言の中に、「パートナーシップ」政策に関して、Toussaint が引用しているように詳細な説明はない。公式記録では、イギリス代表 Hopkinson はイギリスの植民地政策の概要を述べ、その一環として地域の住民に言及し、全ての住民による「真のパートナーシップ」を推進することがイギリスの政策方針 philosophy であると述べ、世界中の課題である「多人種共同体 multi-racial community」の問題に関して、この政策は一つの解決策となると補足している (Hopkinson 1952, para. 12)。
- 165) 信託統治地域が独立ないし統合によって減少し、それを担当する信託統治理事会が機能を縮小していたこともあって、特別委員会は、国連における脱植民地化の課題を担当する主要な組織として機能した。植民地独立供与履行特別委員会が活動を開始したのに伴い、非自治地域情報委員会は解消され、その役割を前者が引き継いだ。特別委員会は、宣言が適用されるべき地域、つまり「いまだ独立を達成していない地域」の精査を行い、そのリストに、信託統治地域と既登録の非自治地域のほか、ポルトガルが統治するアンゴラ、モザンビークなどの地域と、イギリス統治の南ローデシアを加えた。さらに、「非自治地域」として一度は登録されたものの、自治を達成したとして施政国が情報送付を停止した地域についても、特別委員会は審査し、総会に提起して、仏領ソマリランド、仏領コモロ諸島などがリストに加えられた。このように、特別委員会は、国連憲章の信託統治地域・非自治地域の規定を越えて活動内容を拡張し、後に脱植民地化の関心が南部アフリカに、とりわけアンゴラとモザンビークにおける武力解放闘争とそれに対するポルトガルの武力弾圧、南アフリカと南西アフリカのアパルトヘイト政策、南ローデシアの「独立」問題に集中すると、現地人の闘争支援と施政国に対する国際的介入の媒介者として活動した (家 1974: 19-39, 54-85, 136-154)。
- 166) 正確には当時の南ローデシアの資料に即して述べるべきであるが、南北アメリカなどの独立国との歴史的な連続性を、イギリス本国政府と南ローデシアの入植者共同体はともに認識していたと想像される。19 世紀末から 20 世紀初めまでの時期に、南北アメリカでは入植者共同体による脱植民地化（つまり独立）が終了しており、イギリスの支配する植民地では、南アフリカ、オーストラリア、ニューージーランドで、入植者共同体が自治政府を形成し、順次、本国から自立していった。南ローデシアではこれらの先例に倣って、入植者共同体が自

- 治政府を構成した。
- 167) ローデシアからジンバブエへの転換では、入植者はまったく排除されたのではなく、入植者も参加し、しかし現地人解放組織を主体とした政体に移行した(家 1980: 53-67)。それゆえ、ここで述べる「植民地独立の担い手から入植者共同体は除かれる」のは、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」に対応するメッセージとしてである。現実には、独立国家の担い手に、現地人(先住民)のほかに、入植者や移民定住者がさまざまな割合で参加する。それでも、たとえば後に引用する Martinez (1995) が述べるように、アジア・アフリカの諸国で政権を担っているのは「先住の」民族集団であるとする理念的な語りが可能である。
- 168) ただし、この問題を先住民の観点からのみ述べるのは適切ではない。プエルト・リコとアンチルは、輸入奴隷と入植者の子孫が構成する社会であるが、地域の社会構成が植民地的だったことに変わりはない。ハワイで州への昇格を問うた住人投票は、ハワイ在住のアメリカ合衆国市民に投票権を認めたもので、先住ハワイ人の個別の意思を問うものではなかった。設定された選択肢は「州」となるか「準州」に留まるかの二つのみであって、「独立」の選択肢はなかった。先住ハワイ人の主権運動は、いずれの点でも先住ハワイ人の主権を無視した意思決定として批判している(Blaisdell 1998)。なお、国連の脱植民地化は現地人の個別の民の意思を一律に無視したのではない。非自治地域カメルーンについて、国連は住人の状況を考慮して、南部と北部で別個に住人投票を行い、その結果を受けて、1961年に、南部はカメルーン共和国として独立し、北部はそれから分離し、隣接地域と統合して、ナイジェリア連邦として独立した(家 1974: 119-120)。
- 169) 公式名は Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the UN General Assembly Resolution 2625 (xxv), 1970 年採択。
- 170) Thornberry 1989: 875-877; 1991: 18-20。Thornberry は、自己決定権を行使する主体である「民」は「地域の民全体」であるとする解釈を、国家のみならず植民地にも適用している。しかし、南ローデシア「独立」問題に介入していった段階では、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」は、自己決定権を行使して独立を達成すべき担い手を、Thornberry が想定するような「地域の民全体」ではなく、入植者を除いた現地人(先住民)に設定していた。注 103 参照。
- 171) ここでのコメントが、1993 年宣言が Wilmer の認識と同じ制約を被っていると述べているのではないことに、留意したい。1993 年宣言は「民族絶滅と文化絶滅」の歴史経験を、地理的その他いかなる条件をも付けることなく、それゆえ普遍的な規準として採用している。
- 172) 国連で公表したベルギー政府の見解を収録したパンフレット(BGIC 1953)は、副題に「文明の指命」を掲げていた。
- 173) 当時の人類学では、植民地の民が生きていた現実の生活形態を重視するのではなく、植民地支配によって消え去った、あるいは消え去りつつあった「本来の未開文化」を追求しようとする志向が強かった(清水 1993)。
- 174) 注 188, 注 196 参照。この語が古い語感で受けとめられていたことは、条約の日本語訳が用いている「土民」という訳語からも窺える。
- 175) 注 196 参照。
- 176) 同一の対象を表示するのであっても、コンテキストによって、また言語によって微妙に使い分けられている語彙を、日本語で適切に表現するには、工夫が必要である。植民地支配のコンテキストで支配の視点から植民地の現地人を表す名詞として、「原住民」を使うことにする。国際的な先住民運動のコンテキストで使われる indigenous には、先に述べたように、「先住(の)」の語を充てる。語感を対比的に言えば、「原住民」は植民地支配の対象の民であり、「先住民」はその植民地支配と闘う民である。Rodríguez-Piñero (2005: 155ff) の認識では、ILO は 107 号条約で採用した indigenous の語に、独立国家という新しいコンテキストに即した意味を与えようとした。国連の推進した脱植民地化の以後の(ポストコロニアルな)国家というコンテキストにおける先住民を指す用法をさがしている。この点を考慮して、「先住(の)」の語を充てることにする。ただし、この用法は長らく国際法の内部に留まったようであり、一般には、植民地のコンテキストで使われた用語 native/aboriginal が、独立国家における先住民に対しても引き続き使われた。国連による脱植民地化の進行は、言葉のコンテキストを—海外植民地のコンテキストから独立国家のコンテキストへなどと—変化させる。この変化に即して微妙に異なる語義を論述に反影させるために、「原住民」「先住民」と単独で用いるほか、「現地人(原住民)」「原住民(先住民)」「先住民(原住民)」などと、丸

括弧内に併記する表示も採用する。括弧内の併記は副次的な語感を表す。この複数の語の併記という手法によって、指示対象の民の連続性を示すとともに、置かれた状況の変化に伴う位置の変化を表すことができる。ここで「原住民, 先住民」のほかに「現地人」の語を採用するのは、価値評価から自由な表示の必要に応えるためである。本文で述べたように、「原住民」の語には支配対象としての侮蔑的な語感が伴っている。それに対して「現地人」は、単純に外来者との対置で区別される現地住人の意味で使う。当然のことながら、植民地のコンテキスト以外でも使える言葉であるが、植民地のコンテキストでは、外来の入植者と区別される現地人を指す。植民地が国家として独立することによって、植民地のコンテキストで意味を成した「外来者」と「現地人」との区別は意味を成さなくなる。それに替わって、従前の「現地人(原住民)」の間のエリート層と、このエリート層にとって支配的視線の対象となる非エリート「原住民」との区画が、関心の焦点として浮上する。関連して、注190参照。

- 177) ILO とベルギー・テーゼとでは、視野に若干の差異があった。5-7 節参照。
- 178) 「反植民地勢力」の配置を考慮しつつ、地域別に集計すれば、中南米からの加盟国はアルゼンチン, ポリビア, ブラジル, チリ, コロンビア, コスタリカ, キューバ, ドミニカ, エクアドル, エルサルバドル, グアテマラ, ハイチ, ホンジュラス, メキシコ, ニカラグア, パナマ, パラグアイ, ペルー, ウルグアイ, ベネズエラの 20 か国だった。西側諸国が、西欧 9 か国(ベルギー, デンマーク, フランス, ギリシャ, ルクセンブルグ, オランダ, ノルウェー, アイスランド, スウェーデン)に、アメリカ合衆国, 英連邦 5 か国(オーストラリア, カナダ, ニュージーランド, 南アフリカ, 連合王国)を加えて 15 か国, ソ連圏が 6 か国(ベラルーシ, チェコスロバキア, ポーランド, ソ連邦, ウクライナ, ユーゴスラビア), 中東イスラム諸国が 10 か国(エジプト, イラン, イラク, レバノン, サウジアラビア, シリア, トルコ, アフガニスタン, パキスタン, イエメン), それ以東のアジアが 6 か国(ビルマ, 中国, インド, インドネシア, フィリピン, タイ)である。これにイスラエル, エチオピア, リベリアを加えて、1950 年後半から 1955 年末までの時期の国連加盟国は 60 か国だった(国連広報センター n.d.)。
- 179) ここでの議論のテーマは、ベルギー・テーゼをめぐる論争が意味を成した時期における国連の脱植民地化の事業を視野に入れて、植民地支配の全体像の中でこの事業が介入した地点を把握することにある。それゆえ、少なくとも次の二点で限定された考察であることに留意したい。一点目として、脱植民地化の過程に配慮して、宗主国による植民地の政治的支配を前提として想定する。植民地化の歴史では、宗主国が支配権を確保するのに先立って、多様なエイジェントが現地に入り、入植者共同体を形成しつつ、原住民を対象に、軍事、経済、宗教、学術などの多様な活動を行っていた地域が多い。二点目として、ここで想定する三つのタイプの植民地化・脱植民地化過程は、いずれも、海外植民地によりよく該当する。Toussaint が海外植民地と区別して想定した「国家の地続きの拡張」による植民地においては、植民地化の過程は海外植民地と大差ない。しかし、脱植民地化の過程については、事例が少ないので、一般的に述べることは困難である。この場合、「強いメッセージ」に対応する脱植民地化の運動は—国連の脱植民地化が再定義した国家像に沿って表現すれば—国家からの「分離独立」運動の形を取る。運動がそこから分離しようとする「国家」は、旧来の植民地主義宗主国であることもあれば、海外植民地から独立した国家でもありうる。1950 年代との時代の違いを無視して、「植民地支配」を広い意味で捉えれば、このような「分離独立」に該当しないし近似すると思われる事例として、バルト三国, 旧ソ連邦から分立した中央アジア諸国, エリトリア, 東チモール, 旧ユーゴスラビアから分立した諸国, 分国したチェコとスロバキア, 国連の関与によって独立しようとしているコソボなどがある。拡大解釈すれば、バングラデシュもこれに該当する。古くはアイルランド, ポーランド, オーストリア帝国から独立した中欧諸国, モンゴル, 韓国と北朝鮮などが想定される。分離独立を求める運動が存在する(ないし存在していた)事例に、バスク, クルド, チンとカレンなどビルマの「少数」民族, チベット, ウイグル, 台湾, 南部フィリピンのイスラム系の民, アチュー, 西イリアン, プーゲンビル, 南スーダンの「非イスラム」系の民, ハワイなどがある。現在の国際的な先住民運動がこれらの事例をどの程度に視野に納めているのか、今後の課題としたい。
- 180) このように解釈する資料は家(1980)による。
- 181) ここではその背景に立ち入る余裕がないので、簡単に私の見通しを述べれば、現地人エリート層(階級ないし民族集団)を基盤とする抵抗組織が、植民地全体を視野に入れて、そ

- れを領土(国土)とする独立を追求するならば、その視野は(4)非エリート層の原住民も含んでいる。解放組織が(2)植民地現地権力に対する闘争を進めつつ、同時に並行して(4)非エリート原住民との平等な連帯を形成しない限りは、解放組織は非エリート原住民に対する国家的支配を展望しつつ、植民地解放の闘争を進めることになる。この場合、解放組織は解放と独立を達成する以前からすでに、国家形成の計画の中に(4)非エリート原住民に対する統治を組み込んでいる。(1)宗主国によって植民地化される以前にすでに、民の間に歴史的な階層関係が形成されていたならば、そして、(2)植民地現地権力がこの民の間の階層関係に乗じて分割統治政策を採用していたならば、あるいはさらに、その政策を現地人抵抗組織に対する鎮圧行動にまで拡大していたならば、現地人エリート層の解放組織は、植民地(つまり展望する国家)内の民に対する支配的な視線を、より容易に形成するだろう。
- 182) この観点から、植民地解放闘争が独立を達成する過程で、それに並行して先住民(原住民)の抑圧と彼らの抵抗を生み出していった事例を、東南アジアについて考察したことがある(清水1998)。なお、ここでは本題ではないので触れないが、本文で述べた第三タイプに該当する独立国家はもとより、第二タイプに当たる独立国家でも、国家の統治制度、制度的概念、統治上の慣習と文化など多くの点で、脱植民地化の前と後とが連続的であり、脱植民地化によっても植民地的状況が持続することは、多くのポストコロニアル歴史研究が示している。
- 183) 非自治地域の認定をめぐるベルギー・テーゼが「海外植民地」に言及したのは、ベルギー・テーゼの概念としてではない。ベルギー・テーゼの論理では、問題は非自治の民であって、地域それ自体ではない。非自治地域と認定されれば、国連の介入は非自治の民に向かうはずであり、それゆえ、未認定の民と地域、つまり海外植民地ではない民と地域に向けて注意を喚起した。そのような地域を、海外植民地との対置で、「地理的隣接性」の言葉で表現した。ベルギーの想定では、それに該当する国家は、施政国を含む当時の国連加盟国の半ば以上に及んだ。このようなベルギー・テーゼの主張を、海外植民地と「国家の地続きの拡張」(Toussaint 1956: 175)という植民地化過程における対置と読みかえたのは、「反植民地勢力」であり、この論争を論評したToussaintである。ベルギーと「反植民地勢力」は、互いにかみ合わない言語で相手の議論を受けとめ、自己の言語で自説を表明したといえる。「反植民地勢力」にとって、海洋による隔絶という海外植民地の特徴は、宗主国と植民地とを確実に分ける可視的な要素であり、「反植民地勢力」の大勢力であるラテンアメリカ諸国も、「革命」前はスペイン・ポルトガルの海外植民地だった。これら諸国が、ベルギー・テーゼのいう「地理的隣接性」による「文明化の作業」あるいは「植民地統治」(要約5)あるいは「文明の影響」(要約6)という想定を受け入れるならば、自国の国内に、「後進的」原住民の居住する深部にまで、国連の関与を受けなければならない。「反植民地勢力」を含めた多くの国連加盟国にとって、後に1541(xv)決議が定式化することになる海洋ドクトリンは、国連による脱植民地化の介入を国境でせきとめ、いわば海外へとそらす防壁だった。
- 184) ここで、独立国の国内について「植民地統治」の表現を用いることが、違和感を抱かせるかもしれない。この違和感は、国連の脱植民地化の「強いメッセージ」が再定義し定着させた国家像に、基づいている。この国家像では、植民地とは欧米帝国主義諸国の海外植民地であり、それは独立によって植民地であることを終了し、主権国家に転換する。それゆえ、独立国家の国内に植民地は存在しえない。しかし、この「強いメッセージ」による「脱植民地化」は植民地統治を終了させるものではないというのが、この論文での私の主張である。ここでは、この「強いメッセージ」が再定義した意味より広い意味で「植民地」の語を用いている。国連の脱植民地化が設定した国境の外側に位置しようと内側に位置しようと、特定の民ないし地域に対する支配は植民地支配である。民ないし地域に対する支配が、支配対象の民ないし地域を常に明確な境界で区画しているとは限らない。それゆえ、単独の名詞として用いる「植民地」は、必ずしも境界の明瞭な地理的区画を指すのではない。「植民地統治」など後続の名詞を伴う用法では、形容詞「植民地的な colonial」の意味で用いている。
- 185) 脱植民地化後の国家の国内に、植民地統治の対象として封じ込められた民は、行論の過程で採用した語彙に従って表現すれば、支配の対象としての「原住民」であり、その支配に対する抵抗の主体としてはなお潜在的にのみ「先住民」である。彼らのこのような位置を表すのに、ここでは「原住民(先住民)」という表示を採用する。注176参照。
- 186) ILO 駐日事務所によれば、Convention concerning the Regulation of Certain Special Systems of Recruiting Workers (50号条約、1936年採択、1939年発効、略称 Recruiting of Indigenous Workers Convention、日本語の正式名は「特殊ノ労働者募集制度ノ規律ニ関スル条約」、略称

- 「土民労働者募集条約」を初めとして、107号条約より前に合わせて5条約が採択され発効していた。
- 187) Rodríguez-Piñero (2005: 2, 142)。Rodríguez-Piñeroの説明では、当時、ILOが設定していた植民地における原住民労働の標準では、植民地ごとに個別の標準を選択することが可能であり、植民地によっては原住民労働の標準が独立国家における先住民労働の水準より高かった(2005:142)。
- 188) Rodríguez-Piñero (2005: 163)によれば、この報告書のタイトルに表れているように、当時のILOでは、「先住のindigenous」と「原住民のaboriginal」、「民peoples」と「諸人口populations」を、それぞれ互換可能の同義語として用いていた。
- 189) 以上、ILOのラテンアメリカにおける取り組みと、107号条約の制定にいたる経過については、Rodríguez-Piñero (2005: 83-112)による。
- 190) ここでの「原住民」の語は、前節で述べたように、文字通り「原住民の民natives, aborigines」を意味する一般名詞のみならず、外来者(入植者)が支配対象の民に与えた固有名ないし通称も含めて用いていることに、留意したい。
- 191) ここでは、ILOの視野を示す資料として、ILO先住民労働専門家委員会が作成した先住民の現状に関する調査報告書(ILO 1953)を参照する。
- 192) ILOの委員会は、私がここで「入植者共同体が形成した独立国家」と呼ぶ国家に該当する南北アメリカ諸国とオセアニアのオーストラリア、ニュージーランド、「新興独立国」に当るビルマ、セイロン、インド、インドネシア、パキスタン、フィリピン、タイを対象にしている。タイは一貫して独立を保ったが、叙述の便宜上、「新興独立国」の中に含めて扱いたい。
- 193) Rodríguez-Piñero (2005: 141-142)。Rodríguez-Piñeroはこの補完関係を、国連加盟国間の政治的ダイナミクスと関連させて解釈している。ベルギーの主張に回答を迫られたラテンアメリカ諸国は、国連における脱植民地化の事業が非自治地域の目標として示し始めていた——後に総会決議1541(xv)として定式化されることになる——「独立」と「統合」との対極的な選択肢を採用して、非自治地域には国連憲章第11章の精神を、独立国家では統合の推進を、主張したという。先住民の統合政策を掲げるILO107号条約は、この政策の対比に適合した。ベルギー政府もまた、同国が国連の脱植民地化を批判して主張した(植民地と独立国家とを問わず)平等な先住民政策の必要に、107号条約が応えているとして、評価したという(2005: 141-144)。
- 194) 1955年のことであるが、ILOの質問票に対しヨーロッパ諸国は、国内における先住民の存在を否定する回答を送り返していたという(Rodríguez-Piñero 2005: 149)。
- 195) 唯一の例外として、アメリカ合衆国が非自治地域として通知したアラスカが、ILO専門家委員会の考察対象に含まれている。委員会の要請に応じて同国が送った回答にエスキモーの記載を含めていたことが、その背景だったと思われる。
- 196) Rodríguez-Piñeroによれば、当時なお植民地のコンテキストで使われていた「原住民」に関連する語彙の侮蔑的な語感を排除するために、107号条約では植民地的コンテキストでの慣用語とは異なる用語を選択した。植民地の「原住民」民——英語でnative/aboriginal、フランス語でindigène——については、国連での議論にも現れていたように、「後進backward、野蛮savage、未開primitive」などの語彙が使われていた。107号条約では、これらの語彙を排除し、それぞれの言語で常用されていなかった語彙——英語でindigenous、フランス語でaborigène——を採用して、「先住の」民を表示したという(Rodríguez-Piñero 2005: 156-159)。英語とフランス語で語彙の関係がねじれているのが興味深い。ただし、国際的な先住民運動が「先住indigenous」の語を普及させたのであって、それまでは、ILO条約の使う意味での「先住indigenous」は法律用語に留まっていたようである。ちなみに国連では、先住諸人口作業部会、国連先住民権利宣言(1993年宣言、2007決議)のいずれでも、英語での「先住indigenous」をフランス語ではautochtone、中国語では「土着」と表示している。注6参照。
- 197) 注191参照。
- 198) ILO専門家委員会の定義では、「先住民」の先祖を「征服、植民地化」した「非先住民」の子孫が、「現在[その国の]政治的・経済的な権力を手中にしている」と述べているので、現在時における植民地的状況にまったく触れていないのではない。しかしそれは、「先住民」を定義する主な特徴としてではなく、間接的な言及に留まっている。
- 199) 107号条約に「部族的諸人口」の概念が導入された経緯を再考すれば、「国民」全体が「先住諸人口」であるような国家においては、「先住諸人口」と「部族的諸人口」との分類上の

関係が107号条約の規定とは逆に、「部族的諸人口」は「先住諸人口」の下位区分として位置づけられることが分かる。それゆえ、条約の実施を導く実践的な解釈では、「先住諸人口」が条約の適用対象となるのは、国民の中で「先住の」民が有意義に識別されるような国民構成の国家、つまり「非先住の」国民が支配的であるような国家においてであり、他方、「部族的諸人口」が適用対象となるのは、「全ての国民が先住」の民であるような国家において、その中から「部族的な」民が有意義に識別される国家においてである。ILO 専門家委員会の当初の定義とは異なって、107号条約第1条は「先住諸人口」に関連して、歴史的起点における征服者・植民者と国民の中の現在の支配的区分との関係について、言及しない。しかし、Thornberry が読み込んだように、「部族的諸人口」の概念を導入させた経緯が、「先住諸人口」の所在を、征服者・植民者が現在も引き続き支配している国家、つまり入植者共同体が形成したラテンアメリカ諸国であると、想定させる。

- 200) Rodríguez-Piñero によれば、ILO では1945年に組織された「非宗主国地域の社会政策に関する専門家委員会 Committee of Experts on Social Policy in Non-Metropolitan Territories」が、先住民労働専門家委員会と並行して機能していて、両者は競合する関係にあったという(2005: 149)。
- 201) 一例として、国連関連の事業報告(UN-HABITAT 2005)を見れば、冒頭にCoboの定義を引用して「先住民」の定義を述べ、ILO169号条約に言及して補充している(p.5)。
- 202) Martinez は、国連先住諸人口作業部会が審議の場を広く開放していることに触れて、「少数集団」とすべき集団が——中には「少数集団」の定義に該当しない集団もが——「先住民」を名乗って参加していると批判し、具体例としてRehoboth Bastersと呼ばれる「疑わしい団体」が参加していること、1994年にはアフリカーナーの代表団が受け入れられていることを挙げている(1995: 70)。しかし、この批判自体はCoboの定義とまったく関係がない。先住諸人口作業部会の年次報告によれば、ナミビア共和国のRehoboth Baster Communityは(少なくとも)1993年から2006年にいたるまで、毎年、作業部会の審議に参加している。一方、Afrikaner Volksfrontは1994年にのみ、参加していた。この1994年の年次報告でDaesは、97人の先住民参加者が、両団体の「人種主義的背景」を根拠として、両団体の参加に懸念を表明する申立書を提出したと述べている(1994: 12)。翌年以降、Afrikaner Volksfrontを含めて、アフリカーナーの組織は参加していない。6-4節で言及するように、Daesが有効性を評価する「先住民」概念の実践における前進的進歩が、有効に作用したと思われる。レホボス・バスター共同体については舟木(2006: 145-149)を参照した。
- 203) 国際法では、先住民に先立って少数集団の権利と保護が国際的な課題となった。先住民が課題になるのに対応して、「先住民」との用語上の区別を明瞭にするために、「国民的少数集団 national minorities」の語が導入されたようである。「先住民」が植民地支配を受けた民を指すのに対し、バスク、カタルーニャ人、ロマニー(ジプシー)、移民労働者、クルドなど、ヨーロッパ大陸の少数民族は「国民的少数集団 national minorities」と呼ばれる(Thornberry 1991: 331)。これらヨーロッパの国民国家における少数民族は、自らも「先住民」とは区別していて、国際的な先住民運動に参加してこなかった。
- 204) 作業部会に参加した先住民組織の情報は、それぞれの年次の作業部会報告による(Daes 1993a: 5-7; Yokota 2006: 18-20)。ただし、年次報告に記載された組織の中には、帰属する国家を特定できなかったものも少なくないので、本文に列記した国家のリストには漏れの可能性がある。
- 205) ILO107号条約は「部族的、半部族的」民を、「社会的・経済的」な「未発達」の度合い、つまり「国民共同体」への「統合」の進展度によって定義した。それゆえ、歴史的起点を参照すれば「先住」民であっても、「国民共同体」への「統合」を達成した「集団ないし個人」は、この条約の定義では、もはや「部族」民ではなく、それゆえ「先住」民でもない。Rodríguez-Piñeroによれば、諸国政府はこの規定を利用して、自国には「先住」民は存在しないと主張したという。日本政府はILOから質問状に、アイヌの人々は同化政策によって日本人一般と同程度に「発達」しているとして、「先住」ではないと回答した。ラテンアメリカ諸国、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドも同様の対応をしたという(2005: 164-166)。107号条約による定義については、3-3節、5-8節参照。
- 206) 「先住民」の「定義に関する性急な決着は、先住民に当る集団を、[1993年]宣言案では受け入れられている権利の享有から、排除するおそれがある」(Aboriginal and Torres Strait Islander Commission 1996: 2)。

文 献

- Aboriginal and Torres Strait Islander Commission
1996 A definition of “indigenous peoples”? (Information received from indigenous peoples’ organizations). E/CN.4/Sub.2/AC.4/1996/2/Add.1
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G96/130/37/PDF/G9613037.pdf?OpenElement> (17 Dec 2006)
- African Union
2006 Decision on the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. DOC. ASSEMBLY/AU/9(VIII)ADD.6.
<http://www.ohchr.org/english/issues/indigenous/docs/wgdd2006/dec-141.doc> (7 Oct 2007)
- American Indian Lawyer Training Program
1988 *Indian tribes as sovereign governments: A sourcebook on federal-tribal history, law, and policy*. Oakland, CA: AIRI Press.
- Anaya, S. James
2004 *Indigenous peoples in international law*, second edition. Oxford and Tokyo: Oxford University Press.
- Anghie, Antony
1999 Finding the peripheries: Sovereignty and colonialism in nineteenth-century international law. *Harvard international law journal* 40(1), 1–81.
2002 Cultural difference and international law: The League of Nations and its two visions of the nation-state. *International Center for Comparative Law and Politics Review* 5(2): 4–12.
- Belgian Government (BG)
1953 Memorandum of the Belgian Government relative to Non-Self-Governing Territories (In application of the resolution of the General Assembly of December 10, 1952). In Belgian Government Information Centre 1953: 33–57. Reprint of ‘Texts of replies: Belgium (30 April 1953)’, in UN Doc A/AC.67/2, pp. 3–31.
- Belgian Government Information Centre (BGIC)
1953 *The sacred mission of civilization: To which peoples should the benefits be extended? The Belgian Thesis*. New York: Belgian Government Information Centre. (注 125 参照。)
- Blaisdell, Kekuni
1998 Overview: Purpose and meanings of the Apology Law (US PL 10-150). Hawai’i Advisory Committee to the US Commission on Civil Rights 主催の公聴会証言資料。
- Chávez, Luis-Enrique
2006 Report of the working group established in accordance with Commission on Human Rights resolution 1995/32 of 3 March 1995 on its eleventh session. E/CN.4/2006/79.
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G06/119/46/PDF/G0611946.pdf?OpenElement> (2 Feb 2007)
- Cobo, José R. Martínez
1983 Study of the problem of discrimination against indigenous populations: Final report (last part). E/CN.4/Sub.2/1983/21/Add.8.
http://www.un.org/esa/socdev/unpfi/documents/MCS_xxi_xxii_e.pdf (10 Apr 2007)
- Commission on Human Rights, UN
1995 Resolution 1995/32: Establishment of a working group of the Commission on Human Rights to elaborate a draft declaration in accordance with paragraph 5 of General Assembly resolution 49/214 of 23 December 1994. E/CN.4/RES/1995/32.
http://ap.orchr.org/documents/E/CHR/resolutions/E-CN_4-RES-1995-32.doc (2 Feb 2007)
- Daes, Erica-Irene A.
1993a Report of the Working Group on Indigenous Populations on its eleventh session. E/CN.4/Sub.2/1993/29.
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G93/850/03/PDF/G9385003.pdf?OpenElement> (15 Dec 2006)

- 1993b Explanatory note concerning the draft declaration on the rights of indigenous peoples. E/CN.4/Sub.2/1993/26/Add.1.
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G93/852/39/PDF/G9385239.pdf?OpenElement> (15 Dec 2006)
- 1994 Report of the Working Group on Indigenous Populations on its twelfth session. E/CN.4/Sub.2/1994/30.
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G94/136/89/PDF/G9413689.pdf?OpenElement> (2 Feb 2007)
- 1996 Working paper by the Chairperson-Rapporteur, Mrs. Erica-Irene A. Daes, on the concept of 'indigenous people'. E/CN.4/Sub.2/AC.4/1996/2.
<http://www.ohchr.org/english/issues/indigenous/docs/wgip24/crp1.doc> (17 Dec 2006)
- 舟木和久
 2006 「国際人権条約における少数者問題の再検討」『立命館法学』309: 106–166。
- 外務省国際連合局社会課
 1969 「植民地およびその人民に対する独立供与に関する宣言」『国際連合において採択された人権分野の諸宣言』pp. 21–25, 東京：外務省。
- 広部和也・杉原高嶺ほか編
 2007 『解説条約集』東京：三省堂。
- Hopkinson, H. L. (United Kingdom)
 1952 no title (Statement at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, the Fourth Committee, the 251st Meeting, 21 October 1952). UN Doc A/C.4/SR.251, paras 5–25.
- Human Rights Council
 2006 Resolution 1/2: Working group of the Commission on Human Rights to elaborate a draft declaration in accordance with paragraph 5 of the General Assembly resolution 49/214 of 23 December 1994. A/HRC/RES/1/2
<http://ap.ohchr.org/documents/E/HRC/resolutions/A-HRC-RES-1-2.doc> (6 Nov 2007)
- 家正治
 1974 『神戸市外国語大学研究叢書 4 非自治地域制度の展開』神戸：神戸市外国語大学外国語研究所。
 1980 『神戸市外国語大学研究叢書 10 国際連合と民族自決権の適用』神戸：神戸市外国語大学外国語研究所。
- 五十嵐正博
 1995 『提携国家の研究——国連による非植民地化の一つの試み』東京：風行社。
 1997 「残された非自治地域と自決権」『外国語研究』38: 1–19, 神戸：神戸市外国語大学外国語研究所。
- ILO (International Labour Office)
 1953 *Indigenous peoples: Living and working conditions of aboriginal populations in independent countries* (Studies and peoples, new series 35). Geneva: International Labour Office.
- ILO (International Labour Organisation)
 2006 Background on ILO work with indigenous and tribal peoples, Indigenous and Tribal Peoples.
<http://www.ilo.org/public/english/indigenous/background/index.htm> (9 Mar 2007)
- 2007a Convention No. C107 was ratified by 27 countries.
<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/ratifce.pl?C107> (30 Apr 2007)
- 2007b Convention No. C169 was ratified by 18 countries.
<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/ratifce.pl?C169> (30 Apr 2007)
- ILO 駐日事務所
 n.d. 「条約・勧告の主題別分類——20. 原住民及び種族民」
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/subject/subj20.htm> (6 Jun 2007)
- INAC (Indian and Northern Affairs Canada)
 2006 Canada's position: United Nations draft declaration on the rights of indigenous peoples – June 29, 2006.

- http://www.ainc-inac.gc.ca/nr/spch/unp/06/ddr_e.html (4 Feb 2007)
- Ingles (Philippines)
1952 no title (Statement at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, the Fourth Committee, the 254th Meeting, 24 October 1952). UN Doc A/C.4/SR.254, paras 6–17.
- 河野敬
1979 「コンメンタール（自由権規約）——市民的及び政治的権利に関する国際規約」『法学セミナー 5月号臨時増刊 国際人権規約』291: 215–220。
- 国連広報センター
n.d. 「国連加盟国——加盟年順序」<http://www.unic.or.jp/know/listm.htm> (15 Oct 2007)
- 金東勲
2003 『現代国際法叢書 国際人権法とマイノリティの地位』東京：東信堂。
- Kunz, Josef L.
1954 Chapter XI of the United Nations Charter in action. *American journal of international law* 48(1): 103–110.
- Langenhove, F. van
1952a Non-self-governing territories (Statement by Mr. F. van Langenhove at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, Plenary Session, 10 December 1952). In Belgian Government Information Centre 1953: 29–30.
1952b Right of peoples to self-determination (Statement by Mr. F. van Langenhove at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, Plenary Session, 16 December 1952). In Belgian Government Information Centre 1953: 31–32.
- Martinez, Miquel Alfonso
1995 Study on treaties, agreements and other constructive arrangements between States and indigenous populations: Second progress report. E/CN.4/Sub.2/1995/27.
<http://www.cwis.org/fwdp/untrst2.html> (16 May 2007)
- 宮崎繁樹
1979a 「国際人権規約成立の経緯」『法学セミナー 5月臨時増刊 国際人権規約』291: 2–6。
1979b 「コンメンタール（自由権規約）——市民的及び政治的権利に関する国際規約」『法学セミナー 5月号臨時増刊 国際人権規約』291: 52–61。
- モーリス = 鈴木, テッサ
2000 『辺境から眺める——アイヌが経験する近代』大川正彦訳, 東京：みすず書房。
- OHCHR (Office of the High Commissioner for Human Rights, United Nations)
2001a Indigenous peoples and the United Nations system: An overview. In *United Nations guide for indigenous peoples*, Leaflet no. 1.
<http://www.unhchr.ch/html/racism/00-indigenousguide.html> (25 Sep 2005)
2001b The draft United Nations declaration on the rights of indigenous peoples. In *United Nations guide for indigenous peoples*, Leaflet no. 5.
<http://www.unhchr.ch/html/racism/00-indigenousguide.html> (25 Sep 2005)
- Rodríguez-Piñero, Luis
2005 *Indigenous peoples, postcolonialism, and international law: the ILO regime, 1919–1989*. Oxford: Oxford University Press.
- Ryckmans, P.
1953a The peoples who have a right to benefit from the provisions of Chapter XI of the Charter (Statement by Mr. P. Ryckmans at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, the Fourth Committee, the 253rd Meeting, 23 October 1952). In Belgian Government Information Centre 1953: 9–17. (cf. UN Doc A/C.4/SR.253, paras 14–30.)
1953b Factors which must be taken into account to determine whether a territory has attained a full measure of self-government (Statement by Mr. P. Ryckmans at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, the Fourth Committee, the 274th Meeting, 14 November 1952). In Belgian Government Information Centre 1953: 18–28. (cf. UN Doc A/C.4/SR.274, paras 64–83).
1954 no title (Statement at the Ninth Session of the United Nations General Assembly, the Fourth Committee, the 419th Meeting, 2 November 1954). UN Doc A/C.4/SR.419, paras 14

-46.

Sastroamidjojo (Indonesia)

- 1952 no title (Statement at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, the Fourth Committee, the 255th Meeting, 27 October 1952). UN Doc A/C.4/SR.255, paras 51–62.

瀬戸山晃一

- 1997 「現代法におけるパターナリズムの概念——その現代的変遷と法理論的含意」『阪大法学』188: 397–425。

清水昭俊

- 1993 「永遠の未開文化と周辺民族——近代西欧人類学史点描」『国立民族学博物館研究報告』17(3): 417–488。

- 1998 「周辺民族と世界の構造」清水編『周辺民族の現在』pp. 15–63, 京都: 世界思想社。

スチュアート ヘンリ

- 1997 「先住民運動」中林伸浩ほか編『岩波講座文化人類学 6 紛争と運動』pp. 229–255, 東京: 岩波書店。

Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, UN

- 1993 Resolution 1993/46: Draft United Nations declaration on the rights of indigenous peoples. E/CN.4/SUB.2/RES/1993/46.

http://ap.orch.org/documents/E/SUBCOM/resolutions/E-CN_4-SUB_2-RES-1993-46.doc (15 Dec 2006)

- 1994 Resolution 1994/45: Draft United Nations declaration on the rights of indigenous peoples. E/CN.4/SUB.2/RES/1994/45.

http://ap.ohchr.org/duments/E/SUBCOM/resolutions/E-CN_4-SUB_2-RES-1994-45.doc (15 Dec 2006)

Sub-Commission Secretariat, Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, UN

- 1994 Technical review of the United Nations draft declaration on the rights of indigenous peoples. E/CN.4/Sub.2/1994/2.

<http://www.unhchr.ch/Huridocda/Huridoca.nsf/0811fcbd0b9f6bd58025667300306dea/3ea1494608f630e28025672b00593af5?OpenDocument> (17 Apr 2007)

Swepton, Lee

- 1990 A new step in the international law on indigenous and tribal peoples: ILO Convention No. 169 of 1989. *Oklahoma City University law review* 15, 677–714. Reprinted in *International law and indigenous peoples* (ed.) S. J. Anaya, pp. 329–366. Hants, UK: Dartmouth Publishing Co., 2003.

Thornberry, Patrick

- 1989 Self-determination, minorities, human rights: A review of international instruments. *The international and comparative law quarterly* 38(4): 867–889.

- 1991 *International law and the rights of minorities*. Oxford: Clarendon Press.

Toussaint, C. E.

- 1956 The colonial controversy in the United Nations. In *The year book of world affairs* (eds) George W. Keeton and Georg Schwarzenberger, pp. 170–198. London: Stevens.

Tesar, Clive (The Arctic Council Indigenous Peoples' Secretariat)

- 2006 UN Indigenous Rights Declaration blocked.

<http://www.arcticpeoples.org/2006/11/29/un-indigenous-rights-declaration-blocked> (24 Feb 2007)

上村英明

- 2004 「『植民地問題』解決のための国連の歴史的な努力と『先住民の国際10年』——人類学者のための民族集団に関する国際人権法入門」『文化人類学研究』5 (特集「国際先住民の現在——軌跡と展望」): 14–30。

United States National Security Council

- 2001 Position on indigenous peoples. (Website) Human Rights Library, University of Minnesota.

<http://www1.umn.edu/humanrts/usdocs/indigenousdoc.html> (24 Feb 2007)

UN (Department of Public Information, United Nations)

- 2007 General Assembly GA/10612 Plenary, the 107th & 108th Meetings, 13 September 2007.
<http://www.un.org/News/Press/docs//2007/ga10612.doc.htm> (29 Oct 2007)
- UN-HABITAT (United Nations Human Settlements Programme)
- 2005 *Indigenous peoples' right to adequate housing: A global overview* (United Nations Housing Rights Programme Report, no. 7). Nairobi, 2005.
<http://www.ohchr.org/english/about/publications/docs/indighous.pdf> (20 Dec 2006)
- UNPFII (United Nations Permanent Forum of Indigenous Issues)
- 2006 The UN Permanent Forum of Indigenous Peoples.
http://www.un.org/esa/socdev/unpfi/en/about_us.html (18 Dec 2006)
- 2007a Latest updates on the Declaration at the 61st Session of the United Nations General Assembly.
<http://www.un.org/esa/socdev/unpfi/en/declaration.html> (27 Feb 2007)
- 2007b UNITED NATIONS DECLARATION ON THE RIGHTS OF INDIGENOUS PEOPLES Adopted by the General Assembly 13 September 2007.
<http://www.un.org/esa/socdev/unpfi/en/declaration.html> (29 Oct 2007)
- van Zeeland
- 1953 The sacred mission of civilization (Statement by Mr. van Zeeland, Minister of Foreign Affairs, at the Seventh Session of the United Nations General Assembly, Plenary Session of November 10, 1952). In Belgian Government Information Centre 1953: 7–8.
- Willims, Walter L.
- 1984 From independence to wardship: The legal process of erosion of American Indian sovereignty. *American Indian culture and research journal* 7(4): 5–32.
- Yokota, Yozo
- 2006 Report of the Working Group on Indigenous Populations on its twenty-fourth session. A/HRC/Sub.1/58/22.
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G06/133/57/PDF/G0613357.pdf?OpenElement> (17 Dec 2006)

国際法規^{注)}

- Covenant of the League of Nations, 1922
Yale Law School <http://www.yale.edu/lawweb/avalon/leagcov.htm#art21> (8 Jun 2007)
- 国際聯盟規約 (ヴェルサイユ平和条約第1編)
広部・杉原 2007: 44–48。
- Charter of the United Nations, 1945
United Nations <http://www.un.org/aboutun/charter> (4 Apr 2006)
- 国際連合憲章
国連広報センター <http://www.unic.or.jp/know/kensyo.htm> (4 Apr 2006)
- Universal Declaration of Human Rights, 1948
United Nations <http://www.un.org/Overview/rights.html> (4 Apr 2006)
- 世界人権宣言
日本政府外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html (30 Nov 2007)
- Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, 1948
United Nations Office of High Commissioner for Human Rights
http://www.unhcr.ch/html/menu3/b/p_genoci.htm (21 Apr 2007)
- 集団殺害罪の防止および処罰に関する条約
国連広報センター <http://www.unic.or.jp/recent/pr01-16.htm> (21 Apr 2007)
- Convention concerning the Protection and Integration of Indigenous and Other Tribal and Semi-Tribal Populations in Independent Countries (ILO Convention no. 107), 1957
International Labour Organization (ILO)
<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C107> (30 Apr 2007)
- 独立国における土民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約 (ILO107号条約)

ILO 駐日事務所

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c107.htm> (30 Apr 2007)

条約名の日本語訳については注 56 参照。

Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples. UN General Assembly Resolution 1514(xv), 14 Dec 1960

UN Documentation Centre

[http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/1514\(XV\)&Lang=E&Area=RESOLUTION](http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/1514(XV)&Lang=E&Area=RESOLUTION)
(4 Mar 2007)

植民地およびその人民に対する独立供与に関する宣言（植民地独立供与宣言）、国際連合総会決議 1514 (xv)

外務省国際連合局社会課 1969: 50–52；広部・杉原 2007: 41；家 1974: 51–52。

家は「植民地諸国諸人民にたいする独立付与に関する宣言」としている。広部・杉原もほぼ同じ。

Principles which should guide Members in determining whether or not an obligation exists to transmit the information called for under Article 73 e of the Charter. UN General Assembly Resolution 1541 (xv), 15 Dec 1960

UN Documentation Centre

[http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/1541\(XV\)&Lang=E&Area=RESOLUTION](http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/1541(XV)&Lang=E&Area=RESOLUTION)
(28 May 2007)

国際連合憲章 73 条 e 項による情報送付の義務ありや否やを決定する加盟国指導原則——総会決議 1541 (xv)

家 1974: 22–25。

International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, 1966

United Nations Office of High Commissioner for Human Rights

<http://www.ohchr.org/english/law/> (22 Apr 2007)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A 規約）

『法学セミナー 5 月臨時増刊 国際人権規約』1979。

International Covenant on Civil and Political Rights, 1966

United Nations Office of High Commissioner for Human Rights

<http://www.ohchr.org/english/law/> (22 Apr 2007)

市民的及び政治的権利に関する国際条約（自由権規約、B 規約）

『法学セミナー 5 月臨時増刊 国際人権規約』1979。

Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations. UN General Assembly Resolution 2625(xxv), 1970

UN Documentation Centre

[http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/2625\(XXV\)&Lang=E&Area=RESOLUTION](http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/2625(XXV)&Lang=E&Area=RESOLUTION)
(13 May 2007)

国際連合憲章に従った国家間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言（友好関係原則宣言）、総会決議 2625 (xxv)

広部・杉原 2007: 41–44（抜粋）；家 1974: 102–104（一部）。

Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries (ILO Convention no. 169), 1989

International Labour Organization (ILO)

<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C169> (27 Feb 2007)

独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169 号条約）

ILO 駐日事務所

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c169.htm> (9 Mar 2007)

Draft United Nations declaration on the rights of indigenous peoples, 1993

E/CN.4/Sub.2/1993/29 (Daes 1993a) に Annex I: DRAFT DECLARATION AS AGREED UPON BY THE MEMBERS OF THE WORKING GROUP AT ITS ELEVENTH SESSION として添付 (pp. 50–59)。先住諸人口作業部会の決定した草案。この論文での略称は「1993 年宣言」。

中国語版は E/CN.4/Sub.2/1993/29 Chinese (pp. 45–55)

<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=E/CN.4/Sub.2/1993/29&Lang=C> (18 Apr 2007)

United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, 2006

Human Rights Council 2006 に Annex として添付。この論文での略称は「2006年宣言案」。
人権理事会が国連総会に決議案として提案したもの。

United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. UN General Assembly Resolution 61/292 (A/RES/61/295), 13 Sep 2007

国連総会が採択した決議。この論文での略称は「2007年決議」。

UN Documentation Centre

<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/61/295&Lang=E> (29 Oct 2007)

フランス語版は

<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/61/295&Lang=S> (29 Oct 2007)

中国語版は

<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=A/RES/61/295&Lang=C> (29 Oct 2007)

注) 条約などの参照する国際法規を採択年次に従って配列する。情報源が web サイトである場合は、URL とアクセス日を付記する。

